

令和5年香美市議会定例会

12月定例会議会議録

令和 5年12月 1日 開 議

令和 5年12月22日 閉 会

香 美 市 議 会

令和5年香美市議会定例会

12月定例会議会議録（第1号）

令和5年12月1日 金曜日

令和5年香美市議会定例会12月定例会議会議録(第1号)

招集年月日 令和5年12月1日(金曜日)

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月1日金曜日(審議期間第1日) 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	有光収三	10番	比与森光俊
2番	公文直樹	11番	山崎晃子
3番	中平麻衣	12番	笹岡優
4番	西村剛治	13番	濱田百合子
5番	西山潤	14番	山崎龍太郎
6番	森田雄介	15番	利根健二
7番	山崎眞幹	16番	小松紀夫
8番	小松孝	17番	村田珠美
9番	舟谷千幸	18番	山本芳男

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	依光晃一郎	建設課長	野村文紀
副市長	村上真祥	農林課長	川島進
総務課長	竹崎澄人	商工観光課長	石元幸司
企画財政課長	佐竹教人	環境課長	依光伸枝
定住推進課長	小松伯聖	管財課長	三谷恵司
防災対策課長	中川英斉	ふれあい交流センター所長	植田佐智
税務収納課長	猪野高廣	会計管理者兼会計課長	明石清美
高齢介護課長	中山繁美	《香北支所》	
福祉事務所長	野邑裕永	支所長	前田哲夫
市民保険課長	萩野貴子	《物部支所》	
健康推進課健康づくり班長	西村昭彦	支所長	片岡亮

【教育委員会部局】

教育長	白川景子	教育振興課長	一圓まどか
教育次長	中山泰仁	生涯学習振興課長	黍原美貴子

【消防部局】

消防長 宮地義之

【その他の部局】

農業委員会事務局次長	岡村昭彦	上下水道局長	西村安史
------------	------	--------	------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 一 圓 幹 生 議会事務局書記 今 井 沙 織
議会事務局書記 横 田 恵 子

市長提出議案の題目

- 議案第 77号 令和5年度香美市一般会計補正予算（第8号）
議案第 78号 令和5年度香美市一般会計補正予算（第9号）
議案第 79号 令和5年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
議案第 80号 令和5年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）
議案第 81号 令和5年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）
議案第 82号 令和5年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）
議案第 83号 令和5年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）
議案第 84号 令和5年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第 85号 令和5年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第 86号 香美市人権尊重のまちづくり条例の制定について
議案第 87号 香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 88号 香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 89号 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 90号 香美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 91号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 92号 香美市香北町緑地等管理中央センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 93号 香美市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 94号 香美市児童クラブの指定管理者の指定について
議案第 95号 香美郡殖林組合の解散について
議案第 96号 香美郡殖林組合の解散に伴う財産処分及び事務承継について
諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について

- 諮問第 4号 人権擁護委員候補者の推薦について
 諮問第 5号 人権擁護委員候補者の推薦について
 諮問第 6号 人権擁護委員候補者の推薦について

議員提出議案の題目

- 発議第 4号 香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 決議案第 1号 ガザ地区における平和の実現を早期に求める決議について
 決議案第 2号 朝ドラ「あんぱん」特別委員会の設置に関する決議について

議事日程

令和5年香美市議会定例会12月定例会議議事日程

(審議期間第1日目 日程第1号)

令和5年12月1日(金) 午前9時開議

- 日程第1 審議期間の決定
 日程第2 会議録署名議員の指名
 日程第3 諸般の報告
 1. 議長の報告
 2. 市長の報告
 (1) 専決処分事項の報告について
 報告第12号 損害賠償の額の決定及び和解について
 (2) 行政の報告及び提案理由の説明
 日程第4 議案第 77号 令和5年度香美市一般会計補正予算(第8号)
 日程第5 議案第 78号 令和5年度香美市一般会計補正予算(第9号)
 日程第6 議案第 79号 令和5年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)
 日程第7 議案第 80号 令和5年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)
 日程第8 議案第 81号 令和5年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3号)
 日程第9 議案第 82号 令和5年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第4号)
 日程第10 議案第 83号 令和5年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算(第2号)
 日程第11 議案第 84号 令和5年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
 日程第12 議案第 85号 令和5年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

- 日程第13 議案第 86号 香美市人権尊重のまちづくり条例の制定について
- 日程第14 議案第 87号 香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第 88号 香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第 89号 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第 90号 香美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第 91号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第 92号 香美市香北町緑地等管理中央センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第 93号 香美市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第 94号 香美市児童クラブの指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第 95号 香美郡殖林組合の解散について
- 日程第23 議案第 96号 香美郡殖林組合の解散に伴う財産処分及び事務継承について
- 日程第24 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第25 諮問第 4号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第26 諮問第 5号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第27 諮問第 6号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第28 発議第 4号 香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 決議案第 1号 ガザ地区における平和の実現を早期に求める決議について
- 日程第30 決議案第 2号 朝ドラ「あんぱん」特別委員会の設置に関する決議について

会議録署名議員

11番、山崎晃子君、12番、笹岡 優君（審議期間第1日目に審議期間を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時02分 開会 開議)

○議長（山本芳男君） おはようございます。ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、これから令和5年香美市議会定例会を再開し、12月定例会議を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

紅葉の季節も終わり、随分寒さを感じる気候となってまいりました。議員各位、執行部におかれましては、公私とも御多忙の折、12月定例会議に御出席いただきましてありがとうございます。

11月3日には、物部町で火鎮祭相撲大会が開催されました。4年ぶりということ、参加チームを心配しておりましたが、選手・関係者の皆様の深い御理解と御協力により、16チーム、総勢47人の参加をいただき、盛大に開催することができました。

今年もべふ溪谷など紅葉や溪流の景観もよく、市内外から大勢の方が訪れ、楽しんでいただいたと思います。11月18日には、中谷 元衆議院議員御夫妻が大荒の滝、轟の滝を散策した後、物部地区文化展も御鑑賞くださいました。

10月25日から26日には、北九州で開催されました全国市議会議長会研究フォーラムに正副議長が出席いたしました。11月2日には、東京都で開催されました空き家・空き地問題に関する特別委員会に、11月13日には、同じく東京都で開催されました全国過疎地域連盟第56回総会に出席いたしました。また、11月14日には、広島県三原市で空き家・空き地問題に関する特別委員会の現地調査が開催され、三原市の取組について意見交換を行いました。なお、資料につきましては議長室に置いてありますので、また御覧になっていただきたいと思います。

さて、本定例会議に市長から提出されています議案は、令和5年度香美市一般会計補正予算（第8号）を含む、議案20件、報告1件、諮問4件であります。

議員各位におかれましては、慎重な審査と審議の上、それぞれの議案に対して適切な議決を賜りますよう、また円滑な議事運営に各段の御協力を賜りますようお願い申し上げます、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、審議期間の決定を議題とします。

本件につきましては、11月28日の議会運営委員会で協議をいただいています。

協議結果につきましては、議会運営委員会委員長、小松紀夫君から協議結果報告書が提出されていますので、御覧いただきたいと思います。

お諮りします。報告書のとおり、今定例会議の審議期間は、本日から12月22日までの22日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。よって、今定例会議の審議期間は、本日から12月22日までの22日間と決定しました。

なお、審議期間中の会議の予定につきましては、お配りしました予定表のとおりです。

【審議期間予定表 巻末に掲載】

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今定例会議を通じまして、11番、山崎晃子さん、12番、笹岡 優君を指名します。両名はよろしくお願いいたします。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

まず、市長から、地方自治法第180条の規定による専決処分事項について、報告第12号のとおり報告がありました。

また、監査委員から、例月現金出納検査及び定期監査の結果について報告書が提出されています。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりです。

日程第3、報告第12号、損害賠償の額の決定及び和解についてから、日程第23、議案第96号、香美郡殖林組合の解散に伴う財産処分及び事務承継についてまで及び日程第26、諮問第5号、人権擁護委員候補者の推薦について並びに日程第27、諮問第6号、人権擁護委員候補者の推薦について、以上23件を一括議題とします。

行政の報告及び提出議案の提案理由の説明を求めます。市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 本日、議員の皆様のお出足をいただき、令和5年香美市議会定例会12月定例会議が開かれますことに、厚く御礼を申し上げます。

議案の説明に先立ち、最近の香美市の取組を例に挙げながら、私の政治姿勢や市政運営についての考え方を御説明させていただきます。

まず、やなせたかし先生の生きざまや、作品に込めた思いを伝える展示館の建設についてであります。

今年の10月13日は、やなせたかし先生がお亡くなりになって10年の命日でした。命日の朝、朴ノ木公園にて先生と奥様のお墓参りをさせていただき、先生の生きざまや作品に込めた思いを、しっかりと後世に残すべく、展示館の建設を含め、市長として取り組んでいく決意を御報告いたしました。

今年は、詩とメルヘン絵本館が開館25周年、絵本アンパンマンが誕生して50周年ということで、関連する企画展などが開催されています。やなせ先生と一緒に仕事をされた方とお話しする機会も多くあり、先生がゆかりの方々に与えた影響の大きさを改めて知ることとなりました。私としましては、これまでも議会でお話しさせていただきましたとおり、先生の展示館建設について、5年後の令和10年を目指しております。

そこで、この展示館建設も含めた今後の取組について、11月20日に、公益財団法人

人やなせたかし記念アンパンマンミュージアム振興財団、株式会社やなせスタジオ、株式会社フレーベル館と話し合いました。この中で、やなせ先生のお人柄や生きざまなどを紹介する展示を、これまで以上に充実させる必要があるとの共通認識を確認することができました。一方で、私の考え方と財団の考え方の違いも明らかになりました。財団の目指している展示館建設の目的は、私が提案した集客を目的とした展示館ではなく、収蔵庫と事務所を併設した現在の施設を補完する建物を、財団の資金だけで建てること。また、建設の時期は積み立てている基金が目標額になった時点で建設することなどです。私としましては、財団は先生の作品保存だけに重きを置くのではなく、先生の理想や作品に込めた思いも広く知っていただくべく、機能を充実させ、多くのお客様をお迎えし、そして地域の活性化にも貢献していただきたいと考えております。財団としては結論を出しているとのことですが、市議会の皆様の御賛同が得られれば、香美市で建設費補助の予算を計上させていただき、やなせ先生について多くの方々に知っていただくという意味での集客機能も付加する形で、5年後の建設を目指したい思いがあります。

そもそもの生前のやなせ先生と旧香北町との関係を振り返ります。

先生が旧香北町の名誉町民になられたとき、旧香北町長である野島民雄さんは、先生の葬儀を執り行うことと、財産を受け継いでお墓を守ることにについて、先生に約束されたそうです。私は、旧香北町を受け継ぐ香美市の市長として、野島元町長が先生と交わした約束を守る立場で、財団、やなせスタジオ、フレーベル館の3者の方針に、口を挟ませていただきました。今後、より連携を深めていきたいと考えております。香美市の将来を見据えて、先生が香美市に財団を設立し、財産を託されたことについて、市議会の御意見も今議会で御議論いただければと思っております。

次に、NHK連続テレビ小説「あんばん」についてです。

やなせ先生の命日から1週間後である20日に、NHKから令和7年春の朝ドラに「あんばん」が決まったとの発表がありました。やなせ先生の奥様である暢さんが主人公です。先生がお亡くなりになって10年ですが、世の中から先生のことをだんだんと忘れられているように感じられます。例えば、10回忌の命日には、報道などにより先生のことを全国ニュースで流れるのではと期待しておりましたが、地元のマスコミ報道も含め、特に目立ったものはありませんでした。市長として何か策をと思っていたところの「あんばん」放送決定ですので、このチャンスを最大限に生かすべく、全力で取り組む決意です。

11月課長会では、市役所職員に向けて、日常業務に加えて「あんばん」関連業務が加わり、確実に忙しくなるが、一生に一度の経験なので頑張ってもらいたい。また、担当課だけではなく、全ての職員が何らかの形でドラマに関わり、それぞれに達成感を感じてほしい。そして、成功させることができれば、それぞれの職員の自信となり、ドラマ後の市役所業務においても、住民サービスを向上させることができるという話をさせていただきました。

そして、市役所だけが盛り上がるのではなく、香美市を挙げて盛り上がりたいたいと思っております。そのための仕掛けとして、市民に朝ドラ「あんぱん」を盛り上げるアイデアを募り、補助を出すような取組も来年度予算で検討したいと思っております。香美市民には、ゴールデンウィークや夏休みの道路渋滞など、御迷惑や御負担をおかけすることになりますが、県の支援も仰ぎながら、市として考えられる限りの対策を講じてまいりますので、御理解、御協力いただけるようお願いいたします。

次に、会計年度任用職員を含む職員給与の増額についてです。

令和5年の人事院勧告を受け、給料表が令和5年4月1日に遡及して増額改定されます。私としましては、正規職員と同様に頑張っている仕事をしてきている会計年度任用職員の皆さんに、できるだけ報いたいと思っており、原則として会計年度任用職員も正規職員と同じく遡及と増額改定を行うこととし、特別職を除いた総額で3,936万7,000円の増額補正を今議会にお願いしています。将来的には、勤務年数に従って一律に給与を上げるのではなく、仕事への取組姿勢、成果などを評価し、給与に差をつけていきたいと考えています。

また、管理職には若手職員にロールモデルを示していただくとともに、部下の教育とマネジメントについて、より一層注力してもらいたいと考えています。このため、課長の役割、班長の役割、係長の役割を明確にし、例えば、班長よりも広い視野で課全体に目配りできる課長補佐制に段階的に戻していくことも含め、新たな組織の在り方についても検討を進めてまいります。

次に、県内国民健康保険料水準統一の取組について報告いたします。

県内国保を将来にわたって安定的・公平に運営していくため、県と県内34市町村は、令和12年度の保険料水準統一を目指し取組を進めております。市町村は、令和12年度の保険料水準統一に向けて、計画的かつ段階的な国保税率の見直しを行う必要があります。県の行った令和12年度推計を基に、令和6年度から令和12年度までの改定の参考資料とするため、各市町村において保険料方針を策定することとしており、香美市の方針としては、第一に被保険者への影響を考慮し、国保財政調整基金を活用した保険料税の抑制と激変緩和を考えており、当面は据置きとした上で、見直し年度である令和8年度に県が行う再推計により、令和9年度から令和12年度の4年間で値上げする方向で検討しております。現在、保険料方針案について県と協議を進めており、国民健康保険運営協議会の御意見を踏まえて決定し、3月定例会議で詳細を御報告させていただきます。

次に、5つの基本政策と4つの横断的な政策に基づく香美市づくりについてです。

最初に、基本政策の1つ目、経済の活性化についてであります。

電力・ガス・食料品などの価格高騰が続いており、コロナ後の経済活性化の足かせとなっております。そこで、国は現在執行中の住民税非課税世帯への1世帯3万円の支援に加え、新たに7万円の支給を決定いたしました。香美市としましては、経済を下支え

する政策として、迅速に支給すべく取り組んでまいります。

次に、基本政策2つ目の、健康長寿の香美市づくりです。

本議会の補正予算として、車椅子や座位保持装置などの購入支援予算を上げさせていただいております。例年よりも申請が多いことに対応するものですが、今後とも障害者への支援を迅速に行い、障害があっても生き生きと暮らせる香美市を目指してまいります。

次に、香美市の障害者団体の新たな取組について、御紹介いたします。

10月16日に、身体障害者のためのチャットGPT講座という勉強会に参加しました。主催は香美市身体障害者連盟です。代表の福島富雄さんが春に市長室へお越しになり、新たな障害者支援の話をする中で、デジタル化について取り組んでみようとして、8月からの3回シリーズでチャットGPTを学ぶ講座が生まれました。講師は「SHIFT PLUS」の鈴木康太さんです。スマートフォンへの音声入力で、体に麻痺があってもチャットGPTなどの高度なソフトウェアを使いこなすことができるようになりました。障害があっても最先端の技術に触れることができます。当日、香美市の障害者支援についてチャットGPTを使って聞いてみられたのですが、残念ながら満足な回答は得られませんでした。香美市がインターネットに公開している情報を、チャットGPTが拾えなかったことが原因と思われます。香美市には実際に他の自治体にも負けない補助制度がありますので、ホームページでの情報発信に工夫が必要だと改めて感じました。今後も、この取組を応援するなどして、体に障害があってもデジタル技術を活用して、人との交流や社会参加ができるまちを目指してまいります。

次に、基本政策3つ目の、教育の充実です。

11月20日のこども議会では、大栃中学校の皆さんが、この議場に来てくれました。学校での探求学習を踏まえた質問や、日頃の課題を解決するための質問など、レベルの高い内容だと感心しました。生徒の皆さんには、これからも香美市の課題に関心を持っていただき、将来の香美市を担っていただくべく、学習に取り組んでいただきたいと思っております。こども会議での質問に、高校への通学費について、土佐山田町までのバス料金を全額補助してほしいとの要望がありました。こども議会開催時点では、定例会議前でしたので明確にお答えできなかったのですが、現状の高等学校等通学費補助金の基準額を、1万円から5,000円に引き下げる予算を計上させていただいております。御家庭にとっては、現状の1か月9,900円の御負担から、1か月5,000円と半分になる計算です。市議会の皆様には、御審議のほどよろしく願いいたします。今後も、香美市で学ぶ児童・生徒の御意見も聞きながら、できる限り市政に反映すべく努力してまいります。

次に、学校給食費についてです。

食材の価格高騰が続いており、今年度の歳出予算に不足が見込まれる1,125万7,000円を補填すべく、補正予算を計上させていただきました。ここで、少し学校

給食費についてお話しさせていただきます。全国的に給食費無償化が広がっていますが、今のところ考えてはおりません。食材の価格高騰が続いている中ですので、保護者負担の給食費だけで食材費の全てを賄うことはできておらず、現状でも収支は苦しい状況です。自治体によっては、子供たちが食べる給食の質にも少なからず影響が出ていると聞きます。しかしながら、私としましては、香美市の子供たちには、しっかりと質のよい給食を提供したいと考えております。なお、就学援助世帯の給食費は、市が全額を支給しています。経済的に厳しい御家庭の子供たちは、今後も給食は無料で食べられることをお約束いたします。

次に、基本政策4つ目の、市民を守る災害対策についてです。

香美市では、災害への備えとして、地域で助け合う共助について、さらに住民の皆様にも力を発揮していただくべく取り組んでいます。現在、本市には178組織の自主防災組織があり、取りまとめの連絡協議会では、香北町、物部町、住宅地区、物部川流域、中山間地区の5地区に分かれ、各地区の災害特性に応じた地区会を開催していただいています。今回の地区会では、住宅地区では防災対策課と消防本部が地震火災に関する講習を行い、それ以外の地区でも県の総合防災対策推進中央東地域本部に講師を依頼し、参加された自主防災組織からは大変好評をいただいております。今後とも、市として自主防災組織を支援し、連携を深めることで、災害から市民を守るべく一緒になって取り組んでまいります。

次に、補正予算として上げさせていただいております、防災カギBOXについてです。

この防災カギBOXは、地震を感知して扉が開き、施設の鍵を手に入れることができる装置です。いざ南海トラフ地震発生となりますと、市役所の活動には限界があるため、地域住民自らで指定避難所を開設していただく必要があります。地域で鍵を管理して、日頃から使用している集会所などは、地域で開設することが可能であると思いますが、多くの避難者を収容することができる体育館など、規模の大きい施設については、施設管理者が鍵を管理していますので、地域で開設することは容易ではありません。開設できない状態が続きますと、多くの避難者が混乱し、疲弊してしまいます。このような事態を防ぐため、平成30年度から規模の大きい施設に防災カギBOXの設置を進めており、現在11施設に設置しております。本年度は2施設を予定しておりましたが、さらに3施設を補正予算でお願いすることで、5施設の整備をさせていただきたいと考えています。引き続き、規模の大きい施設である残りの9施設について、可能な限り早期に設置できるよう努力してまいります。

最後に、基本政策5つのインフラの充実と有効活用です。

9月定例会議後も、道路や河川について、秋の要望活動を行っております。この秋の要望は、村上副市長にそのほとんどをお願いしました。これまでの国土交通省での経験、人脈を生かしていただきたいという意図です。国・県に対し、引き続きインフラ整備に対する予算の確保と、重点的な配分を要望していきます。今後とも、的確な要望に努め、

香美市民の安心・安全と利便性向上を目指して取り組んでまいります。

次に、都市計画についてです。

1 1月1日に、高知広域都市計画協議会が開催され、最終案が決定いたしました。香美市の要望も反映されたものとなっており、新たに住宅開発による児童数の増加や、企業による新たな投資も呼び込めるのではと期待しているところです。この緩和を生かして、若者世代が香美市に定住できるよう、積極的に取り組んでまいります。

続いて、4つの横断的な政策についてです。

1つ目は、親しまれ信頼される行政窓口への継続的な改善です。

香美市役所は慢性的な駐車場不足となっております。6月定例会議で市役所南側の土地の鑑定予算を上げさせていただきましたが、このたび地権者から、2筆のうち1筆について、売却の申出がありました。約半分ではありますが、不足する来庁者用の駐車場用地とすることができる土地ですので、予算を計上させていただきました。残りの土地につきましては、今後、地権者が売却の意思を示すことになれば、購入を検討させていただきます。

2つ目は、中山間対策の充実・強化です。

1 1月14日に、繁藤地区にて休園・休校となっている、若藤保育園と繁藤小・中学校について、地元で意見交換会を行いました。休園となって17年、休校となって10年となるため、地元の皆さんからの御意見を伺い、今後の検討材料とさせていただくこととしました。地元の方々からは再開を望む声はなく、閉園・閉校になった場合の施設活用について、興味を持たれているような印象でした。また、保護者の方々からは、通学への不便さについての御意見が多数ありました。私としましては、施設利用の可能性を広げるため、閉園・閉校という結論がよいのではと考え始めたところです。市議会の皆様のお考えもお聞きして、教育委員会とも相談しながら、今後の進め方について検討してまいります。

3つ目は、こども施策の充実と女性活躍の場の拡大です。

今議会では、香美市結婚新生活支援事業費補助金を追加で2件分計上させていただいております。これは、当初予算で計上していた5件分が既に埋まったためです。この補助金は、香美市で新生活を送ることを応援する予算であり、今後もしっかりとPRさせていただいて、多くのカップルに香美市を生活の場として選んでいただくべく取り組んでまいります。

次に、不妊治療費助成金についてです。

こちらも追加で12件分計上させていただいております。子供を望んでいるカップルを応援するべく計上させていただきました。この補助金につきましても、できる限り予算を確保して、少子化の課題を解決するよう努力してまいります。

最後に、4つ目の文化芸術とスポーツの振興です。

今年も、香美市芸術祭が9月23日から11月26日まで開催されました。私は、ブ

ラザ八王子での文化展、中央公民館での芸能大会、土佐山田合唱団の定期演奏会に参加させていただきました。多くの香美市民が発表し、参加されたことをうれしく思います。また、香美市体育大会では、香北体育センターでのバドミントン大会で御挨拶をさせていただきました。この大会の優勝チームにはk a m i c a（カミカ）ポイントが与えられるということで、カミカの普及・PRにも御協力いただいております。体を動かすことは健康につながることから、運動へのモチベーションアップにカミカを利用する取組は、いろいろなスポーツ団体にも御紹介したいと思っております。香美市には、体育館やグラウンドなど、私が市長就任後に整備完了した施設が多くあります。こういった施設を有効活用し、スポーツを楽しむ市民をどんどん増やしていきたいと思っております。今後とも、文化芸術やスポーツをしっかりと楽しめる香美市となるように努力してまいります。

以上、5つの基本政策と4つの横断的な政策について御説明させていただきました。続きまして、各課関連の行政報告を申し上げます。

防災対策課からは、避難訓練の実施についての1件。定住推進課からは、ふるさと納税についての1件。福祉事務所からは、福祉体育大会についての1件。建設課からは、工事関係について、各種協議会についての2件。生涯学習振興課からは、香美市立図書館かみーる来館者数10万人達成についての1件。消防課からは、消防防災施設等の整備についての1件。詳細につきましては、お手元の説明書を御参照ください。

続きまして、本会議に提案します議案について説明いたします。

報告第12号は、専決処分事項の報告について、損害賠償の額の決定及び和解についてです。

議案第77号は、令和5年度香美市一般会計補正予算（第8号）です。

議案第78号は、令和5年度香美市一般会計補正予算（第9号）です。

議案第79号は、令和5年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）です。

議案第80号は、令和5年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）です。

議案第81号は、令和5年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）です。

議案第82号は、令和5年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）です。

議案第83号は、令和5年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）です。

議案第84号は、令和5年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）です。

議案第85号は、令和5年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）です。

議案第86号は、香美市人権尊重のまちづくり条例の制定についてです。

議案第 87 号は、香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 88 号は、香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 89 号は、香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 90 号は、香美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 91 号は、香美市税条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 92 号は、香美市香北町緑地等管理中央センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 93 号は、香美市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 94 号は、香美市児童クラブの指定管理者の指定についてです。

議案第 95 号は、香美郡殖林組合の解散についてです。

議案第 96 号は、香美郡殖林組合の解散に伴う財産処分及び事務承継についてです。

諮問第 5 号は、人権擁護委員候補者の推薦についてです。

諮問第 6 号は、人権擁護委員候補者の推薦についてです。

以上、報告 1 件、議案 20 件、諮問 2 件の提案となります。議案の詳細につきましては、お手元の議案細部説明書を御参照いただき、何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本芳男君） 暫時休憩します。

（午前 9 時 40 分 休憩）

（午前 9 時 41 分 再開）

○議長（山本芳男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、市長の行政の報告及び提案理由の説明を終わります。

日程第 24、諮問第 3 号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

地方自治法第 117 条の規定により、村田珠美さんの退場を求めます。

（17 番、村田珠美君 退場）

○議長（山本芳男君） 諮問第 3 号について、提案理由の説明を求めます。市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 諮問第 3 号は、人権擁護委員候補者の推薦についてです。よろしくお願いたします。

○議長（山本芳男君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

村田珠美さんの入場を許可します。

（17 番、村田珠美君 入場）

○議長（山本芳男君） 日程第25、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、中平麻衣さんの退場を求めます。

（3番、中平麻衣君 退場）

○議長（山本芳男君） 諮問第4号について、提案理由の説明を求めます。市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 諮問第4号は、人権擁護委員候補者の推薦についてです。よろしくお願いたします。

○議長（山本芳男君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

中平麻衣さんの入場を許可します。

（3番、中平麻衣君 入場）

○議長（山本芳男君） これから、報告第12号について質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 報告第12号で確認しておきます。事故の概要で示されているように、8月25日のこととして、永楽座通りは旭町から戸板島橋に抜ける道だということで、現地も通ってみたんですけども、グレーチングの跳ね上がりの問題があった場所の修繕が既にできているのかどうか。そもそも、ある程度、車通りの多い所だと思うんですけども、以前に地域からここの修繕要望などは出ていなかったのか、お聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

8月に事故が起こりましてから、三角のコーンを現地に設置しまして、同じ場所を踏まないように保護しております。現在、修繕の発注済みでございますけれども、材料の入手に時間がかかっておりまして、近々工事予定でございます。確かに戸板島へ通り抜けられる道でございます、通行量もありはするんですけども、ここの場所については、地元からの修繕要望はなかったんじゃないかなと、ちょっと記憶に残っていないです。

以上です。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第12号についての質疑を終わります。

先ほどの議会運営委員会の協議結果報告書のとおり、議案第77号、第79号、第81号、第83号、第84号、第88号、第89号、第92号。諮問第3号から第6号、発議第4号、決議案第1号及び第2号の15件につきましては、本日、他の案件と分離し、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに

御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定をいたしました。

これから、日程第4、議案第77号、令和5年度香美市一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 補足説明はございません。

○議長（山本芳男君） 補足説明はありません。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 13番、濱田です。議案書21ページ、議案細部説明書では11ページで、物価高騰による、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の中身ですけれども、対象についてお伺いします。ちょっとその説明にも書かれていますけど、対象が6,100世帯ということで、従来の住民税非課税世帯とまた別に、均等割のみの課税世帯を想定して積算しているのですが、その当事者に届くまでの給付の流れと、先ほど述べました、対象世帯が2通りあると思うんですけれども、それぞれの内訳をお願いします。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） お答えします。

まず、この給付金についてなんですけれども、皆様御存じだと思いますが、国の補正予算が成立してから詳しいことが下りてくることになっていきますので、今の時点で年内給付とかいろいろ言われている関係もありまして、ちょっと今回の補正に上げさせていただいております。

6,100世帯の内訳は、非課税世帯が5,200世帯、均等割課税世帯が900世帯で、前回、3万円の給付をしたときと同じ数を上げさせていただいております。ただ、均等割のみ課税世帯につきましては、令和6年の税制改正との絡みがありまして、ちょっと今回、確実に決まっているのは住民税非課税世帯になります。

流れとしましては、今までと同様、プッシュ型でいくということであれば、前回、3万円を非課税世帯に行った手続のとおりになります。またシステム改修が入ってきますし、今のところまだ細かいことが決まっておりませんので、いつぐらいにどうということは、ちょっとこの場では控えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。

6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 関連もするんですけど、議案書20ページのシステム改修費

200万円、3款、民生費、1項、1目、12節、委託料にあります。こっちだけで200万円という計上なんですけれども、いつになるか分からないというのは、このシステム改修がなかなか見通しが立たないということだとは思いますが、どれぐらいかかりそうなのか、日数を一応お聞きしたいのと、金額も、コロナ関連で5月や7月臨時会議で補正に出た金額より、200万円は結構大きな金額です。やっぱり日数がかかるという見込みがあるのかなと思って、お聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） システム改修の日数ですけれども、改修については、大体、二、三週間ではできるとは思うんですけれども、国の指針が示された後に、そのシステムの仕様を固めて構築されますので、改修適用前の作業に時間を要しております。国の指針が示されるタイミングと業者のシステム構築期間によって、見込みの日数は変わるとは思うんですけれども、今回については、国からまずその指針が示されてからの改修になります。

金額については、ちょっとこれも対象が非課税世帯だけになるのか、それともまた均等割課税を含むのかによっても変わってきますので、ここもちょっとはっきりした見積り金額が出ない状態で、200万円という数字を上げさせていただいております。

以上です。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 議案書36ページで、職員数が3人減になっていますけど、その内訳といいますか、当初の予算からして3人減っていると。今回、人件費等の関係で減っているのは、戸籍住民基本台帳の給与減額と、教育事務の減額関係も人事異動という説明がありますので、この3人が減っているのはどういう理由なのか。当初予算との関係で減っているという認識でいいでしょうか。

○議長（山本芳男君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

議員がおっしゃいましたとおり、人事異動に絡むものになっております。このマイナス3人は人事異動ですが、内訳で言いますと、退職者4人、それから10月採用者2人、それとここの給与の資料で言いますと、一般会計から特別会計へ異動した1人がおりました、トータルでマイナス3人になっております。

それと、先ほど質問の中にありましたが、戸籍と教育部分の人件費減につきましても、同じくこの人事異動に絡むものとなっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。

13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 議案書33ページでお伺いします。

2項の基金費ですけれども、議案細部説明書では、森林環境譲与税基金費30万3,000円の減額は、森林環境譲与税活用事業における人件費の増加に伴うと書いているんですけど、この森林環境譲与税活用事業に関わる方の人件費が増加したと。ちょっとその辺りが分からなかったのが、林業振興費との絡みがどんなになっているのか、もう少し詳しく説明をお願いします。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） 林業振興費の中に森林環境税活用事業が含まれておりまして、議案書25ページ、林業振興費の報酬51万5,000円のうち、会計年度任用職員2人分の24万1,000円、それから、その下の職員手当等13万3,000円のうち6万2,000円、この合計30万3,000円の増額に伴いまして、森林環境譲与税基金に積み立てる積立金を同額減額するものです。

以上です。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。

11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 議案書21ページでお聞きいたします。

民生費の中の障害者福祉費ですが、先ほど市長からも報告がありましたが、例年よりも申請が多いことで、10件分の予算計上という形になるかと思うんですけども、申請が多い状況には何か変わったことがあるのか、その辺りをお聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） お答えします。

特に変わったことはないんですけども、補装具給付につきましては、身体障害者の方と難病指定患者の方が対象となっております、それぞれの必要性に応じて申請される状況ですので、年によって給付が多い年や少ない年が発生します。特に変わったところはなかと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 先ほどの電力・ガス・食料品等物価高騰緊急支援給付金の関係なんですけど、今の状況でいったら、もう年内は間に合わない可能性が高いという認識でいいんでしょうか。これまであった非課税の方も含めて、その辺はどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 国の補正予算成立が12月下旬という情報がありますので、年内は無理じゃないかなと思います。

以上です。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（山本芳男君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第77号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山本芳男君） 全員起立であります。よって、議案第77号は原案のとおり
可決されました。

次に、日程第6、議案第79号、令和5年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）
補正予算（第3号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） 補足説明はございません。

○議長（山本芳男君） 補足説明はありません。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第79号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山本芳男君） 全員起立であります。よって、議案第79号は、原案のとおり
可決されました。

次に、日程第8、議案第81号、令和5年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）
補正予算（第3号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） 補足説明はございません。よろしくお願ひいたしま
す。

○議長（山本芳男君） 補足説明はありません。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第81号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山本芳男君） 全員起立でございます。よって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第83号、令和5年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） 補足説明はございません。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本芳男君） 補足説明はありません。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第83号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山本芳男君） 全員起立であります。よって、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第84号、令和5年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） 補足説明はございません。

○議長（山本芳男君） 補足説明はありません。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第84号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(山本芳男君) 全員起立であります。よって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第88号、香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長(竹崎澄人君) 補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○議長(山本芳男君) 補足説明はありません。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(山本芳男君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(山本芳男君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第88号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(山本芳男君) 起立多数であります。よって、議案第88号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第89号、香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長(竹崎澄人君) 補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○議長(山本芳男君) 補足説明はありません。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(山本芳男君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(山本芳男君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第89号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(山本芳男君) 全員起立であります。よって、議案第89号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第92号、香美市香北町緑地等管理中央センターの設置及び

管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） 補足説明はございません。よろしくお願いいたします。
す。

○議長（山本芳男君） 補足説明はありません。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第92号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山本芳男君） 全員起立であります。よって、議案第92号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。諮問第3号から諮問第6号までの4件は人事案件であります。香美市議会運営申し合わせ事項第6項第2号の規定により、質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

日程第24、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、村田珠美さんの退場を求めます。

（17番、村田珠美君 退場）

○議長（山本芳男君） まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） 人権擁護委員の任期が令和6年3月31日で満了するため、引き続き同じ方を候補者として推薦いたしたく意見を求めるものです。お手元に参考資料を配付してございますので御覧ください。よろしくお願いいたします。

○議長（山本芳男君） 補足説明が終わりました。

これから、諮問第3号を採決いたします。

本案は原案の候補者を適任と認めることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山本芳男君） 全員起立であります。よって、諮問第3号は、原案の候補者を適任と認めることに決定しました。

村田珠美さんの入場を許可します。

（17番、村田珠美君 入場）

- 議長（山本芳男君） 日程第25、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。
- 地方自治法第117条の規定により、中平麻衣さんの退場を求めます。
- （3番、中平麻衣君 退場）
- 議長（山本芳男君） まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、竹崎澄人君。
- 総務課長（竹崎澄人君） 人権擁護委員の任期が令和6年3月31日で満了するため、新たに後任の候補者として推薦いたしたく意見を求めるものです。お手元の参考資料を御覧ください。お願いいたします。
- 議長（山本芳男君） 補足説明が終わりました。
- これから、諮問第4号を採決いたします。
- 本案は原案の候補者を適任と認めることに賛成の方の起立を求めます。
- （賛成者起立）
- 議長（山本芳男君） 全員起立であります。よって、諮問第4号は、原案の候補者を適任と認めることに決定いたしました。
- 中平麻衣さんの入場を許可します。
- （3番、中平麻衣君 入場）
- 議長（山本芳男君） 日程第26、諮問第5号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。
- まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、竹崎澄人君。
- 総務課長（竹崎澄人君） 同じく、人権擁護委員の任期が令和6年3月31日で満了するため、新たに後任の候補者として推薦いたしたく意見を求めるものです。お手元に参考資料を配付してございますので御覧ください。お願いいたします。
- 議長（山本芳男君） 補足説明が終わりました。
- これから、諮問第5号を採決いたします。
- 本案は原案の候補者を適任と認めることに賛成の方の起立を求めます。
- （賛成者起立）
- 議長（山本芳男君） 全員起立であります。よって、諮問第5号は、原案の候補者を適任と認めることに決定しました。
- 日程第27、諮問第6号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。
- まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、竹崎澄人君。
- 総務課長（竹崎澄人君） 人権擁護委員の任期が令和6年3月31日で満了するため、新たに後任の候補者として推薦いたしたく意見を求めるものです。お手元に参考資料を配付していますので御覧ください。よろしくお願いいたします。
- 議長（山本芳男君） 補足説明が終わりました。
- これから、諮問第6号を採決いたします。

本案は原案の候補者を適任と認めることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(山本芳男君) 全員起立であります。よって、諮問第6号は、原案の候補者を適任と認めることに決定いたしました。

次に、日程第28、発議第4号、香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、提出者から趣旨説明を求めます。17番、村田珠美さん。

○17番(村田珠美君) 17番、村田珠美です。

発議第4号、香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり発議を提出します。

令和5年12月1日提出、香美市議会議長 山本芳男殿、提出者 香美市議会議員 村田珠美、賛成者 同 利根健二、賛成者 同 小松紀夫、賛成者 同 笹岡 優、賛成者 同 比与森光俊、賛成者 同 西村剛治

趣旨説明を行います。

本案は、市長等特別職の期末手当の支給割合の改定に伴い、議会議員の期末手当の支給割合の改定を行うものです。

御審議よろしくお願いいたします。

【発議第4号 巻末に掲載】

○議長(山本芳男君) 説明が終わりました。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」という声あり

○議長(山本芳男君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」という声あり

○議長(山本芳男君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(山本芳男君) 起立多数であります。よって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第29、決議案第1号、ガザ地区における平和の実現を早期に求める決議についてを議題とします。

まず、提出者から趣旨説明を求めます。17番、村田珠美さん。

○17番(村田珠美君) 17番、村田珠美です。

決議案第1号、ガザ地区における平和の実現を早期に求める決議について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり決議案を提出します。

令和5年12月1日提出、香美市議会議長 山本芳男殿、提出者 香美市議会 村田珠美、賛成者 同 利根健二、賛成者 同 小松紀夫、賛成者 同 森田雄介、賛成者 同 有光収三、賛成者 同 山崎眞幹、賛成者 同 山崎晃子、賛成者 同 濱田百合子、賛成者 同 舟谷千幸、賛成者 同 小松 孝、賛成者 同 中平麻衣、賛成者 同 笹岡 優、賛成者 同 西山 潤、賛成者 同 山崎龍太郎、賛成者 同 比与森光俊、賛成者 同 公文直樹、賛成者 同 西村剛治

本文を読み上げての趣旨説明とさせていただきます。

ガザ地区における平和の実現を早期に求める決議

パレスチナガザ地区を支配するイスラム組織ハマスとイスラエル軍との戦闘が始まり、1か月以上が経過しました。双方の応酬はガザ地区等において、人命を深刻な危機的状況にさらすとともに、市街地にも甚大な被害をもたらしています。

本市議会としては、市民が強く願う恒久平和及び人権尊重の立場から、このたびの紛争に対して、これ以上人道危機が悪化しないよう、全ての当事者が国際法に基づき、事態の鎮静化と人道上の改善を図ることを求めます。

以上、決議します。

令和5年12月1日、高知県香美市議会

よろしく願いいたします。

【決議案第1号 巻末に掲載】

○議長（山本芳男君） 本案について質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、決議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山本芳男君） 全員起立であります。よって、決議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第30、決議案第2号、朝ドラ「あんぱん」特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

まず、提出者から趣旨説明を求めます。16番、小松紀夫君。

○16番（小松紀夫君） 決議案第2号、朝ドラ「あんぱん」特別委員会の設置に関

する決議について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり決議案を提出します。

令和5年12月1日提出、香美市議会議長 山本芳男殿、提出者 香美市議会議員 小松紀夫、賛成者 同 山崎晃子、賛成者 同 利根健二、賛成者 同 森田雄介、賛成者 同 山崎眞幹、賛成者 同 舟谷千幸、賛成者 同 小松 孝、賛成者 同 笹岡 優

特別委員会の設置の目的を朗読して、趣旨説明に代えさせていただきます。

NHKの2025年前期連続テレビ小説は、「アンパンマン」の作者であり本市出身のやなせたかし先生とパートナーの小松 暢さんをモデルにした「あんぱん」に決定し、来年の秋から撮影が行われる予定で、再来年の春に放送が始まります。

この千載一遇の機会を真摯に捉え「やなせたかし記念館のあるまち」としての環境整備を積極的に推進するとともに、「人生はよろこばせごっこ」がモットーでしたやなせ先生への感謝を込めて、予想される多くの観光客の皆さんに満足し、喜んでいただけるよう、市民の皆さんの力も借りてでき得る限りの体制整備を行わなければなりません。

また、朝ドラ効果による一過性の取組にとどめないために、議会も執行部と一体となり調査・研究を行う目的を持って朝ドラ「あんぱん」特別委員会を設置します。

以上、どうぞよろしくお願いたします。

【決議案第2号 巻末に掲載】

○議長（山本芳男君） 説明が終わりました。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議長（山本芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、決議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山本芳男君） 全員起立であります。よって、決議案第2号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（午前10時24分 休憩）

（特別委員会委員の名簿を配付）

（午前10時25分 再開）

○議長（山本芳男君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、決議案第2号を議決されましたので、朝ドラ「あんぱん」特別委員会の委員

の選任を行う必要があります。朝ドラ「あんぱん」特別委員会の委員の選任につきましては、香美市議会委員会条例第8条第1項の規定により、お手元にお配りしました名簿のとおり、議長において指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

【特別委員会委員の名簿 巻末に掲載】

○議長（山本芳男君） ただいま選任しました朝ドラ「あんぱん」特別委員会の委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩いたします。

（午前10時26分 休憩）

（特別委員会の委員長、副委員長を互選）

（午前10時37分 再開）

○議長（山本芳男君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に行われました特別委員会におきまして、朝ドラ「あんぱん」特別委員会の委員長、副委員長が互選されましたので御報告いたします。

朝ドラ「あんぱん」特別委員会の委員長は山崎眞幹君、同じく副委員長は濱田百合子さん、以上のように決定されました。選任されました委員長、副委員長はよろしくお願いいたします。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は12月12日午前9時に開きます。

本日はこれで終了いたします。

（午前10時38分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和5年香美市議会定例会

12月定例会議会議録（第2号）

令和5年12月12日 火曜日

令和5年香美市議会定例会12月定例会議会議録(第2号)

招集年月日 令和5年12月1日(金曜日)

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月12日火曜日(審議期間第12日) 午前 9時01分宣告

出席の議員

1番	有光収三	10番	比与森光俊
2番	公文直樹	11番	山崎晃子
3番	中平麻衣	12番	笹岡優
4番	西村剛治	13番	濱田百合子
5番	西山潤	14番	山崎龍太郎
6番	森田雄介	15番	利根健二
7番	山崎眞幹	16番	小松紀夫
8番	小松孝	17番	村田珠美
9番	舟谷千幸	18番	山本芳男

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	依光晃一郎	建設課長	野村文紀
副市長	村上真祥	農林課長	川島進
総務課長	竹崎澄人	商工観光課長	石元幸司
企画財政課長	佐竹教人	《香北支所》	
定住推進課長	小松伯聖	支所長	前田哲夫
防災対策課長	中川英斉	《物部支所》	
高齢介護課長	中山繁美	支所長	片岡亮
健康推進課健康づくり班長	西村昭彦		

【教育委員会部局】

教育長	白川景子	教育振興課長	一圓まどか
教育次長兼学校給食センター所長	中山泰仁	生涯学習振興課長	黍原美貴子

【消防部局】

なし

【その他の部局】

なし

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	一圓幹生	議会事務局書記	今井沙織
議会事務局書記	横田恵子		

市長提出議案の題目

なし

議員提出議案の題目

なし

議事日程

令和5年香美市議会定例会12月定例会議事日程

(審議期間第12日目 日程第2号)

令和5年12月12日(火) 午前9時開議

日程第1 一般質問

- ① 15番 利根 健二
- ② 17番 村田 珠美
- ③ 2番 公文 直樹
- ④ 4番 西村 剛治
- ⑤ 12番 笹岡 優
- ⑥ 13番 濱田 百合子
- ⑦ 10番 比与森 光俊
- ⑧ 7番 山崎 眞幹
- ⑨ 3番 中平 麻衣
- ⑩ 6番 森田 雄介
- ⑪ 9番 舟谷 千幸
- ⑫ 5番 西山 潤
- ⑬ 11番 山崎 晃子
- ⑭ 14番 山崎 龍太郎
- ⑮ 1番 有光 収三

会議録署名議員

11番、山崎晃子君、12番、笹岡 優君(審議期間第1日目に審議期間を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時01分 開議)

○議長(山本芳男君) おはようございます。ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

通告順に従いまして、順次質問を許可します。

15番、利根健二君。

○15番(利根健二君) おはようございます。前回に続きまして1番ということで、前は同僚議員にくじを引いていただきましたが、今回は自分で1番をちゃんと引き当てました。本来やったら宝くじでこの運を使いたいところですが、これはこれでありがたいこととございます。

それでは、通告に従いまして一問一答方式で質問してまいります。

1番目、JR土佐山田駅周辺の整備についてでございます。

コロナ前の2018年の山田西町駅乗降者数は1日当たり536人です。その推移を見てみますと、30年前の1989年は378人、20年前の1999年は634人でした。先日の高知新聞に載っていた、JR四国20年で半減の記事から見ると、利用者数は頑張って維持しているのではないかと考えております。高知駅から土佐山田駅までの運賃が430円、山田西町駅までの運賃が330円と、利用者にとって往復200円の違いは大きく、駅の規模の割に多くの利用者がいます。高知駅までの同様の1面1線の単式ホームの駅を見てみますと、土佐長岡駅が82人、布師田駅が184人、薊野駅が368人です。学校があり、多くの生徒の乗降がある土佐大津駅で828人、土佐一宮駅で708人です。

現在の駅の利用環境は、自転車置場が線路を挟んで南北に1か所ずつ、北側に仮設トイレといった感じです。乗降者数の割に少し寂しいような気がしております。利用者からは、ホーム側の南側の自転車がいつもいっぱいである、マルオカ時計眼鏡店から駅までの道が狭く危険である、北側のトイレは仮設トイレで利用しづらいとの声を聞きます。

自分の肌感といたしましては、栄町、北組西を含む山田西町駅周辺の人口は増えていると感じております。若い世代も多いようなので、今後の利用増も期待するところであり、そのほかにも周辺の様々な環境が変わるのではないかと考えております。

そうした中、西町駅前にありましたブロック製造工場が取り壊されまして、その敷地の多くが宅地となりましたが、一部ちょうど駅前に空き地が残っております。

①の質問に移ります。

空き地を購入、もしくは借地して、南北を統合させた自転車置場を整備できないでしょうか。そうすると、県道沿いのマルオカ時計眼鏡店から駅までの横堀川に歩道を設置でき、この道を利用する市民の安全性も向上いたします。

まず、写真をちょっと御覧になってください（以降、モニターを示しながら説明）。見ていただいたら分かるように、車のわだちが分かると思います。もう道幅いっぱいのわだちで、これに車幅を入れたら人が通るところはない状況です。しかも自転車がはみ出しているというような形でございます。その次の写真が、同じ日に撮った北側の写真です。がらがらですね、同じ日の同じ時間を比べてみますと、こういう状況でございます。以前と比べてかなり整理されておりますが、写真のように車道にはみ出しているような状況でございます。

汽車の発着時間に合わせて、午後4時40分から10分間ぐらい駅を見に行きました。高知駅発山田西町駅で降りた学生、そして折り返して高知方面へ行く人、保育園の送り迎えの車等で道は混んでいますし、南側の道や個人の空き地には、駅にお迎えの車が路上停車しています。これらが踏切の遮断機が上がった途端に一斉に動き出します。かなり危険な状態であると思っております。そして、高知駅から山田西町に午後9時頃に着く汽車でも、塾帰りと思われる学生が降りるため同じような状況になっております。次とその次の写真が、空き地になっているところでございます。

改善の余地があるように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） 自転車置場につきましては、過去にもJR四国と協議を行っておりますが、JR四国におきましては、駐輪場の整備予定は今後もないということでございます。

現状の駐輪場の利用につきましては、先ほど写真も見せていただきましたけれども、北側にはまだ利用スペースに余裕がございます。整理人によります最低限の管理を行いまして、道路の通行に支障がないよう努めてまいりたいと考えております。

また、歩道整備につきましては、現時点での設置は予定してございませんけれども、通学・通勤時の送迎などのときに、車が錯綜するような場合もございまして、歩道整備の必要性につきましては承知しております。ただ、現在の駐輪場を移転させる場合の用地確保や水路、横堀川でございますが、これの隣接宅地所有者及び水路管理者等との調整が必要となりますことありまして、どのような対策ができるのか検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） 確かに整備が入ってからかなりよくなったと自分も感じておりますが、現実的には、今の写真で見ると、何回か行きますと割と高い確率ではみ出ております。もう車がぎりぎり通れるか通れんかぐらいになっておりますので。

ちなみに、整理は何時ぐらいにやっていますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） 整理につきましては、平日の午前6時半から午前8時半

の2時間をお願いしております。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） 午前6時半やったらちょっと早過ぎるかなと思うがですけども、午前8時半といたら、一応置く人は置いた状況で整理されているということですね、了解いたしました。

あと、先ほどの答弁にありましたように、あそこを歩道にするには、駐輪場を移転させる場所の確保等とか用地確保の話もありましたが、まさに今回の質問は、その用地を何となく使ってもえいよというような、地権者に聞いてみますと、売るのはちょっとだけ貸すのはえいよみたいな感じで言うておりますので、一定答弁があったことに対しては、かなり一歩進める内容じゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） 立地的には駅の前でもありますし、スペースもございませぬ。また、議員が地権者の方にお話を伺っていただいておりますということでもございませぬ。賃貸であれば可能だよと確認いただいておりますということですが、例えば何年ぐらい大丈夫かとか、細部はあると思いますので、今現在すぐ事業に乗り出すというところまでは考えておりませぬけれども、検討はしてまいりたいと思います。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） タイミングもありますし、そのまま用地が空き地でずっとおるわけでもないと思いますので、もちろんすごく高い借地料を払うとかになったらまたそれはそれであれかもしれませんが、交渉でどういう話かぐらいはちょっと進めていただきたいなという気がいたしております。

続いて、②に参ります。

駅周辺で防犯灯の明かりが十分でないようなところがあります。現在も一定間隔で設置されておまして、データの照度でいうと十分かもしれませんが、LEDライトの特性というか、物が平面的に見えまして、道の凸凹なんかは特に見えづらく危険であります。併せて、少しでも段差のあるところは影になって、夜はその凹凸がほぼ分かりません。対応はできないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） 現地をちょっと確認させていただきましたら、駅の手前のところに橋が架かっております。その橋の前後などは特に段差を確認できましたので、こちらのほうはもう今年度中に修繕対応させていただきたいと思っております。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） 北のほうは農地もありまして、川の環境もあると聞いております。また、住宅街であっても過度の照明はちょっと問題があるようにも思っております。ライトの増設は配慮が要るかもしれませんが、道を直す方向で足元をしっかりといただくということでもよろしいかと思っております。

課長なんかはまだ若いから大丈夫かもしれませんが、自分たちのように60歳も大分超えてまいりますと、足が上がりなくなるし、よくつまずきます。夜は本当に見えないし、かなり危ないので、ここに限らず道についてはよろしく願いいたします。自分もこの場所で、夜、写真を撮りに行ってつまずきました。ぜひよろしく願いいたします。続きまして、③でございます。

トイレの整備はできないか、お伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

現在、線路北側の駐輪場に仮設トイレを設置させていただいております。JR四国とも協議を行っておりますけれども、最近のJR車両にはトイレが設置されておるということもお聞きしておりますので、仮設ではございますが、現状のトイレの利用をお願いしたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） 私自身は、以前からトイレに限らず、山田西町駅の前に駐輪場とか、先ほど言いました車の切り返しスペース、あとちょっとしたベンチとか、トイレを併設したポケットパーク的なものがあれば、風景も変わってすごくいいんじゃないかなと思っておりました。その中で、工場もありますので、地理的な要件でちょっと無理と思っていたところでございます。そうしたところ、先ほども言いましたように、ちょうど空き地ができて、地権者の方もその状況は分かりませんが、貸すことは可能と言ってくれましたので、このタイミングしか本当はないと思ひましての今回の質問でございます。

香美市としましては、都市計画マスタープランを含めて現在計画に載っていない事業と思います。広場的な言葉も載っていないので、今回は遠慮しましたが、自分が言いました①、②、③の質問をつなげると、まさに駐輪場、トイレを備えた駅前広場というふうな、都市計画に本来は載るような計画になっていくんじゃないかという気がします。言いましたように、二度とないタイミングと思ひますので、ぜひそういうイメージを持って検討していただきたいと思ひます。よろしく願いいたします。

続きまして、2番目の質問に移ってまいります。「あんぱん」でございます。

「らんまん」の放送が始まったときは、全県サイズの対応委員会が立ち上げられました。正式には、連続テレビ小説を生かした博覧会推進協議会と言ひますが、知事自らが発起人となって立ち上げております。モニターの資料が発会式のやつで、発起人代表が高知県知事で、配布資料の中には、こんなことについてこういう組織でやるよというふうな資料がございました。自分は、高知県市議会議長会会長代理で行きまして、資料も見せていただきました。そして、次の資料は、何とこのサイズで開いたという、対面におる人の顔も何もよく分からないぐらいの広いところに、県内関係者一同集まった対策委員会ができたところでございます。本市からも、行政、観光協会など、複数の委員が

参加いたしました。

今回の朝ドラにおきましても、同様の委員会が立ち上がるものと思われます。情報は入っていますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） NHK連続テレビ小説「あんぱん」への対応につきましては、やなせたかし先生が幼少期を過ごされ、記念館やお墓がある、やなせたかし先生が育った町として、本市の役割は大きいものと考えております。本市に加え少年期を過ごされた南国市、隣接する香南市の3市が、まず連携して対応していく必要があると考えております。

お尋ねの、全県サイズの対応委員会については、12月5日に2024年度からの県の観光キャンペーンの基本計画に関する推進委員会が立ち上がっており、今後の県の動向も見ながらしっかりと対応してまいりたいと考えております。

先ほど言われた会に、私も「らんまん」のときには参加させていただきましたが、しっかりと香美市の要望も伝えていけるような形で考えてまいりたいと思っております。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） 県の推進委員会が立ち上がっているということですが、どういったメンバーでしょう。市長が入るとか、前回のよう観光協会が入れるとか、あくまでも県でやるのか、その辺の確認と、その場におきまして、香美市がオーダーを出すとか、いろんなことに関わっていけるような委員会なのかどうかの確認をいたします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 先ほど御説明したのですが、「どっぷり高知旅キャンペーン」という形で、委員は、観光協会であるとか、香美市であれば、新聞報道にもありましたけれども、やなせたかし記念アンパンマンミュージアム振興財団が入っておるといったものであります。それは、そもそも朝ドラを想定せずにおったもので、これまでどおり決まった委員会が立ち上がっておるということではあります。今回、「あんぱん」が決まりましたことによりまして、今ある組織を残した上で、さらに別の組織をとというような話もあります。どういった形になるか、今、来年度予算も含めて県と協議しておる状況でございます。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） どういう形であれ、一定県サイズでも動いていくということで、その中で香美市も少しでもコメントできるような形でよろしく願いいたします。

②に行きます。

先進地の話をお伺いいたしますと、撮影協力、観光ボランティア等、多くの対応が必要となってまいります。香美市でも様々な団体、個人が関わってくるものと思われる中、全体をコントロールというか、対応を調整する組織が必要ではないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 御指摘がありましたように、「あんぱん」への様々な対応を調整する組織は必要不可欠であると考えております。市行政内部では専任の調整部署を設置するほか、各課の所掌事務の中で互いに連携して対応していく必要があると考えており、今後早急に検討して実施してまいります。

また、市職員だけでは対応し切れないことは明らかであり、関係団体や市民の皆様にも御協力を仰ぎながら、ロケハンやエキストラなどの撮影協力、来訪者にやなせたかし先生が育った町の魅力を伝え、体験してもらうガイドの育成・配置、飲食や宿泊、物販なども含めて、しっかり対応していく体制をつくりたいと考えております。

具体的には、関係団体や市民の皆様を含む実行委員会の設置や、来年度の予算で「あんぱん」に合わせた提案型市民主役事業を拡充し、市民の皆様の積極的な取組を支援することなどを検討しております。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） 議会も特別委員会を立ち上げましたので、今後そういった枠組みとか、組織づくりも併せまして、議会とも情報交換と連携を密にして進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、3番目の質問に移ってまいります。自衛隊との協力関係でございます。

自衛隊は、国の平和と独立を守るという使命のもと、領土・領海・領空を守る活動や災害時の捜索・救助、医療等の対応、海外での平和協力活動などを行っています。

内閣府が令和4年11月に行った、自衛隊・防衛問題に関する世論調査によりますと、90.8%の方が自衛隊に対して良い印象、どちらかといえば良い印象と回答しております。平成21年は80.9%、平成30年は89.7%と、その好感度は上がってきているようでございます。一方で、身近な人が自衛隊員になることへの賛否では、68.7%とちょっと少なくなっております。反対の理由の中には、自衛隊の実情がよく分からないが46%を占めるなど、情報不足や誤解が要因の部分も多くあるように思います。隊員確保のためには、もっと国民と接する機会を増やすことも必要ではないでしょうか。

そうした中、県内ではクリスマスコンサートを初め、高知大学、高知県立大学の大学祭など、数多くのイベントに参加しております。高知県総合防災訓練、大川村防災訓練にも参加しております。岡豊高校での防災訓練で講師、土佐町中学校での防災学習、安田町の障害いきいき学習講座で「自衛隊の災害派遣活動～災害への備え～」と題した講演など、数えたら切りのないほど教育機関や教育委員会を含む行政機関と連携した活動を行っております。

私どもの香美市では、塩の道の整備、刃物まつり、レインボーコンサートなど、民間での交流機会がありますが、教育を含む行政機関との連携は少ないように思います。南海トラフ地震の想定が不可欠である以上、本市においても防災面でのつながりは重要と考えております。

①に参ります。

行政の主催する防災訓練の参加をお願いしてはどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） お答えします。

自衛隊と市主体の防災訓練等を共同で実施することは、有意義で、防災上重要だと考えています。実施に向け、防災訓練の内容を自衛隊と調整し、連携を強化していきたいと考えています。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） これはもう先ほども言いましたように、既に多くの自治体も行っていますので、情報から、こういった内容が有意義なのかも含めまして、ぜひ協議して前向きに進めていただきたいと思います。

続いて、②へ行きます。

小・中学校の防災学習の講師としてお招きしてはどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 令和3年度に鏡野中学校へ、現在の高校1年生が中学校2年生のときに自衛隊員の方を講師としてお招きし、防災学習を実施しております。そのときの研修内容としましては、毛布を使った担架の作り方、救助するときのロープの結び方など、体験型の学習を行ったという経緯もあることから、今後、校長会等で体験学習の内容を紹介するなど、実施に向けまして前向きに検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） 高知県に限らず、参加した子供の声、感覚なんかもネット上でいろいろ見ることができますので、ぜひそちらも参考にして進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

③へ行きます。

生涯学習の講師としてお招きしてはどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） お答えいたします。

例えば、中央公民館で様々な教養講座を市民セミナーとして実施しております。中でも、防災に関する講座は、講義内容を変えながら継続的なテーマといたしまして実施しておりますので、自衛隊員の方を講師にお招きしまして、防災講座の企画を提案させていただきたいと思っております。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） 地震発生メカニズムとか、地形データを使った講習なんかはよくありますが、皆さん学生時代にそういったことは習っていますし、テレビなど

を通じまして何度も聞いているんじゃないかと、私自身は思っております。先ほど言いましたように、地震が発生したらどんな状態になるか、どうしたらよいのか、発生に備えての準備など、実際に現場で活動された方の生の声を聞きながら学習することはすごく大切だし、身につくんじゃないかなという気がいたします。ぜひその機会をつくっていただきたいと思います。これも、いろんところで参加者の声も出ていますので、参考にさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、④へ行きます。

地元出身の自衛官がいることは心強いという声もあります。本市で発生した山林火災のときも大変お世話になっております。自分が出している資料の最後から2つ目が、高知工科大学の敷地というか、消火本部から自分が撮った写真でございます。その次は自衛隊のホームページに載っておりますが、杉田ダムで水を吸い上げる様子の写真でございます。ここはもうちょっとえい写真があったがですけれども、行方不明なので、皆さんにお示しすることができないのがちょっと残念に思っております。ちょうど自分が高知工科大学にいましたときに、設置された消火活動本部からこの様子を見ました。県の防災ヘリとか、かなりのヘリに来ていただきまして、杉田ダムで水をこんな形でバケツトというがで吸い上げまして活動しておりました。

また、以前には、猟友会と連携した鹿駆除に出動していただいたこともございます。本年1月には、千葉県議会の自民・公明・立憲・共産などの超党派議員36人でつくる、有害鳥獣対策推進議員連盟が防衛省に陳情いたしました。朝日新聞デジタルの記事を見ますと、陳情書では、自衛隊の退職者について、社会貢献への意識が高く、野外活動経験が豊富で高度な技術を持つとして、鳥獣被害防止活動への参加を促す広報活動の充実を求めたということでございます。また、現役隊員による鳥獣対策への組織的な支援も検討するように求めていると報道がございました。このように、党派を超えまして自衛隊に期待する者が多いように思います。OBも含めての話を聞きますと、地元を知った隊員が多くいること、そして、その方が地元に戻ってきて社会貢献をしていただくことのメリットは、すごく多いのではないかと私は思っております。

そこで、お尋ねいたします。名簿提出以外にも自衛官募集に協力できることはないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 自衛官募集について、香美市でも何か協力できないかのお話がありました。私としましては、直接自衛官募集につながる取組は現状では思い浮かばないのですが、自衛官のことを知ってもらうための取組として、先ほどから御答弁させていただいたこと、また、利根議員からお話があったことにしっかりと取り組まさせていただきますことによりまして、多くの子供たちや市民に自衛隊の活動を知っていただけるよう、取り組んでまいりたいと思っております。

また、先ほどの山火事の消火活動は私もすごく覚えておりまして、ちょうど県議会議

員選挙の真ただ中でありました。やはり自衛隊の大きい機体でもって水を大量に出していただかなければ、山火事も広がっておったかもしれないと思っております。市としても、しっかりと自衛隊と連携をとってやっていくことは、これからも続けさせていただきたいと思っておりますし、私自身もできる限りのことをさせていただきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 15番、利根健二君。

○15番（利根健二君） 先ほども言いましたように、国民アンケートの中でも90%以上の方に好感を持っていただいておりますので、こういった声というか、今市長が言われた声なんかも含めまして、被災者の感謝の声は自衛隊員にとっても大変励みになると思います。ぜひ本市も応援できることを一生懸命考えて、法律違反にならない、個人情報提出みたいなことにならない範囲でございますが、可能なことをぜひお願いいたしまして、私の全ての質問を終わります。

○議長（山本芳男君） 利根健二君の質問が終わりました。

次に、17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 17番、村田珠美でございます。議長の許可をいただきましたので、一問一答方式で質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

1つ目、「あんぱん」と観光大使についてです。

全国へ香美市をPRできるまたとないチャンスがやってまいりました。2025年にアンパンマンの著者、やなせたかしさんと、奥さんの小松 暢さんをモデルとした、NHKの連続テレビ小説「あんぱん」が放映されることに決まり、市民の方々から、第一声、香美市を全国に宣伝できるチャンスが来てうれしいですというお電話をいただきました。その後で、南国市はいち早く横断幕や垂れ幕を作成してPRを開始していますよ、香美市は遅れたと思う。また、何か計画していくべきではないですか、私たちも事業によっては寄附させていただきたいという気持ちでいっぱいです。香美市も頑張ってください。協力はするのでどんどん何か始めてほしいと思いますなど、それ以外にもたくさん声をいただきました。

タブレットの写真1枚目を御覧ください。これは、南国市の「あんぱん」に向けての意気込みを感じる垂れ幕でございます。商工観光課が企画されたそうです。お話を聞きましたところ、「らんまん」ブームの佐川町へ視察に行き、勉強して帰ってきて垂れ幕の話がされたそうです。垂れ幕とか横断幕は、目にしただけで大きなPRになります。先日の倉崎プロデューサーがいらっしゃったときには掲示されているという段取りのよさで、びっくりしました。歓迎もすごく伝わるように思いました。

しかし、香美市も負けていなくて、市長のすばらしいトークと進行で、歓迎セレモニーが盛り上がりました。もう本当にすごくいいセッションだったと思います。そして、きっと喜んでくださったと思います。南国市の方も、香美市、すごいですねとおっしゃっていましたので、お伝えしておきます。

それでは、①の質問をいたします。

横断幕や垂れ幕を市役所や駅、楠目の陸橋など、目立つところに掲げてPRしたらという声があります。このことは、香美市に来てくださった方や市民にとっても宣伝になります。「あんばん」ブームに乗り香美市を全国的に発信するには、今どのようなことが重要と考えていらっしゃいますか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 「あんばん」の放送に合わせて本市の魅力を全国的に発信していくためには、ドラマの撮影や放送に合わせて、テレビなどのメディアやインターネットで目に触れる機会を増やしていくほか、本市を訪れた方々にいかに豊かな経験をしていただき、いわゆる口コミとして自ら情報発信していただくことも重要であると考えております。そのためには、市行政からの情報発信に加えて、本市を訪れた方々と市民の皆様との交流が極めて重要だと考えており、やなせたかし先生が育った町として、訪れた方々に何を伝え感じていただくのか、市民の皆様と一緒に考え、実行していきたいと思っております。

また、垂れ幕につきましては今検討しておるところではありますが、私としましては、市民の皆様とも一緒にやっていきたい思いがありますので、ぜひともいろんな御提案をお待ちしたい、そして、来年度予算にも盛り込んでまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 様々なアイデア等、市民の方々からもいただきながら、また、市役所の皆さん方も一生懸命考えていってくださるということで期待しております。

ただ、この垂れ幕とか、横断幕につきましては、365日、毎日のように見ていただくことによりまして、すごく意識も高まりますので、ぜひとも検討していただけたらと思います。よろしく願いいたします。

②の質問に参ります。

「あんばん」が放送される前から、市内外から香美市を訪れる方が増加すると思えます。市民の方々のお力を借りまして、龍河洞、セレネ広場、日曜日、かみーる等で定期的にイベントを実施してはどうでしょうか、見解をお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 御指摘いただきましたとおり、市民の皆様の定期的なイベント開催は非常に効果があると考えております。来年度予算で「あんばん」に合わせた提案型市民主役事業の拡充を考えており、市民の皆様の積極的な取組を支援してまいりたいと思っております。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） ③の質問に参ります。

セレネ広場の草が、季節によっては伸びて、小さい子供たちの背丈近くになっているのを見かけたことがございますと、以前質問させていただきました。現在は年に二、三

回の草刈りをしているとお聞きいたしました。観光客が必ず来てくださる場所ですので、草刈りなど安全性の面でも管理の強化が必要だと考えます。見解をお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 健康推進課健康づくり班長、西村昭彦君。

○健康推進課健康づくり班長（西村昭彦君） お答えいたします。

セレネ広場の草刈りにつきましては、健康センターセレネの指定管理者であります、香北ふるさとみらいが実施しております。現在、冬場の期間を除きまして年間6回程度実施しています。今後は、さらに多くの方が訪れると想定されますので、管理につきましては草刈りも含めまして適切に実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 五、六回やってくださっているということで、安心いたしました。前回は申しましたが、草が伸びていることによりまして、石ころが見えなくて、子供たちがちょっと怖かったということもあるようですので、定期的に見ていただけたらと思っております。

そしてまた、ごみもたくさん増えると思うんですけども、ごみは持ち帰りになっているかは分かりませんが、土曜とか日曜、祭日、あとゴールデンウィークや長期の夏休みなどには大変増えると思います。こちらも含めまして、また今後とも管理をよろしく願います。

それでは、④へ参ります。

セレネ西側トイレの改修をとということで、以前2回ぐらい質問させていただきました。そのときには、前向きに新設を検討するということでしたが、この機会に明るく清潔なトイレに新設、どうしても新設が駄目ならリフォームできないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 健康推進課健康づくり班長、西村昭彦君。

○健康推進課健康づくり班長（西村昭彦君） お答えいたします。

セレネ西側屋外トイレにつきましては、老朽化が進んでおりますことから、その都度修繕などを実施している状況であります。議員からもたびたび改修、新設等につきましの御質問がありまして、予算などの問題もありますことから検討課題であるとお答えしておりました。

今後、屋外トイレの改修につきましては、今回の「あんぱん」放映に合わせまして、周辺の施設を含めました全体的な整備の検討が必要であると考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 公衆トイレの美化は、まちづくりの中でも大きなポイントを置くところだと思います。トイレが清潔だと、町自体のイメージアップにもなります。1か所のイメージで町全体を捉えられるのは非常に残念なことだと思います。そうなる

前に何とぞ対策を検討していただきたいと思いますが、市長いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 先ほど御答弁させていただいたとおりではありますが、「あんぱん」につきましては、放送後にもいろんな方々に来ていただけるような仕掛けづくりも併せて考えていきたいと思っております。

現状のトイレ改修というよりは、新たに設置し直すことも含めて、お客様の利便性をどうやって考えたらいいのか、全体計画を考えたいと思っております。この点につきましては、特別委員会でも御議論いただいて、「あんぱん」放送後も見据えた形で進めてまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） リフォームというよりは私は新設のほうがいいと思いますので、多目的トイレも含めまして、香美市には公衆トイレがあんまりないのですが、この公衆トイレはすごく目立ちますので、ぜひとも建替えをお願いいたします。

⑤の質問に参ります。

合併10周年記念事業のときにセレネ広場でイベントをいたしました。参加団体を募集することになりまして、同僚議員と一緒に学校への参加協力をお願いに伺いました。参加して下さった学校の先生方からは、子供たちが知らない人に販売することはないから、どうなるか心配ですというお声もいただきましたが、様々な経験を子供たちにさせてあげたいということで、お引き受けいただきました。PTAの方や先生と児童の参加で、物品販売のお店を出していただきました。売れ残りが出るので何とかしなくてはならないと思った1人の子供の提案で、売りに回ろうということになったそうです。そういったことは今まで考えられなかったもので、先生もすごくびっくりしていました。

「買ってください」と言いながら、それぞれの売り場や通行されている方にお声をかけていました。売れたときには「ありがとうございます」と、本当にうれしそうな声でここにこしながらお礼を言っていたのが、とても印象に残っております。子供たちが自主的に物品販売をしたことで、先生方からも驚きと喜びの声をいただきました。学校とは違う環境で考えたことを実行する体験学習となり、参加してよかったと先生方からもおっしゃっていただきました。各種団体等の方々がマルシェイベントなどを実施していますが、参加者を広く募集することで自然に社会学習ができるとも思います。

実施を希望して質問いたしますが、セレネ広場での野外コンサート、映画、マルシェ、こども祭り等、何らかのイベントを計画してほしいという声もございます。見解をお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 本年10月に提案型市民主役事業で支援させていただき、香北星空劇場が開催され、コンサートや野外上映会などにたくさんの方々がお越しになりました。来年度予算で提案型市民主役事業の拡充を考えておりまして、こうしたイベ

ントの開催も含めて、ぜひとも市民の皆さんと色々なイベントを考えていきたいと思っております。

また、「あんぱん」の撮影・放送に合わせたいろいろな動きがあると思いますので、そういったことも含めて御提案いただければ、できるだけ市としてもやっていきたいと思っておりますし、また、先ほどの子供たちの学びの場にもなっておるといった形であれば、PTAの皆さんとの協力など、いろいろな形でできると思っております。私としましては、市民の皆様からの御提案に沿ってしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） しっかりと取り組んでくださるということで期待しております。子供たち、それから高齢者、本当に市民みんなこぞって参加できるような形のイベント等を期待しておりますので、よろしく願いいたします。

数年前のことですが、市長に提案という題名で、こども議会の中の広がりだったと思いますけれども、山田高校の生徒から、セレネ広場で子供たちの遊びを楽しく思い出に残るように、セレネ広場をぐるっと周遊できる汽車みたいな乗り物があるといいのではないかと提案をいただいたことがあります。

そこで、今回はそのようなことも含めまして質問いたします。⑥です。

セレネ広場に子供たちが喜びそうな施設や遊具の設置計画はありませんか、お尋ねいたします。

○議長（山本芳男君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） セレネ広場につきましては、コンサートなどを含む大規模なイベント開催のために、ある程度の広さの空間が必要であり、また現状で既に広場の北側に遊具を設置しておりますことから、新たに子供向けの施設、あるいは遊具を設置する予定は現時点ではございません。なお、現在設置しております遊具につきましては、耐用年数を迎えたものから順に更新してまいりたいと思います。

また、御質問でございました会場の中を移動する機関ということで、固定のものではありませんけれども、移動手段として何か「あんぱん」に合わせたものを置けないかといったことは、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） ぜひ子供が楽しんで喜びそうなものと考えていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

⑦の質問に参ります。

以前にも質問いたしました、やはり、現在の案内板と、もう一つ道の駅にもあるといいと思います。これは市外から来た人、地元の人などからもお聞きいたします。香北の自然公園への案内と掲示板を、道の駅の外壁、または施設内に取り付けできないでし

ようか。

○議長（山本芳男君） 香北支所長、前田哲夫君。

○香北支所長（前田哲夫君） お答えします。

香北の自然公園の案内板は、昨年アンパンマンミュージアム駐車場入り口に、香北の自然公園の案内板を新しく造り直して設置しております。また、道の駅集落活動センターの施設内には、施設に入って正面に香北町の案内板を貼ってあります。その横には香北の自然公園コーナーも設けており、のぼり旗やパンフレット、見頃の花などを紹介していますし、案内図も設置しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 現在、確かに先ほど支所長がおっしゃったとおりあるんですけども、地元の方たちからも、もうちょっとインパクトがあるようなものがあれば、せっかくの香北の自然公園にも皆さんたくさん足を運んでくれる機会じゃないかと、非常に残念がっている声も聞いたりもします。定期的に配置を変えるとか、そういった工夫は今後もされていくんでしょうか。

○議長（山本芳男君） 香北支所長、前田哲夫君。

○香北支所長（前田哲夫君） お答えします。

花の紹介などは毎月写真を添えて変えていました。今後もしろんな状況に変わりますので、それにつきましては提示していきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） ぜひともよろしく願いいたします。

それでは、⑧の質問に参ります。

やなせたかしさんは、小学校2年生から18歳まで在住され、後免野田小学校を卒業されたそうで、平成16年8月から南国市の名誉市民となったのですが、母校である後免野田小学校の児童がやなせたかしさんに手紙を出したそうです。そのときより南国市との交流も始まり、いろいろアイデアをいただいた中に「ハガキでごめんなさい全国コンクール」があったそうです。この取組は、来年度20年目を迎えるそうです。

名誉市民、観光大使、特使は様々な事業や香美市のイメージアップにもなります。観光大使については、以前にも様々な世代の観光大使任命で、事業の充実をということで質問いたしましたが、現在の観光大使の活動充実を最優先に取り組みたいとのございました。今回の「あんばん」ということで、様々なイベントが開催されると思います。現在の大使の方はもちろんですが、ぜひとも観光大使の方を増やして力をお借りし、参加者にわくわくと楽しみが増すような企画を期待いたします。

推薦させていただきたい1人のくさか里樹さんは、皆さん御承知のとおり、漫画家として活躍されております。そして、もう1人の榎尾篤紀さんは香美市出身の方でございます。2019年には、高知県の観光特使に任命されています。ホリプロタレントスカ

ウトキャラバンファイナリスト入りをきっかけにデビューしたそうです。現在は、モデル、舞台、俳優、声優などマルチに活動されています。「まるごと高知」で、高知県のおすすめスポット、高知県に行くならぜひここは訪れてほしいのおすすめの場所を3つ紹介していました。四国カルスト、そして柏島、アンパンマンミュージアムを挙げてPRしてくださっておりました。アンパンマンミュージアムの香美市が入っていたことは、すごくうれしいなと思いました。子供の頃は、部活の後、山や川でよく遊んだそうです。今年はスーパーよさこいのPRもしています。また、木村拓哉さん主演のドラマなど、様々な番組にも出演されております。香美市出身の方を応援したいですし、何より香美市のよさをよく分かってくださっている方ですので適任だと思います。

香美市発展に欠かせない観光大使は、現在、福留功男さん、宮地竹史さんがいらっしゃいます。宮地さんは、星についてのイベントや高知新聞にも投稿して香美市をPRしてくださり、ありがたいと思っております。福留さんにもこれから期待しております。

観光大使には、様々なジャンルの方や年齢層の方がいるとイベントにもぎわうと思います。新しい観光大使、観光特使の方々を積極的に選考してはどうかと考えます。香美市出身の俳優に榎尾篤紀さん、香美市在住のくさか里樹さんがいらっしゃいます。ほかにも関係されている方々がいらっしゃいます。ぜひとも検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

幅広いジャンルや世代の大使というアイデアは、ぜひ参考にさせていただきたいと考えております。「あんばん」の放映に合わせ、香美市のPRを考えていく中で新しい観光大使の委嘱も検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） ぜひとも考えていただきたいと思っております。本日推薦もさせていただきましたので、そのお二人も含めまして前向きに検討をよろしくお願いいたします。

次の質問に参ります。⑨でございます。

同僚議員の質問にも御答弁いただいたところで、実行委員会はつくっていかれるということではございましたが、そのときの担当課はどこになるのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 今いろいろな観点から、どういった形が機能するのかを考えておまして、そこに関しましては今検討しておる状況でございます。

また、人事異動も含めて考えており、香美市の職員がしっかりと対応できるようにといった思いもありまして、形をつくるのと同時に、誰に担っていただくのかも含めて今考えております。議員に御期待していただいているような体制を、しっかりとつくって

まいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 先ほど市長が人事異動もあるということもおっしゃっていましたが、2年、3年、ある程度固まった方にさせていただいたほうが、流れ的にはずっと続いていくのかなと思いますので、そここのところも検討をよろしく願いいたします。

それでは、大きな2つ目のべふ峡温泉に期待する市民の声について、質問させていただきます。

今回の、窮境要因等の調査分析の業務委託、プロポーザル方式での公募は重要で、この施設の最後のチャンスではないかと思うくらいです。この恵まれた環境の中にある施設を維持していただけるように応援していきたいと思っております。

タブレットの3枚目の写真を御覧ください。この日は、すごくお天気がよかったのですけれども、部屋の中はやはり暗いなと感じました。大栃小学校と中学校、学童の子供たちの作品展が掲示されていたのですけれども、本当にもうちょっとたくさんの方に見ていただけたらなと思っておりました。

短い間でしたが、フロントの周辺におりましたところ、お風呂に入る方がそれでも10人ぐらい来ておりました。なかなか人気があるなと思っておりました。今回、大がかりなりフォーム、リノベーションをすることで、より使用しやすく親しまれる時代に合った施設になりますよう願っております。

べふ峡温泉ファンの方々から様々な声を聞かせてくださいました。ファンの方々の声を届けることでプラスになり、新たな施設が輝き、安らぎ、にぎわいのできる施設となりますように、ぜひとも新しい企画の中に取り入れていただきたいと思います、質問いたします。

4枚目のトイレの写真を御覧ください。

①の質問です。

ホールもですが、トイレは昼間も暗くて怖いです。トイレ改修は必須であるという声を聞きます。現状等、リフォームについての見解をお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

現在のトイレは和式が多く、トイレ内も少し暗い状況になっておりますので、改修は必要と考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） ぜひとも改修をよろしく願いいたします。そして、なかなか湿気がすごく多いかなとも感じましたので、清潔感のあるリフォームをしていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

②の質問に参ります。

先日、ホームページを見て温泉に行こうと思った方が、10月分までしか出ていなかったのですが、休館日ではないと解釈して行ったそうです。大栃まで行くと休業の案内があり帰宅したと言っていました。市外や県外から知人やお客さんが来たときに、べふ峡温泉を案内したのですが、現在の施設ではちゅうちょしてしまいます。また、温泉に入りたいので確認したいが、インターネットもしないので営業日が分からない。市役所や支所、中央公民館、図書館、広報香美で、毎月の営業日が分かるようにしてくださいという声も聞きます。せめて、広報での周知ができないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

広報香美の原稿締切りは休館日決定前となるため、広報香美への営業日の掲載は難しい状況と考えます。また、庁舎等への掲示につきましても、急な変更が生じた場合に早急な対応が難しく、誤った情報を提供するおそれがあるため、べふ峡温泉の営業日につきましてはべふ峡温泉のホームページを御確認いただくか、お電話でお問合せいただきたいと思いますと考えております。

また、べふ峡温泉のホームページ更新が少し滞っていたところがありますので、そこにつきましては随時すぐ変更できるように、また指導もしていきたいと考えております。以上です。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 滞っている部分は結構あると思いますので、ぜひとも見やすく分かりやすいホームページを目指して、頑張ってくださいと思います。よろしく願いいたします。

③の質問です。

先日、香南市の公園「のいち冒険の森」に、県産木材で造られた大型遊具が3つ完成し、式典の様子と、子供たちがボルダリングなどの遊具で遊ぶ姿が放送されていました。遊具の費用は、森林環境譲与税や企業版ふるさと納税を活用されたそうです。子供が自然と触れ合いながら楽しめる場所をとということで造ったと、お伺いいたしました。

若い子育て中の方々から、市内には子供を連れて遊びに行く場所がない、この温泉付近にアスレチックや遊具があれば、親子で遊べて温泉に入れたら最高ですという声を聞きました。今後、遊具はプラスになると思います。検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

べふ峡温泉林間広場に遊具が現在ございますが、老朽化により使用できない状況となっております。また、林間広場は裏山ののり面が崩落して改修し、落石防護柵を設置しておりますが、防護柵を飛び越えてくる落石が若干まだあることから、危険なため、林

間広場への新たな遊具設置は難しい状況となっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） この林間広場以外に設置できそうな場所を、今回の見直しとかで検討できる可能性はありますか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） 周辺には、今現在ちょっとそういった広場は見当たらないと考えております。土地については再度検討していきたいと思いますが、なかなか実現は難しいのではないかと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 立地条件等で難しいところがあると思いますが、宿泊棟なんかもございますので、そういったところも考慮していただきつつ、またぜひとも検討していただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

④の質問に参ります。

タブレット5枚目の写真を御覧ください。現在、川に下りる道があります。下り口は広がっていますが、あまり広くない道がずっとフェンスに沿ってございまして、途中からこの写真のように階段の手すりはあるんですけども、ずっと河原に続く道がございまして。下りてみましたら、砂場が非常に少なく、小さい子供に限らずちょっと危ないなと思いました。私も、下りたところが、振り向いた拍子に大きな岩があってこけてしまいました。この道は整備されていないので、県などの河川管理用の道なのかも分かりませんが、たまに河原で遊んでいる親子連れを見たという方もいらっしゃいます。管理用の道にしては入り口が広いので、下りる方はいると思います。安全面から見て、少し気になるところでございます。

川は県・国の管理になるので非常に難しいとは思いますが、川もきれいなので、河原に下りる整備された道があると水浴びや水遊びができるので、道を整備してほしいですという声がありました。見解をお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） 物部川の河原の景観であります。べふ峡温泉周辺の貴重な観光資源になり得ると考えております。御質問にございましたように、管理者は、この場所は高知県になるわけなんです。安全に河原に下りることができるかどうか、あるいはそういった整備ができるのかどうかも含めて、県とよく協議をしてまいりたいと思います。

また、今後べふ峡温泉の指定管理者の公募に向けて、河原にどのように下りられるのかも要件の一つになってくると思いますので、併せて検討を進めたいと思います。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 県とも協議をしてくださるということで、問合せしていただいた方も少し希望が持てるのではないかと考えております。よろしくお願ひいたします。

⑤になります。

市内に休日や平日に自然を満喫できる場所が欲しい。ゆっくりとした時間を過ごし、その後食事や温泉に入れたら日々の疲れが取れます。遊歩道、ウォーキングができるようなコースをぜひとも造っていただきたいという声もあります。ぜひ検討をとおっしゃってりましたが、見解をお伺ひいたします。

○議長（山本芳男君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） 先ほどの質問とも関わってまいります、やはりべふ峡温泉の魅力は、こうした自然の豊かさであると考えております。ぜひゆったりと過ごしていただけるように、施設の内容、それから周辺整備も検討し、指定管理者の公募につなげてまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） おっしゃることはよく分かります、そのとおりでと思います。遊歩道といってもそんなに長距離ではなくて、ぐるっと回ってこれるとか、周りに草花を植えるとか、そういったことで保てると思いますので、そんな研究もしていただけたらと思います。よろしくお願ひいたします。

⑥の質問です。

少し離れた山あいの場所にキャンプ場がございますが、この場所でキャンプできるとオールシーズン楽しめるので、ぜひとも造れないでしょうかという声もありました。現在あるところは、人も少ないのでちょっと寂しいともおっしゃっていましたが、先ほどの質問では場所がないともおっしゃってりましたが、やはりこれも厳しいのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

現在、指定管理者の公募型プロポーザルを実施するため、べふ峡温泉の調査分析を行っております。現在、べふ峡温泉には、以前バンガローを除却した、そこまで大きくはないんですけど広場がございますので、そういった広場の活用方法につきましても、調査結果を踏まえて仕様書を作成する際には、キャンプ場新設についても検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） バンガロー跡地なんかもそのままではもったいないですので、キャンプ場にできるよう検討していただけたらと思います。よろしくお願ひいたします。

⑦の質問に参ります。

温泉を時々利用している方々と、温泉へ行きたいけれど車の運転ができない市民の方々から、バスの送迎は予約して人数が集まると来てくれるが、高齢となり、遠いので車の運転も不安で行けません。いつも自治会でとはいかないので、少人数でもバスが利用できるように、土佐山田町、香北町、大栃で、べふ峡温泉へ月に数回の定期便を出していただけたら、温泉にゆっくり入り食事もできて楽しみが増えます。市民サービスとして、ぜひ温泉直行のバスの利用ができるようにしていただきたいという声がございます。ぜひとも検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） 温泉行きのバスの運行につきましては、市民向けのみならず、市外からの利用者の利便性にもプラスになると考えております。ニーズ調査や、大人数で乗られるのか、あるいは御質問にあったように、個々ばらばらに定期便に乗られるのかも調査しながら、温泉側から送迎するのか、あるいは市内の交通体系の一環として運行するのも含めて、べふ峡温泉の指定管理者公募に向けて、併せて検討してまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 個々で行きたい方もいらっしゃいますので、そういったところも含めまして検討していただきたいと思います。リフォームとかで施設がすごくよくなっても、便利がよくないと人は来てくれません。神母ノ木から片道42キロメートルございますので、なかなか遠い距離でございます。そこへたくさんの人に来ていただくには魅力がないと厳しいですので、今回のプロポーザルに向けての調査と、そして今後の展開について大変期待をするところでございますし、応援もしていきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

輝き、安らぎ、にぎわいをみんなで築くまちづくりの実現を目指し、「あんぱん」チームの成功を願い、質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（山本芳男君） 村田珠美さんの質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

（午前10時13分 休憩）

（午前10時29分 再開）

○議長（山本芳男君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 2番、市民クラブの公文直樹です。議長より許可をいただきましたので、一問一答方式により、通告書に従い2点質問いたします。よろしく願いいたします。

今回の質問は、指定管理者制度を前提とした施設についてお伺いするものであります

が、これまでの議会においても、指定管理者施設の運営に対する議論はたびたび重ねられてきました。さらに、議会の総意として、令和6年度予算に反映されるよう提言書が11月7日付で市長に提出されておりますが、本書の全般項目④には、指定管理の施設については、設置目的を達成するために、市と管理者の連携強化に努めることと提言しております。これは、それぞれの施設運営が指定管理者に任せきりになり、市のサポートが不十分ではないかとの疑念から提言に至ったものです。現在も運営されていない施設や赤字運営の施設があり、今後の市の運営方針改善や連携強化が強く望まれる状況でありますので、質問いたします。

質問事項1点目は、物部町の拠点施設の現状と今後についてです。

お伺いする拠点施設は、初めに奥物部ふるさと物産館、次にべふ峡休憩所、そしてべふ峡温泉についてであります。奥物部ふるさと物産館とべふ峡温泉につきましては、11月22日に行われた産業建設常任委員会において議論されたことと一部重複いたしますので、重なる点につきましては要点の再確認として簡潔に質問いたします。

それでは、(1)奥物部ふるさと物産館について、①です。

御存じのとおり、当該施設は今秋によりレストランスペース及び美術館が閉館しており、地域住民からは一日も早い再開が望まれる中、現在は奥物部ふるさと物産館及び周辺施設リノベーション検討委員会において、今後の方向性が検討されている状況です。

そこで、リノベーション検討委員会において検討されている周辺施設とはどのような施設でしょうか、お伺いします。

○議長（山本芳男君） 物部支所長、片岡 亮君。

○物部支所長（片岡 亮君） お答えします。

周辺施設とは、広い意味では物部町内の市有施設、観光施設、史跡、山岳、名勝地、寺社仏閣等の施設を言います。これらの中から、奥物部ふるさと物産館の経営力向上のための取組の中に組み込むことを想定した際に、特に有効と思われる施設等を周辺施設としています。これらの施設は、大栃ヘリポート付近にあるリバティハウスなど、提案に基づき市が施設整備を実施できるもののほか、山岳や史跡、ほかの事業者が管理する観光施設など、観光案内や連携等によって活性化に取り組むことができる施設に分かれます。今後、どの施設を活用するか、どのような活性化施策を行うかといった検討をする予定で考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 物部町全域、リバティハウスという建物の名前も出てきましたけれども、様々な施設を周辺施設として想定し、奥物部ふるさと物産館の活用を検討されているということですが、段階的にネットワークを広げていくことを念頭に、まずは物部町の玄関口として物産館に立ち寄っていただくために、町内の案内所としてインフォメーション機能などをしっかりと認知、定着させていただきたいと思っております。その

ためには、国道の反対側にあるふれあいプラザ駐車場や公衆トイレから大栃公園までの遊歩道も再整備を行っていただき、物産館での食事や買い物だけではなくて、周辺を散策したくなるような表示や誘導ができれば、来客者の歩留まりもさらに上がると思われまますので、物部町の玄関口として、国道挟み込む魅力的な門構えを期待しております。

次に、②です。

リノベーション検討委員会の開催状況や協議内容と今後の行程を伺います。

○議長（山本芳男君） 物部支所長、片岡 亮君。

○物部支所長（片岡 亮君） お答えします。

第1回検討委員会を11月21日に開催しまして、業者選定方式や指定管理者等の指定管理の基本的な方針や施設の改修、集客のための取組について提案しました。

検討委員会では、主に施設改修や集客のための取組について熱心に御協議いただきまして、令和7年4月に放送が開始されるNHK連続テレビ小説「あんぱん」に関連した取組や、まきストーブ・暖炉等を設置し、まき割りやたき火体験を中心とするサービス、トイレ改修の重要性や、現在、採光のない2階部分に窓を設けるなどの意見が出されました。

また、次回検討委員会に向けて、検討委員の集客案の提案の精査や、これまで物部町で実施しておりました体験型観光メニューの中で、現在も実施可能な体験型観光メニューの確認、香美市内の飲食店経営者等へのヒアリングを行うこととなりました。

第2回検討委員会は、令和6年1月末に開催し、指定管理者募集要項案と集客の取組について協議する予定であります。検討委員会は今年度中に3回開催を予定しております。3月に最終の検討委員会を開催し、募集要項を策定する予定となっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 1回目が11月21日に行われて様々な意見が出され、2回目が1月末で3回目が3月、大体この3回で募集要項の基礎資料を固めるということだと思っておりますけれども、大変今後の開催予定がタイトなスケジュールとなっておりますが、十分な検討によりしっかりとした募集要項を作成していただくことをお願いします。③です。

指定管理者に求める運営理念や、交流促進施設の設置及び管理に関する条例第2条に定める、地域の活性化に寄与することをどのようにお考えか、お伺いたします。

○議長（山本芳男君） 物部支所長、片岡 亮君。

○物部支所長（片岡 亮君） お答えします。

運営理念と申しましていろいろあるかとは思いますが、安定した経営を継続して行うこと、地域内の資源・人材の有効活用について理念に含まれていることが望ましいと考えております。

条例第2条に定める地域の活性化につきましては、例えば、体験型観光の講師への地

元住民起用や、山菜や狩猟肉など地場産品有効活用など、物部町の魅力を生かした事業活動による地域の活性化についての提案がいただければと考えております。地域の雇用の場として、また物部町での事業活動に関心を持つ移住者の雇用の場となるなど、移住定住促進への理解や協力についても御提案いただければと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 安定した経営を継続していただくことは、本当に大事なことだと思います。移住促進など、先ほど申し上げたインフォメーション機能及び観光ということもありますが、本当に物部町の入り口ですので、ハブ、いろんな方面に物産館の指定管理者が関わっていただけるような、地元も協力を惜しまないような形になっていければと期待いたします。

それでは、④です。

物産館の再開は令和7年春ごろとの説明がありましたが、今後、指定管理者公募からリノベーション、建物の改築ですね、及びリニューアルオープンまでの実施時期をお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 物部支所長、片岡 亮君。

○物部支所長（片岡 亮君） 現時点の大まかな予定としてですが、先ほども申しましたが、検討委員会は今年度中にあと2回行う予定です。令和6年4月に審査委員会を設置した後、プロポーザルの公募を開始いたします。6月にプロポーザルを実施、6月中に設計案の協議・審査を行い、7月から8月にかけて内容の設計審査を行います。その後、9月、10月にかけて設計監理契約の締結を行いまして、改修工事の設計が完了次第、改修工事に入ります。改修工事に関しましては、令和6年11月から年度末の令和7年3月を考えております。最終的に令和7年4月に営業開始を目指して進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 今後の予定もなかなか余裕がないとは思いますが、地域住民の方は一日も早い再開を望んでおりますので、このスケジュールがスムーズに遂行されていくことを願います。

さきにも申し上げましたが、施設の設置目的を十分に果たせるよう、永瀬ダム周辺や町内の魅力を再発掘していただいて、観光案内所としてPRもしていただき、来訪していただいたお客様に物部町の魅力を十分に伝えられることと併せて、地域と協働しながら、地元住民にも愛される憩いの場となり得る施設運営方針を御検討いただければと思います。よろしく願います。

それでは、次に、（2）べふ峡休憩所について、①です。

べふ峡保勝会運営のもみじ茶屋が閉店して2年が経過し、今季こそ紅葉シーズンまで

に休憩所を開所することを目標として、指定管理者の公募を行っておりました。そこで、当時私も市内のアウトドア用品店や指定管理に興味のありそうな知人数名に公募内容を紹介して、応募することを検討していただいただけでないか、お願いに回っておりましたが、結果として応募者は1人であり、管理者は指定されておられません。

そこで、公募の経過と応募者を管理者として指定しなかった理由を伺います。

○議長（山本芳男君） 物部支所長、片岡 亮君。

○物部支所長（片岡 亮君） お答えします。

本年4月18日に指定管理者選定評価委員会を開催し、要項等の審議を行いました。その後、要項の広報をホームページに掲載し、現地説明会を経た後、応募者が1人ございましたが、その応募者の質疑応答の時間を取った後、第1次審査については7月26日、これが書類審査です。8月29日に2次審査としましてプレゼンを行いました。その結果、合格点に満たなかったため、選考者なしという結果になりました。

応募者から熱意を感じることができたものの、収支の内容について経営不安な点があり、残念ながら指定には至りませんでした。しかし、その熱意をくんで、今年の紅葉シーズンには、べふ峡休憩所臨時観光案内所で軽食と甘味等を販売していただきました。現地での販売の感覚を得ていただき、今後に活かしていただけたらと感じております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 2回の審査にわたり、結果として指定管理とはしなかったということですが、大変熱意は感じられたということでもありますし、応募がそもそも1人であったのなら、審査結果が及第点とならずとも、その採点結果をもって再度協議はできなかったのでしょうか。十分な運営に至らない点が審査の中で見込まれるのであれば、不足を助言、あるいは市が補完することも検討できなかったか、今となってはもう結論が出ておりますので、このたびの公募結果を今後に活かしていただくことを願います。

次に、②です。

先ほど、その応募された方にお店を出していただいたというお話もありましたが、先月の紅葉シーズンにおいては臨時観光案内所が設置されており、私も現地に2回ほどお伺いしました。両日とも休憩所下の駐車場はほぼ満車で、交通誘導警備員の方々も次々とやってくる車両誘導に忙しい状況でした。また、観光案内所に併設されていた売店では、五目やおでん、うどんなども販売されており、とてもにぎわっておりました。紅葉の見頃については、11月6日の悪天候により残念ながら平年よりも短い期間ではありましたが、この間たくさんのお客様が来訪してくれたと思います。

そこで、臨時観光案内所の設置期間や来客者数、休憩所の現状に対するお客様の御意見等は把握されているか、お伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 物部支所長、片岡 亮君。

○物部支所長（片岡 亮君） お答えします。

本年度の臨時観光案内所設置期間は、10月28日、29日、11月3日、4日、5日、11日、12日の計7日間、土日祝日のみでございました。当初は、10月28日から11月23日までの10日間を予定しておりましたが、11月5日から6日にかけての悪天候により、見頃の葉の大部分が落葉したため、期間を短縮することになりました。この期間の来客数は、推定で3,000人から3,500人程度と見込んでおります。

休憩所の現状に対するお客様の御意見として、紅葉とともに、以前べふ峡保勝会が提供しておられました、そばや寿司を楽しみに来場された方が多く、べふ峡保勝会は高齢化により休憩所の営業はやめましたが、農林漁業体験実習館に場所を移し、規模を縮小して営業を続けておりますと御案内いたしました。

また、今年度は昨年も販売したアユ、アメゴの塩焼き以外に、うどんやおでん等の軽食の出店協力をお願いしました。軽食スペースも確保しましたので、多くのお客様に喜んでいただけたと感じております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 7日間開所されて、推定で3,000人から3,500人、推定から考えると1日当たり最大で500人程度がいらっしやっていたと。シーズンは短い間ではありましたが、たくさんの方が来てくれている、本当に皆さんが楽しみにしてくれている紅葉スポットであると。もみじ茶屋がなくてもこれだけの人が来てくれているので、一日も早く休憩所の再開を望むところではあります。自分もお店でうどんを食べている最中に、隣で食事をされている4人組の方々が施設が開いていないことを大変残念がっておりまして、当時のそばはおいしかったのにねという雑談をされているのを耳にしました。

そういったこともありますので、次に、③です。

今定例会議には、休憩所の指定管理料減額補正が提案されていることから、年度内に公募は行わない予定であると存じますが、先ほどおっしゃっていただいた、また私からも申し上げたお客様の御意見などを踏まえて、休憩所開設の必要性や、今後の指定管理者再公募の予定について、お伺いします。

○議長（山本芳男君） 物部支所長、片岡 亮君。

○物部支所長（片岡 亮君） お答えします。

臨時観光案内所を訪れていただいた観光客の方々から、温かい食べ物が食べたい、地元の方が作った御当地のものを味わいたいといった声をよく聞きました。引き続き、来年度に指定管理の公募を実施したいと考えております。今後の公募予定としては、来年度の予算確定後になりますが、現段階では今年度と同様のスケジュールで考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 去年同様のスケジュールということですが、募集要項などはほぼ骨格として基はできていると思うので、もう少し早い段階で周知、または募集期間を設けることも可能だと思います。ぜひ早めに指定管理の公募を行っていただけたらと思います。また、公募の際には、先ほども温かいものを食べたいと、私もそういった声は聞いておりますけれども、御存じのとおり、べふ峡休憩所は石立山登山口のすぐそばにあり、登山客も通年訪れておりますので、その登山客も狙った形で、石立山は大変険しい上級者向けの山で、これまでも遭難事故がたびたび発生しているような現状もありますことから、例えば、一般には入手しづらい上級者向けの登山用品販売や、購入品の実技指導、登山ガイドやフィールドワークを行うなどの施設運営も、検討に入れていただければと思います。募集要項の施設運営方針において、飲食の提供はすごく大きな魅力ではありますが、これを必須事項とはせず、幅広い活用方法の提案が受けられるよう、募集要項もいま一度見直していただきまして、先に申し上げたとおり、一日も早く休憩所が再開できるように、検討をお願いしたいと思います。

それでは、（3）べふ峡温泉について、先ほど村田議員からも一般質問がありましたが、べふ峡温泉がプロポーザルで改めて指定管理者を公募するというところで、近年、コロナ禍から人手不足や燃料高騰により、現在の指定管理者では安定経営が大変厳しい状況にある中、今年度末の指定期間満了をもって、観光協会とは指定管理を更新せず、来年度には改めて指定管理者の公募を行う予定です。

①です。

べふ峡温泉の財務・会計及び優位性についての調査分析委託業務の業務内容をお伺いします。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

べふ峡温泉の経営状況を分析し、本施設の窮境要因を特定するほか、本施設の優位性を明らかにするため、施設及び施設周辺の可能性及び課題等の調査及び分析等を実施し、プロポーザル方式で指定管理者を公募する際の仕様書を作成するための基礎資料を作成してもらう内容となっております。

業務内容としましては、業務分析、財務分析、窮境要因の特定、業務財務分析結果の取りまとめ、優位性調査を行い、全ての調査結果を取りまとめ、報告書を作成していただくこととなっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 今回の調査結果をもって、次の指定管理者を募集するためのプロポーザル資料作成の基礎調査ということですが、ぜひ現状をしっかりと分析していただき、次の指定管理者が安定して運営でき得る募集要項の策定をお願いします。

②です。

地元地域では、温泉は、紅葉シーズンが終わり冬になるとお客さんが減るので、年内いっぱい営業をやめるのではないかとこのうわさ話が聞かれることから、観光協会による3月末までの施設運営と、次の指定管理者が決定するまでの施設管理について、お伺いします。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

指定管理の協定期間である令和6年3月末までは、現在の指定管理者である香美市観光協会が施設運営を行います。同年4月から新しい指定管理者による運営開始までの施設管理につきましては、当施設を熟知している今の指定管理者である香美市観光協会に、温施設定期点検であったり、地下タンクの点検、剪定作業、トイレ等の清掃といった、維持管理業務を委託する予定になっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 3月末までは香美市観光協会が運営してくれるということですが、この運営というのは、今までどおり温泉もレストランも営業する形ということでしょうか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） 営業時間等については、若干の変更が生じる可能性はございますが、現状と同じ施設運営をやっていただく予定になっております。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 最後までしっかりと運営していただきたいと考えておりますので、市もサポート等、よろしくお願ひしたいと思ひます。

3月以降、施設を熟知されている香美市観光協会に、点検、清掃、維持管理業務を担っていただくということですが、次の指定管理者決定までの一定期間、4月以降ですね、温泉の営業を休止するわけですが、私個人の意見として、観光協会には、高い経営能力を持った人材と、しっかりとした再建計画を立てて、万全の態勢でプロポーザル審査をパスし、引き続き運営していただきたいという思いがあります。と申しますのも、最近行われていたランチバイキングは地元でも大変好評となっており、バイキングにはまた行きたい、温泉も頑張つてやりゆうなど、従業員の努力を惜しむ声もたくさんあり、加えて、今まで尽力していただひている従業員の方々の雇用継続の観点からも、観光協会には何とか頑張つていただきたい。

そういう思いから、③です。

現在の指定管理者が次の公募に応募することは可能か、また、現在の従業員の雇用の場の確保は検討されているのか、伺ひます。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

現指定管理者である香美市観光協会が、来年度の公募に参加することは可能となっております。また、現在の従業員につきましては、本人の希望を確認した上で香美市観光協会において再就職先を探しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 観光協会が再び手を挙げることは可能ということですが、現実ではなかなか厳しいのも理解しております。観光協会におかれては、これまでも大変御苦労されて、経営の立て直しや財政の立て直しに必死になって検討されてきたことから、再建計画は容易なものではないと理解しておりますが、何とか私の意見としては頑張っていたきたいというところもあります。一方で、先ほど観光協会希望される方の再就職先を探されているということですが、次の指定管理者の公募要項には、元従業員の再雇用や地元雇用に努めることなどを評価できる項目を設けていただいて、地元の働く場の確保もぜひ御検討いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、④です。

指定管理者に求める運営理念や、別府森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例第2条に定める地域住民の福祉増進について、どのようにお考えか、お伺いします。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

現在行っているべふ峡温泉の調査分析委託業務の結果を踏まえ、新しい指定管理者に求める経営理念について、指定管理者公募の際の仕様書に示したいと考えております。

地域住民の福祉増進としましては、現在は大浴場の利用が可能で、市民の入浴料は半額となっておりますので、この点についても指定管理者を公募する際に継続できるか検討していきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） とりあえず現在行っておる調査結果をもってということであると思っておりますけれども、さきに質問しました奥物部ふるさと物産館やべふ峡休憩所なども連携して、物部町全域を視野に入れた施設運営を期待します。

⑤です。

指定管理者公募及びリニューアルオープンの時期はいつ頃予定しているのか、お伺いします。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

指定管理者の公募は令和6年5月以降に行う予定となっております。指定管理者公募の際に、べふ峡温泉の改修内容についても提案いただく予定で、提案内容によって施設

改修に係る期間が異なることから、現時点ではリニューアルオープンの時期は未定となっておりますが、できる限り早い営業再開を目指したいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 来年度早々を着手していただけるということですが、先ほど村田議員からも施設改修、リニューアルに向けた様々な御提案もありましたので、そういったこともぜひ積極的に御検討に取り入れていただいて、しっかりと魅力ある施設にしていただきますよう、リニューアルオープンを期待するわけですが、現時点では工事に係る期間が未定であるため、リニューアルオープンも未定ということです。一日も早い営業再開を期待して、御尽力いただくようよろしくお願いします。

それでは、質問事項2点目の高齢者生活福祉センターこづみについてです。

まず初めに、（1）物部町地域を初めとする中山間地域における介護保険事業の重要性と課題について、認識を伺います。

○議長（山本芳男君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） 公文議員の御質問にお答えいたします。

香美市では、高齢化の進展に伴い、介護ニーズの高い85歳以上の人口や一人暮らしの高齢者、また高齢者のみの世帯、認知症高齢者が増加しております。中山間地域も含め、介護サービスの効率的な運営が難しい状況となっております。地域の実情に即したサービス基盤の整備や認知症高齢者の対策など、地域包括ケアの構築が求められております。

また、介護人材の確保と介護現場の生産性向上も重要な課題であり、高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、これらの取組を行うことは大変重要だと認識しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 高齢者が中山間地域では特に増えている現状もありますし、加えて、物部町地域、さらには繁藤地域なんかも、香美市中心部から遠いわけで、また広いので、訪問介護にしましても、通所介護にしましても、移動に時間がかかり燃料代もかかる現状もございます。そうしたこともお含みいただいて、中山間地域はそもそも地理的にも大変不利な条件下で事業を行っているという前提をもって、（2）です。

物部町地域では唯一の介護事業所にはなるんですけれども、こづみは、現在の指定管理者である社会福祉法人土佐香美福祉会に長らく運営を担っていただいております。本年度に指定管理契約の更新を行い、現在も通所介護と訪問介護、そして居住施設の提供を中心として事業を行っております。

そこで、事業所の運営状況や収支状況、また利用者の方々や地域住民の御意見などの把握に努められているか、お伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 高齡介護課長、中山繁美さん。

○高齡介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

高齡者生活福祉センターこづみが年2回開催する運営推進会議におきまして、事業計画、予算決算状況、事業運営状況等の報告がございます。会議には、利用者家族代表、自治会長、民生委員、児童委員、警察、診療所、社会福祉協議会、市職員、施設管理者等が参加し、地域住民の意見等を把握しております。施設職員とは情報共有を図っております。随時相談や報告を受けております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 年2回、運営推進会議が行われて、様々な立場の方々にお集まりいただいて、こづみの運営に関わっていただいているということですが、大変心強く感じます。しかしながら、こづみの運営は非常に厳しい状況であります。土佐香美福祉会のホームページでも公開されている、令和5年度法人施設概要にも記載されておりますが、事業の中の通所介護においてはほぼ満員であるものの、通所時の送迎ドライバーをアルバイトで雇用するなどして、人件費の抑制にも努められております。また、訪問介護においては、利用者減少に伴い、事業継続そのものが大変厳しい状況のようですので、情報共有をしっかりと行っていただき、ぜひともこづみが今後も事業を安定して継続できるよう、連携強化を図っていただくことをお願いいたします。

次に、（3）こづみの居住施設利用についてです。

居住施設の申請受付は高齡介護課が窓口となっているとのことですが、近年は利用者が極めて少ない状況です。

①に関しましては、資料を事前に作成していただきましてありがとうございます。タブレットに資料を発信いたします。

令和元年度、令和2年度は被災により、これは道路災害か何かということですかね、利用があったということで、1,000日前後の延べ日数を利用されている状況でしたが、令和3年度、令和4年度、ここ3か年ぐらいは利用者がすごく少ない状況のようです。

このような状況から、②です。

施設利用の申請要件と、入居の判断基準及び利用期間や延長する場合の判断基準を伺います。

○議長（山本芳男君） 高齡介護課長、中山繁美さん。

○高齡介護課長（中山繁美君） ②の質問について、お答えいたします。

高齡者生活福祉センターこづみの居住施設利用の申請要件及び入居判断基準は、香美市立高齡者生活福祉センターこづみの設置及び管理に関する条例及び規則に基づいております。手続等の具体的な事務手続につきましては、香美市立高齡者生活福祉センターこづみ居住施設事業実施要領に即して行っております。申請要件は、市内に住所を有し

原則として60歳以上の一人暮らしの者、夫婦のみの世帯に属する者及び家族による援助を受けることが困難な者であって、高齢のために生活することに不安のある者となります。

判断基準におきましては、申請後、日常生活動作能力の状況申告書と入所判定調査票に基づきまして、個人面談実施後、地域ケア会議で審議され、入居の可否を決定しております。

利用期間は原則6か月となっておりますが、やむを得ない事情等を鑑みて利用期間が延長される場合がございます。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 様々な段階を経て、判定調査票などや地域ケア会議に諮って、最終的に入居を許可するかしないかということですが、お伺いする限りでもなかなかちょっと手続が多いなという印象です。その申請要件において、基本的には6か月が最長であって、場合によっては延長もあり得るということなんですけれども、その6か月以降、退去時期や退去後の予定は重要事項になり得るのでしょうか。仮に、今の家での生活が困難な状況となって申請しても、その時点で退去時期やその後の予定が全く未定である場合には、入居できないといったケースもあるのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

申請時の入所判定調査におきまして、6か月後の退所時期の予定につきましては調査をすることになっております。こづみは住宅ではございませんので、一時的な入所施設ということで重要事項とはなりません。

ただし、事例といたしまして、家の状態が悪く住めない、また、災害により道路が崩壊して家に帰れない場合などの方で、1年6か月以上入所された方もございますので、やむを得ない事情がある場合は、退所時期が決まっていなくても入所は可能となっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） ③です。

利用実績が少ない要因と、今後の活用促進について検討はされているか、お伺いします。

○議長（山本芳男君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

利用者は主に地域包括支援センターからの相談が中心で、在宅生活に不安がある高齢者や緊急的な支援が必要な高齢者からの相談が少なかったこと、また、相談があった場合においても、ほかの手だてにより対応が可能であったケースが多かったことが、利用

実績が少ない要因と考えております。今後も課内で連携し、社会福祉協議会や民生児童委員等と情報共有もしながら、在宅生活に不安のある高齢者につきましては、引き続き利用を進めてまいります。

施設の概要につきましては、香美市ホームページにも掲載しており、今後は広報誌等でも積極的に周知していきたいと考えております。また、1か月程度の短期間利用者について、申請手続の一部を簡略するなど、利便性の向上についても取り組む予定でございます。

今後も、増加する一人暮らしや高齢者夫婦の一時的な滞在場所として、利用促進に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） せっかく活用できる施設ですけれども、多分物部町以外の香北町、土佐山田町でこういった施設があることを知らない方も結構いらっしゃると思いますので、ぜひ広報誌なんかでも積極的に、こういう施設があるよということをPRしていただけたらと思います。

また、短期利用の方については手続を簡素化することも検討していただけるといふことなので、ぜひとも前向きに進めていただければと思います。

いずれにしましても、指定管理者に施設の維持管理費を支払っている一方で、収入要件もあるようですが、入所には家賃が設定されており、一定収入のある方からは家賃もいただけるという収入を見込める施設ですので、先ほども短期利用者についてはということもおっしゃっていただきましたが、入居要件緩和や利用期間の見直し、施設の紹介を積極的に行うなどして、利用促進に努められてはいかがかと考えますので、よろしくお願いします。

また、今後、そういった利用促進を行っても入居者が少ない状況が続くのであれば、こづみを建設した当時の様々な補助金の制約もあるとは思いますが、可能であれば目的外利用の可能性も検討されてはいかがでしょうか。例えば、指定管理者の従業員の入居や、介護資格取得を目指す研修生の宿泊棟とすること、あるいは外国人介護人材の受入れに活用することなども検討していただければと思います。

それでは、（4）です。

介護人材の減少や離職については全国的に非常に深刻な状況となっており、このままでは介護サービスを希望してもサービスが受けられない可能性が高まっています。このことは11月21日に行われた衆議院予算委員会においても議論されており、今回添付した厚生労働省の公開資料についても言及されております。

厚生労働省のホームページにも掲載されておりますけれども、タブレットに資料を発信いたします。令和5年度介護事業経営実態調査結果の概要という資料の2ページ目になるんですけれども、各介護サービスにおける収支差率において、令和4年度決算ペー

スにはなりますが、左下の黄緑色の居宅サービスという帯のついた各種サービスの欄において、令和4年度決算は令和3年度比で、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーションなどはプラス、収益が上がっているかのようなプラス%が出ております。こちらは、もうかっているということではなくて、介護職員の退職や離職が相次ぎ、人件費が予想以上に減少したことから結果的にプラスとなっていると、状況説明がありました。このことから、介護人材の減少は大変重要な課題であり、早期に検討が必要であるとの議論がなされておりました。

当然、全国的な動向ですので、本市においてもやはり介護職の人材不足は喫緊の課題であると思われまます。このような現状からも、介護職に従事する人材不足に対して、何らか本市の支援策が必要ではないでしょうか。他市町村では様々な支援制度が行われております。県内をあちこち調べてみましたけれども、近隣で特に充実していると感じたのは中芸広域連合が行っている制度で、就労祝い金や定着奨励金、資格取得支援金など、様々な支援策がありました。

本市も人材獲得競争に負けないよう、支援事業を充実させる必要があるのではないのでしょうか。例えば、奨学金返還支援補助金要綱に市内の介護事業所に従事を別枠加算して、居住地を問わず市内外の介護人材を対象とするなどはいかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 高齡介護課長、中山繁美さん。

○高齡介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

香美市独自の介護人材確保支援事業といたしまして、令和4年度から介護初任者研修を修了し、香美市内に所在する訪問介護事業所で介護職員として継続して3か月以上就労していることを条件に、当該介護職員を雇用する介護サービス事業所が負担した、介護職員初任者研修の受講に要する費用を助成する支援策を実施しておりまして、今後も継続していく予定でございます。

また、高知県中央市町介護人材連絡協議会では、県と6市町の参加機関によりまして、離職防止や新たな人材の確保、サービス提供体制強化、効率化等について協議をしております。そのほか、県が推進する介護職員離職防止のための支援や、生産性向上に資する支援、施策等を踏まえた支援策を検討したいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） 質問の補足として一応回答いたします。

支援策の例として言及のありました、香美市奨学金返還支援補助金につきましては、若者が抱える奨学金の返還を金銭的に支援することで、地域産業の担い手である若者の香美市への定住や都市部からの移住促進を図る制度となっております。対象者の就業要件は、唯一公務員だけ対象となりませんが、介護事業の従事者は対象に含まれておりません。

御質問の趣旨に関しましては、この制度において介護事業所に従事する者へのさらな

る加算、つまり政策的に特定の事業に従事する者を優遇できないかということかと思われませんが、制度の目的は、業種に限らず生産年齢人口の地方への移住や定住の定着を促すものですので、特定業種への優遇措置についてはなじまないと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 2番、公文直樹君。

○2番（公文直樹君） 今後支援策を検討していただけるということですが、今御紹介のあった介護人材確保支援事業助成金制度は、確かに支援策として有効であるとは思いますが、補助対象は介護事業を行っている事業者ということですが、先ほど紹介させていただきました中芸広域連合の支援策などは、介護職を求める個人であったり、ほかには引っ越し費用であったり、市内へ引っ越してきたときの居宅費用を直接補助する支援制度も、ほかの市町村で見かけられました。こうした様々な支援政策がある中で、本市の先ほど申し上げた初任者研修受講料を事業者に交付する支援制度は、やはりちょっと見比べられたときに弱いのではないかと感じてしまいます。

さきに申し上げたとおり、こづみを初めとした中山間地域の介護事業所は、事業経営や人材面においても市街地周辺よりも大変厳しい環境にあります。今後、介護人材は減少傾向になっていくと思いますので、できるだけ早い段階で新たな支援策、国や県の補助金なども活用を検討していただき、支援策の充実に努めていただきたいと思います。

それでは、以上で私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本芳男君） 公文直樹君の質問が終わりました。

次に、4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 子どもと町を明るくする会の西村剛治です。議長の許可をいただきましたので、通告に沿って一問一答方式にて質問させていただきます。アイデア型のまちづくりで、私たちの暮らす香美市を子供たちが笑顔で育つ町、若い世代が暮らしたくなる町にしていくことを目標に掲げ、コミュニケーションを大切にして真摯に取り組んでいく所存であります。本日もどうか前向きな御答弁をいただきますよう、よろしく願いいたします。

冒頭に1点、反省の弁を述べさせていただきたいと思っております。

さきの9月定例会議の一般質問において、事前の質問通告を行いながらも許可された質問時間内に全ての質疑を終えることができず、途中複数の質問を取り下げる形になってしまいました。多くの時間を割き、答弁の御準備をいただいた執行部の方々におわびを申し上げます。いま一度気を引き締めるとともに、市民の代表としてこの場に立つ意味を忘れることなく、これからも常にチャレンジ精神を持って今後も議会に臨みたいと考えております。

今回、参考資料が大変多くなっておりますが、状況が複雑で言葉の説明だけでは伝わりにくい事案について、円滑な共通認識をつくるために必要であると判断し、念入りに作成したものになります。これも小さなチャレンジと受け取っていただき、御理解いた

できればと思います。

では、質問に移ります。

1 番目、朝ドラ「あんぱん」に向けた取組です。

全国で3,000万人が視聴すると言われていたNHKの朝ドラ枠において、やなせたかし先生と奥様の暢さんを主人公とした「あんぱん」の放送が決定したことは、やなせたかし記念館のある町、アンパンマンの生まれた町、香美市を全国にPRし、香美市という自治体の認知度、ブランド力を一気に高める最高のチャンスと捉えております。庁舎内でも「あんぱん」放映決定以降、熱く意見交換がされ、情報収集もされていると思います。来年夏、そして秋頃から撮影が始まり、令和7年春から本放送が始まるというスケジュールは、決して十分な時間があるとは思えません。アンパンマンミュージアムなどでは、放送決定直後から来館者数が増え始めるなどの影響が既に出始めており、行政としては、まず短期決戦という共通認識をつくり、その上で長期的な取組を視野に入れた横断的な体制、あえてプロジェクトチームと呼びますが、このプロジェクトチームを庁内に迅速につくっていく必要があると考えています。同時に、このプロジェクトの成功には市民や民間企業との協力、連携が不可欠です。庁内のプロジェクトチームとは別に、民間の柔軟なアイデア出しや、住民との活発な意見交換ができる環境整備も早急に整えていかなければなりません。

(1) 市の体制づくりについて、①です。

千載一遇のこのチャンスに、市としてどのような体制で臨む考えか、機構改革も視野に入れて検討されているという話も聞きましたので、その時期なども含めてお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 「あんぱん」への様々な対応を調整する組織は必要不可欠であると考えております。市行政内部で専任の調整部署を設置するほか、各課の所掌事務の中で互いに連携して対応していく必要があると考えております。時期につきましては、今検討して、来年度からしっかりと体制をつくってまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 体制は来年度から本格的に動き出すということだと思います。

ここまで大きなトピックは、香美市の歴史にはなかったと思います。過去には、2019年にやなせたかし生誕100周年祭を、地域住民、民間企業、行政が連携して実行委員会方式で開催した例はありますが、ワンデーイベントで、点の企画としては大成功したと感じましたが、残念ながらその後のまちづくりへの発展や、やなせたかしやアンパンマンを使ったコンテンツ育成には結びつかなかったのが実情です。比べるまでもなく、今回はとても大きなトピックであり、長いスパンでの取組が必要となります。

そこで伺います。②です。

広い視野と経験、熱意を持った推進力のあるプロジェクトリーダーが必要であると考

えます。市は今回のプロジェクトの取組に対し、どのようなポスト、人材の配置を検討しているのか、お伺いします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 専任の調整部署において、庁内各課や外部との調整に当たらせることを考えておりますが、具体のポストや人材等につきましては、これから検討してまいります。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ③です。

これまでもたびたび触れてきておりますが、地域おこし協力隊制度は、単に若者や特技を持った人を外から集めるだけの制度ではなく、より高い専門性と職責を担うに値する、班長級や課長級のような人材を登用することも可能な制度であります。今回は朝ドラ「あんぱん」のネームバリューを最大限に活用できます。地域おこし協力隊の仕組みを有効に活用し、市内外から熱意とスキルを持った人材を募ってみてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 御指摘のように、撮影協力やガイドなど、関係団体や地域での活動を円滑に進めていくためには、市内外から熱意のある人材を募る必要があります。地域おこし協力隊制度の活用も含めて検討してまいりたいと思います。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 行政としても非常に今回は大きなチャレンジであると思えますし、ありとあらゆるものに知恵を絞ってチャレンジしていく姿勢も、町を鍛えるという意味でチャレンジしていただきたいと思っております。

④です。

3町村合併から18年となり、香北町時代のやなせ先生と町、住民との関わりを知らない職員も多くなったと思います。常々市長が述べられているように、市職員の資質向上、成長のためには、地域住民と直接交わることや、町の歴史や文化を学ぼう、知ろうとする意欲が大きな原動力になると考えています。新たな調整部署の設置をするという話もありますが、その人材を選ぶ際に、市の人材育成の観点から、職員自らの立候補や推薦を募り、プロジェクトメンバーの選抜、選考を行ってみてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 専任の調整部署を新設することを考えておりまして、それに加えて各課がお互いに連携して取り組む横断的な体制の整備も必要と考えております。職員の積極的な思いを大事にしながら、しっかりと成果が出せるような、成果にこだわられるような組織体制を目指してまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○ 4 番（西村剛治君） 先日、NHKの倉崎チーフプロデューサーが来訪された際の準備や呼びかけ、また、庁舎内での意見交換などにおいても、若手職員が自主的に、そして積極的に動いていらっしやると聞きました。今回の「あんぱん」決定が庁舎内の空気に少なからず変化をもたらし、新しい香美市がつくられていく芽吹き之机運を逃さず、市長、副市長、そして教育長を初め管理職の方々には、若い職員の指導に当たっていただきたいと考えております。

⑤です。

最前線基地となる香北支所への増員は必須であると考えます。体制の見直しを含め、どのように考えているか、お伺いします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 香北支所では、通常業務に加えて「あんぱん」関連の業務が増えることが想定されます。御指摘のとおり、地元市民の皆様との連携も含めた最前線となりますので、人員配置に当たって可能な限り配慮したいと考えております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○ 4 番（西村剛治君） 非常に期待しております。

（2）メディア、広報の有効活用についてです。

さきに放送された朝ドラ「らんまん」では、ドラマ以外でも牧野博士ゆかりの地や人生が多くメディアに取り上げられ、これまで決して全国区とは言い切れなかった、牧野博士の認知度が飛躍的に上昇するとともに、「らんまん」終了後も多くの団体客が佐川町を訪れているということです。改めてメディアの影響力の大きさに驚くと同時に、私たち香美市も、できることは全て取り組むぐらいの覚悟が必要だと改めて感じております。

①です。

千載一遇のこの好機を生かすために、香美市をどのようにPRしていく計画か、お伺いします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 「らんまん」の放送に合わせて、本市の魅力を全国的に発信していくためには、ドラマの撮影や放送に合わせて、テレビなどのメディアやインターネットで目に触れる機会を増やしていくほか、本市を訪れた方々に、いかに豊かな経験をしていただき、いわゆる口コミとして自ら情報発信していただくことが重要であると考えております。しっかりとPRしていただけるようなアイデアも募りながら、全国にしっかりとPRしてまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○ 4 番（西村剛治君） 先ほどちょっとほかの議員の質問にもあったかと思いますが、こういった取組を推進していく、PRの先頭に立つのはどこの課になるのか、ちょっと気になるところです。普通に考えたら商工観光課のような気もしますが、以前から自分

がよく言いますが、この際、広報部門を新たに設立するのも一つの手ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） PRに関する一元的な組織も頭にはありますが、今そういったことも含めまして検討している状況でございます。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ②です。

香美市にはすばらしいロケーションと来訪者を温かく迎え入れる市民がいます。市民の方々と話をしていると、香美市での撮影の実現、ロケ地誘致を望む声がとても多いです。

資料の①を御覧ください。こちらは、高知フィルムコミッションのホームページです。フィルムコミッションというのは、映画やドラマの撮影などでイメージどおりのシーンを撮影するためにロケ地を探したい側と、撮影を受け入れ地域振興をしたいと考える自治体との橋渡しをする団体のことです。香美市にはフィルムコミッション自体はありませんが、こちらのサイトには香美市でロケが可能な場所が紹介されておりました。右下にあるのは、香北町永野地区にある間崎病院です。過去にも映画の撮影などが行われたことがあります。このレトロな趣のある外観が、やなせ先生の生家があった朴ノ木地区に近いこともあり、「あんぱん」においてやなせ少年が2年生から過ごしたという南国市の柳瀬医院時代のロケにぴったりなのではないかと考えております。

香美市でのロケ実現は、香美市で育つ子供たちの心に郷土を愛する心を育て、多くの住民に元気や笑顔や勇気を生む絶好の機会となります。ロケ地誘致を望む住民の声に応え、市が前面に立ち、ロケ地誘致を当面の優先事項と位置づけ、積極的に取り組むべき価値があると考えますが、市の見解はいかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 先般、NHKの倉崎チーフプロデューサー、川口広報プロデューサーが本市を訪問された際には、「らんまん」よりも高知編が長くなる、自然豊かなロケ地を教えてほしいとの御発言がありました。ロケ地に選ばれるためには、ロケーションそのものの魅力はもちろんのことですが、地域住民の皆様の温かいおもてなしと、やなせたかし先生が育った町であることを誇りに思う熱い気持ちを、NHKスタッフや脚本家の中園ミホさん、そして出演される俳優さんたちに直接伝えることが重要です。

ロケ誘致に当たっては、市として最大限の努力いたしますし、市民の皆様にもぜひ主体的に御参加いただくようお願いしたいと思っております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 市長も御存じだと思いますが、ロケーション情報の提供などを申し出ている住民の方もおりますし、そもそも一度きりしかないチャンスだと思って

おります。受け身にならずに、市から積極的にNHKへ売り込む活動もして欲しいと思います。

(3) 市民の参加についてです。

「あんぱん」効果で、従来の顧客層であった子育て世代のみならず、中高年グループ客や大型バスでのツアー客など、近年なかった多くの観光客が香美市へ訪問することが予想されています。

①です。

これら多くの観光客を無事に迎え入れ、少しでも多く満足して帰ってもらうためには、市民の協力と盛り上がりが必要不可欠となります。一方で、オーバーツーリズムや交通渋滞の発生など、市民生活に悪影響を生む不安要素もあります。市民に対してしっかり情報提供していくことが重要になってきます。市民に対し、説明と協力の呼びかけをどのように行っていく考えか、伺います。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 撮影協力やガイドなどについては、市民の皆様の御協力が必要不可欠と考えております。市民の皆様を含む実行委員会を立ち上げるほか、来年度の予算で「あんぱん」の撮影放送に向けて提案型市民主役事業を拡充し、市民の皆様の様々な取組を支援してまいりたいと考えております。

また、「あんぱん」の放送前後に多くの方が本市を訪れることが期待される一方で、御指摘のオーバーツーリズムや交通渋滞の問題なども懸念されるところです。市民生活への負荷をなるべく減らすよう、県や関係団体とも連携し、交通のシミュレーションをした上で、駐車場の確保やシャトルバスの運行、宿泊施設との連携など、市として最大限の対応をとりたいと考えており、市民の皆様にも適切な時期に御説明した上で、御理解と御協力を仰ぎたいと思います。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 市が持っている情報を逐一住民に流していくのも一つの手だと思います。いろいろな手段を使って住民に情報を流していただきたいと思います。

②です。

市長は、市民のアイデアを募りたいと述べています。時間が限られる中で、市民からの意見をどのような方法で募り実現していくか、また、それらのアイデア実現のために新たな補助金などを設けて支援していくという考えか、お伺いします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 撮影協力やガイドなどについては、市民の皆様の御協力が必要不可欠と考えております。市民の皆様を含む実行委員会を立ち上げるほか、来年度の予算で「あんぱん」の撮影、放送に向けて提案型市民主役事業を拡充し、市民の皆様の様々な取組を支援してまいりたいと考えております。これらに加えて、市民の幅広い御意見をお聞きしたいと考えており、オール香美市で対応できるよう、アイデアを随時

受け付けられる仕組みを検討したいと考えております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 提案型市民主役事業補助金を活用することは、とてもいい判断だと思います。

（4）に移ります。

○議長（山本芳男君） 暫時休憩いたします。

（午前 11時41分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（山本芳男君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を行います。

4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 質問を続けます。

（4）施設及びインフラ整備についてです。

再来年4月の「あんばん」放送開始に向けた具体的な施設整備の取組について、伺っていきます。内容的には短期で集中して取り組むべきものもありますし、長期計画を立ててしっかり腰を据えた取組が必要になるものも含め、両方あると思いますが、まずはこの機会にしっかり全体像を把握し、早急に関係団体との意見交換を行っていただきたいと思っています。

①です。

資料の②を御覧ください。アンパンマンミュージアムの外壁は、白色の部分が剥げ、黒い汚れが目立ち、やなせ先生がイメージした白い四角い箱というシンプルなイメージは、大きく損なわれた状態となっています。また、縦長の看板部分も塗装が劣化しており、シンボルカラーの赤色も変色しております。写真ではちょっと分かりにくいですが、どちらかというピンク色っぽくなってしまっております。こういった外壁部分の塗り直し予定はどのようになっていますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） お答えいたします。

アンパンマンミュージアムの外壁につきましては、令和6年度中に塗り直しが完了するよう、準備を進めております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 令和6年度中という話なんですけれども、恐らく「あんばん」放映が近づくと、アンパンマンミュージアムを撮影したり、またロケが非常に増えてくると思っておりますので、できるだけ前倒しで行うのがいいのではないかなと思っています。また検討をお願いいたします。

②です。

遅れていた、詩とメルヘン絵本館の結露対策等の修繕工事はどうなっていますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 結露につきましては、現在、高知工科大学の研究室の協力を仰ぎ、館内各所の温湿度分布や結露状況を調査しております。結露が最も多くなります来年2月頃までには調査を終わらせて、効果的な対策を検討し、令和6年度中に対策工事を完了できるよう進めております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） こちらも令和6年度中ということですが、展示スケジュールなどへの影響をちょっと心配しているんですが、この辺はいかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） そちらのほうは調整しております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ③です。

今後の混雑を見越して、アンパンマンミュージアム周辺の施設、道の駅や健康センターセレネ、美良布の直販所などから「あんばん」に合わせた改修要望が出てくること予想されます。そういった要望に対してどのように対応する方針か、お聞かせください。

○議長（山本芳男君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） アンパンマンミュージアム周辺の施設につきましては、それぞれ修繕をすべき時期が異なってくると考えております。また、先ほど議員から御指摘がございましたように、撮影時期ですとか、あるいは放映時期に重なるわけにはまいりませんので、個々の施設の状況、それから御要望、実施の時期などをよく聞いた上で、可能な範囲で対応してまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 個別に対応を検討していただけることで、周辺施設などへのヒアリングはもう始めていることでしょうか。

○議長（山本芳男君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） 「あんばん」対応というわけではないですが、日頃の業務の中でいつ頃修繕すべきかは一応把握してはおります。その実施時期については、先ほど御答弁申し上げましたように、これから調整して対応してまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ④です。

「あんばん」が始まると、観光客がアンパンマンミュージアムを目がけて集まってくる状況が予想されますが、香美市での滞在時間を延ばすのが、ある意味非常に大きな課題になってきます。やなせ聖地巡り、そして物部地域まで足を伸ばしてもらおう、そして、

より長い時間香美市に滞在してもらうための仕掛けとして、香北地区内のアンパンマンミュージアム周辺の一角にでも、臨時観光案内拠点の設置を検討してはいかがかと思いますが。

○議長（山本芳男君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） 御指摘いただきましたように、多くの来訪者が期待される場所です。総合案内の窓口は必須のものであると考えておきまして、周辺の施設整備の中で併せて検討してまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ⑤に移ります。

ジェイアール四国バスの美良布駅は、バスを利用して初めてアンパンマンミュージアムを訪れる旅行者を迎え入れる玄関口であるとともに、アンパンマンミュージアム体験の最初のイメージをつくる大切な施設ではないかと考えております。

資料③-1を御覧ください。美良布駅になります。外観はどことなく趣がありますが、残念ながら施設は大変古く、待合室には冷暖房施設もありません。また、おむつ替え施設や授乳室などもなく、子育て世代の利用をターゲットにした施設の関連施設であるという割には、非常に不親切な環境となっております。

すみません、番号の振り方を間違えました。もう1枚③-1があります。こちらは、トイレの様子と看板の様子になります。このトイレは最近修繕されましたが、見てのとおりに非常に狭く、多目的利用やバリアフリーには全く対応しておりません。また、個人的に思っているところなのですが、この出入口の扉が鉄の重たくて固い扉でして、子供が開けるのも難しいですし、荷物を持ったり、乳母車を押した高齢者の方では、開け閉めをするのが非常に困難な状況になっております。おもてなしの玄関口としての大幅な改修を、ジェイアール四国バス等と協議するお考えはありますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

美良布駅の整備につきましては、ジェイアール四国バスや香美市市営バス、各種路線の停留所となっている重要な拠点駅でございます。この施設の所有は御存じのとおり四国旅客鉄道株式会社となっております。契約によりまして市が日常的な清掃等を行っています。

今後、朝ドラに伴う観光客への対応、また日常的に利用されている方々にとっても利便性が高まるように、施設面だけでなく運行の在り方なども含めて、ジェイアール四国バス等の関係各所と協議を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 正直、「あんばん」放映開始までにはちょっと間に合わないかもしれないとは思っていますが、せめて県の定める、高知県ひとにやさしいまちづ

くり条例のバリアフリー基準に最低限適合するレベルまで、ここの施設は改善していかなければならないと思っておりますので、協議をよろしくお願いいたします。

⑥に移ります。

ジェイアール四国バスの物部方面路線廃止により、アンパンマンミュージアムの最寄りにあったバス停が利用できなくなりました。その結果、アンパンマンミュージアム訪問者は、行きも帰りも美良布駅までの長い道のりを歩きで移動しなければならなくなりました。

資料④-2を御覧ください。美良布駅とアンパンマンミュージアム間の歩道には、段差や起伏が非常に多くあります。そこを小さな子供を抱っこしながらベビーカーや大きなキャリーケースを転がし、苦勞しながら歩いているファミリーの姿を週末によく見かけます。また、歩いてミュージアムに向かう場合には、香北観光の車庫前にある横断歩道を渡って、公園内を斜めに通り抜けていくのが最適なルートになるわけですが、そういった案内看板も設置されておられません。まず、「あんばん」に向けて案内看板の見直しは必須だと思いますが、今後、歩道の段差、危険箇所を取り除く検討も市が中心になって行っていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

歩道の段差についての答弁になりますけれども、道路管理者でございます高知県中央東土木事務所に内容をお伝えしてお願いしましたところ、歩道の段差等につきましての全面改良は困難であると。ただ、可能な範囲で歩道の切り下げなどを含めました改修や修繕を、令和6年度中に実施予定であると伺っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 案内表示についてですけれども、現状ではJR美良布駅からアンパンマンミュージアムの間に、新たな案内表示の設置は考えておりませんが、今後の周辺整備の中で検討してまいりたいと思っております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 市長の答弁の中にも、施設関係の全体計画をつくるという話がありました。そこに様々なものが重なってくると思いますが、香美市にとっての今後のまちづくりの非常に重要な取組になると思いますので、幅広い意見を集め、様々な業者との調整を積極的に行っていただきたいと思います。

⑦に移ります。

一般車両の駐車場不足に加え、大型観光バスの昇降場所、待機場所の不足が懸念されています。どのような対応を考えているか、お聞かせください。

○議長（山本芳男君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） 交通対策につきましては、市民生活への負荷をなるべく減

らす必要があると考えております。県、あるいは関係団体とも連携して、駐車場の確保ですとか、シャトルバスの運行、あるいはJR美良布駅の改修といった、市として最大の対応をとってまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 一番不安な部分でもあります。大型バスがぱっと来た場合などのように町がなくなってしまうだろうと、ちょっと恐怖を感じる部分でもあります、いろいろシミュレーションしていただきたいと思います。

大きな2番目、「やなせたかし記念館のある町」の未来図に移ります。

（1）アフター「あんぱん」のまちづくりについてです。

①です。

「あんぱん」放映が決定したこの好機を逃さず、香美市の10年、20年先を見据えた、やなせたかし記念館のある町を掲げた新たなまちづくりビジョンをつくっていかねばならないと考えています。これまでやなせたかし先生が香美市、香北町の発展に尽くし、貢献してくださった記録や、市民との記憶を保存して後世に伝えて残していくとともに、私たちに残された全てをここ香美市にしかない文化的遺産、やなせ遺産として見直す取組が必要であると考えます。市のアーカイブ化に向けた取組について、考え方をお伺いします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 議員から、やなせ先生が香美市に残してくれたことをアーカイブ化するというお話でございますが、今回の「あんぱん」の制作におきましても、市民の皆様とやなせたかし先生との間のエピソードや関係資料は重要ですので、これはという情報をお持ちの方にはぜひ御提供をお願いし、将来的にはこれらを合わせて、やなせ先生ゆかりの方々のインタビューも収録し、議員御提案のアーカイブに収めたり、私自身が冒頭でもお話ししましたとおり、やなせたかし先生の生きざまや作品に込めた思いをしっかりと後世に残し、多くの方々に知っていただきたいと思っておりますので、5年後の令和10年を目指して先生の展示館を建設したいと考えております。この展示館につきましては、議会でも特別委員会をつくっていただいておりますし、財団でありますとか、また、関係団体とも連携しまして、やなせ先生が香美市に残してくれたことを、しっかりと伝えていく形で対応してまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 市民に呼びかけていただいて、やなせエピソード大賞のようなものをやるのも面白いかなと、一瞬今聞きながら思いました。

今市長が触れた新たな施設について、②で確認したいと思います。

市長は、やなせ先生を顕彰する新たな施設の整備について、たびたび述べられております。この新たな施設は、私の知る限りではありますが、当初は財団が自主財源で建設を検討していたものであり、美良布周辺で敷地を探すに当たって、市の協力をお願いし

たいといった話だったように記憶しております。それから時間がたちましたので、状況が変わってきているのかもしれませんが、市長の報告を聞く感じだと、市長が望む施設のイメージと財団や東京の関係者が必要とする施設のイメージの間には、まだ大きな乖離があるように感じます。

新たな施設の建設自体は、個人的にはとても興味を持っております。ただ、どうしても計画の実情、規模感が見えないまま水面下で進んでいるような印象も拭えません。市長が提案される新たな施設の規模感及び市が費用を抛出する場合にどれくらいの予算規模を想定しているのか、話せる範囲でお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まず、施設の規模としましては、やなせたかし先生の生きざまや作品に込めた思いをしっかりと後世に残し、多くの方に知っていただくという目的を持って、現在のアンパンマンミュージアムや詩とメルヘン絵本館の展示との役割分担や敷地の制約などを考えながら、今後、具体的な規模や機能について検討していくこととなります。これと並行して予算規模の検討も進めていくこととなりますが、市からの抛出だけではなく、ふるさと納税やクラウドファンディングなども活用しながら、財源の確保を図っていきたいと考えております。

また、現在、境港市が水木しげる記念館を4月オープンに向けて建替えております。個人的には負けないようなものを造りたい思いもありますが、議員のお話にあったように、財団とちょっと考え方が違うこともありまして、早急に調整してまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ③に移ります。アンパンマン図書館についてです。

12月定例会議冒頭の市長の提案説明の中でも触れていただきましたし、本日もたくさん述べていただいておりますが、市長の「あんばん」に向けた意気込み、そしてやなせたかし先生の遺志を受け継ぎ、地域を盛り上げ、残された資源や作品に込められた思いもしっかり後世に伝えていきたいという強い思いを聞かせていただきました。とても心強い内容でした。やなせ先生のこれまでの貢献に感謝するとともに、その生き方や人柄、功績を展示、検証する施設を造りたいという思いも、必要性も十分理解できるものであります。応援したいと思っております。ただ一点だけ、このタイミングだからこそ市長のやなせ先生に対する熱意の一部を預けていただき、検討していただきたいと思っているのが、アンパンマン図書館の保存、そして活用であります。

資料⑤-1を御覧ください。左の写真は先日、市長にも長時間御参列いただいた、美良布神社のおなばれの際の写真です。お鳥毛と呼ばれる飾りがついた長い棒を持った香北町の若者たちが、アンパンマン図書館の上に置かれたあんばん像に対して掃除のものまねをしているという、これは毎年恒例なんですけど、おふざけのワンシーンになります。みんなこの図書館を利用して育った若者たちであります。言うまでもなく、この建

物以上にやなせ先生の思いと地域住民の思いが交わり、時が刻まれ、愛された建物はありません。やなせ先生がこの建物の趣ある外観に引かれ、香北の子供たちのためにと私財を投じ整備し、蔵書の寄贈もして完成させたという事実と、世界にただ一つだけアンパンマン図書館の名称を与えられたこの建物の持つストーリーは、まさにやなせ先生が町や子供たちに届け、残したい愛と勇気のメッセージそのものであると考えます。この建物ほどやなせたかし記念館のある町のシンボルにふさわしい建物はありません。

1年前の一般質問においてもアンパンマン図書館についてさせていただきました。その際、市長の御答弁で、当初解体予定だったこの建物を一旦保留にしますと、そして市民からの利用の提案を待つと回答していただきました。現在、住民有志のグループが引き続きこの建物の活用方法について意見交換を続けておりますが、直近の悩みとしては、この建物の雨漏りが放置されている状況であり、建物へのダメージが日々拡大していくことが何よりの懸念材料となっております。朝ドラ「あんぱん」決定により、この建物の持つ価値と社会的評価も大きく変わっていくのではないかと思います。建物の保存と活用の検討に、市として大きくかじを切るときではないのかと思います。見解をお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） アンパンマン図書館の保存活用につきましては現在白紙の状態でございますが、建物に関してこれまで耐震化工事などが実施されておらず、また図面もないため、建物の耐震診断を含めた現況調査及び図面の復元を来年度に実施するための予算を要求するよう、準備を進めております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 予算を少しつけていただけたことで非常にうれしく思い、予算をつける要求をしていただけるということで期待しております。

もしよければ、市長もアンパンマン図書館について、非常に市長の思い描く、やなせたかし先生の思いを残すということに非常にリンクする施設ではないかと思っております。一言いただけますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） アンパンマン図書館につきましては、先ほどの課長答弁のとおりであります。まずは状況を確認して、そして、残せるのであれば残したい思いはあります。ただ、これからの財政のこと、いろんなことを考えながら、来年度中にまた結論を出させていただきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） （2）やなせ遺産についてです。

香北町を中心に点在する数多くのアンパンマンや、やなせキャラクターをかたどった像、街路、街灯、道路絵、石碑など、合併前の香北町時代に購入し設置されたものが多数あります。そして、そのほぼ全てが香美市の貴重な財産であると考えられます。これ

らは生前、やなせ先生の御厚意や特例により設置できたものが多く、そのデザインの希少性や再調達の高難しさなどから、今後ますます価値を増していくものと考えられます。観光客の増加や世間の注目が増す中で、市が責任を持って継続的な維持管理と修繕を行っていく必要があると考えます。ちなみにですが、このやなせ遺産という言葉は今回便宜的につけたものでありますが、こういったカテゴライズとかネーミングを上手にしながら、取り組んでいくのも一つの手だと考えております。

香美市にあるやなせ遺産として扱うべきものの一部を、資料⑥-1から⑥-6までに参考として掲載しております。こうやって見ていただきますと、非常に傷んでいるものも多く、また数も多いということで、今後の維持管理は、香美市にとって実はかなり大きな課題になってくるのではないかと考えております。

ちなみに一つ紹介したいのが、資料⑥-4になります。こちらは美良布商店街の道路の道路絵というんでしょうか、道路に描かれた絵になります。どことなく見覚えがあるように皆さん感じるかもしれません。まず青色と黄色の星は、最近名前をカミーティアとつけられたもので印象があると思いますが、残りの3枚については香美市のキャラクターになっております。ただ、これ実は香美市のキャラクターとはまた別物なんだそうです。どことなくちょっと絵が非常に変わっていて、原画というか、元になった絵というふうに言われているそうです。また、やなせたかしのサインも入っており、このような状況のものを今後どのように維持していくか、また、破損したものに対してどのように復元していくかということは、非常に力を割く事業だと考えております。

①です。

こういった香美市に残された物品は、香美市の財産としてきちんとリスト化され、適切に管理されているのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） 御指摘いただきました物品につきましては、一部が民間の管理、商店街のキャラクター人形については民間の管理になっておりますが、それ以外のものについては市の財産として管理しております。また、台帳等で管理している状況でございます。先ほど最後に御紹介いただいたこの道路絵については、残念ながら十分な管理、修繕等ができていない状況であります。これについては、今後どのような対応ができるのか、著作権の関係なんかもあると聞いておりますので、検討してまいりたいと思っております。それ以外のものについては、いわゆる公共物として市で管理している状況でございます。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ②に移ります。

これらの物品の維持管理をどこの課が行うのがよいのか、また、今後やはり盗難や破損が心配になってまいります。日常業務として盗難対策や見回り活動などは現在行っているのか、また行っていく予定はあるのか、お聞かせください。

○議長（山本芳男君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） 市の財産として管理しておりますもののうち、街灯、それから側溝の蓋、キャラクターの石像については香北支所で、それからマンホールの蓋につきましては上下水道局において管理してございます。

特段の盗難対策ということで、例えば、鍵をつけたり、特別な見回りということはありませんが、通常の管理業務の中で職員が日常の点検等を行っております。また、地域の住民の方にも大変温かく見守っていただいている状況でございます。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ③です。

資料の画像を見ていただければ分かるように、どれも劣化や汚れ、破損が目立ち、早急な修繕が必要なものも多くあります。また、今副市長が言われたように、著作権が絡むものばかりであるため、著作権者と根気強く協議をするため、市がしっかり管理に臨む姿勢を示し、計画的な修繕計画を一緒につくっていく取組が理想ではないかと考えます。今後の修繕について、市はどのように行っていくか、お聞かせください。

○議長（山本芳男君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） 先ほど御答弁申し上げましたように、著作権者との調整は必要になりますが、「あんぱん」の放送を機会として、必要なものについては修繕等を実施してまいりたいと考えております。

また、キャラクターの石像につきましては、昨年、土台の緩みがあったものについて再度接着し直しました。そういった対応をしております。また、商店街の街灯につきましても、今年春、たまたまなんですが、香北中学校の生徒と株式会社四電工様とが連携した、ボランティアの清掃活動が計画されておりました、「あんぱん」の放送が決まった直後の10月23日に、27体あるうちの16体の清掃を実施していただいたところでございます。残りの11体の清掃につきましては現状未定ではあるのですが、今後実施を検討したいと考えておりました、こうした地元発意の温かい取組は、今後もどんどん進めてまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 青年団なども過去に清掃活動を行ったりしております。非常に今、香北中学校の子供たちが地域のためということで様々な活動にチャレンジしてくれています。予算がたくさん要するというわけでもありませんが、こういった維持管理についても、今後予算化を継続的にしていくのも重要なのかと思いますので、検討をお願いいたします。

大きな3番目に移ります。大宮小学校西門周辺の安全整備についてです。

以前より大宮小学校西門の危険性が指摘されており、子供たちの安全確保のため、早急な改善を望む声が上がっています。思いがけない大事故がいつ起こってもおかしくない状況であり、市道側と学校敷地側、両面での改良が今後必要だと考えます。

市と教育委員会の認識と今後の方針を聞いていきたいと思いますが、まず先に、大宮小学校の立地周辺、学校周辺の状況について、参考資料を使って説明させていただきます。

資料⑦-1を御覧ください。緑色のラインが県道で、そこにつながる市道に囲まれる形で学校があり、南門と正門が児童は利用する校門となっています。西門の道路を挟んで児童クラブがあります。西門を中心に見たのが資料⑦-2です。現状の西門、南門の児童の利用状況としてはほぼ半々、特に、西門は車でのお迎えのある子や児童クラブに通う子が多く利用しています。資料⑦-3です。西門の形状はこのようになっています。高い擁壁に囲まれた視認性の悪い急なスロープとなっているにもかかわらず、道路への接道部分に必要なはずの踊り場がなく、道路側の歩道もとても狭く危険です。資料⑦-4です。

この両側の擁壁はそれぞれ1.5メートルと1.3メートルあり、児童の姿が映っている画像を見ていただければ分かると思いますが、どちらも非常に高く、どちらも隅切りもされていないので視認性は非常に悪いです。下の2枚の写真のように、子供の身長、目線ではぎりぎり道路まで出ても車両が見えにくい形状になっています。資料⑦-5を御覧ください。子供たちはこの高い擁壁に囲まれて視界が前方に限定される、いわゆる視野のトンネル化というんですけれども、道路の向こう側にいるお友達やお迎えの車に気を取られ、道路手前で停止することなく、無意識にスロープを駆け下り、飛び出していってしまいます。資料⑦-3を御覧ください。これは西門の出入口へ市道の南側から向かう視点です。道路が湾曲しているため、本当に直前にまで来ないと小学校の出入口があることに気づきません。資料⑦-7です。こちらは、市道を北側から向かう視点です。大きくカーブを曲がってきますので、曲がった途端に学校の出入口が現れます。ミラーの確認もとっさには難しく、通り抜け車両などは減速し切れずに進入してきます。資料⑦-8です。子供たちを守るための注意喚起の道路文字も歩道の白線も消えている状況です。足型の停止マークも同様です。画像を見ていただいて分かったと思いますが、かなり多数の危険要素が共存しており、すぐに改善できそうなものから長期的な改善の取組が必要なものまで存在します。そこで、市道側と学校敷地側に分けて質問いたします。

(1) 市道側の問題について伺います。

①です。

西門から児童クラブ一帯の歩道の白線と、唯一の注意喚起物でもある飛び出し注意の道路文字も完全に消えてしまっております。こちらは早急に対応をお願いしたいと思いますが、可能でしょうか。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

道路面に書いております飛び出し注意の文字につきましては、本年度中に復旧を実施

する予定にしております。また、外側線、白線につきましては、予算の範囲内とはなりませんけれども、危険箇所を中心に、今年度から来年度以降にかけてになるかもしれませんが、復旧を実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ②です。

周辺には通行車両への物理的、視覚的注意喚起がやはり必要です。

資料⑦-9と10を御覧ください。今回は西門を中心に取り上げておりますが、南門周辺も数年前に見通しのよかった農地が宅地化され、道路際まで塀が設置されたことにより、見通しが非常に悪い状況に変化しております。変化後も安全装置、注意喚起の追加などはされておらず今に至っている現状を踏まえて、この西門、南門周辺を含む市道のゾーンを、スクールゾーンへの指定に踏み切ってはいかがかと思えます。もしどうしてもスクールゾーンが厳しいということであれば、最低限、歩道のカラー舗装の検討をお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

この資料⑦-9、10で出させていただいております南門周辺でございますが、11月30日に開催されました通学路安全対策連絡協議会におきましても、対応必要箇所でお出された箇所になります。協議会におきましては、対策としまして、学校側の道路面に飛び出し注意の路面標示を今年度中に実施すると、また、学校サイドとしましては、交通マナーも含めて、児童に対して危険箇所の周知徹底を図るということとされておりました。資料⑦-10に黄色で塗られているようなカラー舗装については、協議会では話は出てきておりませんでしたけれども、今後対応可能かどうか検討してまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ③です。

根本的な子供たちの安全確保策が必要です。

資料⑦-11を御覧ください。これは一つの提案と受け取っていただいても大丈夫ですが、保護者の願いとしては、この出入口部分に横断歩道を設置してほしいのがまずあります。特殊な形状をしているということで、これまでも何度か声が出た話ですが、設置には至らなかったということです。様々な工夫、知恵を絞って、何とか子供たちの安全のために横断歩道と、また安全帯となる歩道を広げる工事を実施していただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

資料⑦-11で示されておりますけれども、建設課では、西門からちょっと南寄りに

行っていただいたところに、校庭とといいますか、グラウンドとといいますか、この敷地から道路へ出入りできるような扉のようなものがございます。現在、ちょっと鍵が壊れておるとお聞きしたんですけれども、その扉から児童が出入りできるのであれば、ちょうど位置的にも、この西側にあります児童クラブの前あたりにその扉がありますので、そのあたりで安全に道路を横断できるようなことができないかと。西門については車も出入りしておるとお聞きしておりますので、西門はもう車だけで、児童はそこの扉を通過と分ければ、安全度が増すのではないかと。資料⑦-11に示されたように、道路上に安全地帯をつくるよりは、そういう対応はどうかと考えております。

横断歩道の設置につきましては公安委員会の判断になりますので、要望などは伝えていきたいと思いますが、横断歩道が無理な場合はカラー舗装などでの対応がどうかというところも、併せて検討させていただきたいと思います。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） どうしても利便性を犠牲にするわけにもいかないところもありますので、しっかり学校や保護者と話をしながら進めていってもらう必要があるのかなと感じました。

（2）に移ります。今度は、学校敷地側の問題について取り上げます。

資料⑦-12を御覧ください。先ほどと同じ写真ですが、この西門は校門に本来必要とされる安全の考え方、歩行者と車を分離するのが取り入れられておりません。加えて接道部分に踊り場がない危険なスロープ形状であることや、飛び出しや転倒を誘発する急な勾配、視認性の配慮の欠けた高い擁壁があるなど、子供たちが登下校のたびに毎回危険にさらされるということを考えれば、毎日使用する出入口としては余りにも危険な形状だと感じます。正直なぜこのような内容で設置、設計の許可が下りたのか不思議でなりません。一つの可能性としては、この西門は子供たちが登下校で利用する前提で造られてはおらず、グラウンドへの車の進入を目的とした、車のスロープとして設計されたのではないかなと、ちょっとした専門的な見方をすると読めてくるわけであります。とはいえ、実際手続等、検査等を受けて設置されているもので記録が残っていると思いますので、確認させていただきたいと思います。

①です。

校舎の建替えを行いました。そのときにこの出入口はどのような役割というんでしょうか、どのような名称になっていて、用途としてどのように想定されていたものなのか、お伺いします。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 平成18年度から平成19年度に校舎改築工事を行っておりますが、当時の図面では西門及びスロープの表記のみであり、用途等についての記載はございませんでした。

なお、基本設計検討委員会にて、西門から運動場に車を乗入れ可能にする旨の協議が

なされていたほか、建設工事の定例会にて、市より施工事業者に対して西門は児童が使用することの連絡も行っていたという議事録が残っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 恐らくですが、車両の乗入れ口という、先ほど見ていただいた南門は車が入れない形状になっているということで、この西門からじゃないと車が入れないのが大宮小学校の敷地でありますので、車両を乗り入れる前提の出入口を造ったのがまず最初であり、結果的に利便性の面から、子供たちがこちらをよく使うようになってしまっていて、それをずっと放置しているというか、そのままの状態を維持しているのが、一つの説ではないかと思っております。

②です。

高知県ひとにやさしいまちづくり条例というバリアフリーの規定を定めたものがあり、小学校などは特定建築物に当たるわけなんですけれども、整備基準に合致しないということが明らかになります。となれば、当初から危険な状態を放置していたことになり、ある程度教育委員会としての認識を正さなければならなくなるわけではありますが、教育委員会は、危険性、その違法性はちょっとあえて触れませんが、危険性についてどのように認識してこれまでおられたのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 当該箇所における登下校時の危険性につきまして、教育委員会でも当然認識はしておりますけれども、通学路安全対策連絡協議会でも従前から協議も行い、対応もいろいろと検討はしておりますところですが、現在もなかなかいい案が出てこない状況ではあります。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） ③に移ります。

危険であるという認識を共有していただけたと思いますが、とにかく教員の負担にならないようにする配慮は必要ではあります。子供たちの安全のために学校現場での安全教育を実施すること、また、下校時の見守り員配置などの対応を検討するべきだと思いますが、何か検討できることありますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 大宮小学校だけに限らず、各小・中学校での交通安全教育については、引き続き行っていきたいと考えております。

なお、見守り員の配置につきましては、予算も必要となることが予想されますので、どのような方法がいいのか、また検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 朝は民生委員が見守ってくれているのですが、下校時が特に危なくて、みんなばらばらと自由に開放的に飛び出してくるのがあって、コミュニティスクール、CS、民生委員等ともまた話をしながら、協力を仰いでいくのがいいのかなと思っております。子供たちの安全な登下校のためには、いずれは根本的な解決策を探らなければなりません。

資料⑦-14を御覧ください。こちらは佐賀県の事例になりますが、大宮小学校とよく似た危険性の問題を長年抱えていたようです。そして、今回大規模な改修を行い、門の位置を大きく学校側に後退させることで、歩道と車の動線の分離を実現させたという事例です。

④です。

こういった事例を参考に、将来的にはより安全な学校の校門を造るために、本格的な改修をするのが望ましいと考えます。1つ戻って資料⑦-13は、西門の横に現在ソーラーパネルエリアがあります。こちらを撤去し、大規模な修繕を今後検討するべきと考えておりますが、見解はいかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 先ほど建設課長の答弁にもありましたが、出入口の変更等も視野に入れながら、将来的な再整備等につきましては学校とも協議し、検討を行っていきたいと考えております。

なお、ソーラーパネルにつきましては、現在、売電は行っておりませんが、学校での利用は行っておりますので、今のところちょっと撤去ということは考えておりません。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 大きな4番目、香美市の教育、子育ての在り方についてです。進路選択の時期であります。香美市の未来をつくる子供たち、子供を持つ御家庭を応援する新たな動きを期待して質問を行います。

①です。

市長がこれまで答弁や保護者グループとの対話の中で述べられてきた、香美市高等学校等奨学金に代わる代替案は、現在出そろっているという認識でよろしいでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まず、議員御指摘の香美市高等学校等奨学金につきましては、これまでの議論でもありましたとおり、受給できなくなった世帯に対し同等の金銭支援をするということではなくて、目的として私が考える対象は、学ぶ意欲がありながら経済状況が厳しい御家庭を、何とか支援したいという思いであります。そして、香美市内の住む場所によって、生徒の学びに格差が生まれないようにしたいという思いもあります。そういった意味では、幅広く今後ともできる限りのことをやっていきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） これまで市長が述べられたものを挙げますと、高等学校等通学補助金の基準見直しと奨学金返還支援補助金の拡充があります。

②です。

この代替案とされる2つの補助金の財源は、教育関係予算を使った教育施策なのででしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 今回、補正予算で上げさせていただいておるものは教育予算ではございますが、先ほど交通費の補助についてもお話をさせていただきましたが、先日、繁藤地域の方々とお話をしたときに、交通費についての御要望も受けたところがあります。こういったことに関しましては、公共交通の在り方を含めた検討になるかと思っておりますので、そういった場合には教育予算ではなく、定住推進課の予算も入ってくるかならうかと考えております。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 今少し触れられましたが、通学補助金については議会からも提案させていただいておまして、今後、ぜひ市外への通学補助の拡充もまた検討していただきたいと思っております。

③です。

この2点の代替案を踏まえ、教育委員会にお伺いしたいと思っております。やはり奨学金を利用されていた方にとっては非常に大きな痛手となっております。この奨学金制度廃止に伴い、支援からこぼれた家庭、子供はいないという認識を持たれておりますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） この件につきましては私から御答弁させていただきたいと思っておりますが、この奨学金を廃止したことによりまして、経済的に厳しくなって高校や大学を退学するというような事例は、今のところ私の耳に入っておりません。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 極端な例を今言われましたが、現実はまだ多岐にわたる事情があり、様々なチャレンジに使われていたのがよかったんですけども、そこはもうこれでよしにします。

④です。

この進路選択の時期、今回市長の判断で奨学金が廃止となりましたが、教育委員会には、子供たち、保護者からの声はいつも届いていると思っております。次年度に向けて、奨学金に代わるとまでは言いませんが、新たな教育支援策、新たな補助金のようなものを、市の執行部に対して要望する考えはありますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育次長、中山泰仁君。

○教育次長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

今議会にお諮りしております、議案第78号、令和5年度香美市一般会計補正予算（第9号）では、高等学校等通学費補助金122万1,000円を計上しております。現行の補助要綱で、通学定期購入費につきまして、1か月当たり1万円を超える額を補助するとしているところを5,000円を超える額に改定することで、経済的負担の軽減と経費負担の地域格差解消を図ることとしております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 非常に保護者は期待しておりますが、おいおいまた保護者の声をしっかり聞いていただいて、必要だと判断した場合には新たな提案を積極的に行っていただきたいと思っております。

⑤に移ります。

まず、香美市高等学校等奨学金の「条例」と通告では出させていただきましたが、こちらは条例ではなく「給付に関する規則」の誤りでした。訂正いたします。

その上で質問を続けます。

役割を終えたとされる、香美市高等学校等奨学金の奨学金給付に関する規則の廃止は、いつ行う予定でしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育次長、中山泰仁君。

○教育次長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

香美市高等学校等奨学金の給付に関する規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、教育委員会規則として制定したものでございます。同法第25条第2項で、教育委員会規則の改廃に関する事務は教育長に委任することができないとされており、廃止には教育委員会の議決が必要でございます。奨学金の給付は9月29日の支出をもって終了しておりますので、12月27日に予定する教育委員会定例会におきまして、御審議いただくこととしております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） あえて廃止について聞いたのには訳があります。この香美市の奨学金は様々な経緯を経て現在に至っており、市長が廃止に踏み切った相当の理由もあると認識しております。であるならばこそ、この奨学金というこの規則がある以上、新たな奨学金はつukれないということになると思っております。速やかに廃止し、そして国が現在進めようとしている給付型の奨学金制度の要請、新たな制度、取組が具体化したときには、晴れて新たな奨学金制度を香美市の教育委員会から提出していただきたいと願っております。ぜひ、その点について、教育長、一言いただけますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） 御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるように、国の動き等も勘案いたしながら、弱い立場にいる御家庭、

御家族、それから子供たちへの支援に、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。具体的にそれが奨学金制度につながるかどうかにつきましては、今後しっかり研究・検討してまいりたいと思います。関係各部署ともしっかり連携を取り合って進めていくこととなりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 4番、西村剛治君。

○4番（西村剛治君） 香美市の町が明るく、そして子供たちが笑顔で育つ町を目指し、ぜひ皆さんのお力をお借りしたいと思っております。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本芳男君） 西村剛治君の質問は終わりました。

次に、12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 日本共産党の笹岡 優です。今、ロシアのウクライナ侵略、イスラエルとハマスの戦闘と大量の殺りくなど、世界がコロナ禍で苦しみ、地球が温暖化で悲鳴を上げているときに、人類は何をしてるのが問われています。政治に携わる者として肝に銘じていなければならない1つ目が、何があっても、どんな争いごとがあっても絶対に戦争にはしてはいけないこと、2つ目が、もう一つの視点として、市民の生命と財産を守ることが大事だと思っております。以上の政治姿勢に基づきまして質問させていただきますので、明快で積極的な答弁を求めるものです。

まず、1番目ですが、物部川の治水対策について質問します。

物部川は歴史的に見てもすごい暴れ川です。この物部川をどう治めるのか、そして、流域関係者はもとより、影響のある地域の方々の生命と財産をどう守ることに全力を挙げること、これが本市、また流域自治体、高知県地域経済にとって大きな課題だと思います。お手元の皆さんのタブレットに資料を入れていますが、①-1が香美市の物部川流域の地図です。奥がじょうろのように広がって、そして、林業センターのすぐ西側はもう国分川流域なんですね、大法寺のほうは。ですからボトルネックになっている。その下に雨量も書いていますし、下の図を見ていただくとおり、物部川は、日本でも特別に短くて勾配もきついことを踏まえまして、質問します。

物部川の特長として、流域面積が508平方キロメートルと広く、幹川流路延長が71キロメートルと短く、標高が1,770メートルの白髪山から、河床勾配が40メートルで1メートルの上流、145メートル1メートルの中流部、280メートルで1メートルの下流部と、短くて勾配のきつい急流の一級河川です。特に上流、中流の流域面積が広大で、年平均降雨量は3,000ミリ、3メートルも降るといって、日本でも有数の多雨地帯という特性をしっかりと見据えた上で、課題解決に乗り出すことが必要と考えています。

以上の点を踏まえまして、①です。

お手元のタブレットにも入れていますが、この内容です。ここにもちょっと持ってきて

ていますが（モニター及び資料を示しながら説明）、2018年の豪雨によって、河口から9キロメートル地点、下流543メートルが川から集落向いて漏水していました。堤防の底を抜けた基礎地盤漏水だという認識でしょうか。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

高知河川国道事務所の調査結果によりますと、堤体及び基礎地盤を形成する土質の透水性が高いことから、堤体及び基礎地盤から河川水が浸水し、堤防ののり尻部において漏水が発生したものと伺っております。

なお、災害復旧工事につきましては、令和2年4月末に完成しておりますが、その際には、川側の護岸ブロック背面に遮水シートを設置しまして、川側からの浸透水抑制を図っております。また、堤内側ののり尻部にかご枠式のドレーン工を設置しております。また、堤体内の浸透水を速やかに排水する対策が実施されておると伺っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） これは大変深刻な問題だと思いますね、底から抜けていったということでしょう、この点は庁舎内、また消防とか上下水道局、総務課などと情報共有はしているのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） お答えします。

毎年6月頃に高知河川国道事務所主催で物部川重要水防箇所合同巡視を行っています。今年は6月8日に実施されました。香美市からは消防団、消防本部、防災対策課が参加し、現場を巡視しながら対応策の説明を受けています。今後も積極的に参加し、市役所内での情報共有に努めてまいります。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 関係している住民に知らせるという必要性はどう感じているのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 防災対策課長、中川英斉君。

○防災対策課長（中川英斉君） この定例会議の市長の提案説明でもありましたけれども、自主防災組織連絡協議会の地区会として、物部川の洪水浸水想定区域の防災会会長を対象に、11月18日に講習会を実施しました。そこで具体的な危険箇所をお伝えしたわけではございませんが、物部川が氾濫した場合の危険性や、早めの避難の重要性などを説明しました。今後も広報を初め、様々な手段で住民へ周知したいと思います。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） ぜひ検討いただきたいと思います。

そこで、②に移ります。

上流での搬出可能な土砂を約25億円かけて県は撤去を行ってきましたが、永瀬ダム

の堆砂状況はどの程度改善されたのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

議員もおっしゃられましたように、物部川上流域は全国でも有数の多雨地帯となっております。また、急峻な地形と崩壊しやすい地質特性が相まって、永瀬ダムの貯水池には大量の土砂が流入しておる状況となっております。

高知県では緊急浚渫推進事業債を活用いたしまして、令和2年度から令和6年度までの5年間で、総額約25億円の計画で貯水池内のしゅんせつ工事を進めておりますが、これによりまして、年間約6万立米から7万立米のしゅんせつを行えておるということでございます。貯水池内の堆砂の進行抑制を図っておりまして、堆砂率はほぼ横ばいの状態となっておりますとお聞きしております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 愛媛県の肱川の鹿野川ダム洪水吐トンネル、これがそうですね（以下、資料を示しながら説明）、岩盤を抜いて迂回させてくるという。そして、徳島県那賀町にある長安口ダム改修工事も、洪水吐のここの部分ですね、この部分。クレストを小さくして早く抜くというやり方をやっていますし、ここにもう一つ減勢工を61億円かけてやっているのです、そういうことも含めて検討が必要と思います。

③に行きます。

3つのダムの在り方は、今後どのような工程で議論され、その具体化の通しはどうなっているのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

物部川では、山林の荒廃やダム貯水池への堆砂、濁水の長期化、また、川の洗堀や河床の低下、河床材料の変化やアユの産卵場の減少などの環境変化、砂浜の後退など、山から海まで一体となった諸課題を抜本的に解決するため、流域の関係者全員で永瀬ダムを含め3つのダムの対策を検討、実施していかねばならないと考えております。現在、これらの課題解決のための具体的な対策としましては、国や県、また物部川流域の3市などが中心となりまして、濁水対策検討会などでも検討を進めているところでございます。

3つのダムの抜本的な対策につきましては、治水、利水、環境の面からも、国と県が検討を進めているところでございますけれども、その検討結果を踏まえまして、河川整備基本方針や河川整備計画を変更していく予定と伺っております。永瀬ダムを含め3つのダムは香美市にございますので、当市におきましても、国や県の検討に必要な協力をしまして進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 3つのダムの最終決定権はどこにあるという認識でいいんでしょうか。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） 現在、ダムといいますと高知県管理となっておりますけれども、なかなか高知県だけで決めて進めていけるものではございませんので、国や県、関係団体などが一緒に協議、検討しながら進めていく問題であると考えています。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） ぜひお願いします。

大きな2番目の、森林資源と森林環境税の在り方について質問します。

物部川の治水を考えると、先に挙げた物部川の特性を考慮して、流域面積の広さ、高い森林率、そして河川の特性からも、流域の広大な森林資源の在り方が大きく影響すると思います。その点を踏まえて、幾つかの角度から質問します。

①です。

この間の物部川濁水対策検討会等において、物部川流域治水の議論の中で、森林整備の必要性、重要性などから、その取組についてどのような位置づけがされているのか、また、議論の中身はどのようなものかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

物部川濁水対策検討会では、川の関係者だけではございませず、森林組合や四国森林管理局、県の林業関係の各課などを含みます各分野の方々が委員となっております、山から海までの総合的な土砂管理などについて検討を進めておるところでございます。濁水問題の解決のためには、森林整備や治山事業、また鹿の食害対策などの取組も重要な問題でございまして、河川整備などと併せまして、山から海まで総合的な議論が大切であると認識してございます。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） そうしたら、今の山の実態について、林業関係者も積極的に発言しているという認識でいいんでしょうか。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） 物部川濁水対策検討会でも、国有林や民有林についての御説明がされております。また、先日は、香美市の職員向けではございますけれども、国の高知河川国道事務所や林業関係者などの方に集まっておきまして、山の勉強会といったものも開催いたしました。その中でも、治山事業、山腹崩壊などの対策でありますとか、森林環境譲与税などの使い方、森林関係を河川の関係者なども含めて勉強したということもございます。これはまた継続して続けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） そうしたら確認ですが、香美市として山の在り方、森林資源の在り方が、物部川治水対策として大変重要との認識でしょうか。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） 先ほどの答弁と同じようなことにはなりませんけれども、当然川だけでどうにかなるような対策ではございません。山の関係者、取組についても大変重要な位置づけであるという認識でございます。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 市長並びに副市長、どちらでも構いませんが、この点はどうか。

○議長（山本芳男君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） 先ほどより課長から御説明を申し上げておりますとおり、治水をどうするのかという観点では、広い視点での検討が必要だと思っております。市としては、林業にも、治水にも、あるいはその市街地の整備にも、いろんな観点で関わっていきける立場にありますので、市としては、当然、林業、山の状態も含めて重要な事項である、よく見て検討していかなければいけない事項であると考えております。

また、私も先般、森林組合の施業の状況なども視察させていただきました。それぞれコストを下げるために様々な努力をされていたりとか、あるいはその施業上の工夫もされているところであります。こうしたことと、それから流域全体での治山治水とをどう組み合わせしていくのかというところを、今後検討していく必要があると認識してございます。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） ②に移ります。

皆さんのタブレットに、先ほど言った流域の資料①があるので見ていただいて、これがこれから問題になってくる、山の全ての木を切っていく皆伐です（以降、資料を示しながら説明）。国はこれを奨励して進めています。

そのことを含めて、②です。

森林経営管理法において境界が画定していて、ゾーニングですね、資料②の4つの、赤、だいたい、グリーンといいますか、画定して行って、森林経営に適した森林で、物部川流域治水の観点から、先ほど言った物部川の横の枝川と、それから支川の河川への土砂の流出、崩壊などを考慮して、皆伐を制限すべき判断基準、ルールづくりが必要ではないでしょうか。国では、1区画20ヘクタールまで皆伐が構わなくなったわけです。組み合わせれば100ヘクタールまで皆伐が可能と言われておりますので、そうなってきた場合、もう一面がこういう皆伐をやられる可能性があります、その点を含めて見解を求めるものです。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

林野庁策定の主伐時における伐採・搬出指針の中で、土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ、立木の伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように配慮すべきであると示されており、高知県では、事業説明会の際に資料として配布され、森林組合等、施業を実施する事業体へも指針の周知が図られています。市としましては、特にルール化は必要ないと考えます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 条例も含めて研究する必要はないという認識でしょうか。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

森林の機能を十分に発揮し、住民の暮らしを守るために、特に重要な森林を保安林として指定し、伐採を制限したり適切な整備を行うなど、期待される働きを維持するよう管理を行う保安林制度があるため、まずはこの制度の活用を検討したいと考えます。条例設置等は考えておりません。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 高知県、それから地域の森林組合や森林管理署など、相談、協議する必要性があるんじゃないでしょうか、これから本格的な皆伐をしていく場合ですよ。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） 繰り返しになりますけど、市としてのルールづくりは考えておりません。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 角度を変えますが、皆伐したところを地図上に落として、建設課や防災対策課なども含めて情報共有することは可能でしょうか。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） 伐採地の地番は把握できますが、伐採後の状況報告は図面の提出を求めるものではないため、実際の伐採範囲を地図上に落とすことは困難でございます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 再造林の3割しか高知県は見えていません、香美市もそうですね、皆伐した後に再造林の推進はどうやっていくんでしょうか。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） 市では、人工造林及び鹿被害防護施設に対する県補助事

業へのかさ上げ補助を行っています。また、県補助では対象とならない手数料や森林保険に対しても補助を行っています。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） それで進むかな。政府は、花粉対策として年間8万ヘクタールから9万ヘクタールを皆伐する方針を今打ち出しているんですね。これは本当によく研究しなければ、先ほど言ったように、上流で支川にどんどん皆伐された場合、永瀬ダムにはまた土砂がたまるという悪循環になるんじゃないですか、その土砂をまた上流でとってという。ですからぜひこれは研究する必要があると思います。

③です。

列状間伐においても大変高性能の林業機械を使うために、路網幅が広い道をつけます。雨水を運ぶことにより、土石流や作業道にクラックが入ったり、放置されますと雑草や木が生えたりします。修復が必要なことも含めて、災害リスクが高まる危険性をはらんでいると思うんですが、この点の見解はどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） 山林は産業の場でもあり、生産性を高め労働負担を軽減する上で、高性能林業機械は必要であると考えます。ただし、全ての森林で同じ施業方法が適しているとは言えず、国は今後目標とする森林の状態として、林業適地では持続的な林業経営を継続し、そうではない急斜面などの森林では広葉樹を導入するなど、生物多様性に配慮した保全管理を推進するとしており、市としましても県など関係機関と連携を図り、状況に応じた支援を検討していきたいと考えています。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 確認なんですけど、路網幅が広い作業道をつくれば、今後災害リスクが高まる危険性があるという認識はどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） そのように認識しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 皆伐や間伐による施業実態が悪くて、その管理が悪い場合は、市としてどのような対応ができるんでしょうか。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

市町村森林整備計画に従って施業が行われていないと認められる場合で、市町村森林整備計画の達成のために必要なときは、森林法に基づいて、市長は森林所有者などに施業を適切に行うよう勧告することができるとなっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 香美市としてはゾーニングが終わっていますが、今後、地球温暖化による豪雨強度を考慮して、先ほど言った物部川流域の関係、また、さきに挙げた流域治水の観点からも、支川、枝川流域エリアの災害レッドゾーン、災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、地滑り防止区域、または急傾斜地崩壊危険区域など、その地域の地形・地質などを考慮して、もう少し細部的なゾーニング、これ大きいですよ、この中で先ほど言った河川なんかを考慮した、やっぱりゾーニングの見直しの必要性があるんじゃないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） 令和2年度に林業経営が成り立つ区域とそうでない区域のゾーニングを行っており、現在この区域をもとに取組を検討しているため、現時点では全域での見直しは予定しておりません。林業経営が成り立ちにくい森林においては、森林経営管理制度に基づく意向調査の結果、市に管理を委ねられた森林は現地調査を行い、未来の森づくり委員会で今後目指す森林の形や施業計画を決める予定です。なお、災害レッドゾーンに指定されている森林については、市では施業を行わないよう考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 個人がやりたいと申請してきたときに、許可しないということになるんですか。

○議長（山本芳男君） ちょっと通告していないので、答えられないでしょう。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 先ほどのゾーニングの中のレッドゾーンは考慮されていない中で、レッドゾーンのところを個人が開発したいと申請したときに、市は止める権利を持っているんですか。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） 特に止める権利は持ってございません。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） ⑤に移ります。

森林経営管理法に基づいて市が本格的に管理を受ける場合に、もう来年から始まりますよね、それを責任持って執行していく専任体制が必要ではないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） 市担当者は数年で異動があり、森林の状況把握や施業方法の決定など、知識や技術の蓄積や継承に課題があるため、地域林政アドバイザー制度

を活用した外部への管理業務委託を検討しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 具体的にいつ頃決めるのか、構想をお願いしたいと思いますが。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） 来年度からの委託を計画しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） ちょっと役割分担を聞きたいんですが、担当課としての仕事の役割分担ですが、意向調査エリアの決定、計画から実施、その内容の集約、山の地権者との契約までは市が責任持って、契約が決まったものについて、その山の管理等を業者に委託していくという認識でいいんでしょうか。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） 基本的には、市が行う森林管理の伴走支援を期待しております。未来の森づくり委員会における助言や、施業発注のための設計書及び仕様書の作成、施業後の森林の巡視、施業履歴の管理などを予定しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 最終的にその内容、やったところにクレームが来た場合、クレームの窓口はどこになるんでしょうか。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） 窓口は市であると考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） ⑥に移ります。

森林経営管理法に基づいて、市が勧告、知事の裁定で所有者の同意が必要としない条項がありますが、一方的に50年間管理することはできます。この仕組みについて、市はどのような見解を持っていますか。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） 森林経営管理権の特例は、所有者の意向を無視して経営管理権を設定するものではなく、経営管理が行われていないにもかかわらず、所有者の意思表示がない場合に、森林の多目的機能の発揮を行うため、やむを得ず設定しなくてはならないときの措置であるという認識でございます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） ⑦に移ります。

災害等防止措置命令による伐採を香美市の判断できるようになってはいますが、この制度はどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） 災害等防止措置命令は、伐採及び保育が実施されておらず、かつ引き続き実施されないことが確実であると見込まれる森林で、土砂流出など災害の発生を防止するために、所有者に対して伐採または保育の実施、その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができるものです。

市としましては、制度の活用よりも、意向調査や森林組合が所有者へ森林整備の普及、啓発を行う森林整備普及啓発事業への支援を通して、所有者へ啓発を図り、間伐等を推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） ⑧に移ります。

森林資源は私有財産ですが、川上、川中、川下はつながっており、環境はもとより地域社会を支える飲料水や農業用水、ミネラル分など、つながっている社会的資源である点を考慮する必要があると思います。森林環境税を生かす本格的な取組がこれから始まります。来年、国民皆から1,000円の税金を取るわけですので、経済活動優先で薄利多売のやり方で皆伐や災害リスクを高める結果につながっていく危険性を本当に危惧します。補助金を投じて災害リスクを高めることになれば、森林環境税の趣旨から逸脱し、市民の支持は得られないと思うからです。

皆伐による影響、そして進まない再生林とその困難な理由、採算性と鹿被害などを含め、その整備には促進するエリア、抑制的に抑えるエリアなど、一定の基準を香美市としてデザイン、構想が必要ではないでしょうか。この点を考慮し、山を可能な限り傷つけない、劣勢木を中心とする間伐や択伐、選んで切っていく推奨も含めて、針葉林と広葉林の、先ほど言いましたが、変えていくことを含めた再生林の推進など、未来の森づくり構想に反映して見える化を進める必要性があるんじゃないかと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） 令和3年度に策定した香美市森づくり構想におきまして、林業経営が成り立ちにくい森林では、森林の有する公益的機能の発揮を目的とした森林整備や、市民のライフラインを守るような森林整備を行うこととしております。ただし、所有者自らが行う森林整備を制限するものではなく、森林経営管理制度に基づく意向調査の結果、森林の経営管理を市に委ねられた森林において、市が管理を行っていく上での整備方針という考えでございます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） ぜひ、市長、副市長にも聞きたいんですけど、はっきり言えることは、人工林は公費によって植林してきたと。木材の価格が高かった時代は、ちゃんと山主が手入れしていました。ところが木材価格が低迷した中で、今、補助金で伐採等を進めていくことで経済活動をやる。税金をつぎ込んでいって災害リスクを高めていく方向になったら大変な、先ほど言った香美市の物部川流域の特性も含めて、これはよく研究しなければならない問題だと思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） 先ほどの御答弁でも申し上げましたけれども、市としては、そういった治山治水の面と、それから森林の保全系の面、両方に物を言える立場にあると考えております。御指摘のように、材価が下がっていることによって、山の手入れがおろそかになっているという見方もあるわけなんですけど、さりとて木を切り出す場合には、その施業者も採算を合わせなければいけないということがあります。実際には、材価を高く、良い高く売するようなことも組み合わせて考えないと、全体として成り立たないのではないかと考えております。

現時点で見本があるわけではないのですけれども、全体の系としてのデザインを御指摘の市としてデザインすべきではないかということも踏まえて、研究・検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 見える化ということで何か考えていますか。これ本当は、法律上見える化しなければならないとなっていますので、ぜひどういう形かの検討があれば、お願いします。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） 香美市森づくり構想及び基本方針につきましては、令和5年1月号の広報へ掲載いたしております。

また、来年度からは木材生産を目的としない森林整備の取組も始める計画であるため、広報等、市民に関心を持ってもらえる方法を検討していく考えでございます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） これから皆さん税金で取られますので、そのお金がどう使われているか、これは本当に関心が高まります。

大きな3番目に移ります。

○議長（山本芳男君） 暫時休憩いたします。

（午後 2時36分 休憩）

（午後 2時49分 再開）

○議長（山本芳男君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 3番目の質問に移ります。

食は命の源である点を柱に据えるときが来ています。国立がんセンターと国立成育医療研究センターが11月15日に、小児や子供、15歳から39歳の思春期・若年（AYA）世代のがん患者データを集計し、20歳から39歳の若年がんの約8割を女性が占めると調査結果を発表しました。次代を生きる若い女性のがんを患い苦しむ日本社会の構造的な原因として、食生活の在り方から改善を図る必要性を感じています。

①の質問です。

毎日新聞北海道支社が発行した小冊子があります（資料を示しながら説明）。腸で決まるあなたの健康ということで「正しい食事で日本を元気に！」に注目して、日本人に合ったよい腸内細菌として、古来から食べてきたものをベースにすべき、これは以前、市長も言ったとおり、昔からというね、日本古来の食文化を培ってきた視点を柱に据えた、AYA世代のがんと因果関係を含め、本市の健康増進指針に示すときではないでしょうか、この点の見解を求めるものです。

○議長（山本芳男君） 健康推進課健康づくり班長、西村昭彦君。

○健康推進課健康づくり班長（西村昭彦君） お答えいたします。

香美市食育推進計画では、子供の頃からの望ましい食生活についての取組を推進しています。また、ライフステージごとの目指す姿として、次世代を担う青年期においては「食を選択し、自己管理する力を育てる」とし、朝食の摂取や栄養バランスのとれた食事を選択し、行動できるようになるための普及啓発に、関係機関と連携しながら取り組んでいます。来年度からの次期計画におきましても、引き続きそれらの取組を推進していくことになっております。

また、AYA世代のがんの対策といたしまして、がん検診受診率向上に向けて取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 古来から日本食はどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 健康推進課健康づくり班長、西村昭彦君。

○健康推進課健康づくり班長（西村昭彦君） 古来からの食文化であります。地域の食文化を大切にして、発酵食品でありますとか、食物繊維が豊富な食材を積極的に取り入れることは、腸内環境を整えて、免疫力の向上とがんのリスク軽減が期待されるのではないかと思います。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） ここに広報あけぼのがありますけど（資料を示しながら説明）、香北町で「おすそわけ食堂まど」を経営している陶山智美さんのインタビュー記事があります。彼女は学生時代に忙しくて食事が乱れたことを参考にして、アルバイト先で出会った働く女性、子育てする女性、親たちの姿を見て、自分の食生活と似ていると。そこから、このおすそわけ食堂を始めたと言っています。やっぱり忙しさのためにコンビニで簡単に食事を済ませてしまうとか、孤食とか、出来合い物を食べてしまうということも含めて。それから、もう一つ、この前高知新聞に出ていましたが、料理研究家の土井さんが書いています記事がありましたけど（資料を示しながら説明）、やっぱり食は文化であると、効率化に警鐘を鳴らしているわけですね、食はビジネスではなく文化と断言しています。今本当に大事なことは、トータル的な議論をする必要があります。先ほど言ったがんセンターの結果発表を見て、若年の方々、子供からがんがどんどん多くなっているデータをぜひ見てください、これは本当に研究しなければ。それが、これから「あんぱん」をやる、香美市の大きな魅力になっていくんじゃないですか。来たときに、香美市の食材も含めて、地域でそういう取組をしているということはすごく大きいと思います。これは香美市の魅力になりますので、ぜひ研究いただきたいと思います。

人生とは、食べるために人と関わり、働き、料理して食べさせて、伝える、教育する、家族を育てて、命をつなぐことと言われています。今から10年前の2013年12月に、和食（日本人の伝統的な食文化）がユネスコ世界無形文化遺産に登録されました。その理由は、日本の豊かな自然を背景に、素材の持ち味を尊重する旬を楽しむ問題、それから、栄養バランスに優れた健康的な食生活、動物性の油脂をあまり使わないということが評価されているわけですので、ぜひこれはまちづくりに生かしていただきたいと思います。

②に移ります。

市民にとって最大の幸せは、健康で文化的な生活を送ることではないでしょうか。そのベースとして、食の安全を確保し、腸内環境をよくするを原点に、可能な限り有機農産物、有機食材ですね、地産地消で推進する仕組みが必要です。耕作放棄地が広がり続け、食料自給率が下がり続ける方向には、日本の未来は開けてこないと思います。地域循環型農業の推進役として農業公社を立ち上げて、地域から自給率、食と健康、まちづくりの大きな柱にしていく必要性について、見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 有機農産物を地産地消できることを目指した農業公社を香美市に設立する考え方は、今のところございません。私としましては、行政が中心となるのではなく、現在、有機農業に取り組んでいる農業者を市として支援することで、香美市の有機農産物の生産拡大を目指したいと考えております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 農業公社の必要性はどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まず、有機農産物を香美市でたくさん作っていただきたいとは考えておりますが、農業公社をつくることがそのことにつながるとは考えておりません。農業者もいろいろな工夫をされておりますし、知恵と努力で頑張られている農業者を何とか支援できないかといった観点で、考えてまいりたいと思っております。公社の設立は今のところ考えておりません。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 先日、来日した国連食糧農業機関のベス・ベクトル事務局次長が、ロシアのウクライナ侵攻などを機に露呈した食料安全保障の脆弱さに関し、もはや特定の国・地域の問題ではなく、先進国も含む世界が共通に抱える課題だと言っています。

そして、総務省が発表した家庭調査によると、1世帯2人以上当たりの消費支出は、前年度比2.8%減、7か月連続して減っています。特に注目すべきは、物価高が家計を直撃したため食料購入率が3.7%も減少し、一方で、実際に支払った金額は5%も増えています。厚生労働省の毎月勤労統計調査では、実質賃金は18か月連続して減少しています。このような背景から、市民の食生活、さきに挙げた健康と食の関係の視点からも、ぜひ農業公社を含めた取組が必要じゃないかと思えます。結局それがトータルの医療費の高騰を招き、どんどん労働力がなくなっていく。先ほどの若年の方々ががんになっていく率が高まっていることは、本当に考えなければなりません。

全国で、2000年に1,000以上あった農業協同組合（JA）が、2025年には500まで減少します。農業を支える、これまでの日本のJAが、この高知県でもそうですけどどんどん激減していつているんですね。ぜひここは考えることが必要じゃないでしょうか、もう一度お願いします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 今農業者が非常に厳しい状況に置かれていることは、よく理解しております。なかなか生産物が高く売れない、あるいは肥料の高騰、燃料の高騰によりまして、かなり厳しい状況になっております。そういったいろいろな物価上昇、物価高騰に対して、農家がしっかりと所得が取れる形で、市としても取り組んでいるところであります。

議員御指摘の、有機農業をやれば全て解決とは私は考えておりませんで、例えば有機肥料をどうやって生産するのかが課題としてあろうかと思えます。肥料をどういった形で安く手に入れるかということでは、先日、下水の関係の意見交換をさせていただいたときに、下水の処理施設から、窒素分であるとか、またリンであるとかを取り出せないかというような議論も始まっておりまして、実際、有機農業のための日本国内で肥料を作れる体制が、まだまだ進んでいないのではないかと考えております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君）　　これが今の高速道路を夜走ったとき、こういう状態なんです。サービスエリア、パーキングエリアはこういうトラックが、一般車が止まれんぐらい止まっているんです。日本の物流の98%はトラック輸送ですので。これが来年、時間規制が始まりますので、本当に地域で食材を支えていく仕組みが必要です。全て有機にしろという話をしているわけじゃないんです。有機を含めた健康づくりと、この後③の質問で触れますけど、少なくとも子供たちの食べる学校給食の問題も含めて、ぜひこれはやっぱり解明していかないといかん部分だと思いますので。

先日、山や家や環境、そして田舎暮らしに興味ある若い世代20人ぐらいが、遠くは長野県、三重県等から日ノ御子に集まりまして、人にやさしい木の家の見学から、設計、施工者の思いや苦労話等を聞く交流会がありました。そして、山に実際入って林業現場も歩く中で、その方々が言っているのは、若い方々は今本当に食と健康について関心が高いです。ですからここに着目した手だてが必要じゃないでしょうか。これは私達が考えなければならない問題だと思います。ぜひこれはまちづくりの視点に生かしていただきたいと思います。

③です。

さきに紹介した、小児、15歳から39歳の思春期・若年世代のがん患者の実態からも、農業公社を核として学校給食に、少なくとも有機米推進から、将来は地元の有機食材に転換していく考えはどうでしょうか。

○議長（山本芳男君）　　教育次長兼学校給食センター所長、中山泰仁君。

○教育次長兼学校給食センター所長（中山泰仁君）　　お答え申し上げます。

学校給食法第2条に定められた学校給食の目標を達成するためには、地産地消、有機農産物の導入は自然な方向性であると考えます。給食で使用する食材には、安定した規格や品質、生産量、価格が求められるため、農産物の場合、小規模な生産者との直接取引は難しい状況にあります。規格、品質や納品量を調整し、複数の生産者を取りまとめていただける組織があれば、これまで以上に調達量を増やすことは可能であると考えます。

以上でございます。

○議長（山本芳男君）　　12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君）　　根まで枯らすグリホサートの問題、農薬ですね、そして、発がん性の問題や腸内フローラを偏らせる問題、それから神経の発達にも影響する問題、遺伝子を狂わせる問題、次世代にこの農薬等が大変大きく影響していると言われていまして、ネオニコチノイドの問題も言われています。環境ホルモンとしての可能性、そして、農薬等も含めて使うプラスチックが海洋汚染にもなっているとされています。ハチを中心にした生態系が狂ってきていますし、人の神経系にも影響を及ぼしている可能性もあると言われています。国連食糧農業機関の統計によりますと、日本の単位面積当たりの農薬使用量は世界第5位と上位です。アメリカや欧州連合（EU）は積極的に有

機農業に切り替えています。以上の点を踏まえまして、学校給食を地域で支えて、可能な限り有機米、有機食材に展開していく方向の必要性は、先ほど次長から言われていました。ぜひこれは研究する必要があると思います、今私自身も取り組んでまいりますので。

そこで、④に移ります。

1961年、日本の農業基本法に書いていますように、農業と他産業との間の生産性と従事者の生活水準格差是正を目的として制定されています。資本主義社会と今の経済構造は2次産業中心の社会なわけですから、そのまま自由競争でやったら、結局1次産業はそぎ落とされてどんどんパイが小さくなる。だから、そのままやっていけば1次産業の人口が減っていくのは当たり前なわけですから。世界では、それを支える仕組みをつくって自給率を高めているわけですから。この原点に返った手だてを打たなければ、結局、食料自給率を上げることはできません。工業製品はかかった金を全部販売価格に転嫁できますが、農産物は価格転嫁ができないわけですから。しかし、農業をやるには2次産業の工業製品を使わなければならない、肥料も全部そうです、工業製品。この構図からやっぱり導き出した手だてが必要じゃないでしょうか。

市民の食料を守ることが、政治をつかさどる私たち為政者の第一義的な役割ではないでしょうか。起こっている事態に対して、その本質を見抜き、必要な手だてを可能な限り講じることが、政治の仕事だと思います。農業公社を設立し、学校給食食材供給や地域の産直活動への支援、物部川流域での適地適作などに挑戦する若い農業従事者に対する支援策、能動的、攻勢的に挑戦する方向にこそ、今、打つ手が必要だと思いますが、この点で、市長、何かありますでしょうか。

- 議長（山本芳男君） 暫時休憩いたします。
（午後 3時07分 休憩）
（午後 3時08分 再開）

- 議長（山本芳男君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

反問権を認めます。

市長、依光晃一郎君。

- 市長（依光晃一郎君） 1点、反問させていただきたいんですけども、農業公社をつくるのが有機農業を進めていくという理論が、どういう筋道かがちょっとよく分からなくて、私自身は、有機農業をやっている農家を個別に支援したいという思いですが、その公社をつくらないといけない理由について、教えていただければと思います。

- 議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

- 12番（笹岡 優君） 今起こっている事態、耕作放棄地がこれからどんどん広がっていく、自給率が上がらない状況の中で、これを公的に市が責任持つ手だてが必要じゃないか、そのためには農業公社が一つの手です。香南市はそれをやっています。それ

から、南国市はJAを中心に株式会社南国スタイルが対応している面もあるわけです。しかし、そこに先ほど言った健康づくりの問題も視点に置いた議論が必要じゃないでしょうか。農業公社に代わるものでも構いませんよ、そういうのが今必要じゃないかという話です。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） ちょっとやっぱり分からないんですけども、香南市がつくっておるのは、サポートハウスという形で、ハウスを農業者、新規就農者に提供するためにやっております。また、株式会社南国スタイルは、次世代型農業をやっていこうということで作られた会社でありまして、有機農業を推進するためのものではないと。

それと自給率に関しましては、以前も御質問がありましたとおり、香美市だけで自給率を高めていくのはなかなか難しいと思っております。自給率を上げるという目標は国でやっていただかないと、例えば、香美市の農家だけで自給率100%にすることなんかは到底できないわけでありまして、やはりその適地適作、香美市に合った品目で農業をやっていくことが基本であろうと思っております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 先ほど紹介した1961年の農業基本法の視点がすごく大事だと思います。手だてを打たなければ、自由競争では絶対もう縮小していくしかないんですね。ちゃんと公的な手だてを打つにはどういう形があるのか、そこにやっぱり思い切って今踏み出さなければ、自給率を一気に香美市で全部やれという話をしているわけではないです。香美市から自給率を高めていって、今高知県も他県から米まで輸入していますので、その実態も含めて、香美市がまず可能な限り、地産地消というより地消地産です。過剰生産、過剰消費、過剰廃棄じゃなしに、必要なものを作っていく適地適作の方向が必要と考えています。以上の点をぜひ御検討ください。これは香美市の方向性として必要と考えていますので、お願いします。

そうしたら、大きな4番目の質問に移ります。

日本国憲法の平和理念を指針としてこそ未来が開けるとの思いで質問します。

先日、九州を中心に、米軍と自衛隊の軍事的な強化の実態を調査してきました。沖縄県では、石垣島の南西諸島に他国を攻撃可能なミサイルを大量に配備していますし、また、陸上自衛隊とアメリカ海兵隊による大規模な共同演習も、九州、沖縄県で実施しました。日・米・韓の合同空中訓練も初めて行うなど、対中国を想定した軍事協力を強めています。このような動きを踏まえて、幾つかの角度からお聞きします。

日本経済新聞が報じた内容と、10月23日に防衛省、国土交通省が「（仮称）特定重要拠点空港・港湾」として高知県の宿毛港湾と高知龍馬空港がリストアップしていると同時に、高知新聞では、高知港と高知新港、須崎港も候補に挙がっていると言われてます。特に高知龍馬空港は、戦前、軍によって強制的に海軍航空隊基地が造られて、旧三島村はそのためになくなりました。空港入り口に碑があります。戦後の拡張では、

地元住民の反対が強い中で、二度と軍事的に使わないとの約束で2,500メートルまで拡張したのではないのでしょうか。

①です。

今回の一連の動きについて、情報としてどのようなことをつかんでいるのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 議員御指摘の「（仮称）特定重要拠点空港・港湾」については、マスコミ報道以上の情報は持ち合わせてございません。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 米軍を含む軍事利用となれば、オスプレイも含めて香美市上空を飛来する頻度が増えることが懸念されますので、市民の生命と財産を守る視点からも注視してください。

②です。

自主財源が少なく地方交付税交付金への依存の高い香美市において、政府の財政規律は本当に崩れているのではないかと心配です。つい最近まで、日本の借金は1,000兆円を超えたと大騒ぎしました。ところが今、国債など国の借金の残高は1,300兆円まで膨れ上がりました。日本の名目国内総生産の2倍以上に達する事態に直面しています。

お手元のタブレットに資料③がありますが、見ていただいたら、日本の一般会計は、御存じのとおり、この左側の上にある国債が約4分の1の借金払いを毎年毎年行っています。そういう中で、今度43兆円の防衛費をやるということですが、見ていただいたら分かる通り、戦後初めて借金で防衛費を賄うことになりました。そして、東日本大震災の復興予算まで流用するという話ですし、国立病院の統廃合や地域の病院関係の積立金まで流用するという話です。今この状況の中で借金を増やせば結局どうなるのか、国債の借金が増えれば地方交付税交付金の財源不足になって、地方と国がまた半分ずつの痛み分けをせんといかん形になります。この間も臨時財政対策債で借金を重ねてきました。そしてもう一方が、軍事費が増えれば社会保障費も圧迫されて、また来年に向けて介護保険の利用料が1割から2割負担を上げる話が進んでいます。そして、円安の影響もあり、武器の調達の高騰も指摘されています。また、財源の一部を増税で賄うという話もあります。3割を国債で賄う日本の財政状況の中で、これ以上のやり方は本当に立ち止まって考えなければならないと思います。地方交付税交付金財源の財源不足に陥り、その不足分は地方の借金で賄うことを含めて、その影響についてどういう見解をお持ちか、お聞きしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 防衛費の増加に対する香美市への影響について、お尋ねがありました。

政府は、国民の生命と財産を守る責務があり、同時に地方自治においても国民の生活

を守っていく責務があります。国において適切に対応していただけるものと考えております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） タブレットの資料⑤に今の日本の税収のグラフを入れています。本来、日本の健全な財政といえ、所得税と法人税が主の税にならんとおかしいわけです。ところが今、1989年につくられた消費税が主の税になっています。社会経済が不安定になってきている中で、国の財政規律は本当に注視しなければならないと思います。必要なときにはしっかり意見を上げていくことをお願いしたいと思います。③です。

屋久島沖でのオスプレイ墜落事故、2018年12月6日の室戸沖でのFA18戦闘機とKC130空中給油機の墜落事故、そして、昨日ですが韓国でも米軍機の墜落事故が起こっています。嶺北では、11月28日にこれぐらい低い（資料を示しながら説明）、FAファントム2機が超低空で飛行しました。それは保育所の真上です。そして、1994年に墜落事故を起こした現場近くです。このような事態を受けて、香美市においても米軍機の低空飛行に対する市民の不安が広がっています。

香美市議会においては、米軍機による超低空飛行に対する抗議決議を上げています。1999年に結んだ日米地位協定に基づく日米合同委員会の、在日米軍による低空飛行訓練についての内容が、日本全国どこでも飛行訓練を行っても構わない、好き勝手に飛行を許している、また、日本政府も何も言えない根源になっているんじゃないでしょうか。この点についての認識と見解をお聞きするものです。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 御指摘の低空飛行訓練につきましては、私も県議会議員のときに、防衛大臣に要請することにも関わっておりました。香美市における低空飛行訓練につきましては、香美市民の生命と財産を守るために、香美市長としてできる権限の範囲でしっかりと取り組んでまいります。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 今後、香美市においても低空飛行訓練が強化されることも懸念されますので、ぜひ情報を収集して、行動をお願いしたいと思います。

次に、タブレットの資料⑥の丸が全部ヘリポートです。これはちょっと私のデータも古いですので、これ以上増えています。この丸いところが全部ヘリポートです。

④です。

米軍機は、航空法の特例に関する法律によって、飲酒・麻薬・心身障害の操縦禁止、飛行禁止区域の遵守、最低安全高度の遵守、速度制限の遵守、粗暴操縦の禁止、爆発物の輸送禁止、曲技飛行の禁止、衝突予防義務など、本来飛行の安全のために守るべき義務が全て免除されています。

ドクターヘリ、防災ヘリパイロットは緊急に出発しますので、当然フライトプランは

出していません。そんな時間的な余裕はありません。ヘリパイロットも、米軍機のパイロットも、飛行情報を持たない中で飛んでくるわけです。航空法特例による衝突回避義務は、結局、日本側、ヘリ側にあるということになります。その認識はどうでしょうか。

- 議長（山本芳男君） 暫時休憩します。
（午後 3時20分 休憩）
（午後 3時21分 再開）

- 議長（山本芳男君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

反問を認めます。

市長、依光晃一郎君。

- 市長（依光晃一郎君） 反問させていただきますが、議員は質問の中で、米軍パイロットが、あたかも航空機運航の義務を守らず、飲酒や麻薬を使用し、粗暴操縦を行っているとの想定で質問されていますが、そのような事実があったのか、教えていただきたいと思います。

- 議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

- 12番（笹岡 優君） 私自身が、曲技飛行については、嶺北の大川村の向こうに三角橋があるんです。それを写メで撮っていたということは、報道もされていますし、事実をつかんでいます。ただ、先ほど言われたように、飲酒・麻薬・心身障害操縦という形のことはつかめていません。しかし、先ほど言ったように、こういう特例法もやっぱり守る方向に行くべきじゃないかということで、質問しています。

- 議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

- 市長（依光晃一郎君） 粗暴運転の事実はないということではありますが、前提として、航空機パイロットは厳しい訓練を行ったエリート集団であります。そういったパイロットが、そもそも粗暴操縦を行うことは考えておりません。その上で、ドクターヘリや防災ヘリ、また林業事業者による架線集材のための架線についてなどの情報は、米軍においてしっかりと把握した上で訓練が行われていると考えております。

また、低空飛行訓練や夜間訓練の中止など、市民生活に大きな支障がある訓練については、今後も中止を要請することについて、高知県と一緒に取り組んでまいります。

- 議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

- 12番（笹岡 優君） 先ほど紹介しました室戸沖での事故報告の中で。

- 議長（山本芳男君） 暫時休憩いたします。
（午後 3時24分 休憩）
（午後 3時24分 再開）

- 議長（山本芳男君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） アメリカの事故報告書が出ていますので、それをまた市長に届けます。

5番目に移ります。

地域の経済を好循環にしていくために、会計年度任用職員の処遇改善は待ったなしだと思います。国会でも人件費コストカットが問題となって、失われた30年、成長が止まった国など、日本経済の行き詰まりの原因との指摘があります。

1985年からの三公社五現業の民営化によって、公務労働が解体させられました。世界的に見ても優れていた郵政機能も、ユニバーサルサービスが崩れていっている感じがします。また、同年の労働者派遣法導入と、それからの職種拡大によって、労働環境は悪化の一途をたどっているのではないのでしょうか。

その中で、香美市として、今回、人事院勧告を受けて、正規職員はもとより、会計年度任用職員を含め4月1日まで遡求して支給決定をしたことは、本当に大事ですし、感謝するものです。この点を踏まえて、幾つかの角度から質問します。

①です。

香美市の会計年度任用職員の全職員に占める比率を、部門別、労働形態別、男女別、そして、給料の最高号給について、お聞きしたいと思います。資料をいただいておりますが、ちょっと答えていただけるとありがたいです。

○議長（山本芳男君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

タブレット掲載の資料を御覧いただきながら説明させていただきます。

資料①では、令和5年4月1日現在の会計年度任用職員の全職員に占める部門別、労働形態別、男女別の集計となっております。また、保育関係の職員を再掲として集計しております。会計年度任用職員全体で319人、うち138人が保育関係の職員となっており、各比率等は資料のとおりとなっております。最高号給につきましては、職種の中で一番高いところで1級57号となっております。

それから、資料②では、同じく令和5年4月1日現在における正規職員と会計年度任用職員の男女別の人数と男女比、正規・非正規率をまとめてございます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 会計年度任用職員制度をつくったときには、全体の職員数の比率、会計年度任用職員は40%だったんです。やっぱり正規職員から会計年度任用職員の比率が増えると、44%ですので。それから、女性比率も高くなっていますね、87%です。全国平均が65%ですので、香美市の場合は高いということを感じます。全国平均は、すみません75%です。

そこで、大手の民間企業等でよくやられてきた不当の雇止めも含めて、会計年度任用職員の公募ルール、本人が希望する場合は継続という形の認識でいいのでしょうか。3年継続でやっていくけど、本人の希望が優先されようかなど。そこはどうか。

○議長（山本芳男君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

御本人の希望があれば、国の業務マニュアルに沿って、2回までは再度の任用ができるようにしております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 2回までは可能になっているわけですね。3年ごとに公募に応じて採用されなければならないという、本当にこれは不安定さをすごく持っているんですね。先ほどから話していますが、若い方々も含めて、今本当に、さっきもがんの話が出たんですが、やっぱりすごく不安に思っている方々、女性がすごく働きづらいとか、希望が持てない時代背景があると思うんですね。そういう意味では、ぜひちょっとこれを含めて研究する必要がありますし、私もいろいろ調べましたが、やっぱり国の方向だけではいけないんじゃないかなとは思っているんですね、国の言いなりとか。やっぱり自治体としての裁量権の中でやっていかんといかんと思いますので、そこをぜひお願いします。

今回のちょっと議案質疑には入れているんです。議案の中に遡及しないかどうかという、国家公務員の関係等も含めて、あれも結局遡及しないという判断になるのかなと思いい、ちょっとまだ議案の中をよう精査していませんけど、会計年度任用職員がまた不利益を被るんじゃないかと。ちょっと今回の議案が出ていますよね、ですからそこを含めてよく考える必要あります。

②に移ります。

憲法において、全ての国民は能力に応じて等しく教育を受ける権利を有するとしており、その精神に基づいて図書館法が制定されております。市民、国民の教育や文化の発展に貢献する拠点として、大変重要だと思います。かみーるの人气は本当に高いです。子供、生徒、学生から親子連れ、高齢者が、自由なスペースで、自由なスタイルで、静かに集中して大切な時間を過ごしています。この機能の充実と継続性を担保するためには、体制の構築が不可欠だと思います。その点を踏まえて、図書館職員の会計年度任用職員比率、またその処遇改善、体制充実の必要性について、見解を求めるものです。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） まず、会計年度任用職員と正職員の比率ですけれども、勤務日数がいろいろ違っておまして、司書の17日勤務の方が6人、司書資格をお持ちの方で10日勤務の方が1人、事務補助の10日勤務の方が4人、正職員が2人と任期付き正職員が1人。司書資格は、正職員が1人、任期付任用職員の正職員も1人です。司書でいくと、正職員が2人、任期付任用職員の正職員が1人、正職員は3

人、会計年度任用職員は11人となっております。

処遇の改善につきましては、現状といたしまして、給料面に関しては定められた給料表に基づいて支給しております。司書は事務所補助職員よりも上乘せされた給料表になっております。あと、昼休みの取得とか、休暇の取得につきましても、会計年度任用職員は正職員よりも優先的に取得している状態です。年休につきましても、雇用年数とか勤務日数に応じまして年休数は付与されているんですけども、多い方で夏季休暇とかの特別休暇を合わせて年間20日給付されている職員もおります。昨年度の年休取得率は、会計年度任用職員は100%に近い取得です。正職員に関しましては、もう25%は絶対取っていない取得率となっております。また、施設管理、例えばトイレが詰まったときの対応とか、施設の最終の戸締りチェック、クレーム対応、事務業などは、全て正職員が行っておりまして、会計年度任用職員の方に負荷のかかる業務は行わせていない現状かと思っております。

今後の体制につきましては、一般行政職員である正職員は異動を伴いますので、運営の維持のために、今年度から任期付きで経験豊富な司書資格のある職員を雇用しております。正職員の中にも司書資格を持っている職員や、現在、司書資格を取得しようとしている職員もおりますので、今後、人事異動等の際に、その点を考慮した人事異動の体制を構築していただきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 会計年度任用職員の最高号給は何ぼになるんですか。

○議長（山本芳男君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

最高が1級57号となっております。これが主任介護支援専門員の方の上限級になっています。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 今回の香美市の顔の役割を果たしていると思うんですね。やっぱり香美市に入ってきたとき、多くの香美市外の方々がもうかなり来ているということもありますので。同時に、土日には親子連れも含めてすごく憩いの場にもなっています。駐車場スペースもこれから広がりますわね。それから同時に、2025年春からのNHK朝ドラを含めたアンパンマンとのコラボ企画など、ますます役割が高くなってくると思います。専門職、レファレンスサービスとしての司書資格の関係等でも、その司書資格はちゃんと資格手当で上乘せされているんですかね、それも含めての処遇改善、体制強化、今後とも必要との認識はどうでしょう。すぐは駄目でも、一步一步進めていかなければならないという認識はどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 現在の体制で問題があるとは認識しておりま

せん。

- 議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。
- 12番（笹岡 優君） 問題ない、もう一回すみません。
- 議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。
- 生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 現在の体制で問題があるとは認識しておりません。
- 議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。
- 12番（笹岡 優君） 司書資格等は一つの基準として何か入れているんですかね、司書資格を持てば、その分上乘せされるとかいう給与体系になっているんでしょうか。
- 議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。
- 生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 司書の方は、事務補助の方の給料よりも給与月額が高く設定されております。
- 議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。
- 12番（笹岡 優君） これは市長にも聞きたいんですが、図書館は市民から求められる情報を提供し、市民の知る権利を保障しています。職員の待遇を改善することは、市民サービス向上につながることになるわけですね。特に、小・中学生から高校生、大学生が集中して読書、また勉強、調査活動に励んでいる姿は、まさに知の泉にふさわしい、豊かな時間を過ごす場所になっていると実感します。
- ですから、そのためにもぜひ一步一步改善してことも含めて、香美市の一つの大きなやっばり柱として、まちづくりに据えるという、何か市長の構想があれば、考えがあれば聞かせていただきたいと思いますが。
- 議長（山本芳男君） 暫時休憩いたします。
- （午後 3時39分 休憩）
- （午後 3時40分 再開）
- 議長（山本芳男君） 正場に復します。
- 休憩前に引き続き会議を行います。
- 反問を認めます。
- 市長、依光晃一郎君。
- 市長（依光晃一郎君） 執行部としまして、しっかりと御答弁させていただきました。その中で、私自身は司書の役割は非常に重要だと思っておりますし、また、有休消化の話もさせていただきましたが、働きやすい環境ということは、日本一とは言いませんけれども、いろいろな自治体に比べた場合に負けておるとは思っておりません。議員からは処遇を上げなければならないということですが、給料が安いから問題があって、今の司書体制では香美市としての図書館体制が心もとないというか、情けない状況と御認識なのか、そこをお聞かせいただきたいと思いますが。
- 議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） よく皆さん頑張っていると思うんですね。これから本当に継続性を担保していく問題と、先ほど言ったように、2025年のNHK朝ドラ「あんぱん」で多くの方々が出入りをしていく中で、今の職員の皆さんの頑張りだけで本当にいかなということも含めて、やっぱりよく検討が必要じゃないかなと。司書の方々も含めて、職員の方々は頑張っているんですよ。けれども頑張りを継続していくためには、やっぱりこれぐらい関心がある図書館ですので、住民サービスも含めてやっていくためには、一定の体制強化というか、検討していかんといかん問題じゃないですかという話です。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まず、今の図書館体制は非常に頑張っていていただいておりますし、市としましてもできる限りのことをやらせていただいております。

そして、これからの体制強化、あるいはその継続性に関しましては、司書の能力を最大限生かしていただきたいと思っておりますし、正規職員はどうしても異動がありますので、司書にいろいろな提案をいただき、またその中である意味その権限を、会計年度任用職員だからここまでしかできないということではなくて、会計年度任用職員という肩書ではありますが、私は市の職員であると思っておりますから、正職員と同じような形で、提案があればそれはぜひ実現させていただきたいと思っておりますし、また、私自身、先日も図書館に行きまして、正職だけだったんですけどお話も聞かせていただきました。会計年度任用職員で個人的なお付き合いのある方からはいろいろな情報も聞いておりますので、しっかりコミュニケーションを取りながら、今の体制を、さらにサービス向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 今回の職員の方には、オーテピアの建設等にも大きな役割を果たした方もいらっしゃいますので。

③に移ります。

会計年度任用職員の多数が女性で、先ほどあったとおり87%が女性です。公務労働において間接的な差別的構造になっていることは、少子化対策の視点からも官製ワーキングプア状態を広げることは、男女格差の是正の面からも許されないことだと思います。計画的に図り、男女格差をなくす手だてを講じる必要性について、お聞きします。

○議長（山本芳男君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

本市としましては、給与等を含む会計年度任用職員の処遇改善につきまして、引き続き国の方針や近隣自治体の動向を踏まえ、対応してまいります。

以上です。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 香美市で働く労働条件を高めることが、地域経済波及につ

ながっていくんです、好循環に。ここを一つの企業として、そこで働く方々が地域で購買し、地域経済を支えますので、やっぱりこの女性の格差は、非正規の拡大というジェンダー平等の姿勢の問題と、公務労働がこれを広げているということをぜひ考えていただいて、会計年度任用職員の女性の比率と労働条件アップをぜひ議論していただきたいと思います。そのことが香美市の魅力にもなっていくんじゃないでしょうか。ぜひそのことをお願い申し上げまして、全ての質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山本芳男君） 先ほど来、笹岡議員におかれましては、通告していない質問が随分多かったように思います。そういうことで、当然反問権も出るようになりますので、今後気をつけて、通告を必ずしたことだけを。

○12番（笹岡 優君） 議長、指摘してください、どれを指摘。

○議長（山本芳男君） 後でまた話させてもらいますので、今後気をつけていただきたいと思います。

笹岡 優君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会とすることに決定しました。

次の会議は12月13日午前9時から開会します。

本日の会議はこれで延会します。

（午後 3時46分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和5年香美市議会定例会

12月定例会議会議録（第3号）

令和5年12月13日 水曜日

令和5年香美市議会定例会12月定例会議会議録(第3号)

招集年月日 令和5年12月1日(金曜日)

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月13日水曜日(審議期間第13日) 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	有光収三	10番	比与森光俊
2番	公文直樹	11番	山崎晃子
3番	中平麻衣	12番	笹岡優
4番	西村剛治	13番	濱田百合子
5番	西山潤	14番	山崎龍太郎
6番	森田雄介	15番	利根健二
7番	山崎眞幹	16番	小松紀夫
8番	小松孝	17番	村田珠美
9番	舟谷千幸	18番	山本芳男

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	依光晃一郎	健康推進課健康づくり班長	西村昭彦
副市長	村上真祥	建設課長	野村文紀
総務課長	竹崎澄人	商工観光課長	石元幸司
企画財政課長	佐竹教人	環境課長	依光伸枝
定住推進課長	小松伯聖	《香北支所》	
税務収納課長	猪野高廣	支所長	前田哲夫
福祉事務所長	野邑裕永	《物部支所》	
市民保険課長	萩野貴子	支所長	片岡亮

【教育委員会部局】

教育長	白川景子	生涯学習振興課長	黍原美貴子
教育振興課長	一圓まどか		

【消防部局】

なし

【その他の部局】

なし

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	一圓幹生	議会事務局書記	今井沙織
議会事務局書記	横田恵子		

市長提出議案の題目

なし

議員提出議案の題目

なし

議事日程

令和5年香美市議会定例会12月定例会議事日程

(審議期間第13日目 日程第3号)

令和5年12月13日(水) 午前9時開議

日程第1 一般質問

- ① 13番 濱田 百合子
- ② 10番 比与森 光 俊
- ③ 7番 山 崎 眞 幹
- ④ 3番 中 平 麻 衣
- ⑤ 6番 森 田 雄 介
- ⑥ 9番 舟 谷 千 幸
- ⑦ 5番 西 山 潤
- ⑧ 11番 山 崎 晃 子
- ⑨ 14番 山 崎 龍太郎
- ⑩ 1番 有 光 収 三

会議録署名議員

11番、山崎晃子君、12番、笹岡 優君(審議期間第1日目に審議期間を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長(山本芳男君) おはようございます。ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程はお手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして、順次質問を許可します。

13番、濱田百合子さん。

○13番(濱田百合子君) おはようございます。13番、日本共産党の濱田百合子でございます。一問一答で一般質問を行わせていただきます。

まず最初に、1番目、マイナンバーカードについて、質問いたします。

マイナンバーカードの取得は任意であることが法の規定です。しかし、国は地方自治体に対して、マイナンバーカードの普及という目的の手段として財政を位置づけ、住民に対してマイナンバーカードの取得義務化の意識を刺激しています。

日本医療総合研究所の寺尾正之研修委員は、マイナ保険証を使わせることで、利用者の医療情報等をマイナポータルに集積することが可能になると強調しています。

デジタル庁が管理運営するウェブサイトマイナポータルは、マイナンバーカードのICチップ内にある本人確認用の電子証明書を使ってログインし、行政手続を行ったり、利用者自身の診療・薬剤・医療費・健診・所得税・住民税・年金資格など29項目の情報を確認したり、これらの情報を国・地方自治体・民間企業の外部サイトとつなぐことができるものです。

政府が2024年秋に現行の健康保険証を廃止し、マイナ保険証に切り替える方針を示したことで、市民にはまだまだ不安が広がっています。今、医療機関では、マイナ保険証で受診する場合も現行保険証での確認を行っています。国民皆保険制度のもと、市は市民の受療権を保障しなければなりません。不安が払拭されない中でのマイナンバーカードについては、慎重に対応しなければならないと思います。

そこで質問いたします。

①です。

保健医療データは住民の個人情報です。個人情報の主体である個々の住民が、個人情報の活用のされ方を正確に理解して、その活用に同意するの可否か、個々の住民の意思を尊重することが求められると思いますが、個人情報はどうのようにして守られていくのか、お聞きいたします。

○議長(山本芳男君) 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長(萩野貴子君) おはようございます。お答えいたします。

マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合、マイナンバーカードをカードリーダーにかざし本人確認を行うことで、オンライン資格確認等システムにおいて、医療機関や薬局で保険資格情報を確認することができます。その際、診療や薬剤、特定健

診の情報提供に同意した場合に、その医療機関や薬局に限り閲覧が可能となり、システム上、24時間で閲覧はできなくなります。また、閲覧履歴は御自身のマイナポータルから確認することができます。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） そのような手順で確認できるということですが、個人情報としては守られることになるのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） 本人の同意がなければ情報開示、閲覧ということにはなりませんので、守られると解釈しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） デジタル化の前提として、やはり一番重要なのは、先ほど課長も守られるとおっしゃいましたけれども、個人情報の保護だと思うんですね、デジタル化になったとしても。そのあたりの見解を伺いたいと思います。

○議長（山本芳男君） 通告してないけど大丈夫ですか。

市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） 守られるべき個人情報がきちんと守られるかというような御質問だと理解して、お答えさせていただきます。

きちんと条例等、法に基づいた取扱いをしておることになりますので、守られるべきものは守られると考えております。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 次の、②に移ります。

本市での、直近のマイナンバーカードとマイナ保険証の取得率をお聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） マイナンバーカードの申請率は、11月末時点で70.8%、交付率は67.8%です。

マイナ保険証について、国民健康保険におきましては、国保情報集約システムで3か月に一度情報が提供されており、10月16日付で3,422人です。被保険者数は9月末の数字となりますが5,873人、取得率は58.3%です。後期高齢者医療保険におきましては、保険者である高知県後期高齢者医療広域連合からの情報提供となり、9月末時点で3,108人です。被保険者数は9月末で5,878人、取得率は52.9%です。その他の保険者ごとの人数は把握できませんので、香美市全体の取得率は把握しておりません。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） それぞれに割合を聞きました。本市の場合は、国民健康

保険でしたら58.3%、後期高齢者医療保険は52.9%ということですが、マイナ保険証の保有率は、他の自治体と比べて本市の状況をどう思われますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） 他市の状況等の数字は持っておりませんので、比較しておりません。ただ、国全体の取得率も考えますと、少しやはりマイナンバーカード取得率が香美市は少々低うございますので、それに合わせた数字ではないかなど、個人的な見解にはなりますが、考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 私が調べましたら、高知県としては10月末時点で70.1%と出てきてはありましたけれども、先ほど課長がおっしゃいましたように、若干マイナ保険証の比率は60%にまだ達していないということでした。

続きまして、③に行きます。

現在の短期保険者証と資格証明書の交付基準と交付数をお尋ねいたします。

○議長（山本芳男君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） 国民健康保険資格証明書の交付基準は、特別な事情がなく納期限から1年以上の滞納のある世帯、短期被保険者証は、資格証明書対象世帯における高校生世代、18歳以下の方です。12月5日時点の数字となりますが、交付数は、資格証明書が34世帯37人、短期被保険者証は6人です。

後期高齢者医療保険短期被保険者証の交付基準は、保険証更新時におきまして複数年度にわたって滞納がある方、または単年度で30%（後に「30%以上」と訂正あり）の滞納がある方です。資格証明書は発行しない運用としております。12月5日時点の短期被保険者証は、6人の交付となっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） ④に移ります。

顔認証、または目視による顔認証に限定し、暗証番号の設定が不要な顔認証カードが、この12月から導入されると聞いておりますが、体制についてお聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） 現在の体制と変わりはございません。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 変わらないということですので、写真を撮ったりするのは、マイナ保険証の申請のときも同じということだと思えますけれども、医療機関については分かりかねるかもしれませんが、同じ今の機器を設置している部分で、この顔認証カードについても同じような形で確認できるということになるのでしょうか、分かりましたらで構いません。

○議長（山本芳男君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） 顔認証カードと従来のマイナンバーカードとの違いは、暗証番号があるかないかになるので、暗証番号を必要とするサービスの提供ができないこととなります。いわゆるマイナポータルのサービス利用などができなくなることはなりますが、保険証としての利用はできますので、それは間違いなく大丈夫でございます。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） ⑤に移ります。

来年の秋から、マイナ保険証を補うものとして、最初の1回目は対象者全員に送付する資格確認書があります。そして、暗証番号が不要で保険証としての機能がある顔認証があります。③の質問でお聞きしました短期保険証や資格証明書がもう多分なくなるということですが、これはどのようにして医療機関が分かるようになるか、お聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） 保険証の廃止に伴いまして、短期被保険者証の仕組みは廃止されます。また、資格証明書の規定も廃止され、対象となる滞納者に特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を行うこととなります。医療機関では、オンライン資格確認で対象者かどうかの確認ができます。

また、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を受けることができない状況にある方には、資格確認書を交付いたします。被保険者の方は医療機関に資格確認書を提出し、医療機関等は資格情報の確認を行います。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） ちょっと分からないので教えていただきたいのですが、マイナ保険証を持っていない方は資格確認書を持つようになるので、今までの短期保険証や資格証明書対象の方は、資格確認書に明記するようになっていのでしょうか、それとも、特別療養費の支給に変更する旨の通知書を持っていくのでしょうか、先ほどおっしゃったかもしれませんが。

○議長（山本芳男君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） マイナンバーカードを持っていなくても、オンライン資格確認で、保険者の情報はまず取得できるということが前提になります。その上で、保険証が廃止になり、今度からマイナンバーカードに保険者情報をひもづけてない方にとっては、保険証が手元にない状況になるので、それを確認できるのがオンライン資格確認というシステムになります。御本人にお渡しした事前通知の情報も、オンライン資格確認に情報として入りますので、そこは医療機関で確認できることとなります。保険者の資格情報と、あと特別療養費の対象でありますよという情報も、システムの中で確

認ができることとなります。短期保険証がなくなるのは、いわゆる国民健康保険とか、後期高齢者医療は1年ごとに保険証を発行するのですが、通常、社会保険とか他保険の場合は、期限を切らず保険証をお渡しすれば資格が廃止になるまではずっとということになるので、そういう意味合いにおいては、その資格確認システムの中で期限が決められておるわけではなく、短期被保険者証の仕組み自体が廃止となるということです。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 従来の短期者証とか資格証明書を持っている方々が、その受療権を失うことにはならないと理解いたしました。

実際、短期保険証の場合には、窓口で3割払ったら同じように受診でき、資格証明書の方は、もう10割払わないと受診できないと思うんですけども、とても10割払えず、これではお金がないので受診できないということであれば、その通知が来たときに、従来のように事前に出向いてもらっての相談になるのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） お答えいたします。

まず、資格確認書というのは、マイナンバーカードを持っていない方、持っているが保険証とひもづけをしていない方、例えば紛失した方なども資格確認書となります。保険証が廃止になるので、マイナンバーカードに保険者情報をひもづけしている方以外は保険証が手元にない状態になるために、資格確認書が発行される、いわゆる今の紙の保険証に代わるようなものだという理解となります。今までの短期被保険者証であった方に対しては、その短期の間に滞納相談とか、なるべく早く納めてくださいねと、このままであれば10割支払いでの医療機関受診になりますよとなるので、それに代わるものが、先ほどの特別療養費となる旨の事前通知となります。事前に通知いたしますので、その何か月かの期間をもって個々に相談に乗るとか、今までの短期被保険者証を発行された方のような対応をしていくと考えております。今までどおり、きちんとした対応ができるような体制で考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 次の⑥に移ります。

11月29日、大阪府保険医療協会（後に「大阪府保険医協会」と訂正あり）が、10月1日以降のオンライン資格確認・マイナ保険証トラブル等についてのアンケート結果を公表しました。アンケートによりますと、60%の医療機関が資格確認に関するトラブルがあったと回答しています。現行の健康保険証廃止後は、受付業務に忙殺されるが127件、患者の待ち時間が長くなるが91件で、保険証は併存すべきが68.4%、2024年秋廃止当面延期が16.5%となっています。

医療機関の混乱や負担をなくし、市民の受療権を保障するために、現行保険証を来年

秋に廃止することは延期すべきと思いますが、見解をお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） 健康保険証の廃止に伴い、事務において留意すべき点がありますが、今後も今まで同様に情報収集に努め、法令等に従い適正に執行し、被保険者の方が安心して制度を利用し医療を受けることができるように、今後もしっかりと準備を進めてまいります。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 医療機関や薬局の窓口で、マイナ保険証により保険資格を確認した利用率は、10月で4.49%になっているんですね。この数字を見ると、やはり市民の不信感は払拭できていないのではないかと思うところなんです。現行の保険証も、冒頭で述べましたけれども、1年間は使用できるということでございます。今、マイナ保険証の利用率が低迷しておる中で、現行の保険証を廃止さえしなければ、国民の全ての受療権はもともと紙の保険証で保障されていましたので、受療権は確保されるということになると思うんですが、そのあたりの見解はいかがででしょうか、難しいですかね。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 議員御指摘の御不安に関しまして、そういった不安を払拭できるように私自身も努力したいと思います。

また、この制度につきましては国全体として行うものでありまして、そういった不安にどうやってお応えしているのか、また、香美市の中で御理解を得られるいろいろな方法があるのであれば、それをしっかりと参考にさせていただきながら、変化に対応してまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） ⑦に移ります。

昨日、岸田首相から、マイナンバー情報総点検本部最終報告の報道がありました。6月から行ってきた総点検は、マイナンバーにひもづけられている医療や福祉などの情報について行われ、8,200万件余りのデータのうち、合わせて8,351件のひもづけミスが確認された。他人の健康保険証の情報が登録されていたケースは1,142件で、これに総点検に先立って行われていた調査結果を合わせると8,695件に上回る。氏名などが一致しないケースがおよそ139万件確認された。別人の情報がひもづけられているのは450件程度増えると推計されていて、来週をめどに確認作業を終えるなどの内容でございます。そして、こうした不安払拭のための措置の進捗状況を踏まえ、予定どおり、現行の健康保険証発行を来年秋に終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行すると表明されました。

そういうこともございますが、国民をデジタル化するための情報資源として位置づけ

るのではなく、尊厳を持った人間としての対応を忘れてはいけないと思います。本市は、団体自治を守り、国の行うデジタル化を推進するだけではなく、市民生活を守る観点で対応していくことが重要と思いますが、見解をお聞きいたします。

- 議長（山本芳男君） 暫時休憩します。
（午前 9時25分 休憩）
（午前 9時26分 再開）

- 議長（山本芳男君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

市長の反問を許可します。市長、依光晃一郎君。

- 市長（依光晃一郎君） 議員が先ほど言われました、国民をデジタル化するための情報資源というのは、どういう意味でおっしゃられているのか、まずそこを確認させていただきたいと思います。

- 議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

- 13番（濱田百合子君） それは私が冒頭に述べましたように、デジタル庁が管理運営するウェブサイトのマイナポータルは、自分でも見ることができますけれども、マイナンバーカードのICチップの中に、様々な行政手続を行ったり、29項目の情報がもうそのカードの中に入るようになるわけでございます。一人一人の人間というよりも、そのカードの中のデジタル化された情報、チップに入る様々な情報を、常に市民が携帯、大事な個人情報が入っていますので、車の免許証みたいにいつも携帯しなくてはならない。紙の保険証も今携帯していると思うんですけども、そういう形で、国民をそういうカードにするデジタル化、その情報がカードの中に入って市民カード化する、情報資源として位置づけるという意味で質問いたしました。

- 議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

- 市長（依光晃一郎君） まず、これまで御答弁しておったのですが伝わっていなかったようなので、私の説明が悪かったのかもしれませんが、まず前提として、このICチップの中に個人情報が入っているということではございません。議会でもお話しさせていただきましたが、鍵であると。情報自体は国のサーバーの中に入っておりますので、カードをなくしたからといって個人情報が流出することはないということは、繰り返すにはなりますが、御説明させていただきたいと思います。

また、個人情報保護されていない国はどのようなイメージかといいますと、私の認識では、中国共産党により香港では今個人情報を国が管理するような形になってしまい、民主化の運動も弾圧されるようになったと。ただ、日本はそういった国を目指しているのではなくて、民主主義国家としてしっかりと一人一人の意思を大事にしながら、選挙によって代表者を選ぶという体制を守っていく国だと思っております。そういう意味では、中国共産党のような形で情報を国家の一つの考え方、政治としてやっていくのではなくて、あくまでもデジタル化によって国民生活を便利にしようということでありませ

私としましても、デジタル庁ができ、国がやろうとしている方向性に賛同する立場でありますし、また、全ての香美市民がデジタル化の恩恵を受け、市民生活が便利になるよう、今後もしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 市長の言うとおりでと思うんですね。日本は民主国家でありますし、一人一人の国民を大事にし、そして、どの市民も安心して具合の悪いときには病院にかかることができるための施設整備を、行政としてしていくのは当たり前のことで、その方法が紙の保険証からマイナポータルがあるマイナ保険証になるということは、私も理解しております。ただ、市民がなかなかこの不安感が払拭されない中で、もう期限を決めていつまでにやるんだというやり方に対して、疑問を持っているだけでございまして、市長の言い分は十分分かりました。

それでは、2番目の質問に移ります。住民自治の力を発揮できるさらなる取組について、質問いたします。

まちづくりは人づくりと言われております。市長も人づくり、人が輝く香美市を政策に掲げ、市民と一緒にまちづくりを施策に取り入れています。「あんぱん」放映に向けましては、この政策が生きていくのではと思っています。今回、現状の取組とさらなる取組を期待して質問いたします。

（1）です。地域活性化総合補助金について、お聞きいたします。

①です。

地域活動区分には、事業内容等に、①美しい地域づくりにつながる事業、②郷土の芸能・歴史等の普及・保存活動につながる事業、③産業の振興につながる事業、④地域住民の交流の促進につながる事業、⑤地域の活性化につながる事業とありますが、それぞれ直近3年間の活用状況をお聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 担当課で実施状況を確認いたしましたので、私のほうからまとめてお答えさせていただきます。

まず、定住推進課、土佐山田町エリアの実績でございますが、令和3年度は、美しい地域づくりに係るもの、地域住民交流促進に係るもの、地域活性化に係るものがそれぞれ1件あり、合計の補助金額が73万5,000円となっております。令和4年度は、美しい地域づくりに係るものが4件、郷土の芸能・歴史の普及・保存活動に係るものが1件、合計の補助金額は181万8,000円となっております。本年度は、これまでに美しい地域づくりに係るものが1件、地域住民交流促進に係るものが3件、地域活性化に係るものが1件、合計で73万9,000円となっております。

次に、香北支所の実績でございます。令和3年度は、地域活性化に係るものが1件で、補助金額は29万2,000円となっております。令和4年度は、地域活性化に係るものが2件で、合計の補助金額は91万円となっております。本年度は、これまでに地域

活性化に係るものが1件で、補助金額は39万2,000円となっております。

最後に、物部支所の実績でございますが、令和3年度は、地域住民交流促進に係るものが1件で、補助金額は39万7,000円。令和4年度は、産業の振興につながる事業と地域住民交流促進に係るものが各々1件で、合計の補助金額は100万円となっております。本年度は、現在まで該当がありません。

以上となっております。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 様々利用がされているということで、うれしく思います。この3年間の活用状況を見ましての见解をお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 財政の観点から見ますと、大体例年どおり推移していると考えておまして、農業施策関連分野以外の、つまり地域活動や集会場整備、生活基盤整備等に係る全体予算の中の執行率といたしましては、10%未満、大体6%から8%ぐらいで推移していると考えております。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 例年どおり推移しているということで8%から10%。市民団体が申請されたとき、その審査とかがあると思うんですけども、そういったときに、書類を少し直してオーケーになったケースもあろうかと思えます。提出書類のやり方だとか、事業内容の変更とかの再検討といいますか、今までこれは結構長くやられていますので、随時見直しなんかも検討してきているのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 2つほどあったかと思いますが、まず、申請に関しましては、各所管課において、自治会長に対して十分説明した上で丁寧に対応していただいていると考えております。それから、補助金の見直しにつきましては、毎年所管課で集まって、地域の実情に即したものである必要がありますので、そういう方向で調整するように努めております。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） ②に移ります。

要望があっても、予算枠がないため実施できなかった事業や補正で対応してきた事業などがありますか、あれば内容をお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） こちらも担当課で事例を確認いたしましたので、私のほうからまとめてお答えさせていただきます。

定住推進課が所管する土佐山田町エリアにおいては、そうした事例は年に一、二件で、主に生活道の整備や、集会所の修繕に事例があるということでございます。その際、翌年度に申請するよう自治会長に促し、調整し、正常に実施できていると聞いております。

それから、香北支所におきましては、昨年度と本年度に3件から4件程度実施できなかった事例がありました。内容は、いずれも農業用施設整備とのことでございます。物部支所及び農林課においての該当はございません。また、この間補正対応したケースはございません。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） それでは、③に移ります。

今年度、香北町での行政連絡会で、給水施設整備の項目に維持管理費も追加してほしいという意見や、農業用施設整備は4月当初に昨年分が5件あり、今年度分は既に枠がないので総額を増やしてほしいとの要望が出されましたが、その場では検討するということでした。その後、御検討はされたのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 香北支所長、前田哲夫君。

○香北支所長（前田哲夫君） お答えします。

令和6年度当初予算編成前に協議が必要であり、11月に関係各課で協議いたしました。給水施設整備の維持管理費ですが、水道施設等を利用している住民からは応益負担をいただいているところで、集落水道施設利用者のみ補助することは難しく、維持管理費については利用者に御負担いただくこととしています。そして、農業用施設に関しましては、ほかの制度の活用も検討しつつ、地域活性化総合補助金でしかできない支援をしていくことで、予算を含め現状制度のまま補助を行うこととしています。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） この検討された、先ほど支所長が答弁してくださった内容は、地域の自治会長には伝えられたのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 香北支所長、前田哲夫君。

○香北支所長（前田哲夫君） 集落水道につきましては毎年協議しております。理解してくれていると考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 理解してくれていると思われていることもそうだと思いますけれども、やはりこうやって要望が出されて検討された結果は、自治会長を通してでも皆さんにお知らせすることが望ましいのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 香北支所長、前田哲夫君。

○香北支所長（前田哲夫君） お答えします。

この集落水道につきましては、一部のみの集落水道になっておりまして、その方との協議は何回もしておりますし、話もしております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） ④に移ります。

地域住民が自治会で話し合っって主体的に実施していく事業については、補正対応や次年度の予算枠を増やすなどの検討をすべきではないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） お答えいたします。

市の予算は特別な事情を除いて当初予算で計上し、計画的に執行することが原則でございます。このため、市単独補助事業の補正対応は、自然災害や新規補助事業での見込み違いなどを除き、基本的に行っておりません。また、当該補助事業の次年度予算につきましては、所管課の把握する地域の実情や、所見を踏まえ、所管課との協議を経て、公益性と全体予算の実情に即して設定しております。

なお、市民が主体的に実施していく事業につきましては、本年度、香美市提案型市民主役事業補助金を創設したところでございます。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） それでは、（2）に移ります。地域おこしの取組についてお伺いいたします。

①です。

9月29日に、日本共産党議員団で島根県智頭町（後に「鳥取県智頭町」と訂正あり）に視察研修に行かせていただきました。資料①から⑦は「日本1/0（ゼロ分のイチ）村おこし運動」や「百人委員会」についてです。担当課長には事前にお渡ししております。智頭町の93%は森林で、林業で栄えた宿場町です。人口約6,000人で、高齢化率は44.66%となっております。

資料を御覧いただきたいと思いますが、資料①にあるように「0から1、つまり、無から有への第一歩こそ村おこしの精神」と書かれております。また、「住民の意思に基づき、住民の参加によって行う「住民自治」を進めていくため、3本の柱により進めていく運動」だと位置づけております。資料②は、集落と地区を分けて支援の補助金限度額を示されております。資料③は、住民が地区や集落で企画実施した事業についてです。資料④は、平成20年からの百人委員会のことでございます。この組織は、住民が身近で関心の高い課題を話し合い、これを解決するための政策を行政に提案していく組織で、住民自治の実践を目指しております。資料⑤は、それぞれの部会がありまして、地元の中学校や高校も部会の一つとなっております。それぞれに担当部署があります。資料⑥や資料⑦は、実施された事業にどれぐらいの予算が計上されたのかを示しております。

また、手元に資料を用意できませんでしたがけれども、徳島県上勝町は多くの方が御存じのように葉っぱビジネスで有名ですが、今回、11月16日に高知医療生活協同組合香美支部の皆さんと、ゼロ・ウェイスト政策について視察してまいりました。もともと町にはごみ収集車がなく、住民が持ち寄って集めていたということで、住民の力を最大

限生かしながら、持続可能な地域として上勝町をアピールしていました。上勝町ゼロ・ウェイストセンターで説明されたのは県外の方で、Iターンの方々と地域住民が一体となって地域産業を担っているように思いました。今ではごみを45分野に分別し、ごみリサイクル率は80%以上となっています。リサイクルできないのは2種類だけとっておられました。人口約1,400人くらいですから、住み続けられる政策として、環境を守り、ごみは資源として活用する取組が実践できているのかもしれない。

小さな町、山間部であっても、面白い取組なら若者が来てみたくなるのではないのでしょうか。地域の課題にいかに向き合うか、住民談義が必要です。課題は地域にあるからこそ、地域に出ていくことから地域おこしのヒントを発見できるのではないかと思うところですが、見解をお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

お話にもありました鳥取県智頭町の「日本1/0（ゼロ分のイチ）村おこし運動」や「百人委員会」などの住民主体による積極的な地域おこしの活動、また、有名な徳島県上勝町のごみを出さないゼロ・ウェイスト政策は、地域の協力や取組などが大きな広がりを見せた活動と聞いております。このような先進地の優れた取組につきましては、参考にさせていただきまして、今後の地域づくりに生かしていきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） ②に移ります。

8月の総務常任委員会で、豊岡市の地域おこし協力隊の取組について研修しました。課長には資料をお渡ししています。協力隊の種類としては、イノベーション型、担い手育成型、起業型、継業型、マルチワーク型があり、協力隊を募集することで地域活性化と移住・定住を目指していました。ここの定住率が64%、全国の53.1%より高くなっていますが、8月時点では47人の協力隊がいるということでした。協力隊は、地域に29のコミュニティー組織があり、地域からの要望で受け入れているため、派遣後は地域との人間関係も良好で、市役所内13課にそれぞれ担当課を配置し、連携をとっているとのこと。マイナス面はなしと、担当課は自信を持っていました。若者の生きる力につながる取組と感じたところです。ぜひ、本市でも積極的に活用してはいかがでしょうか。

昨日の同僚議員の質問でもありましたけれども、「あんぱん」に向けての体制づくりにも検討できるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

兵庫県豊岡市は近畿エリアでも移住者に特に人気のある自治体であります。皆様が見聞きしたとおり、条件面の優位性もございますが、卓越した活動により実績を積んでいるものと理解しております。

条件等の違いにより全く同じような取組はできないと思いますが、個々の取組について参考にさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 研修に行かせていただき、それを執行部の方々にもお伝えして、いいところはまた活用していただく方向で進めていただきたいと思います。

それでは、大きな3番目に移ります。教育支援センター「ふれんどる一む」について、質問いたします。

2022年度、全国で子供の自殺者数が最多の514人になりました。その内訳は、小学生17人、中学生143人、高校生259人が全日制、高校生89人が定時制・通信制、高校生6人が特別支援学級となっていました。悩みを打ち明けてもらえないまま、ある日突然子供が命を絶ってしまった親の苦しみは想像もできません。子供の権利を守るということは、子供の声を聞き、その声を受け止めるということではないでしょうか。34年前の1989年に子どもの権利条約が国連で採択され、その5年後の1994年に日本政府は批准しました。しかし、子供の意見をリスペクト（尊重）することなく30年がたちました。その結果、子供の不登校は約30万人になり、いじめが約60万件となっています。

本市では、不登校児童・生徒の居場所として、西庁舎に教育支援センター「ふれんどる一む」がございます。順次質問いたします。

①です。

現在の不登校児童・生徒への対応状況について、伺います。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） お答えいたします。

教育支援センター「ふれんどる一む」は、平成18年3月に香美市教育支援センター設置条例により、不登校児童・生徒支援への中核となる施設として設置されました。以来、利用を希望する子供たちが安心して過ごせる居場所として、学習活動や体験活動、スポーツや遊びを行い、一人一人の児童・生徒に応じた支援を行っております。

スケジュールは、児童・生徒が支援員と話し合いながら自身で立ててまいります。

職員は、所長のほかにスクールソーシャルワーカー3人、相談員1人、強化支援員3人、教育支援員4人、スクールカウンセラー1人の構成メンバーで、個々の児童・生徒のスケジュールに対応し、支援を行っております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） ②に移ります。

学校と「ふれんどる一む」との連携は十分できていますか、お聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） お答えいたします。

「ふれんどる一む」の利用の仕方を、「ふれんどる一む」と児童・生徒、保護者、学校が共有し、日常的に連携をとり合っております。一例を申し上げますと、チャレンジ登校支援として、給食時に登校して給食をいただく、また、それとは別に、給食を食べてから後ずっと放課まで学校で過ごすといったような状況、あるいは、健康診断の受診、体育大会等の行事の取組への参加、あるいは、好きな教科の授業等に1時間、授業の途中からであっても参加するといった場合に、「ふれんどる一む」から公用車で学校へ送る登校支援をしております。そのときにも、必ず引き継ぎとして学級担任や担当の先生に連携をとって、迎えに来ていただくなどして学校へ送り届けています。このことによりまして、不登校の児童・生徒が学級担任やそのほかの先生と会話をしたり、友達と顔を合わせたりして、少しでも学校とつながりを持つことができるようにしております。学校に滞在できる時間を少しずつ無理なく増やし、学校復帰につなげるための足がかりとなるように取り組んでございます。一つの例を申し上げましたが、このような支援をしながら取り組んでございます。また、スクールソーシャルワーカーの日々の学校訪問や校内の登校支援会やケース会への参加などにより、情報提供や情報共有を図るなど、多面的に連携しております。

現在、こういった状況で、しっかりと連携はとれておると認識してございますけれども、今後も引き続き一人一人の児童・生徒に配慮しながら、自立に向けた支援を行ってまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） きめ細やかな対応を「ふれんどる一む」がされているということをお聞きしました。本当にそのようにしていてもらいたい。それで随分助かっている保護者、子供たちがいらっしゃると思っております。

③に移ります。

「ふれんどる一む」の各部屋、例えば相談室や学習室などの確保はできていますでしょうか。また、現状の課題をお聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） お答えいたします。

現状では、必要な部屋の確保はできております。

ただ、課題ということになりますでしょうか、スクールカウンセラーのカウンセリングが児童・生徒の都合で重なったり、あるいは児童・生徒の来所が集中したりという場合には、個々のスペースや集団の学びのスペースを増やすための工夫が必要となりますので、パーティションを準備したりなどして、居場所の確保に努めております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 現状では足りているということですが、何かあったときにはやはりスペース的にもうちょっと余裕が欲しいと。パーティションで仕切らないと、個人で対応できる空間が確保しづらい状況があるということでしょうか。

④に移ります。

相談内容によりましては、福祉事務所や社会福祉協議会等につなぐ必要があるケースもあると思いますが、そういう窓口としての機能も要るのではないのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） お答えいたします。

現在も御相談は多岐にわたっておりますので、様々な御相談を一旦お伺いして、関係機関へつなぐ窓口的な役割も担っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） ⑤に移ります。

こども家庭庁が発足し、半年が過ぎました。こども家庭庁が設置されたことで、子供に関する施策の策定・実施や、それらに対する市民の取組もこれまでとは異なったものになることが期待されます。子供が真ん中の社会を実現するために、子供の視点に立って意見を聞くことが必要です。今年4月1日から施行された、こども基本法には、憲法と子どもの権利条約に基づき、子供の最善の利益を追求することや、子供が意見を表明する機会を確保することが書き込まれました。この法律で、「こども」とは、心身の発達の過程にある者と、第2条第1項で定められています。

日本子どもを守る会編の「子ども白書2023」を参考にさせていただきましたけれども、愛知工業大学教授で教育行政学専門の中嶋哲彦さんの記述からの抜粋が資料⑧と⑨でございます。資料⑧は、こども施策とはどういう政策を言うのか、こども基本法第2条第2項の定義です。資料⑨は、こども基本法第3条に、子どもの権利条約との関係でこども施策の4つの趣旨が書き込まれています。資料⑩は、意見表明権の保障のプロセスについて、東京弁護士会の子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員長である、弁護士の佐藤香代さんの記述となっております。

脆弱な立場に置かれました子供一人一人の声に耳を傾けて、問題解決を一緒に考えたり、子供が最も楽しく学べる場所を見つけたり、一人一人の学びたいやり方で学べる楽しい場所が要ると思います。今までの話を聞きますと、「ふれんどる一む」がそういう居場所になっているとは思いますが、見解をお聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） お答えいたします。

香美市におきましては、これまでも時代の変化や多様な状況変化に対応しまして、機能を充実し、また、少しずつ変えたりする工夫も行ってきたところがございますけれど

も、今後も一層その課題が多様化することも考えられますので、継続して工夫しながら取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） ⑥に移ります。

西庁舎建設に当たり、保護者や子供が気軽に来庁し、落ち着いて学習や相談ができた、また遊んだりもできるプレイルームが必要ではないでしょうか。

資料⑩に、少し不明瞭ではありますが、私が今月初めに伺った香南市の森田村塾の間取りを写しました。ここは7年前に新築されていまして、富家小学校の講堂跡地を利用して建てられていまして、元校舎は今解体されて整地され、小規模な運動場になる予定ということでした。一番多くて30人の児童・生徒が来られていたということで、靴箱も30個用意され、プレイルームにはバドミントンもできるくらいの広さがありました。ランチルームや交流会も兼ねるふれあいルームがあり、給食センターから給食を人数分配達してもらっているとのことでした。できるだけ学校にある備品はここにも置いてもらい、電子黒板やタブレットもあり、オンライン学習もできるとのことでした。

庁舎建設に当たっては「ふれんどる一む」を充実させてほしいとの思いがあり、このような質問をさせていただきましたが、ぜひ間取りについても、同機能を持つほかの施設も視察しながら、ぜひ検討して行ってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） お答えいたします。

新庁舎建設に当たり、県内、県外含めて複数の先進地視察を行ったり、また、様々な研修会等で情報収集を行ったりなどして、関係機関とも協議連携を行いながら、今、積極的に取り組んでおるところでございます。御質問ありがとうございました。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） それでは、4番目の質問に移ります。児童クラブについてです。

議案第94号で、香美市児童クラブの指定管理者の指定について、令和6年度から令和10年度の5年間の指定管理者となる団体は、今までと同じ特定非営利活動法人かみっこベースが提案されています。

①です。

指定管理者の指定はプロポーザルで行ったと聞いております。募集経過と審査内容、審査委員を含め、決定までの経緯をお聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 香美市児童クラブ指定管理者業務につきまして、令和6年度から5年間の契約を行うため、公募型プロポーザル方式により実施しました。

まず、選定委員会委員につきましては、副市長、教育長、教育次長、教育振興課長、子ども・子育て会議会長、香美市小中学校PTA連合会会長、香美市小中学校校長会副会長の7人で構成される香美市児童クラブ指定管理者選定委員会を設置し、7月20日に第1回選定委員会を実施し、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めました。

次に、公募に対しましては2者から参加表明書の提出があり、9月25日に業者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施しました。その後、第2回選考委員会におきまして、別紙の審査基準表の審査項目に沿って選定委員会委員が採点を行い、総合計得点数の高かった特定非営利活動法人かみっこベースを、香美市児童クラブ指定管理者業務の事業実施候補者として決定しました。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 資料もつけていただきまして、ありがとうございました。
この審査基準表ですが、どこの資料を基に決められたのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 通告になかったもので、そこら辺のところは調べていないんですけれども、5年前に審査しました審査基準表を基に作成しておっております。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 5年前のものと同じと伺いました。

審査結果は各審査配点数の合計が多いかみっこベースにということでしたけれども、実際、何点ということはこの場で言えますでしょうか。通告にないから言えないですかね、失礼いたしました。2者のうち1者のかみっこベースに、このような経過でなったということでございます。

では、②に移ります。

選定に当たり一番重視した点を、お伺いします。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 児童クラブは、保護者等の就労等により、保育を必要とする者に対し、保護者に代わって生活指導を行い、児童の健全な育成を図ることを目的としております。このため、児童が安心・安全に過ごすことができる場所が確保されているか、また、児童クラブ施設の適切な維持及び管理を図ることができるかなどを重点に選考しました。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） ③に移ります。

こども基本法が今年度から施行されています。児童クラブで様々な研修を行っている

と思います。これは指導員向けの研修が主だと思いますけれども、この法施行に当たりまして、今後、研修内容が変わるのではないかと思うところですが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 現在も、かみっこベースでは様々な研修を年間28回程度行っております。その内容としましては、体験活動支援研修会、遊びの研修、発達障害等についての理解の促進研修、作業療法士の方の実践的な研修等がございます。また、今年度は専門の方に依頼しまして、アレルギー研修を実施する予定と聞いております。

今後、こども基本法の趣旨に沿って、できるだけ子供たちのためになるような研修実施を行ってみたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 次の④に移ります。

児童クラブは、生活の場であり、子供たちの居場所です。長期の休みなどは終日利用する児童もいると思いますが、居場所としてのスペースは十分確保されている状況でしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 出席数の確認もしましたところ、長期休みにつきましては、年間利用者に長期休みのみの利用者が加わるため、通常より登録人数は増えるようになっております。しかし、長期休みは年間利用児童が減るという状況もございますので、通常より全体利用者数は減っておる状態となっております。こういうことも含めまして、児童スペースは十分確保されていると認識しております。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 私は居場所にこだわっているんですけども、やはり児童クラブは学校とは違い生活の場なので、大勢の中ではおりづらい児童も出てくるし、しんどい児童ももちろん長期の休みとかはおると思いますので、そういう子供たちが安心していただける環境確保は、とても大事だと思います。家に帰っても誰もいない。親は、児童クラブであれば安心して子供が居場所でおれるということで、それが安心して仕事ができることにもつながっていると思います。ぜひ安心していただける環境確保を、今後かみっこベース、指定管理者と一緒に、常に情報共有して行ってほしいと思いますが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 議員がおっしゃるとおり、今後も引き続きかみっこベースと協議も行っていきながら、やっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 最後の5番目の質問に移ります。高等学校等奨学金制度について、質問いたします。

この制度は、香美市高等学校等奨学金の給付に関する規則として記述されており、「勉学する意欲と能力を持ちながら経済的な理由により修学が困難な者に対し、奨学金を給付することにより、教育の機会均等を図り、もって社会において有為な人材を育成することを目的とする」とあります。

今年度から廃止すると、当初予算では9月分までの半年間の予算計上となり、利用している保護者からは、事前説明もない、せめて今受給している子供たちが卒業までは続けてほしかった、授業料が無料になっているとはいえ修学に必要な様々な必需品購入や部活動などには費用がかかっている、急な廃止ではなく対案をつくってからの廃止にすべきだ等の、様々な声を聞いているところでございます。

①です。

ひとり親世帯の保護者が、上の2人の奨学金がなくなり大変厳しい。真面目に働いているが、手取りは15万円ぐらいとため息交じりで話してくれました。役割は終わったと言われるが、需要はまだあるのではないかと思います。対案もなく12月となりました。見解をお聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 物価が高騰している状況の中で、生活が苦しくなった御家庭をどうやって支えていくかは、香美市の重要な課題と認識しております。今回計上させていただいた価格高騰緊急支援給付金を迅速に支給するなど、取り組んでまいります。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 物価高騰で生活が大変になったという御認識は、市長もおありということでした。

それでは、②に移ります。

制度を利用していただいていた保護者の方々が香美市の教育を考える会を立ち上げ、教育長や市長と懇談したのが8月でした。その後の市の動きを、お聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まず、高等学校等奨学金制度は、経済的な理由で進学を断念する御家庭がなくなったことから、目的は達成したため廃止します。その後、香美市内の児童・生徒が、住む場所によって交通費が発生している現状を課題と捉え、解決すべく、今定例会議で高等学校等通学費補助金の要件を変更し、月4,900円を補助いたします。

今後も、学ぶ意欲がありながら経済状況が厳しい御家庭を支援するために、検討を進めてまいります。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 高等学校等通学費補助金は、今までの1万円枠じゃなくて、5,000円を超える4,900円を補助するとおっしゃいましたが、これ自体は平成30年4月からあった補助金でございまして、それをもっと負担軽減されるようにということで、5,000円という枠を超えたものについての補助になると思うんですね。今回の奨学金制度がなくなったことに対する対案ではないと、私自身は思うところでございますが、そのことについて教育長や市長と懇談したのが8月で、その後、そのこと自体について、何か別のことを考えていくようなことではないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 繰り返しの御答弁にはなりますけれども、経済的に苦しい御家庭があることに対しまして、手を打ちたいという思いがあります。そういった中で、いろいろな策があると思ひまして、前回の議会で議員の中からも、通学であるとか、いろんな学用品を買ったときにk a m i c a（カミカ）で返してはどうかというような御意見もありました。そういったことも含めて、どういった形が公平であり、そして子供たちの学びの意欲を支えることになるのか、引き続き検討を続けているところでございます。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） ③です。

令和4年度の主要な施策の成果説明書で、教育振興費の課題のところには、「準要保護認定者が小・中学校合わせて400名を超えており、年々増加傾向にある。今後も同水準で推移していくことが予想されるため、予算の確保が必要である」と書かれています。小・中学校での就学援助制度受給者は、この制度の次のステップとして経済的な支援が必要とされているのではないのでしょうか。先ほど、引き続き検討されるとおっしゃっていただきましたけれども、早急な検討を要望いたしますが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） この課題につきましては、当然執行部も考えていきますが、議員の皆様からも、ぜひとも御要望なり、御提案をいただきまして、それを検討しながら進めていきたいと思っております。

また、こども家庭庁の話もありましたが、やはりこども政策につきましては、国も力を入れてやっていただけたらと思いますので、国の動向もしっかり注視しながら香美市として取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 以上で、私の質問を終わります。

○議長（山本芳男君） 濱田百合子さんの質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

（午前10時20分 休憩）

（午前10時34分 再開）

○議長（山本芳男君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

初めに、市民保険課長、萩野貴子さんから発言を求められておりますので、許可いたします。市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） 先ほどの濱田百合子議員の質問、1の③に対しまして、後期高齢者医療保険短期被保険者証の交付基準を説明する中で、単年度で「30%」の滞納がある方とお答えいたしました。正しくは「30%以上」の滞納がある方でした。申し訳ございません、訂正をお願いいたします。

○議長（山本芳男君） 市民保険課長、萩野貴子さんから発言を訂正したいとの申出がありました。これは許可することに異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。したがって、市民保険課長、萩野貴子さんからの訂正の申出を許可することに決定しました。

次に、13番、濱田百合子さんからの発言が求められておりますので、許可いたします。13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 先ほどの一般質問の中で、2か所の訂正をお願いしたいと思います。

1番目のマイナンバーカードの⑥です。「大阪府保険医療協会」と通告にも書いておりました。「療」をのけてください。「大阪府保険医協会」でございます。

それと、大きな2番目の（2）地域おこしの取組についての①です。「島根県智頭町」と言いましたけれども、智頭町は鳥取県でございますので、「鳥取県智頭町」に訂正をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○議長（山本芳男君） ただいま、13番、濱田百合子さんから発言を訂正したいとの申出がありました。これを許可することに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。したがって、13番、濱田百合子さんの訂正の申出を許可することに決定いたしました。

一般質問を続行します。

次に、10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 10番、比与森です。通告に従いまして一般質問を行います。

本市にあって、ふるさと納税を推進されていることは十分認識しております。

1項目めです。ふるさと納税に関することで気になることを、お尋ねいたします。

令和4年度香美市まちづくり寄附金報告書によりますと、寄附金合計額は1億4,105万円で、使用金額は8,651万3,000円となっています。残りの5,453万7,000円は、まちづくり応援基金として積み立てられていると思います。市長おま

かせコースでは、寄附金6,204万6,500円に対し6,154万9,000円が活用され、残金49万7,500円が基金となっていると思います。また、教育、文化に関わるかがやきコースでは、5,041万2,500円の寄附に対し2,178万1,000円の活用で、残金2,863万1,500円が基金として積み立てられています。

(1)の①です。

現在のまちづくり応援基金の合計金額を、それぞれコース別にお尋ねいたします。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） 質問にお答えいたします。

令和5年5月末現在、まちづくり応援基金のコース別残高は、まず、かがやきコース、教育、文化ですが7,343万9,506円、やすらぎコース、福祉、環境に係るものが4,394万5,650円、にぎわいコース、産業、まちづくりに係るものが2,042万5,091円、市長おまかせコースが1億7,893万1,413円の計3億1,674万1,660円となっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 市長は、本年1月12日の令和5年定例会1月開会会議で、次のように述べられています。

私としましては、厳しい財政運営を踏まえた上で、今後の香美市にとって必要である事業については、積極的に取り組んでいきたいと思っております。未来に花を咲かせるためには、今、新たな種をまかなければなりません。将来の税収増につながるような産業振興策や、人口増につながるまちづくりや教育・子育て施策には、しっかりと予算措置を行います。この考え方を踏まえ、ふるさと納税を原資としたまちづくり応援基金については、ふるさと香美市に御寄附いただいた方々への御期待を裏切ることなく、積極的に活用していきたいと思っております。そして、御寄附いただいた方々に、どのように活用して、どういった成果が上がったかを知っていただけるよう、情報発信にも工夫して、さらなる寄附を呼び込めるよう努力してまいります。

これは議会初日にありました。私は、この市長の発言に賛成であり、全く同意するところでございます。

②です。

残った寄附金を基金とすることを否定するわけではありませんが、ふるさと納税に関しては、寄附された方の思いを私自身が自分勝手に推察しますと、貯金しましたよりは、それぞれのコースの趣旨に沿って、もっと活用することを望むのではないかと思います。見解をお尋ねいたします。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

まず、ふるさと納税の寄附がございまして、一旦は条例上、まちづくり応援基金の積

立てとなります。そこから、各課から予算要求のあった事業につきまして、企画財政課等の査定を経た上で、各コースごとにまちづくり応援基金のほうから充当を行っております。

令和4年度の実績を御紹介させていただきますと、各コース細かくも言えるのですが、今回は全部言わずに合計で9,500万円程度予算計上されておりました、約8,600万円の活用実績となっております。大体、寄附積立額に対しては十分に活用されている状況だと認識しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 本市には、財政調整基金など20種類近い基金があると思います。先ほども少し触れましたが、まちづくり応援基金は、ほかの基金とは意味合いが少し違うのではないかと考えております。うまく説明できませんが、このまちづくり応援基金に対する見解を、市長、お聞かせいただければと思います。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 議員が先ほどお話しされた、私が議会冒頭で話させていただいたことは、今も変わっておりません。私自身そのような思いでしっかりと活用したいと考えております。また、来年度予算をこれから編成する時期となっております。

「あんぱん」に関しましては、御寄附いただいた方にも御納得いただけるのではないかと考えておりますので、このまちづくり応援基金につきましては、「あんぱん」対策にもぜひとも使わせていただきたいと思いますと考えております。

○議長（山本芳男君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 昨日の同僚議員の質問、それについての答弁を踏まえ、この後、「あんぱん」に対する基金の活用をお願いしようと思いましたが、先に答弁いただきまして、ありがとうございます。

先ほどお聞きしました約3億1,674万円という現在の基金ですけど、ここ5年間のふるさと納税総額が約9億6,195万円に対して、5年間の分だけで判断するのはあれですけど、現在、約3億1,674万円と約3分の1ぐらいは基金になっています。これは多いのか少ないのか、どういう判断でしょう。これは企画財政課長、いや、市長、お願いします。

○議長（山本芳男君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） お答えいたします。

多いか少ないかということは、主観も含めますのでなかなか申し上げること難しいかと思いますが、この基金は、議員もおっしゃったとおり、寄附者に対するその思いは十分反映した事業を当てるべきと考えていまして、まずは所管課から財源として充当すべく要求がございます。その時点で十分精査して、寄附者に対してこの事業は本当にさらなる寄附をいただくためにも有効であるかとか、寄附者の気持ちを裏切らない事業で

あるかを十分精査してやっております。引き続き、そうした観点から事業を精査して進めていきたいと考えていますが、先ほど市長もおっしゃったとおり、「あんぱん」に対する充当は、寄附者に対しても十分御納得いただけるものと考えていますので、今後はそういう方向に充てていきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） ③です。

令和4年度の用途内容を見てみますと、いろいろ柔軟に活用されているとは思いますが、コース別用途について何らかの枠組みとか、規定とかいうものはないでしょうか、確認させていただきます。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

予算査定に基づきまして各事業に充てていっております。基本的に、寄附金条例に定める4つのコースに当てはめて、各具体的な事業に充当しております。特に、市長おまかせコースに関しては、目的の縛りはございません。多様な事業、要求があったものに対して対応できていると思います。

ただ、細かく規定を設けておるかという話につきましては、職員の人件費であるとか公共施設の維持費などは、公共性はもちろん強いんですけれども、経常的な経費に関しては基金を充当する趣旨に当てはまらないので、充当しないようには配慮しております。以上となります。

○議長（山本芳男君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） ④です。

現段階で、令和6年度ふるさと納税寄附金を活用しての事業で計画決定されているものはあるのでしょうか、決定しているとすればどのような事業でしょうか、お尋ねいたします。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えになるかどうかは分かりませんが、現在、各課から令和6年度予算を企画財政課に対して要求しておる状況でございます。今のところお答えできる情報はありません。

以上です。

○議長（山本芳男君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） まだ公言はできないということで、この後企画財政課のさび分けがどれぐらいになるかということだと思いますけど、よろしくお願ひします。

ふるさと納税寄附金についてですが、9月定例会議におきまして同僚議員の質問にもありました、小・中学校敷地内での防犯カメラ設置、老朽化に伴う取替えですが、先日開催されました香美市子ども見守り活動連絡協議会「やまびこ会」の総会でも、小学校からの防犯カメラについての要望発言がございました。かがやきコースは、十分その趣

旨に沿った対応であると思います。敷地内防犯カメラは国の補助もあるようにお聞きしています。この辺も含めて、来年度の活用をよろしく願いしまして、次の質問に移ります。

ふるさと納税の（２）です。

先月、次のような新聞記事を目にしました。１１月８日付で「ふるさと納税に返礼品Gメン、苦情多発で覆面調査、リピーター獲得へ自治体が本腰」、１１月２７日付「ふるさと返礼品、不正相次ぐ。自治体の管理体制脆弱」といった見出しです。記事は、自治体はふるさと納税返礼品の品質向上とトラブル防止に力を入れており、覆面調査、返礼品Gメンを活用、返礼品に対する苦情が増加しており、寄附者の信頼を損なわないよう努力している。事業者のずさんな対応がトラブルの原因であるとの内容です。また、産地偽装や誤表示といった不祥事が相次いでいる。仲買業者が増え、返礼品が充実する一方、寄附獲得へ不正監視といった相反する役割を同時に担う自治体は、人手が限られ、チェック体制が脆弱であることが背景にあるとの記事内容でございました。不正の返礼品は、肉や海産物が多いようです。農産物にないわけではありません。

本市にあって、新聞記事のような内容は該当しないとは思いますが、確認の意味から、①でお尋ねします。

これまで返礼品に対する苦情が寄せられたことはあるのでしょうか、もしあれば、その内容と対応をお尋ねいたします。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

まず、新聞報道等でありました、産地偽装等の苦情等は、現時点では把握しておりません。

ただ、苦情に関しましては、野菜、果物の返礼品に関しまして、変色、腐敗、容器破損等があり、苦情が寄せられたりいたします。その都度、状況に応じて返礼品、協力事業者、配送委託業者に連絡して状況を確認し、寄附者に説明し、再発送等の手続を行っております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） １０番、比与森光俊君。

○１０番（比与森光俊君） その際、納税者に対して市から何か対応するとか、そういうことはされていないのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） クレーム対応等も委託をしておりますが、専門的なところから対応しておりますが、どういうことをするのかという判断につきましては、市に尋ねられ、その都度判断することがございます。

以上です。

○議長（山本芳男君） １０番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） ②です。

初めにも述べましたが、自治体が全く気がつかないうちに返礼品の不正があったように思います。そうした状況の中で、人手不足があり、返礼品Gメンによる覆面調査に踏み切っています。本市では、返礼品への商品チェックなどは行われているのでしょうか、またその必要は全くないと判断されているのか、お尋ねいたします。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

御指摘のとおり、不正を暴くためのGメンのような活動は、業務の中で主だつては行っておりません。ただ、毎年、総務省へふるさと納税の対象となる地方団体の指定に関する申出書にて、返礼品ごとに総務省基準に適合しているか、一応確認の上、提出させていただいており、一応毎年、一定の確認は行っておる状況でございます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 分かりました。

それでは、市長、有効に使っていただいて、先ほど答弁いただいた「あんぱん」のアップールというか、市としての対応をよろしくお願いします。

2項目の質問に移ります。通学路の安全対策について、お尋ねいたします。

この件につきましては、6月定例会議での一般質問の答弁を踏まえ、現状を見た上で質問させていただきます。6月の質問では、前年度の危険箇所、対応が必要な箇所、また地元からの要望書なども受けまして取り組んでおりますので、随時発注を進めているところでございます。予算等の限りがございますので、全部対応できなかった場合、年度途中でありましても、これは危険だということが出ましたら、補正対応なども検討していきたいと思っておりますとの答弁をいただいております。

私が質問しています、保育園、幼稚園、小・中学校周辺のスクールゾーンや「飛出注意」、横断歩道の白線補修は、児童・生徒を交通事故から守るための注意喚起対策です。答弁にありましたように、危険箇所は道路の陥没やグレーチングの不具合などと思いますが、道路の危険箇所と児童・生徒を守るための安全対策は、同一視すべきではないと思っております。これまでにも、安全対策のための注意喚起につきましては何度か要望してきましたが、本年度ほど無関心なことはありません。予算的に無理なんでしょうか。

以上を述べまして、①です。

6月定例会議でも述べました大宮小学校、これは昨日同僚議員の質問にもありましたが、本当に6月から言うと全く消えてしまいました「飛出注意」。山田小学校北のスクールゾーンの文字は、6月にはまだ読み取ることができましたが、現在はさらに文字が消え、読み取ることが困難になっています。「横断歩道あり」も含め補修されるのでしょうか、今後補修されないのであれば、その理由をお尋ねいたします。昨日補修に向けての答弁もありましたが、再度お願いします。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

11月30日に通学路安全対策連絡協議会が開催されまして、各小・中学校から出されました対応必要箇所につきまして協議を行ったところでございます。

その中で、先ほど議員からもお話がありましたが、「飛出注意」でありますとか、白線などが薄くなっておるところ、切れておるところがございますので、そういったものにつきましては、今年度内に順次発注してまいります。予算の範囲内というところがございまして、本年度かないませんところは次年度以降にはなりますけれども、順次対応していく予定でございます。

また、時々出てまいりますスクールゾーンの規制でございますが、スクールゾーンは道路交通法上の規制が適用されるものになりますので、決定としましては公安委員会での決定ということになるんですけれども、学校などから要望がありましたら、道路管理者や警察を含めまして協議を行い、必要であれば指定ということになります。現時点で、交通規制がかかるスクールゾーンの規制自体は、香美市に存在しておらないと。ところどころ路面にスクールゾーンという文字が書かれている場所が実際にはあるんですけれども、規制がかかる本当のスクールゾーンとしては存在していませんので、「飛出注意」とか「通学路あり」であるとか、やる場合にはスクールゾーンではなしに文言を変えながら、年度末にかけて整備は進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） そうしますと、現在表示されていて消えかかっているスクールゾーンという白いラインですけど、その補修は可能と捉えてよいのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） スクールゾーンではなく、「通学路あり」であるとか「飛出注意」とかの別の文言で、消えかかっているところにつきましては順次改修を進めてまいりたいと考えております。

この香美市内でスクールゾーンの規制がかかっているところはないので、やっぱりスクールゾーンという名称を路面に表示するのはよろしくないかなと考えておりまして、別の文言に変えてその部分を直していきたいと思っております。

○議長（山本芳男君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 分かりました。よろしく申し上げます。

②です。

小・中学校周辺の白線が消えた横断歩道は補修されるのでしょうか。6月定例会議では、横断歩道などの安全施設の整備補修につきましては、市関係機関などを通じまして、早期の要望を行いますとの答弁をいただきました。その後経過と、補修されるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

答弁としましては同じ内容になりますけれども、公安委員会の管轄になりますので、防災対策課を通じまして必要箇所、ここの横断歩道が薄れておるよとかいうところは、まとめて警察へ要望を行っていただくように考えております。

○議長（山本芳男君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 1点、教育長に確認を。

小学校周辺のスクールゾーンという文言はなくなるかもしれませんが、「飛出注意」とか「横断歩道」とか、子供たちを登下校の事故から守るための注意喚起に対する、教育長の見解。先日、先ほども述べました「やまびこ会」の方からも、そのラインの不鮮明については、個人的ではありますが、あそこを直してほしいという意見をいただいております。その辺も踏まえて、ドライバーに対する注意喚起の表示、どのように教育長は捉えているのか、お尋ねいたします。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） まず、子供たちの生命の安全が守られることが一番大切なところでございまして、比与森議員がおっしゃるように、交通事故から子供たちの命を守るという観点で、大切なことだと捉えております。私も学校を訪問するたびに、ここ危ないなという認識も持っておりますので、今後一層積極的に関係各課と調整を図りながら、なお警察署へもお願いしながら、取り組んでまいりたいと考えております。

特に、最近では学校周辺の環境が大きく変わってまいりました。宅地が急に造成されたりいたしまして、前は見えていたものが見えづらくなっていたりと、非常に変化してきておりますので、そういったところも併せて丁寧に見ていかなくてはならないと考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 本当に今、山田小学校も児童クラブを新しく建て替えていただきまして、日没が早いということもあり、下校する低学年の子供もそうですが、児童クラブの児童ももう真っ暗い中を帰っています。もう午後5時を過ぎると暗いので、そういう中での下校になっていますので、その辺もしっかりできることは対策をお願ひしたいと思ひます。

③です。

車の交通量が決して少なくない土佐山田第2幼稚園前の道路など、保育園、幼稚園周辺へのキッズゾーン明記の舗装を求め、お尋ねします。

6月定例会議では、スクールゾーンとはまた違ひまして、交通規制を伴わない注意喚起の安全対策としては有効であると考えております。今後開かれます通学路安全対策連絡協議会などにおいて、協議ができればと考えておりますとの答弁をいただきました。

通学路安全対策連絡協議会におきまして協議されたのかも含め、キッズゾーン明記の舗装に対する見解を、また改めてお尋ねいたします。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

このキッズゾーンといいますのは、保育所でありますとか幼稚園などで、散歩を行うなど園外活動の安全を確保するために、車両の運転者に対して注意喚起することを目的としたものでございまして、原則としましては、保育施設の周囲半径500メートル以内に設定するものとされております。これもスクールゾーンと似たようなところで、保育所の関係者、警察道路管理者などでの合同点検や協議を行いまして、必要箇所については指定ができるとなっております。先ほど言いましたように、11月30日に通学路安全対策連絡協議会が開催されまして、必要箇所については協議を行ったところがございますが、今回、幼稚園、保育園などからそういう危険箇所は出されてきておりませんでしたので、話し合いなどにはまだ至ってございません。

以上です。

○議長（山本芳男君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） キッズゾーンにつきまして、幼稚園からは出てきていないということですが、実際車で走れば分かるように、第2幼稚園の前なんかは非常に交通量が少くない道路です。そして、お迎えやお見送りのときには、保護者は道路を挟んだ北側に駐車して、幼児に手を添えて横断歩道を渡って園に入っています。また、第1幼稚園のほうも、新町西町線が開通すればまた交通量にも変化が見られるんじゃないかと思えます。幼稚園から意見が出るのではなく、市のほうからドライバーに対する注意喚起はすべきではないかと思っています。その辺の見解をお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

先ほどのスクールゾーンと取扱いは似通っておりますが、路面にキッズゾーンという表記を単独ですることは、なかなかかかないかもしれませんが、カラー舗装するとか、運転者に対する視覚的な何か対策については、危ないと感じるところは今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（山本芳男君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 以上で、質問を終わります。

○議長（山本芳男君） 比与森光俊君の質問が終わりました。

次に、7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 7番、山崎眞幹でございます。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして順次質問を行いたいと思います。今回初めて往復80分ということでやらせていただきます。答弁の方も、今回は私が後ろの方でぐっすりと28項目ぐらい

質問を考えていますので、すみませんが簡潔によろしくお願いいたしますと思います。

それでは、まず、1番目、教育振興基本計画に関連してでございます。

10月25日に第7回検討委員会が開催され、私が9月定例会議で質問を行い指摘した件に関し、一定の協議が行われたと思うが、ホームページ上での議事録等の公開がないことから、協議の推移及びその結果につき、以下に問ういうことで通告しましたが、その後リンクが復活しておりまして、議事録につきましては一応資料も含めて目を通させていただきました。

その資料説明の部分で変更点等の説明をされたのかもしれませんが、通告に従って、まず、①です。

指摘した計画の流れ等で修正等が行われたことがあれば、お伺いしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） 御質問にお答えいたします。

9月定例会議で答弁させていただいたとおり、以前の資料で「目標」となっていた箇所を「方針」に変更、以前の資料で「目標」になっていたところを「方針」と変更するよう、10月25日に実施された第7回検討委員会で提案し、御了承をいただいているところでございます。

現時点では、理念、目標、方針、主な施策の流れで体系が整理されております。これによりまして、施策の全体体系の流れが大変明確になりました。御意見をいただきまして、本当にありがとうございました。

また、探究の（2）の目標、たくましく生きる人間力を培う教育の推進の主な施策の内容を、知の分野、徳の分野、体の分野の観点から再整理いたしました。

知の主な施策として、①確かな学力と実社会や自己の将来とのつながりを見通した学びの展開、徳の主な施策といたしまして、②豊かな心の育成と一人一人の多様性を認め、尊重する価値観の醸成、体の分野の主な施策といたしまして、健やかな心身の醸成と増進を検討委員会で提案し、御了承いただいたところでございます。

大きな変更点は以上でございます。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 多分、同じ資料を持っていると思いますけど（資料を示しながら説明）、先ほどの知・徳・体というのは何ページですか。

○教育長（白川景子君） 34ページです。

○7番（山崎眞幹君） もしかしたら違うかもしれないですね。

○教育長（白川景子君） 申し訳ない、また後ほどお届けいたします。

○7番（山崎眞幹君） この令和5年10月の素案というのがホームページにあった資料なんですけど、変えられているという話なので、自分はこれとその議事録に目を通させていただいたところで、ちょっと指摘をさせていただきたいと思うんですけども、私が持っているこれについては、基本方針として探究、協働、創造が入ってまして、

その次の全体の体系の中で、基本目標のところ、同じく探究、協働、創造が入っています。だから、目標なのか方針なのかが、同じ言葉がそこに入っている、全体的に議論がそこで行き詰まっているのかなということもありますが、そこは直っているということですかね。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） 資料が同じ物であるかどうかを私のほうでももう少し丁寧に確認すべきところ、大変申し訳ございませんでした。

前回の質問の中でも流れが少し違うのではないかと御指摘をいただきまして、その後、御指摘いただいたことを参考にさせていただいて、理念、目標、方針、主な施策という流れに変えさせていただいております。最新のものを早速お持ちしたいと思しますので、大変失礼を申し上げます。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 自分の持っているのはホームページからダウンロードしたもののなので、多分そこも変えていただかないと駄目なのかなと思います。よろしくお願ひします。

それでは、②です。

「よってたかって」についての協議の内容と結果を問うのですが、まず、一旦は答弁をよろしくお願ひします。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） お答えいたします。

9月定例会議で、「よってたかって教育」という言葉は、市民と行政、地域とが一体となって人を育てていく、香美市の教育の方向性を表現しているということを答弁させていただきました。

検討委員会におきましても協議を続けてきましたが、先ほど申し上げます市の教育の方向性と合わせ、本市の豊かな教育資源を生かした教育の実現に向け、探究的に取り組むという特性を一言で表しているものであり、また、この言葉が、令和4年度に実施いたしましたアンケート調査では、保護者を中心に一定浸透しておるという結果が出てございまして、これらのことから、次期計画においても引き続き使用する方向で計画しております。

なお、議員から御指摘のございました表記の仕方でございますけれど、これにつきましては今後検討を加えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 会議に持ち出すのは結構大変だったと思うんですけども、会の終了が迫る本当に中で取り上げていただきまして、議論の中で私に対するある種の

弁護といいますか、いただいたことについてはどうもありがとうございました。中身を皆さんが見ることは多分ないと思うので、少し御紹介しますと、ある委員からは、たった1人のおじさん、おばさんか知りませんが、のために変える気はありませんと僕は言いたいとか、あと、この言葉はキャリア教育を説明するのに作っていったと記憶していて、毒のある梅原さんもその中にいたので、梅原さんは東京でしきりにこれを本当にいい言葉だと言ってずっと宣伝してくれていますし、これだけ本当に地域に根づいた言葉はないのではないかと、自分は思っております。

先ほど教育長から紹介していただいたアンケート結果なんですけれども、ここに結果がありますが、市民と保護者、それぞれ市民の分母の839件、そして保護者の分母が255件という中での調査であると思っています。それが多いか少いかは、また議論があると思います。最終的に、その委員が議事録を確認するという事になったので、私が土佐山田生まれの生粋の高知県人であることも含めて、様々認識していただけたらと思っております。ぜひ教育振興基本計画全般にわたる私の質問全般を御覧いただけたらありがたいと思います。

また、委員長がその場にもおいでになったかどうかについては、私自身ももう記憶が曖昧ですけれども、先ほど教育長が紹介していただいたように、全体構造を一言で表しているようなスローガンであるとか、そして全員参加で協働でどういうふうにするかというスローガン、香美市の持っている特性、幼・保から大学院までであるという、どの場所でもあらゆる機会に教育を受けられる構造を、一言で表すためにどういう言葉がいいのかを考えたときに出てきたんですよねと、このようにおっしゃっています。そしてまた、「よってたかって」という言葉は、意味そのものは別に悪い意味とか、いい意味とかいうものではなくて、基本的には一斉に何かをするときに使う言葉という意味しか国語辞典を引くとないので、悪い意味を持たれている人は別の意味で使われているときにそういう引用をされていたんだろうと思う。その言葉の意味そのものは、先生は御専門なので説明されたらいいと思うんですけど、先生が誰かよく分かりませんが、そのような発言もされております。

私とすれば、辞書で意味を見られたら、使用例まで目を通していただければ、私の発言の意図するところはお分かりいただけたんじゃないのかなと思いますけれども、多分そこまでは見ておられないのかもしれないかもしれません。また、スローガンが必要なら、基本理念をスローガンにすれば、一番きれいで分かりやすいものになるのではないかと考えますし、どなたかが方針とかに注釈が必要な言葉は避けたほうがいいという発言もされております。

本市自体の生涯学習を含めた大きなくくりの計画であり、輝き・やすらぎ・賑わいのあるまちをみんなで協働しながら進めることを基本理念にいただいている本市が、また、愛と勇気と正義や人生喜ばせごっこのやなせたかし先生の聖地である本市が、私以外にも異論のある方が多分大勢いるであろう、「よってたかって」という言葉をスローガン

とすることについては、ちゅうちょすべき案件じゃないかなと、私は思います。この件に関しては、突っ込みどころがいっぱいの内容でございましたけれども、今回はこの程度にとどめておきたいと思います。

あと、ちょっと御紹介したいんですけれども、私自身は3月のパブリックコメントに臨みたいと思っておりますが、その委員の1人がこのようにもおっしゃっています。その人は1人だけですか、議会総意で言われたなら私たちも考えますけど、たった1人のおじさん、おばさんがと、最初に紹介したそこにつながっていきますので、同僚議員へぜひパブコメの参加をお願いしたいと思います。希望いたします。

それでは次に、2番目、保育所運営委員会と架け橋期のカリキュラム開発会議についてでございます。

保育所運営委員会に関しては、令和4年12月定例会議でお尋ねし、本年度は2回開催されていることから、それらに関連し、以下に問うということで、12月定例会議での私の質問の趣旨は、この会が設置された経緯からも、毎年度ごとの保護者ニーズ等を反映した委員会の開催をというものでした。議事録はチェックしていただいたと思いますけれども、最終的に、香美市保育所保護者会連合会から、保育行政に対する意見、要望、それから保護者ニーズ、こういうことをしてほしいということにつきましては、毎年上がってきているものにお答えもしていっています。そういうところの協議ができる場も考えていかなければならないと思いますので、保育所運営委員会が協働で取り組む組織として、有効に機能するような取組にしていきたいと思っておりますとの答弁に対しまして、じゃあ、令和5年度からは積極的に取り組むということでもいいですかと確認させていただきますと、これが有効に働くような会議にするということ、課内でも委員会でも協議しながら進めていきたいと思っておりますと、今後の取組の中でその方向に向けた一定の答弁をいただいたのではないかと感じておりましたけれども、第1回目の会につきましては、鏡野中学校で授業見学と鏡野中学校について説明を受け、その後意見交換、第2回目は、小学校への接続についてということで、前回の中学校の見学等を踏まえ、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿について様々な意見をいただき、幼児期の学びを小学校以降の教育に見通しを持ってつなげていくために、どのような保育を行うことが大事かについて、意見をいただけたらと思っておりますという具合に、今年度の会議内容からは、毎年度ごとの保護者ニーズ等を反映しながら協議する場としての保育所運営委員会ではなく、架け橋期のカリキュラム開発会議のように私には見えますし、第2期香美市教育振興計画ですね、違った資料じゃないかと言われておりますが、先ほど御紹介したこの資料の20ページ（資料を示しながら説明）、僕の持っているやつは20ページです。ここで紹介されている一貫教育推進研究会なのかなと思われまいます。そこで、このことの経緯と見解をお尋ねしたいと思います。ないのかもしれませんが、違うかもしれない。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 今年度の会議では、保育園の運営の中で、現在の保育内容を充実させていくために、国が定めている保育所保育指針にもある、乳幼児期の終わりまでに育てほしい10の姿を軸にして、香美市の未来を担う子供の姿・育ちを保障できる保育園の運営の在り方について、専門的な知見を持つ委員にも加わっていただいて、保護者の御意見もお伺いしながら会議を行っているところです。

これは、就学前の育ちがその後の成長発達に大きな影響を与えることから、就学前の保育の質的転換を図ることが喫緊の課題であり、そして、それが保護者の最も望むニーズであると捉えていることを反映させたものです。就学前の子供が、小学校へ上がって学校生活になじんでやっていけるだろうかということは、多くの保護者の関心事、心配事で、小学校への円滑な接続を望んでいると捉えております。

今年度の保育所運営委員会の重要なニーズの一つが、架け橋期のカリキュラム作成であると考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） だから、その開発会議のように見ると、私は指摘させていただいてます。あくまでもやっぱり経緯については、令和4年の議会かな、でも言わせていただきましたけれども、旧土佐山田町時代の小さな保育園を大きな2つの保育園に再編したときに集まっていた保護者の皆さん、保育所もそうですけれども、その合意として新たなニーズ、いわゆる今言われたことも新たなニーズですよ、もちろんそうニーズだけど、そういうものに対して、ちゃんと保護者から意見を吸い上げて協議していく会として、保育所運営委員会をつくらせていただいたという、自分も当事者の一人なんです。それがあるので、そういうことをお尋ねしています。言われることは分かりません。

もう長くなると僕も次があるので、次の②に行きます。

本当に2つの会というか、その架け橋期のカリキュラムも大事なんですけど、やっぱりゼロ歳から5歳までの保育園の運営と、それから架け橋期は5歳、6歳を対象とするものですから、おのずと違いがあると思われまして、先ほど言った一貫教育推進研究会が既に立ち上がっているみたいなことも、今のその資料ではないかもしれませんが、そういうものを目にしたりとすると、やっぱりともに必要なものであれば、対象は私自身は違うと思っているので、別なものとして取り扱うべきではないのかなと思いますけれども、その件について再度見解をお願いします。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 先ほどの答弁でもお話しさせていただきましたが、今年度の内容は、保護者が望んでいるニーズの核として捉えているものであり、内容としては別に扱うものとは考えておりません。

なお、保護者会連合会が、保育行政に対する御意見や要望などについてのアンケート

を毎年実施しておりますので、今後、その要望等につきまして必要なものがあれば、この保育園運営委員会におきましても検討はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） よろしく申し上げます。その要望こそが僕はメインだというふうに、協議を行ったときに自分なりに確認しておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。確かに、保護者の代表も、それぞれ土佐山田、美良布、大板地域から出ていますけど、どういう要望を集めてそこへ持ち上げてきているかがやっぱり大事なので、よろしくお願ひします。

それでは、3番目、いよいよ本丸でもないかもしれない、これから先の香美市の行政をある意味大きく変えるかもしれない「あんばん」と「やなせたかし記念館」のあるまちづくりについて、質問を進めさせていただきたいと思ひます。

2010年から、やなせたかし記念館のあるまちづくりの必要性をめぐって、本年6月定例会議でも、次期振興計画の中に位置づけることの必要性についてお尋ねしてきた私にとりまして、今回のNHKからもたらされた吉報は、まさに青天のへきれき、神風が吹いたと言っても過言でないほどの驚きとうれしさをもたらしてくれました。

このことにつきましては、やなせたかし記念館のあるまちづくりというものが、外部からその市民権と正当性をもたらしてくれたもので、これまでに来高されましたプロデューサーや脚本家の方々の熱量を目の当たりにすると、私も14回もそのことをいろいろお話しさせていただいだけど、やっぱりちょっとその熱量とか力量が大分不足やなと思ひて、反省もしきりでございます。

昨日も含めて同僚議員への答弁と重複する場合もあるとは思ひますけれども、よろしくお願ひいたします。

まずは（1）「あんばん」に向けて必要だと思われる組織体制整備等に関連して問うてでございます。

①です。

公益社団法人やなせたかし記念アンパンマンミュージアム振興財団（以下、財団）、関係ライセンサーを含む日本テレビとか、フレーベル館とか、東映アニメーションとか、いろいろあります。そして、県、JR四国、観光企画会社、南国市、DMO協議会、各観光協議会と連携した推進組織の設立及び目指す方向への共通認識の創生と、確認に向けた作業等の現状を、まずもってお尋ねしたいと思ひます。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 現状では、財団や県、南国市、香南市との協議を始めたところであり、関係主体が連携した推進組織の立ち上げについては、今後検討していくこととなります。しっかりと対応してまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） この間、昨日か、「どっぷり高知旅キャンペーン推進委員会」の中で、一定協議というか、少しされたみたいな話もお聞きしました。それと全く別物だとも思いますので、ぜひよろしくお願いします。

②です。

議会が立ち上げた特別委員会に、希望・期待するところがあれば、お尋ねしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 市議会の代表として、執行部と一体となって「あんぱん」対応を調査・研究していただけるとのことであり、大変心強く感じております。執行部で気づかない点、至らない点を御指摘いただきながら、ともに議論させていただくことで、よりよい施策を実現し、この本市のまちづくりにとっての千載一遇の機会をフルに活用していきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

③です。

ドラマ開始までに行ったほうが望ましい事業等は多方面にわたると思われますし、速やかな推進に向けては適切な役割分担、例えば権利関係、交通関係、交通にはサイン類でありますとか駐車場整備も含めますけれども、宿泊、飲料関係、事業関係等々が欠かせません。

しかし一方では、全体を俯瞰的に統括する組織も必要ではないかと考えますので、そのような組織等の設置について、見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 「あんぱん」への様々な対応を調整する組織は必要不可欠であり、専任の調整部署を設置する必要があると考えております。

また、議会でも特別委員会をつくっていただけるということでもありますので、その議論を速やかに執行部に届けていただくよう、こちらのほうからも担当というか、そういった形で対応もさせていただきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） あるポストの方が専任で議会对応みたいなイメージですか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 香美市の中で専任、ある意味その司令塔となるような形で置きたいと思っておりますが、そこに特別委員会の情報も必ず入るような形で対応していきたいと思っております。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） ④です。

様々な組織の中で、やはり本市の観光協会につきましては、かなり重要なポジションを占めて、多方面にわたって活動というか、活躍していただかなければいけないと思っております。そのことも含めて、市長はかつて県議会議員であったときに、観光協会への期待という、2016年6月22日に観光協会に対してされている提言の中で、観光協会と香美市との連携として、観光協会に市職員を事務員として受け入れてはと言及されておりました。このことも含めまして、観光協会の立ち位置と活用方法について、お尋ねしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 香美市観光協会につきましては、「あんぱん」対応においても大きな役割を果たしていただく必要があると考えており、体制の強化も含めて早急に対応を検討したいと思います。

また、御紹介がありました2016年に私が書いたものを改めて見まして、実はあんまり覚えていなかったのですが、その当時考えておったのは、高知県におきましては、いろいろな大河ドラマであるとか、いろんな活動の中で、県とコンベンション協会が一緒になってやっておりますし、また、その県のコンベンション協会には県職員が派遣されておったことを念頭に置いておりました。県の体制、また、他県の体制も、これから朝ドラ、あるいは大河ドラマをやられた自治体も研究して、どういった形で観光協会と連携しておったのかも踏まえた上で、取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 職員を事務員として受け入れてはというところがあるんですが、例えばそういう形で、何人かの同僚議員が既に指摘しているというか、最初していたように、地域おこし協力隊とかをポストに入れていくとか、また、今回のやっばりやなせ先生にはすごいたくさんのファンがいると思うんですね、隠れたファンというか。昨日の議論でも少しありましたけれども、ボランティア、お助けをしたいという方がいらっしゃる場合には、外部応援ボランティアの方の何人かをそちらへ派遣するということも、一定考えられるのではないかなと思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 今回の話がありましてから、いろいろな方が私も協力しますと言っていたいております。私はその思いをしっかりと受け止めた上で、やっていただけることはやっていただきたいと思っております。

また、そういったいろいろな方々が来られたときに、どうすればそれぞれの方に納得していただいて力を発揮していただけるのか、また、そういった方々にボランティアとしてやっていただくのか、あるいは市のある意味責任を持った形での委託なのか、香美市の行政職員となってもらえるのかも含めて、いろんなパターンにつきましてこれから考えていきたいと思っております。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） それでは、⑤です。

「らんまん」の際に佐川町では、聞いたところによりますけれども、RKCプロダクションに業務の一部を委託したとお聞きしました。多分現状としては、本当に例えば日本の神話で言うと、まだ地面が混沌とした状態で、いろいろなものが混ざっている状態にあると思うんですよね。だからこれからいろんなその業務が発生してくると思うんですけれども、「あんぱん」に向けて必要な業務の一部について、広告代理店等への委託は現在考えておられるのかどうか、一旦お聞きしてみたいと思います。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 今後、PRや旅行商品の開発などで個別の業務委託を行う可能性はありますが、やなせたかし先生が育った町として、本市の役割をしっかりと果たす必要があると考えており、今回の「あんぱん」への対応、全体を広告代理店などに包括的に業務委託することは考えておりません。

また、私自身もRKCプロダクションがこういった形で関わられたかもお聞きしました。時間がない中で、キーコンセプト、あるいはそのデザインを委託したということですが、やなせ先生に関しましては、そもそも香美市にいただいた13キャラクターもありますし、そういったやなせ先生のキャラクターを生かしながら、また先ほどお話しにありましたような、いろいろな力を貸してくださる方のお力も借りながらやっていきたいと思っておりますので、丸投げのような形は全く考えておりません。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） そうですよ、ありがとうございます。

⑥に行きます。これは結構大切なところだと自分自身は思っています。

平成24年に市民憲章を制定した本市では、その前文で、「私たちの香美市は、美しく豊かな自然に育まれています。先人が築き上げた尊い文化や伝統を受け継ぎ、人々が愛と勇気を心に持ち、誰もが幸せを感じられるまちを目指し、ここに市民憲章を定めます」と掲げております。また、令和元年の生誕100年祭のタイトルでは、こういふことでやりました。「やなせたかし生誕100年祭 愛と勇気をありがとう」というものですね、これで生誕100年祭をやらせていただきました。そして、呼びかけのフレーズとして、「やなせたかし先生の生誕100年を記念して盛大な「喜ばせごっこ」を開催します」というふうに、このチラシの中にも（資料を示しながら説明）、ポスターにも記載されています。これは1日限りのイベントでしたけれどもね。

先ほど、本市の特殊な役割をしっかりと果たしていくということですので、これから先行われるであろう県との協議とか観光、結局博の名前をどうするかということにこれからすると思うんですよね、そのときに、やはり本市の特殊性、やなせたかし先生の聖地であるということをしつかりと胸を張って伝えながら、やっぱり博のタイトルは、こっぴどかしいと思うかもしれませんが、「愛と勇気と正義」みたいなことと

か、または「人生喜ばせごっこ」みたいなものを前面に出したものが望ましいと考えますが、見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 「あんばん」をきっかけとして本市を訪れていただく方には、先生の生きざまや作品に込めた思いをしっかりとお伝えしたいと考えており、御提案いただいたやなせ先生のモットーをテーマにすることも考えられると思います。一方で、今回は先生の奥様の暢さんが主人公ということもあり、ドラマが何をテーマとして描かれるのかということも考慮した上で、テーマ設定をしていくべきとも考えております。

11月30日の来訪時には、倉崎チーフプロデューサーから、夫婦の愛と勇気の物語として描きたいとのコメントがありました。こういったことも踏まえて検討してまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） ぜひ本市として、しっかりとうちが聖地だと、世界に一つしかない聖地であるということを、しっかりと念頭に置いた対応をお願いできればと思います。

⑦です。

できるだけ多くの市民の方々の当事者意識の醸成と参画を促すという一環で、事業のアイデア出しに関連しては、まちづくり委員会を活用してはどうかというふうに、まず一旦考えますけれどもいかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） お答えいたします。

「あんばん」の朝ドラ決定に際し、当事者意識の醸成や市民の参画は、今後、これを契機とする地域の持続的発展を支える上で、重要な課題だと考えております。当然まちづくり委員会の御意見も伺う方向で検討していきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） これまで市長が言われた実行委員会みたいな形のものとは少し違うのかなという気もしますし、提案型の募集もするというのもおっしゃっていますので、それに少し関連するんですけども、「あんばん」が決まった段階で市長のほうから言われていたのが、まずはライセンス関係の整理をしなければいけないということだと思います。私自身も、2010年からこの話をしたときに一番大変だったのは、ライセンス関係についてよく自分が理解していなかった、納得していなかったことでした。それに関しては後ほど御迷惑をかける担当課の方もいると思うんですけど、それは結局、民間の方にいろんな事業提案みたいなことをお願いするときにも、とりあえずはこういう縛りというか、これがありますということは、ある意味前もって皆さんに知っていただかないと、そこにまた余計な摩擦等とは言いませんけれども、時間がない中で、

本来それが分かっていたらやる必要のない苦勞とか、時間をかけることがあると思いますので、ライセンス関係の整理をまずしていただければなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） この件につきまして、先日、やなせスタジオ、フレーベル館、そして財団と話をしまして、やなせ先生の著作物を管理しているのはやなせスタジオであると。そして、フレーベル館の関わりなんですけれども、やなせスタジオが管理しているものを、いろんな意味での商品化であるとか、そういったことを委託という形でフレーベル館がやっておるということです。

その中で、やはり「それいけ！アンパンマン」はなかなか著作権が難しいわけですが、それ以外のキャラクターがございます。例えば、やなせ先生が香美市に贈っていただいた13キャラクターであるとか、高知県内でも、私が記憶している限りで88キャラクターあると聞いております。そういったキャラクターは別物と考えまして、これから当然お土産物を作りたいとか、キャラクターを使ったイベントをやりたいとか、そういった話が出るんだろうと思っております。その点に関しましては、「らんまん」のときにも関わられた著作権に詳しい弁理士の方が、たまたま香美市であったということもあり、ちょっと相談をしながら、また、当然、財団、やなせスタジオ、フレーベル館とも連携をして、早めにそういったことをどうやっていくのか、考えてまいりたいと思っております。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） そういったことを、やっぱり短くというか、少しまとめたもので、それぞれの会なり何なりをやるときに、資料として提示をしながら進めていただければいいのかなと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

それでは、⑧です。

今日の質問でもまちづくり応援基金の活用みたいなのがありました。そうかと思いましたが、これから先、どんな事業がいつ降って湧いてくるというか、やらなければいけなくなるのかがなかなか見通しのつかないような状況の中で、今回は45万円の補正があって、それは交渉事のために使われるというような説明があったと思うんですけれども、よりたくさんの事業の迅速円滑な推進に向けては、特別会計のようなものを造成して、そこから割と自由にお金を使えるような形にしてはどうかと思いますけれども、その点について、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 「あんぱん」を契機とする様々なまちづくりの取組を進めていく際、所管課が複数にまたがるのが想定されるため、一般会計の中で統一的な「あんぱん」関連事業を設定し、横断的かつ速やかに取組を推進していくことが最も効果的と考えております。

また、特定の収入のみで当該事業の支出を賄うことはできないことから、特別会計は今のところ考えておりません。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 今言われたようなやり方で、スムーズに迅速、円滑にということは大丈夫でしょうか。

○議長（山本芳男君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 現在使用しております財務会計システムの中で、そうした「あんぱん」事業を一くくりにして管理することが可能でございます。そうすると、複数課でまたがるものであっても統一的に管理することが可能ということで、その方向でやっていきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 理解しましたので、ぜひまちづくり応援基金からの使用もどんどんやって、本当にどの項目でも使えると思いますので、そのことが、やはり基金を今までふるさと納税で応援してくれた方も、ごっつい物すごく本当にすごいと思って喜んでくれていると思うので、ぜひその方たちにもしっかりとした成果というか、喜んでいただけるような形になればいいなと思っています。ぜひどんどん予算をつけて頑張ってくださいように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（山本芳男君） 暫時休憩いたします。

（午前 11時55分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（山本芳男君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続行します。

7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 7番、山崎でございます。午前中に引き続き質問させていただきます。藤井聡太八冠じゃないですけど、一分将棋みたいになっていますんで、皆さんよろしく御協力お願ひします、僕も要らんことはできるだけ言わないようにしたいと思ひますので。

（2）の①です。

土佐山田駅前の修景につきましては、香美市いんふおめーしょんの落成式典においでになったやなせ先生が「オイドル絵っせい」の中で、アンパンマンミュージアムへの入り口としては少し寂しいと言及されておりました。また、アンパンマンのラッピングバスが発着する駅前は今でも撮影スポットであり、聖地巡礼のスタート地点としての機能を強化するためにも、香美市いんふおめーしょんとは別の臨時観光案内所が設置できればと考えますが、見解をお尋ねします。

○議長（山本芳男君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） 土佐山田駅前には、現状で市の観光案内所、それからアンパンマンバス乗り場が設置されております。これらを充実させることを基本的に考えておまして、例えば、JR特急アンパンマン号発着の時間に合わせて人員配置をするなど、効率的な運用を検討してまいりたいと考えております。

また、「あんばん」放送までにできる修景といたしましては、これらの建物や駅舎の内外装、そして看板や掲示物の更新、新設などが考えられますが、これらについても、今後、JR四国、ジェイアール四国バスとも協議しながら、どういうことができるかを検討してまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 駅前に向かって右手に空き地があります。また見てください。そこに、臨時的でもいいですから観光案内所みたいなのができればいいかなと思っています。前に食堂があったところですね。

それでは、②に行きます。

先ほどの答弁とも重なるわけですが、今度こそということ、何度もこのお話はしています。これから先の質問にも何度もしているものがありますので、そこら辺の答弁につきましてはできるだけはしょっていただいて結構でございます。

JR四国と協議を行い、土佐山田駅に愛称、例えば「アンパンマンの生まれたまち駅」をつけてはどうでしょうか。JR四国もライセンサーでございますので、よろしく願いします。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

四国内でも愛称を設定している例は5例あると聞いております。大規模リニューアルされる際に、地元の要請に応じて行ったケースが多いと聞いております。多くの市民の方々の意思、つまり周辺自治会等からの要望などがあれば、JR四国に対してつなぐことは可能だと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 全く同じ答弁を2010年に聞きました。要望があればということで、自分の熱量がそのときには足りないし、力量も足りなかったと思いますけども、今度はもう全国からたくさんの応援があると思いますので、地元だけじゃなくて全国の応援もしっかりと受け止めて、来たお客様が、ああ、さすがにここはアンパンマンの生まれた町駅、ここからスタートやねと思えるぐらいのきっかけになるように、ぜひこれからも協議を続けていただければと思います。

③です。

これにつきましては、担当課の方に資料もつけていただいて、ありがとうございました。今こそやなせうさぎのナンバープレートについて、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 税務収納課長、猪野高廣君。

○税務収納課長（猪野高廣君） お答えいたします。

市長の答弁にもありましたけれども、著作権の関係から、フレーベル館とやなせスタジオに問合せをしましたところ、使用については控えていただきたいという回答がありました。このことから、キャラクターナンバーの作成は難しいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） これももう3回ぐらい言いまして、誠に御迷惑をおかけしておりますけれども、理由は多分一緒だと思うんですね、僕の理由もそれぞれ「やなせうさぎ」の位置づけについての考え方が違うと。やなせ先生の分身である「やなせうさぎ」を、排気ガスのかかるところに置いてはいかんという考えですけれども、僕の考えは、そういう車が走ることによって、ここはやなせ先生の聖地なんだということを皆さんに理解していただける、一つのメタ要素としてあればいいなという。そこで絶対交わりません。そこにしっかりと壁があります、分かぬ壁がありますね。

それでは、④です。

今こそ、「やなせうさぎ」と13キャラクターのカリヨン時計設置を検討してはどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） カリヨン時計の設置につきましては、設置する場所、製作費用、キャラクターの使用許諾、そして、設置後のメンテナンスなど、調整するべき点は何点かあるかと考えております。引き続き検討したいと思います。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） よろしくお願ひします。この間ずっと市長も言われてます、5年後に完成を目指す施設もありますので、なかなかアンパンマン関連は難しいんですよ。これもずっと言っていましたら、当時のフレーベル館アンパンマン室長の天野さんという人が、説明しに来てくれました。その資料については、一旦市長にもお預けしていますけれども、そこで僕もこんこんと言われました。それ以来、アンパンマンキャラクターについては発言を控えて、やっぱり「やなせキャラ」ということでいっておりますので、ぜひよろしくお願ひします。

⑤です。

アンパンマン図書館の保存と活用についての見解をお尋ねいたします。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 西村議員の質問にもお答えしたとおりでして、図書館の保存・活用につきましては現在白紙の状態です。建物に関しては、これまで耐震化工事等が実施されておらず、また図面もないため、建物の耐震診断を含めた現況調査及び復元設計を来年度に実施するよう、予算要求をしております。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 建物そのものについては、やなせ先生とはあまり関係ないということですが、中にやなせ先生の描いたプレートとかがいろいろあることもお聞きをしておりますので、ぜひ検討を続けていただきたいと思います。

⑥です。

昨日の答弁で、このことに少し関連して、街路灯の清掃については一旦お聞きしましたけれども、来訪者を面で受け入れるためにも、美良布商店街の美化も含めた修景が必要だと考えますが、見解をお尋ねいたします。

○議長（山本芳男君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） 美良布商店街にございますキャラクターの石像、それから街灯など、市で管理しているものにつきましては、可能な限りの清掃、それから修繕を進めてまいりたいと考えております。

また、一般所有の個々の建物につきましては、それぞれ所有者がおられることから、修景について一律の対応をすることは難しいと考えておりますが、例えば、所有者の方に活用の御意向がある場合、空き家、あるいは空き店舗について、カフェなどの店舗に改修をする、あるいは宿泊施設に改修するといった、できることを考えてまいりたいと思います。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） とてもいい御答弁をありがとうございました。ぜひその方向で、やはり面的にお客様をお迎えするという面では、美良布神社もそうですけれども、あそこはすごい重要な拠点ともなります。いろんな聖地、やなせ先生の作品等もありますので、ぜひそこをよろしくお願ひしたいと思います。

⑦です。

やなせたかし記念館、詩とメルヘン絵本館、6月か9月か忘れましたが、太鼓橋、ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾートの屋根と外壁の早急な修繕を行い、来訪者の期待を裏切らないように備えるべきだと考えますが、見解をお尋ねします。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） アンパンマンミュージアム、詩とメルヘン絵本館などの外壁、屋根防水工事等修繕工事は、来年度中に完了するよう準備を進めております。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾートの屋根、外壁の改修につきましても、令和6年度中の工事完了に向けて、改修費を令和6年度当初予算に計上する予定となっております。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） できるだけ早期の改修を行って、多分既にいろんな方がお越しになっていると思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、⑧です。

やなせたかし朴ノ木公園自体は財団の管理だと思いますけれども、駐車場や公園への動線整備、また、現在は仮設であるトイレ等の早急な整備を行う必要があると考えますが、見解をお尋ねします。

○議長（山本芳男君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） 昨日の御答弁でも申し上げましたが、やなせたかし朴ノ木公園自体は財団が所有、管理をしておられます。やなせ先生のお墓でもあることから、あまり多くの来訪者が一度に訪れたり、あるいは路上駐車をして近隣に御迷惑をかけることは避けたいと、財団側の意向が示されておりまして、来訪を希望される方につきましては、アンパンマンミュージアムからシャトルバスを出し、ガイドをつけて御案内するといった対応を考えておられるそうです。

市といたしましては、一定の駐車場整備は必要であると考えてはおりますが、なるべく自家用車等でお越しにならないように誘導するなど、財団の対応を支援する形で対応を検討してまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） そうですよ、あそこ大変ですよ、本当にそう思います。またその件に少し関連して、後の質問でもあります。

⑨です。

これも何回か質問しました。香北の自然公園にやなせ先生の詩碑を設置して、回遊性を持たせたらどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 香北支所長、前田哲夫君。

○香北支所長（前田哲夫君） お答えします。

現在、詩碑については、詩にするのか名言にするのか、そして、詩碑の大きさや設置場所も含め、前向きに検討しております。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） さすがNHKすごいですね、NHKの「あんばん」の力はすごいと思いました。

⑩です。

アンパンマン関連のものはライセンスの制約が厳しくて、また聞くところによりますと、今回のドラマはアンパンマンの誕生までがメインとなることから、アンパンマン以外のやなせ先生ゆかりの場所や、創作したキャラクターに関連する聖地巡りの造成とガイドの育成が、来訪者の満足度向上に欠かせないと考えますが、見解をお尋ねします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） ドラマのロケ地やゆかりの地を巡る、いわゆる聖地巡りは、

本市を訪れていただく大きな動機になるものと思われます。本市をはじめ、南国市や高知市で「あんばん」のドラマの舞台となった、やなせ先生や暢さんのゆかりの地を巡るコースの設定はもちろん、やなせ先生のキャラクターや作品を巡るだけでも、本市から県内、全国各地に至る聖地巡りのコースができると思います。市民の皆様や関係団体などにも様々なアイデアをいただきながら、コースの造成を考えてみたいと思います。

一方、ガイドの育成については、市民の皆様の御協力が必要不可欠と考えております。研修プログラムの整備など、早急に検討を進めたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 次の質問で関連してお尋ねしようと思ったんですけど、市長のほうからありましたので、⑪です。

やなせ先生の聖地につきましては、本県、本市だけではないですよ。全国、例えば陸前高田市の一本松のところとか、一番私のキャラクターを使ってくれているとやなせ先生が喜んでおられた多治見市とか、そういう場所が実はたくさんあるんですよ。そういうところもやっぱりこの際聖地と位置づけて、そういうところからお客さんにも来ていただくし、ここへ来てそういうところが聖地としてあるんだよということで、そちらのほうにもお客さんが聖地巡りをしていただけるようなマップができたらいいんじゃないかなということで、お尋ねするつもりでした。見解をお尋ねします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 聖地巡りのコース造成と併せて検討したいと思いますが、県外も含めて私にもネットワークがありますので、そういった形で県外も含めて考えていきたいと思ひます。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） ⑫です。

先ほど副市長から答弁いただきました、シャトルバスに關係してでございます。これはちょっと言葉足らずで、これだけでは分からなかったと思ひますけれども、いわゆるやなせたかし朴ノ木公園に行かれる方の利便等を図るために、アンパンマン号みたいなものですよね、それと路線バス。結局、言われるように、自家用車で行ったりするとあそこは大変混雑しますので、ちょっと路線バスを延長して、そこに停留所を臨時的につくるといった対応ができないでしょうかという趣旨の質問でございました。いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 定住推進課長、小松伯聖君。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

恐らく、期間中になりますと、混雑の激しい土日祝日など、タクシーとか市営バスでは十分とは言えない状況になると思ひます。ただ、一定期間の観光需要ということだけでの市営バス増便はなかなか難しい、いろいろ運転手の人数とかの制約がありまして難しいため、通常の土日祝日等につきましてはシャトルバス等の導入が通常ではなからう

かと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） この件につきましては、先ほどの副市長からの答弁がベストだと思いますので、引き続きそちらの方向性で検討していただくほうがいいのかなと思います。

⑪です。

やなせたかし記念館周辺に、臨時でもいいと思いますので、ライセンサーを巻き込んだ飲食施設、例えばジャムおじさんのパン工場やドキンちゃんカフェ等の設置を行えば、来訪者の満足度は爆上がりとなるのではと考えますけれども、見解をお尋ねします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 「それいけ！アンパンマン」のキャラクター利用については、著作権の関係で、関係団体との調整が必要かと思われませんが、どのようなことができるのか検討してみたいと思います。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） もう既にライセンスを持って営業している方に、臨時的にそこへ来ていただければ、やっぱり満足していただけるかなという思いですので、引き続き調整をよろしくお願いします。

⑭です。

私自身が実行委員長をさせていただいておりました、令和元年のやなせたかし生誕100年祭におきましては、カフェm o t t e（モッテ）という福留功男さんの持たれているあれは喫茶店になるのかな、蕎麦粉ドックを提供していただきました。やなせ先生が考えた・食べていた飲食を、もう少し前回より面的に広げて提供するようなことを考えてはどうかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） やなせ先生が考えた・食べていた飲食メニューについては、やなせ先生の御著書「93歳・現役漫画家。病気だらけをいっそ楽しむ50の長寿法」なども参考にしながら、市内の飲食店で提供していただくことができないか、検討してみたいと思います。

また、ドラマのタイトルである「あんぱん」については、パン店の誘致やドラマ「あんぱん」にちなんだあんぱんの製造販売、全国のパン店から自慢のあんぱんを送っていただくなど、様々なアイデアが考えられると思いますので、幅広く検討してみたいと思います。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 引き続きよろしく申し上げます。これですよね、「93歳・現役漫画家。病気だらけをいっそ楽しむ50の長寿法」（資料を示しながら説明）。こ

れは結構面白いですね。

⑮です。

観光地には、やっぱり飲み食い、トイレがどうしても欠かせないと思います。現状、なかなか周りに、トイレはあるとしても飲み食いの場数が少ないんじゃないかな。先ほど副市長が言われたように、美良布商店街にカフェ的なものとかができれば、もう少し受け入れる体制ができると思いますけれども、それでもひょっとしたら十分じゃないかもしれません。そういう食事難民対策に、前回か前々回でしたけれども、物部川DMO協議会を中心にして、キッチンカーバンクの創出ということも少し提案をさせていただきました。

そのキッチンカー広場等の創生を行って、受入体制を、毎日じゃなくても良いですから、混雑しそうなときを取ってみてはどうかと考えますけれども、見解をお尋ねします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） アンパンマンミュージアムの周辺には飲食店が多いとは言えず、多くの方が訪れる際には、キッチンカーの誘致は有効であると考えます。例えば、レストランやカフェの起業を目指す方にキッチンカーを貸与して、チャレンジショップとして営業していただくことなども考えられると思いますので、設置場所や必要な施設整備などを含めて検討してみたいと思います。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎真幹君。

○7番（山崎真幹君） それでは、⑯へ行きます。

宿泊施設ですね。やはり飲食、トイレ、そして宿泊があって初めて、ある種、観光というものがある側面で完結すると思います。宿泊施設は、本市にはべふ峡温泉、ライダーズイン奥物部等がありますし、民泊をやられてるところもあります。それでも十分とは決して言えないと思いますので、早急な整備が必要だと考えますが、見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

べふ峡温泉につきましては、来年度、指定管理者を募集する際に、改修内容についても提案をいただく予定で、提案内容によりましては、施設改修にかかる期間が異なりますので、現時点ではリニューアルオープンの時期は未定となっておりますが、できる限り早くリニューアルオープンできるよう、改修工程を検討したいと思っております。

○議長（山本芳男君） 物部支所長、片岡 亮君。

○物部支所長（片岡 亮君） ライダーズイン奥物部につきましては、「あんぱん」に合わせて整備するというわけではございませんが、施設の老朽化により修繕を要する部分について、指定管理者にヒアリングを実施し、優先度の高い箇所から計画的に修繕する考えでおります。

以上です。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 先ほども言いましたように、なかなかそれでも少ないと思います。では、どうやって宿泊していただける場所を増やしていくのかということについて、県に少しお聞きすると、導入を検討しているとか実験的にやっているところもあるとお聞きしますけれども、いわゆる地域丸ごとホテルおもてなしということで、アルベルゴ・ディフーズですね、この取組を県は推進するようなことをお聞きしていますので、そういう考え方も含めて、地域の中でできるだけお客様を受け入れていくような体制も、一つ取れば良いのではないかと思います。お知らせというか、情報をお伝えしておきたいと思います。

次に、⑰です。

現在、物部川DMO協議会が行っております「ものべ旅クーポン」のような、これが実際のクーポンカードですが（資料を示しながら説明）、アンパンマンクーポンですね、それと龍馬パスポートのような「あんぱんパスポート」で、流域の活性化を図ってはどうかと考えますけれども、見解をお尋ねします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 物部川DMO協議会では、観光誘致のためクーポン発行などを行っております。またパスポート制度については、県内でも龍馬パスポートなどの実績があります。

クーポンやパスポートの活用については、単に観光誘致だけではなく、例えば渋滞対策の観点から、シャトルバスを利用させていただいた場合に、市内で使えるクーポンを発行する、本市の魅力をより広く知っていただく観点から、体験メニューのパスポートを作るといった、より広い目的での施策展開ができないかと考えており、既に全市民に配布しアプリにもなっている、kamica（カミカ）の活用や、県の観光キャンペーンなどとの連携も視野に入れて、検討してみたいと思います。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） どうも皆さん、早出しに協力いただきましてありがとうございました。あと12分ですので、ちょっと余裕が出てきたような感じで、少し安心しながら、笑い事じゃないですけども、質問を行っていきたいと思います。

⑱です。

アンパンマンは、アジアでも放映されております。そして、かつてやなせ先生が御存命のときに「オイドル絵っせい」の中で、アンパンマンみたいなキャラクターがずっと長い間支持されるというか、長生きすることはとても珍しいこととおっしゃっていました。そして海外でも、例えば台湾だったと思いますけれども、放映されてすごく喜ばれているということ、喜ばれていました。

結局、「あんぱん」が始まる前も、そして始まった後も、結構海外からのお客様が一定程度いらっしゃるのかなということが予測されますので、その対応として、サイン

類の多言語化を図るべきではないかなと思います。このことに関連して、見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） やなせたかし先生の作品は、海外でも広く愛されており、「あんぱん」をきっかけに、インバウンドの増加も考えられます。一方で、アンパンマンミュージアムの中はサインやパンフレットが言語化されていますが、周辺のサインや案内看板の多言語化は進んでいません。一部サインの多言語化、多言語パンフレットやマップの制作など、今後どのようなことができるのか、検討してまいります。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 引き続き、検討をよろしくお願いいたします。

⑱です。

そのインバウンドに関連してですけれども、今、台湾からタイガーエア台湾の直通が来ていますよね。ちょうどユリコタイガーさんが一日市長をやった10月20日にこの朗報がもたらされまして、これはちょっとユリコタイガーさんにも縁があるんじゃないかなという思いも一端いたしました。これは余計な話ですけれども、「あんぱん」に、どこかの時点で、ユリコタイガーさんはフェアリー、妖精ですからね、使ってもらえると良いですね、みたいなことも言ってしまいましたけれども。

そのタイガーエア台湾の話です。

インバウンドに来られた方が、いろんな関連施設等でお金を使うときに、既に幾つかのところはキャッシュレス化ができていますのかなと思いますけれども、もしできていないところ等があれば、積極的にキャッシュレス化を推進してはどうかと考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） アンパンマンミュージアムについては、キャッシュレス対応ができております。周辺施設につきましては、今後どのような対応が実施可能か、検討してみたいと思います。

インバウンドの話がありました。龍河洞は、かなり今、外国からも入ってきておると思っております。グローバル化も、私が政策の中で訴えているところでもありますので、また香美市としましても、「あんぱん」を契機にインバウンドへの対応にもしっかりと組んでまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） よろしく申し上げます。

それでは、⑳です。ちょっと時間が過ぎるなと思いながら、急ぎ過ぎました。

市民を巻き込む施策として、近所の本棚を参考にしたミニミニ絵本館の展開や、店舗の軒先に市販のアンパンマンキャラクターやフィギュアをつるして、アンパンマンロードと銘打ち、協賛応援を募ってはどうかということでございます。いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 「あんぱん」対応に当たっては、市民の皆様の御協力が必要不可欠と考えております。御指摘の市民の皆様に応援の意思を示していただく方策についても、市民の皆様の御意見も伺いながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 近所の本棚って、ちょっと分かりづらいかも分かりませんが、家とか店の軒先や隅にちょっとした本棚を構えて、本をそこで展示して、自由に貸し借りができるというシステム化されたものなんですけれども、そのシステム化はちょっと難しいと思うので、例えば、先ほども言いましたけれども、やなせさん自体のアンパンマンキャラクターは、使用するのがすごく難しく、なかなか市民の皆さんに、ではどうやって参画していただくかということについては、ちょっと知恵を絞った方がよくて、例えば、皆さんのお持ちになっているやなせ先生の絵本を、そういうところ、分かりやすく言えば、例えばおひな様街道ってあるじゃないですか、おひな様街道みたいに、やなせ先生の絵本を見られるところをつないでいくとかいうような形での参加ですよね、市民の皆さんの。それから、フィギュアをつるしたアンパンマンロードは、皆さんが持っている、例えば、ドキンちゃんとかアンパンマンのちょっとしたぬいぐるみとかフィギュアとかありますよね、そういうものを、それも一緒です、おひな様みたいな感じでつるしながら、私たちも応援しています、気持ちで協賛していますよということが出来るような、これから先のことになるとは思いますけれども、検討ができたかどうかと思います。

というのは、今「あんぱん」が令和7年春の朝ドラになると発表されて、もう30日ちょっと過ぎましたかね。それをすごく知っている人もいるし、もしかしたら知らない人もいますし、自分たちには関係ないやと思っている市民の方もたくさんいて、その方々に、このドラマの意味するところの、何ていうのかな、価値というのかな、そういうものがある意味しっかりと伝わることによって、皆さんの共感が得られると。伝わらない場合は、交通渋滞ばかりと、うちの前に違法駐車しているとか、そういうクレーム対応に追われるような事態も考えられますので、市民の皆さんに、そういう意味で共感していただけるような施策を、当然まちづくり委員会も含めて、いろんなところで考えていただければと思います。そういう意味でございます。

そういう点について、またお聞きしましょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 議員のお話にあったとおり、香美市民挙げて盛り上げたい。苦情であるとか、御迷惑をかけることは車が渋滞するであるとかも必ず起こってくると思います。そんなときに、今回「あんぱん」を盛り上げる、私も協力しようということ、御理解いただきたいという思いがあります。また、ドラマをぜひ市民と一緒に見て、

ドラマについての話題も町中であれば良いなと思っております。

そんな中で、市役所職員の中から、市役所の中でもテレビをつけて、みんなで見ながら出勤するのはどうかとか、カウントダウンイベントをするのはどうかとか、いろんな意見がありますので、私としましては、香美市のドラマ視聴率も上げていきたい、そんなことで協力も得ていきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） どうやって市民を巻き込むかということで、午前中に少しお話ししました教育委員会関連で言うと、総合学習の時間ってありますよね、総合学習の時間に、やなせ先生関連の授業をもうこの際やられたらどうかなど。例えば、財団事務局長の仙波さんに少し人となりをお話いただいて、それからディスカッションするとか、そこで探究的な学習をしていただくとか、そんなふうなことも考えられますので、ぜひそういう市民を巻き込む一環としてやられてはどうかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） お答えいたします。

教育委員会におきましても千載一遇のチャンスと捉えまして、早速12月23日に、実は県教育委員会主催でグローバル人材育成事業の発表会がございます。そちらに、大宮小学校と香北中学校がプレゼン発表に参ることになっておりまして、内容は、小学校がもうアンパンマンに焦点を当てたものになりまして、プレゼンを作成をしておるところでございます。それをユーチューブに上げたいのですけれども、上げるとなると、先ほど来少し著作権の問題等がありますけれども、そういったところで現在調整を進めておる状況でございまして、子供たちはもう既に動き出しておるようなところではございます。

ただ、香北町だけではなくて、香美市全般でしっかりやなせさんの生き方等を学んでいきたいと思っておりますので、議員のおっしゃる御意見を大切にしていきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） この際、やはり香美市全域に広げていただきますように、教育の面でもぜひよろしく願います。

それでは、ちょうど時間となりましたので、㊹です。

どこがイニシアチブを取るのかにもよります。県なのか市なのか、どこがイニシアチブを取るかは分かりませんが、やはりポータルで入っていくと思うんですね。ポータルで入って、いずれにしろ香美市にも訪れるということになります。今のホームページは、リニューアル予定が来年になっていることは承知してはいますが、もう本当にできるだけ早くこれをやって、香美市はこういうすばらしいホームページを持っている、分かりやすい。やなせ先生のことについてもちゃんと掲載しているということ

に、ぜひなっただきたいと思うので、情報発信の核となるホームページのリニューアルは、最優先で行うべきと考えておりますけれども、見解をお尋ねいたします。

○議長（山本芳男君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

自治体ホームページは、閲覧される方に正確な情報を提供する重要なアイテムでございまして、本市では令和6年度にリニューアルを予定しているところです。NHK連続テレビ小説「あんぱん」放映決定により、香美市を全国に情報発信していくチャンスと捉え、行政サービスや地域情報のほか、「あんぱん」情報につきましても効果的に発信していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 7番、山崎眞幹君。

○7番（山崎眞幹君） 終わりました。

○議長（山本芳男君） 山崎眞幹君の質問が終わりました。

次に、3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 3番、市民クラブ、中平麻衣です。議長の許可をいただき、通告に従いまして質問いたします。よろしくお願いいたします。

1番目、k a m i c a（カミカ）の利用状況について、伺います。

令和3年4月に運用が開始された、香美市独自の地域電子マネーk a m i c a事業のそもそもの目的として、非接触決済により新型コロナウイルス感染症の感染防止を図ること、事業所におけるキャッシュレス化の推進、香美市内での消費を循環し拡大することなどが挙げられています。地域経済の活性化に注目したときに、k a m i c aの活用が進んでk a m i c aを導入している事業者には利益があっても、消費者である市民の全てが利益を得ているとは言えないのではないかと、疑問に思う部分があります。チャージキャンペーンなどにより、大多数の市民は得をすることができているとは思いますが、思うように活用できない人、全く利用できずにいる人も一部いると聞きます。

①です。

複数回、全市民に対して期間限定マネーが付与されていますが、現金での給付ではないために活用しにくかった人もいます。令和3年8月、令和3年10月、令和4年12月に付与された期間限定マネーの利用率は、それぞれ95%前後と決して低くないものの100%ではありません。

単身世帯の高齢者・障害者などで、施設入所している方や入院している方などは、物理的に活用できないことがあるようです。おもちゃや子供服等の子育てに直結しているものや、子供自身が欲しいものの扱いはある店がないため、それらは結局香美市内で買うことはできません。また、税金などの支払いに使うこともできません。コンビニや大学生協以外を利用することがない学生もいると聞きます。

このように、使いたくても使えなかった人、情報が届いていない人などが利用率を下

げていたり、必要なものへの支出が結局できていなかったりするとしたら、市民への経済的支援という目的は達せられていると言えるでしょうか、見解をお願いします。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

令和3年、令和4年に実施しました、全市民への期間限定マネーの付与は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業でございまして、事業完了に精査が必要なため有効期限を設ける必要がございました。先ほど中平議員からもお話がありましたが、入院などの諸事情により期間内に利用できなかった方は一定数いたと認識しております。ただ、現金で給付した場合、民間消費が香美市外へ流出する恐れがあり、また、申請書の送付、申請書の受付及び審査、口座振替処理といった手順が実施ごとに必要となり、申請書の未着や未申請などの要因により、給付を受けることができない方が一定数出たのではないかと思います。

また、必要な支出はそれぞれ家庭によって異なり、完全に支援することは難しいと思いますが、例えば日用品等の購入を期間限定マネーが支援することで、必要な支出をある程度は支援できていたのではないかと考えます。

なお、期間限定マネーの付与後、全く利用していない方に対しましては、はがきによる利用勧奨を行っておりますが、今後また事業を展開する場合は、市民の皆さんに知っていただけるように、啓発を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） ②です。

11月16日の高知新聞投稿欄「声ひろば」に、チャージキャンペーンの利用のしにくさについて、香美市民の方からの意見が掲載されておりました。短いので、ちょっと読ませていただきます。「弱者に優しい行政を」というタイトルで載っています。「私たちの住んでいる香美市では、数年前から「k a m i c a」という地域限定で使える電子マネーカードが市民に配られています。年に何度か、このカードにチャージするとポイントがもらえます。1万円のチャージで2,000円のポイントが付き、チャージできるのは期間限定で1人5万円まで。満額チャージするとポイントが1万円付きます。けれども少ない年金生活ではチャージできるお金がなく、また一度に5万円ものお金をチャージできたとしても、カードをなくしたらどうしようと思い、できません。さらに今回などチャージできるのがわずか1週間で、ほんの少ししかチャージできませんでした。生活にゆとりのある人はすぐにチャージできるため満額ポイントが得られますが、本当に困っている家庭には少しの金額しかポイントが入りません。地域の活性化としては良いことですが、高齢の人たちにとっては利用しにくいやり方ではないでしょうか。弱者に優しいもっと平等な給付の仕方を考えてほしいと強く願っています。物価はどんどん上がる一方です。低所得者からも高い消費税を払わされ、庶民の暮らしは追い詰められ

ています。市民を、国民を守るために、行政の在り方が問われているときです」という投稿がありました。少ない年金生活ではチャージできるお金がない、本当に困っている家庭には少しの金額しかポイントが入らない、そして高齢の人たちにとっては利用しにくいやり方ではないかというような記載がありました。

対して、11月30日に商工観光課長の回答が載っていました。キャンペーンは、多くの利用者が現金チャージをし、地域内で循環できたと考えるということと併せ、今後もkamica活用による市民生活の支援と地域経済の活性化を図るといった内容を述べられています。文中に「弱者への配慮の点も踏まえて」という記述はあるものの、答えとして具体性を持つ納得のいくものになっているだろうかと感じました。確かに多くの方が利用していますが、市民の方の投稿は十分に利用できなかったことについてのものであり、弱者に優しい、もっと平等な給付の仕方をとという要望です。

チャージキャンペーンの恩恵が受けられない人が実際にいるという状況があります。公平性は保たれているとお考えでしょうか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

チャージキャンペーンにつきましては、広報香美や高知新聞、タウンプラスへの記事掲載、折込みチラシやポスターなどにより周知を図っており、チャージする機会につきましては公平に与えることができたと思っております。

また、過去に実施されていたプレミアム商品券発行事業におきましては、商品券を購入する費用が一定必要であり、またおつりが出ないため、商品券額、例えば1枚500円であったら500円以上の商品を買う必要があり、令和元年に実施しました国のプレミアム付商品券事業、子育て世帯や低所得者、非課税世帯に対して行った事業につきましては、香美市の場合は利用率28%と大変低く、使いにくい事業となっております。

今回のチャージキャンペーンにつきましては、1,000円でもポイント付与を受けることができ、また利用につきましては1円単位での利用が可能であるなど、商品券よりは利用しやすいものになっていたと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 全体的に利用の機会はあるということなのですが、弱者への配慮という点については、どのように捉えればいいでしょうか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） 第2弾のチャージキャンペーンにつきましては、大分事前にこういうキャンペーンがあることを広報させていただいております。

非課税世帯の方につきましては、福祉事務所から、今年9月に電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金で1世帯に3万円の給付があったと思います。人によっては、この給付を活用してチャージされた方もいると聞いております。弱者についての支援は

福祉事務所等でも行っていただいておりますので、チャージについてもある程度公平性を保っていたんじゃないかと思っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） 高齢者などの、そういう給付のある世帯ではない方についてはどうなのでしょう。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 今回、k a m i c aにつきましての高知新聞への投稿があり、私もできるだけ公平に、そして困っている方への支援になればとは思っております。商工観光課とも話をしているところであります。

先ほど課長から答弁もありましたが、k a m i c aで全ての弱者を救っていくことは、多分難しいんだろうと思います。また、k a m i c a自体が使いにくい、デジタル弱者と言われるような、マイナンバーカードでも今言われていることではありますが、そういった方がいることも市としてしっかりと認識した上で、それぞれの御家庭の事情に合わせて、できるだけきめ細かにやりたい思いはありますので、どういった対応ができるのかしっかりと考えてまいりたいと思います。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） ③に移ります。

そもそもの目的の一つとして、事業所のキャッシュレス化推進がうたわれていますが、この点についてはどの程度達成できていると考えているか、伺います。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

事業開始当初、決済端末台数を200台と想定しておりました。現在の端末台数が127台となっておりますので、加盟状況で判断しますと約63%というところで、まだまだキャッシュレス化を進めていかなければならないと思っております。

ただ、k a m i c aにつきましては、従来のCPM方式、いわゆるお店の端末で利用者のQRコードを読み取る方式だけではなくて、QRコード決済の統一規格となるJPQRへ対応できるように、MPM方式、店舗に設置されたQRコードを利用者が自分のスマートフォンで読み取って決済する方法も加盟店で利用可能となっております。

それで加盟店へJPQRへの意向アンケートを行った結果、過半数の加盟店から説明会への参加希望がございまして、また今回のJPQRへの対応は、k a m i c aを含めた複数の電子マネーにも対応することができますので、事業者の処理負担も少なくなることから、事業者のキャッシュレス化推進に寄与するものと思われ、キャッシュレス未導入の事業所が、導入を考えるきっかけの一つになっていただきたいと思います。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） k a m i c aを利用するつもりで行ったお店で、支払い時に

できないと言われることなんかもあったりするようなので、ぜひ方式を進めていただきたいと思います。

実際、この市内にある事業所は、どの程度が k a m i c a 事業に参画しているかは分かりますか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） 台数につきましては127台なんですが、正確な事業所数は今すぐ数字を持ち合わせておりませんので、申し訳ございません。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） ④に移ります。

k a m i c a のシステムは、利用者にとってキャッシュレス化の利点が見えにくいのではないかと思っています。ペイペイ、メルペイ、d払いなどでは、クレジットカードや登録口座から現金によらないチャージができますが、k a m i c a へのチャージには現金が必要となっています。

チャージや支払いに時間がかかることも多く、キャッシュレス化のメリットの一つである、時間短縮効果は感じられないというのが正直なところですが、現時点において、k a m i c a により利便性が提供できていると言えるでしょうか、見解をお聞きします。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） キャッシュレス化の利点についてお答えします。

事前に現金チャージすることによって、レジ前で財布からお金を出し入れする必要はございません。また、k a m i c a カードだけで支払いが終了し、万が一、カードを紛失した場合も再発行ができて、新しいカードに残高等も移行することができます。また、思っていた以上に残高が少ない場合は、利用履歴も確認することができます。例えば、現金を落とした場合であったら、まずそのお金は返ってきませんが、k a m i c a の場合は無料で再発行ができて、残高も移行されることになっております。

このk a m i c a カードにつきましては、始まってまだ2年半の新しい取組となっておりますので、カードの利用に慣れていただくと、さらに利便性を感じていただけるのではないかと考えております。

なお、銀行口座と連携してk a m i c a にチャージできるかどうかにつきましては、現在検討しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 3番、中平麻衣さん。

○3番（中平麻衣君） チャージが済んでいけばカードだけでいけるんですが、結局、レジで現金を出してチャージしてもらおうと思うのですが、これにかなり時間がかかったりしているので、ぜひ銀行口座とのひも付けですとか、クレジットカードからチャージができる形にしていただけたらと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（山本芳男君） 中平麻衣さんの質問が終わりました。

次に、6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 6番、森田雄介です。議長の許可をいただきまして、議長、一問一答方式で、4点について質問させていただきたいと思います。

まず、1点目の質問です。不登校の現状について、お伺いいたします。

10年以上前から、高知県は1,000人当たりの不登校児童数が何度も1位という実態があります。資料にも付けさせていただきました。これは、文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」から作成させていただきました。平成23年度から令和4年度まで順位等を書かせていただいております。1、3、2、1、1、2、2、2、4、1、1と、上位でずっときておったのが、令和4年度は25位と、すごく改善していると言っていいのでしょうか、そういう状況があります。この点についても触れていきたいと思います。

改めて定義を確認したいと思います。不登校とは、文部科学省の学校基本調査によりますと、長期欠席者、これは年間30日以上欠席者のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状況にある者、ただし、病気や経済的な理由による者を除いた者を言うがあります。言い回しが独特なんですけれども、要は、病気や経済的な理由によるものを除く、30日以上の欠席者と言えらと思います。

その理由は様々あります。友達や先生との関係、また、理由がよく分からないけれども、体の不調があつてその後行けなくなったりとか、その結果勉強についていけずというようなことにもつながっていくと。しかし、結果、不登校という扱いになって、その選択は子供自身の判断結果であるというニュアンスが読み取れなくもありません。過去においては、不登校は子供自身の特性や甘えのせいになっておりました。しかし、現在においては、学校や社会的要因によるものだと考えなければ説明がつかない状況が、見て取れると思います。すなわち、一定の比率で学校にそぐわない特性を持った子供が存在するのではなくて、学校のルールがより厳格化しているからなのか、あとまた、学校以外に日常的な受け皿がなくて、全てを学校内で賄おうとして過剰負担になっているからなのか、そのほか様々な事情で、子供の成長やつまずきに寄り添えない事態が広がっているのではないかと考えなければ、減り続ける子供の数と、増え続ける不登校児童・生徒数の反比例関係を説明できないのではないかと思います。

子供自身の発達に偏りがあるのはある意味当然で、そのことで人格否定につながるような配慮も、昔に比べれば行き届いてきました。その分、時間をかけて丁寧になれば良いのですが、つつい昔のままの感覚で子供に接すると、ついて行きづらく、しんどくなる子供が出てくるケースもあるでしょう。特別の事例に立ち入れば問題は様々ですが、不登校児童が増え続ける背景には、学校や社会の在り方が子供を選別・排除する方向に向いている状況があるものだと、立ち返らなければならぬと私は考えます。

また、子供の成長にとってかけがえのない家庭にこそ、ゆとりと家族の絆が必要です。労働基準法が定める、人たるに値する生活からほど遠い日本の現状で、登校拒否問題を家庭のみの責任にすることはできません。子供や学校はある意味、社会の縮図です。矛盾が深まれば顕著に問題として現れると捉えることができれば、社会自体を変える気付きになるのではないかと考えます。そのためにも、まずは現状の把握と可能な対策はあるのか、お聞きしたいと思います。

①です。

本市における不登校児童数の推移をお聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） 御質問にお答えいたします。本市における不登校の子供たちの現状についての質問でございます。

令和元年度が51人、令和2年度55人、令和3年度56人、令和4年度41人となっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 当然、長期のお休みですので、すぐに減るものではないんですけれども、令和4年度は15人減っているとお聞きいたしました。

②に移ります。

高知県に限らず全国的に不登校児童が増えておりますが、その背景をどう捉えているか、お聞かせ願いたいです。前年度に不登校であった対象小学校の6年生と中学校2年生に行った文部科学省の令和2年度不登校児童生徒の実態調査では、最初に生きづらいつ感じ始めたきっかけが、先生と合わなかった、怖かった、体罰があった等々、先生のことを挙げたのは29.7%で、これが一番多かったと。続いて、体の不調が26.5%で2番目、生活のリズムの乱れが25.7%で3番目。そのほかの項目も高く、きっかけが分からないも25.5%、勉強が分からない・面白くないが22%、なぜ学校に行かなくてはならないのか理解ができず行かなくていいと思ったが13.6%、複数選択できますので合計したら100%を超えるわけですけれども、そういったものを様々挙げられていると。

一方で、学校が児童・生徒の不登校の要因を回答した、学校側に調査の回答を求めた、児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査では、教職員との関係をめぐる問題を選んだのは、同じ令和2年度で4.5%と低かったんです。親子の関わり方は26.6%、生活リズムの乱れが22.9%となっておって、特に、その先生との関係、先ほど生徒自身に聞いた方では29.7%がそのことを挙げておったんですけれども、学校調査では4.5%しかそのことを挙げていなかったと。こういう食い違いも見られます。ちなみに、学校の聞き取りで一番の要因に挙げられていたのは、無気力・不安という回答で、これが60.4%ともうほぼ半分以上がこういう理由という答えが

挙がってきていたということでもあります。単純に二つを比較することはできないかもしれませんが、本人がきっかけが分からないと答えた25.5%が、学校としても理由がつかめないこととまたリンクするのかもしれませんが、対して学校側が無気力・不安とした割合の60.4%は気になる場所でもあります。学校側が、子供の実態に気付いていない、理由を把握できていないのではないかと感じます。

不登校の増加は全国的な傾向です。その傾向に、本市も当てはまる場合、そうでない場合もあるかと思えます。全国的な共働きの増加、核家族化を考えれば、1人で学校に行かず家庭で過ごすことが容易になった背景もあるかもしれません。教育現場を見聞きする立場から見て、不登校児童の増加をどう捉えているか、改めてお聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） 頂いた御質問では、全国的に不登校児童・生徒が増えている、そのためその背景をどのように捉えているのかという御質問であったと認識してございますので、そのことについて答弁させていただきます。

こども家庭庁発表の令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要にございますように、児童・生徒の休養の必要性を明示した、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の趣旨の浸透の側面等による、保護者の方々の学校に対する意識の変化も考えられるところではございますけれども、長期化するコロナ禍による生活環境の変化により、生活リズムが乱れやすい状況が続いたことや、学校生活において様々な制限がある中で、交友関係を築くことが難しかったことなど、登校する意欲がわきにくい状況にあったことも背景として考えられると、概要を分析しておる状況でございます。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 全体としては、令和2年、3年、4年度と、コロナの影響が本当に大きいのかなと感じるところです。生活リズムができにくかったり、関係を築きにくいというのはもうまさにそのとおりだと思います。今までも必ず同じように要因があったけれども、何とか学校の中でそこを救う関係を築いてきて不登校にならずに済んでいたケースが、不登校にならざるを得なくなったということも言えるのではないかなと思います。本市の状況にもし特別なことがあれば、またお聞きもしたかったところがあります。

③に移りたいと思います。

先ほど答弁でもありましたけれども、文部科学省の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果では、令和4年度に高知県の不登校児童数割合が上げ止まっております。先ほどと同じ資料で数字をほうを見ていただきましたら、1,000人当たりの数が、令和3年度は高知県の場合31.2人で、令和4年度は30.7人とむしろ減っていると。それで全国を見ましたら、令和3年度が25.7人、令和4年

度には31.7人と増えている。増えているがゆえに、上げ止まった高知県が、順位としてはすごく下がっていることが見て取れます。コロナの影響もあって全国では増えていると。

せんだって、私、庁舎内で行われた教育総合会議を傍聴させていただきまして、資料もいただきました。毎朝の出席チェックの共有を今しておいて、担任だけが抱え込まない体制づくりをしているということを見させてもらいました。マニュアルによりますと、1日目を見逃さないとして、担任の先生は、可能な場合は授業中でも家庭に電話することを相互確認していたり、子供と放課後の面談を持ち授業内容やクラスの様子を伝え、翌日への見通しを持ってもらったりが書かれてあります。さらに、3日以上欠席になると、管理職やスクールカウンセラー、ソーシャルワーカー等を加えた校内委員会メンバーで支援計画を立て、保護者や子供も参加して取り組みを共有していくということです。これ以降は、1週間ごとに経過状況の更新をしていくと書かれています。

こういった取組は県内各小学校で行われているのか、本市の取組なのか、それぞれの学校で工夫しながら行っているのか、改めてお聞きしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） お答えいたします。

まず、マニュアルをそこまで読み解いていただいて、大変うれしく思っております。ありがとうございます。そのマニュアルは、本市において非常に効果を上げている、つまり、不登校の入口に立った子供をできるだけ集団の中へ受け入れて、集団の中にその子の居場所をつくらうとする、学校の本当に積極的で真摯な取組の中で見えてきたものを、マニュアル化したものでございます。

かつて、私も同じような取組により、11人おった不登校をゼロにまですることができた経験も持っていたので、学校の取組の確かさは間違いないということが分かっております。学校、校長会全体と話をいたしましてマニュアル化し、各校で一人一人の子供の名前、一人一人の子供の顔、そこをしっかりと見つつ、我々がどう対応していくのかという視点で、このマニュアルを活用していきましょうということを確認しております。

市では、昨年度より不登校児童に対する対策には、最重点課題として取り組んでおるところでございまして、こうしたマニュアルが各学校から上がってきたことを大変心強く思っておりますし、このことにつきましては、本市がこれまで努力してきたにも関わらず、なかなか人数がその成果に結び付いてこなかった、校長先生を初め学校の先生方の御苦勞、そして保護者の方々のつらさといったものへの活路が見えたものではなかったかと思っております。

もちろんこのことは県の方針の中にも同様のことがございますので、県の方針等も活用しながら、本市で作成して取り組んだところでございます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） それでは、④に移ります。

今説明をいただきました丁寧な取組があつてのことであろうと思います。県全体では平行線でも、本市の場合はむしろ改善している、人数が減っている状況でもあります。ただ、他方で、この取組をする教職員の負担も生むのではないかと、懸念したところでもあります。本市の不登校児童数をお聞きしたんですけれども、30日以上欠席者というのがありまして、実際この数字には現れない不登校になる手前での取組ということで、本当に御苦労されているんだなということが、改めて分かったところでもあります。

様々な事情があれども子供に向き合つてこそその先生であります。教職員の働き方改革と言われて久しいですが、直接子供と関わらない校務は、なるべく削減するのが望ましいのではないかと考えます。改善はいかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） お答えいたします。

現在、学校におきまして、先生方が子供と向き合う時間の確保のために、支援員を配置いたしましたり、不登校児童・生徒への対応を組織的に行うなどして進めておるところでございます。

また、なかなか集団の大きい学級に入れなくなった子供たちのためには、適応指導教室といったサポートルームも用意いたしました。そこにも数人の教諭を配置し、誰にも見られないところから入れるようになっておりますけれども、この部屋に入ってきて、そして少しずつまた集団に帰っていく力を身に付けて、学級に帰っていくといったような、これも県の取組でございます。県の取組を活用させていただくなどして、子供に向き合う機会ですとか、時間を大切にするようにしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 様々に対応しているので、その担任の先生だけの負担ではないと理解させていただいて構わないでしょうかね。ぜひ続けてお願いします。

それでは、⑤に入ります。

先に紹介した、不登校だった当人から回答を得ました令和2年度の不登校児童・生徒の実態調査では、友達や先生からの声かけがあれば不登校にはならなかったかもしれないとの回答があります。互いを気遣い、思い合えるクラスづくりにどんなことが考えられるのか、少し別の視点になるかと思っておりますけれども、お聞かせください。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） お答えいたします。

共に学ぶことのできる学習環境づくりと学習活動を通して、互いに認め合えるような場を意図的に設定していくこと。また、道徳や学級活動など、様々な学習活動を通して、自己理解や他者理解を深め、円滑なコミュニケーションが取れるような取組をしていく

ことが必要であり、各校において組織的に取り組んでおるところでございます。

特に、インクルーシブ教育の考え方を取り入れた、子供との対話の仕方でございますとか、学習におきましても、できるだけ可視化して、どの子にも分かる学びやすい授業の在り方などで工夫しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 御答弁でも出てきましたインクルーシブ教育は、私も少し御紹介したいなと思っていたところです。障害のある生徒・児童と一緒に教育を受けられる場所をつくっていく。意図的に互いを認められる場というのは、もちろん今すぐにもできるんですけれども、大阪府豊中市南桜塚小学校について、こういう「コトノネ」という雑誌があるんですけれども（資料を示しながら説明）、その中の特集を見ましたら、重度の身体障害を持たれる子と一緒に授業を受けると、本当に医療的な行為をしなければならない子供も一緒に見るんだという理念のもとにやっていると。そうすると、子供は必ず手助けが必要だということを、自ら判断してコミュニケーションを取り始めると。結果、お互いで助け合うという空気が自然と出来上がっていくと。これ、結果としては大変理想的なんですけれども、そう簡単にいくことではないと思うんです。それを長年積み重ねてこられた中で、実現しているということでもありました。そういった例もあります。子供が自分で取り組みたいと思うこととか、得意なことを発揮できる場を、学校活動の中で作り出していくことが、本当に求められるんじゃないかなと思ったところです。

⑥に移ります。

そういったことも含めまして、子供たちが毎日楽しい、学校が楽しいと言えるようにするため、ほかにも取組を考えているものがあれば、お聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） お答えいたします。

魅力ある学校づくりの取組として、子供たちが主体的に学び、互いに認め合いながら、分かる喜び、新しいことを知る楽しさ、学ぶことの面白さを分かり合える授業づくりや学級活動、また異学年交流や児童会・生徒会活動として、それぞれが役割を持ち、仲間との絆づくりに取り組んでいくとともに、その取組につきましては中学校区ごとに情報共有を図り、小中一貫教育として、教育の支援の在り方も同じ方向で取り組むことにしております。共に学ぶことのできる学習環境づくりと学習活動を通して、互いに認め合えるような場を意図的に設定していくことが大切だと、先ほども申し述べましたけれども、繰り返しになりますが、そのように考えて、各校は特色ある取組を進めておるところであります。

そして、地域の方々からも非常に温かい言葉がけをいただくことがございまして、そういったことも、子供たちを大変勇気づけてくれているところがございます。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 本当に様々な形で関わり合うことが大事なんだと思います。その関わる時間を、先生とお子さんとの関わりもそうですし、子供同士の関わる時間も、ある意味意図的にでも作り出すことで、本当に良い方向にいくんだなということを、改めて感じたところであります。

そのことを確認して、大きな2点目の質問に移ります。

とはいえ、学校は非常に大変過密なスケジュールになって、本来学校が持っている子供を元気にさせる機能を、発揮しにくい状況にあるのではないかという懸念がありまして、この標準時数を上回る時数について、お伺いします。

教員の働き方改革や処遇改善をめぐって、今年の夏、8月28日に中央教育審議会の質の高い教師の確保特別部会が、標準授業時数を上回る教育課程に対して緊急提言を行っております。教師を取り巻く環境整備について、直ちに主体的に取り組む必要があるとして、1点目、学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進、2点目に、学校における働き方改革の実効性の向上等、3点目に、持続可能な勤務環境整備等の支援の充実と、この3点について具体例を示しております。その背景にあるのは、子供たちが抱える困難の多様化、複雑化、また保護者や地域の学校や教師に対する期待の高まり、安全配慮等による連続勤務の常態化、また、教職員採用年齢が偏り、大量退職・大量採用の結果、臨時教員が見つからないという状況も憂慮すべきものであるということでもあります。それらの結果として、教員の長時間多忙化と、なり手不足という負の連鎖が起こっているという問題意識を持っております。教師を取り巻く環境が、我が国の未来を左右しかねない危機的状況にあると、これはその緊急提言の中にある言葉であります。

これまでも中教審答申はありまして、2019年1月の答申では、35人学級の計画的整備や、高学年教科担任制の推進等のための教職員定数の改善、教員業務支援の充実、部活動の見直し、教員免許更新制の発展的解消、校務のデジタル化等、様々に取り組みが行われ、これはそれぞれ記憶に新しいところでありますけれども、しかし依然として長時間勤務の教師が多いという勤務実態が、2022年教員勤務実態調査で明らかとなっているということでもあります。答申では、学校及び教師が担う業務の明確化・適正化を求めています。法令上の位置付けや従事している割合、負担感、地方公共団体での実践事例等を踏まえて、本来、誰が担うべき業務か、負担軽減のためにどのような適正化を図るべきかという2点から、授業以外に全国の学校である程度共通して行われている業務を14個に分類し、その業務が、学校以外が担うべき業務なのか、学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務なのか、はたまた教師の業務であるのかを仕分けまして、1点目の学校以外が担うべき業務については、他の主体に対応を要請し、2点目の学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務については、教師以外の担い手を確保し、3点目の教師の業務については、スクラップ・アンド・ビルドを原則とし、

学校・教師に課されている過度な負担を低減するよう要請しておるところであります。

それらを引き続き進めるように求め、さらに、今回の緊急提言の中では、各学校における授業時数や学校行事の在り方の見直しにも言及しております。2023年度当初において、標準授業時数を大幅に上回っている教育課程、この点についての添付資料を一回、標準授業時数が度々出てくるんですけれども、教育長に付けていただいた資料と同じですので、どちらかを見ていただければとは思いますが、各授業がありまして、小学校の場合1年生、上からずっと下へ見ていきますと合計で850時数とあります。2年生は910時数、3年生980時数、4、5、6年生1,015時数で、これが標準授業時数。それでこの標準授業時数に70時数を加えると1,085時数、これが一応6時間と記載がされておるわけですが、その70時数は学校行事と授業以外の学校活動が基本的に行われると書かれております。それで、これを超えて編成していた学校は、2024年度以降の教育課程編成において、見直すことを前提に点検を行い、指導体制や教育課程の編成の工夫・改善等により、指導体制に見合った計画にするべきとして、所管する教育委員会にも改善が適切に行われるよう、指導・助言をするように求めています。

この中教審の提言を受けて、文部科学省から9月8日に通知が出ておることによって、標準授業時数を踏まえて教育課程を編成し、不測の事態により標準授業時数を下回ることがあったとしても、学校教育法施行規則に反するものではないということまで補足しています。

以上、御紹介して、順次お聞きいたします。

①です。

本市の各小・中学校の授業計画と実績を、年間授業時数とそれによる週の時間割でお聞きしたいと思います。また、学校行事など授業時数に入らない年間計画がどれくらいあるかも、併せて確認したいと思います。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） 本市の授業計画と実績につきましての御質問にお答えいたします。

本市の授業計画は、学校教育法施行規則に定める標準授業時数を基に計画しております。先ほど御紹介いただきました、別紙の年間授業時数を、学習指導要領で定められた授業週数、これは年間35週以上となっておりますので、年間授業時数を35週で割りますと、それぞれの教科の1週当たりのコマ数が出てまいります。

例えば、中学校第1学年の国語だと、総数が140時数でございますので、それを35週で割りますと「4」という数字が出てまいりまして、その「4」を5日間の週時程の中に、教科として時間割の中に組み入れていく方法で、授業計画を策定しております。

なお、特別活動は領域の分野に当たる学習内容でございますけれども、大変重要な、子供たちの自主性・主体性を育てる、子供たちも楽しみにしておる活動でございますが、

特別活動の学習内容の中では学級活動のみが、この標準時数の表の中に含まれております。けれども、特別活動の学習内容としては、学級活動以外に、卒業式や運動会、修学旅行などの学校行事、それから、児童会、生徒会活動の自治活動ですね、それから、小学校のクラブ活動、これらが内容として示されております。けれども、今、お伝えしました学習内容につきましては、先ほど35週で割った時数の外数になってまいります。つまり、その外数は各学校の判断で、地域の特色等も生かしながら、その学校で必要となる、例えば学校行事の時間ですとか、児童・生徒会活動の時間、小学校のクラブ活動でこの程度は必要だろうというところで、時数を計画してまいります。それらを全て合わせたものが、授業計画になってまいります。先ほど申しあげました、授業週数が35週以上と国では標準的に、以上でございますから35週ということではございませんけれども、35週以上と示されておりますが、実際子供たちが学校に登校する日は、年間40週ほどになります。実際学校に登校する週でございます。これは大体年間200日となります。この35週と40週では5週の時間差がございますので、その5週の間の中で、先ほどお伝えした学習内容を、各学校で計画的に整備していくこととなります。言葉で言うと説明しづらいところはございますけれども、そういうことで授業計画が確定していくわけでございます。

香美市全体の昨年度実績で申し上げますと、もうざっくりと中学校全部、総数で平均させていただきました時数が1,125.4時数、小学校で平均1,122.5時数となっております。国の示す1,015時間と比べますと、105時間を少し超えますけれども、105時数程度がプラスになっておりまして、5月に、国から、今年度もその時数を見るときには、プラス105時数を超えることがないように指導してくださいといった文書が参るわけでございます。105時数という数字は出ていませんけれども、大体そういうところで県の小中学校課からも、数字としては私どもは目安にしておったものでございます。それで申し上げますと、昨年度の実績は、それほど大幅に超えているものではなかったと判断しております。

ところが、森田議員からおっしゃっていただきましたように、9月にはそれでも多いと、もう70時数に下さいという通達が参りまして、来年度から実施するよう指導に入ってくださいということでございます。これは働き方改革に関わる内容の指示でございます。このことは校長会とも共有しておりまして、次の質問とも関わってまいりますけれども、その70時数と照らし合わせますと、30時数ほど多くなっておる実績となっております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 僕も大体下調べをしておりますので、お聞きして、ほぼ理解はしたかなとは思っておりますけれども、1点確認したいのは、学級活動が標準授業時数内で、言ったら1,015時数が授業時間で、それを上回る、僕のほうでは70時数

と言ったものなんですけれども、今までだったら105時数の中で行われていたものであるかということと、逆に、それ以外の運動会、卒業式の練習、生徒会の活動、クラブ活動は、その70時数、105時数には一応入っているんですかね、はい。確認いたしました。

②に移ります。

標準授業時数を上回る授業時数は、70時数が学校行事等にもう全部当てはめられて、その範囲に収まるように通知が来ておると。本年に関しては、元々の通知が105時数であったということで、ほぼその範囲で組まれていると。来年度はさらに70時数になるので、それに収まる事業計画が必要と言われております。本年度は大丈夫としても、来年度の計画は上回らないようにする必要があるのではないかと思います。そのように指導するよう通知も来ておるということですので、そのようにされるのか、お聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） 少し通告のどの部分かが不明瞭でございますけれども、お答えさせていただきます。

校長会では、早速来年度を待たずに、もう3学期から積極的に取り組めるところは取り組んでいこうということで、現在、週時程で大体上級生で言うと6時間目まで授業がございましてけれども、そここのところを5時間目までに減らして、今105時数でカウントしておりますけれども、70時数としなさいということであれば、30時数を減らしていくこととなりますので、それならば少し時間割編成を見直してみようということで、取組を始めている学校がございまして。

それで、取組を始めたけれども、具体的に進めていくのは来年度4月からということで、実際それでいけるかどうかを、今、学校のほうでは考えております。例えば、卒業式を例に取りましても、卒業式のまず本番だけでも5時間、それで本番どおりの練習をするならば、練習も本番同様の時間を取ることであり、もう10時間必要となってまいります。それぞれの学級では、卒業式に関わって子供たちの練習時間がございまして。工夫を凝らしたアイデアを練る時間でございますとか、そういったものがございまして、卒業式で考えただけでも、とても10時間では収まり切らないだろうというようなこともございまして、学校では行事をどのように工夫していくのか、苦労しておるように見受けられます。また、御承知のように、運動会等も、これはコロナ禍の中ではございましたけれども、半日で運動会を終わらせると。それでも結構楽しかったという経験もしましたので、以前のように朝早くから夕方まで運動会を実施するかどうかということについても、検討を始めておるとお聞きしております。

香美市といたしましても、教育委員会として先生方の御負担にならないように、できる手だてを一緒に考えて、精いっぱい積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 前段で不登校のお話から始めさせていただいて、今、標準時数でお聞きしゆうけれども、学校に行きたくなるような、子供自身が楽しみにしている特別活動の時間が減って、授業時数は少なくとも変わっておらんわけですので、もちろん工夫できるところもあるんでしょうけれども、ますますどうなんでしょう、学校を楽しめる部分が少なくなるのかなという懸念もしたところですよ。

工夫をする中で、例えばいろんな授業時数を減らす工夫というのが提言の中でもありまして、特別活動に当たる部分、準備の部分の授業の一環として行うというようなことも書かれておったりするんですよ。できるだけ学校が楽しい、楽しめる活動とか、いろんな子供が本人なりの力を発揮できる場所として、その授業以外の部分がある程度保障されるような工夫が要るのかなと思ったりもします。そういった工夫もされていくのか、一回お聞きしても大丈夫ですか。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） 今の御質問は、通告の③でお答えさせていただいてよろしゅうございますか、少し関わる部分がございますので。その前に、授業も結構楽しいんですよ。特別活動だけではなくて授業も結構楽しいので、そのところは御理解いただきたいと思えます。

小学校でも専科教員の活用など、特に時数の多くなる高学年教員に空き時間を設け、授業準備や授業以外の校務の時間に充てたり、複数学級ある学年では、授業交換、例えばA教諭が2クラスの社会を受け持ち、B教諭が2クラスの理科を受け持つなどして、教材研究にかけると時間の短縮を図ったりしている学校もございます。成績処理の期間中、午後の授業をカットし、教員のために時間を確保している学校もございます。

市内の小学校では、校務につきましては担当を複数に役割分担をするなど、業務量のみならず精神面でも負担軽減となるような仕組みなども、積極的に取り入れております。以上でございます。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） ③のお答えをいただきました。

様々に工夫をして、先生の負担軽減をしているんだというお話でありました。そういったことによって、業務を行う時間が確保できておるのか、もう一度確認させていただきたいと思えます。週25コマから29コマ受け持つという答弁を、9月定例会議のときにいただいております。それからすると、毎日5コマから6コマを授業を受け持つ計算になりますので、授業が終わった後に、次の授業準備であったり、成績処理であったり、学校の校務を行うと。授業も複数学級を専任教科、お互いに理科と社会でそれぞれ受け持つというようなこともやったりして、空きコマもできるのかもしれませんが、空きコマというよりも、それは授業準備の時間が少なくて済むということであって、授業数の空きコマ自身が増えるわけではないと思ったところですよ。先生の持ちコマ数を減らせる取組があるのか、一回お聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 森田議員、妙にどこを問うておるのか、聞いている者は分かりません。答弁者も大変苦勞しています。番号を必ず言ってください。何回もそういうことがあり、答弁者が大変苦勞していますので。ちょっと長いですが、そして。気を付けてください。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） ③の先生の1日の授業の中で、空きコマがあるのかどうかは分かりますでしょうか。

○議長（山本芳男君） ③の答弁ももうできていますよね、それで答えてください。

○教育長（白川景子君） ③の答弁につきましても、先ほどお答えさせていただいたとおりでございます。先生方の空きコマにつきましても、過重負担にならないように教務という役割を持った職員がございまして、空き時間は必ず作るように計画しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 暫時休憩します。

（午後 2時46分 休憩）

（午後 2時59分 再開）

○議長（山本芳男君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 続けて質問したいと思います。大きな2番目の④です。

提言では、授業時数を点検した上で、2024年以降の教育課程の編成に臨む必要がある、可能な学校においては2024年を待つことなく、年度途中からでも改善を進めるべきであるとして、改善案も示しております。中教審の委員からは、働きやすさと働きがいの両立によって、教員のウェルビーイングが実現する。子供・保護者・同僚・上司との信頼関係が豊かな教員は働きやすいし、働きがいが実感できている。そういう教員は幸せを感じているし、そうした信頼関係がない教員はやはり苦勞していると指摘しながら、教員を取り巻く信頼関係がキーワードである。信頼関係をどう作っていくのかというと、教育委員会や学校のマネジメントが大きいと述べております。

本市の受け止め及び本年度の是正や来年度計画への指導は行われるのか、お聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） お答えいたします。

国の提言を受けまして、本市では年度当初に教育課程の報告書について学校から提出いただき、各校の実数を把握し、令和4年度公立小中学校等における教育課程の編成実施状況調査の結果を基に、これ5月23日がその日となっておりますが、6月校長会で周知、教育課程の編成実施における授業時数の配当や運用の工夫例を参考にし、適切に

行われるよう対応を依頼したところでございます。

令和6年度を待つことなく、令和4年度の実績について再度確認し、特に時数の多い学校には要因と対策について学校長に確認をして、各校からの問合せに対応しておるところでございます。また、時数見直しの取組事例案を紹介したり、市内校の改善策を情報共有したりするなどして、学校と共に改善に取り組んでいく所存でございます。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 本当に学校の子供が楽しみにしている部分もある中で、何とか時間に収められる工夫をされているということだと思います。

⑤に移りたいと思います。

今までやっていた時数を削っていくわけなんですけれども、標準時数を上回る授業は、先生の働き方のみならず、子供にとっても負担であるという認識から、国は提言に基づいて減らすようにとってきております。大きな1問目で不登校のことを取り上げましたけれども、学校に通えなくなる子供がかなりの数いるという背景からすると、過度な負担がかかっているのではないかと考えられるのではないかと思います。標準授業時数を上回る授業には負荷がかかっているんじゃないかということで、一回お聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） お答えいたします。

標準授業時数を上回る授業が子供の過度な負担に直結しているということは、断定できないと考えております。学校に通えなくなるということにつきましては、様々な要因が考えられるところでございます。授業時数の見直し、学校行事等の精選だけでなく、これまでと変わらず、全ての子供たちが安心・安全に過ごすことのできる学校、学ぶことの楽しさを実感できる学校づくりに努めていくことが、何より肝要であると考えております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 前段で聞いてまいりましたが、先生とのコミュニケーションであったり、友達同士のコミュニケーション、いろんな行事の中で子供たちが力を発揮できる場所が、子供にとってより力を発揮できるし楽しみになっているといった背景もありました。標準時数を守ることが、かえってそういう場所を奪ってしまったら逆効果でもありますし、標準時数の中でカリキュラム、学習指導要領の全てをこなそうと思ったら、結構な詰め込みにもなっているんじゃないかなど。結果として、もっと早く気付けたらといった子供の小さな変化に気付けずに、欠席、不登校の入口になったときに初めて気付く、初めて声をかけるということになってしまっただけでは、それでも遅くはないんですけれども、前よりは早いんですけれども、もっと手前に、ふだんの授業、学校生活

の中で声がかげ合えるような余裕があれば良いんじゃないかなと思うわけなんです。学校を取り巻く授業のカリキュラムが、ぐっと過密になるというようなことは考えられないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） お答えいたします。

そのようにならないために、カリキュラムマネジメントや組織的な取組により、子供たちが学ぶ楽しさをしっかりと実感してもらえる学校づくりに努めたいと思います。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） ぜひとも楽しい学校になるように、よろしく願いいたします。

大きな3番目に移ります。省エネに向けてということで、お伺いいたします。

日本は2021年2月に、2030年において温室効果ガス46%削減、これは2013年度比ということですが、これを目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明し、国連に報告いたしました。国連で進める2010年度比45%減に比べては低いということですが、この削減目標を踏まえて、2021年10月22日には地球温暖化対策計画が閣議決定され、本市でも2010年に策定した、香美市地球温暖化対策地域推進計画の目標を2022年3月に改定しています。

しかしながら、先日も日本に対して化石賞が贈られたように、目標においても実行においても立ち遅れている現状があります。本市も2020年の目標値達成の見込みがないものの、前回より進んだ達成目標を2030年に達成すべく計画を立てているということでもあります。

それで、①の質問です。

今の達成度、今後の計画をお聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） お答えいたします。

温室効果ガス排出量削減目標への達成度につきましては、環境省による自治体排出量カルテにて、香美市のCO₂排出量達成状況を見ますと、若干ではあります但し減少傾向となっております。しかし、2030年度に2013年度比で46%とする香美市の削減目標にはもちろん至っていない状況でありますので、市におきましては、施設設備等の運用改善や更新を推進し、市民の皆様に向けてはゼロカーボンに向けた啓発活動を継続し、目標達成を目指していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 達成はなかなか難しいけれども、できるだけ周知徹底して、今の路線を何とか達成できるように努力すると。私も協力はしたいと思っております。

②に移ります。

そういった達成に向けて、少し提案になればと思い、質問をするところです。

10月に産業建設常任委員会で視察に訪れました岡山県西粟倉村では、村内に2か所の水力発電があり、年間の売電価格が出力290キロワットの施設6,500万円、190キロワットの施設で4,500万円であるとのことでした。本市にある楠目小学校下の山田堰井筋土地改良区が整備した小水力発電施設は、最大出力90キロワットで及びませんけれども、その山田堰の収支決算資料を見ましたら、令和3年度で1,528万円の収入でありました。

平成26年の小水力発電可能性調査では、この合同堰を含む西熊、安丸の3か所を調査しておりますが、このほかでも適地調査を改めて行ってはいかがかと考えますが、どうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） お答えいたします。

議員がおっしゃるように、小水力発電設置につきましては、大規模な開発を必要としない点や、自然への影響を最小限にとどめることができることから、設置のポテンシャルは確かにあるかと思われまます。

一方で、河川や農業用水路など、ある一定の落差や流量が確保できるような場所が必要であるため、立地条件にも制限があると考えております。また水利権の整理、河川利用に関わる法的な整備等、細やかな対応も必要であることから、ゼロカーボンを達成するための一つの手法として、小水力発電の調査についても研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） ぜひとも研究を進めていただきたいと思います。

③の質問であります。

現在は様々な商品が値上がりして、使わざるを得ない電気代の高騰でも、家計が圧迫されております。県のこうち省エネ家電等購入応援キャンペーンとの連動や、地域電力会社の立ち上げで電気料金の抑制、そしてまた脱炭素社会への取組としてはどうかと思います。考えをお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） お答えいたします。

現段階では、県のこうち省エネ家電等購入応援キャンペーンとの連動や、地域新電力会社の立ち上げなどは考えておりませんが、今後、広報やホームページ等で省エネへの取組に関する啓発を行っていききたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） この後でも少し紹介したいんですけども、地域電力は、県内でも須崎市とか梶原町とかありますけれども、市単独でやるには荷が重たいというのは、当然そうかと思えます。一緒にできる事業者を探す必要があるのかなというところがあります。そういうアンテナはぜひ立てていただきたいなと思えます。

大きな4点目に入ります。k a m i c a（カミカ）のことについて、お伺いいたします。

本年度も、7月と最近の10月26日から11月30日の期間に、k a m i c aカードに現金をチャージすると、期間限定のポイントが付与されるキャンペーンが実施されました。チャージキャンペーンは、k a m i c aに登録された資金が増え、期間限定ポイントは期間内に地元商店での買い物に利用されるものの、物価高などで生活に困っている年金者等にはチャージする資金がなくハードルが高いと、先ほどの同僚議員の質問でもありましたけれども、地元紙へ生活弱者への配慮を求める意見投稿もあったところでもあります。

それで、①でお伺いいたします。

この意見投稿に対するお答えでは、生活弱者への配慮も踏まえて、市民生活の支援と地域活性化を図っていくということです。特に、コロナ関連の補助金がなくなった後においては、給付金の配布やチャージキャンペーンとは違った利用方法を提案していく必要があると思えますが、今後の運営方針はどのように考えていくのか、お聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

土佐清水市の地域電子マネーm e j i c a（メジカ）のように、チャージ額に対し数%のポイントが付与するなど、年間を通じたポイントの付与を検討し、継続した利用促進を図っていきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 年間ポイントは、チャージすることによってではなくてでしょうか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） チャージする金額に対して、今、土佐清水市では3%付与されていると思うんですが、これが期間限定ではなくて、年間いつチャージしても使うたびにポイントが付くようになっております。そうすることによって、香美市内で現金が流通するようにしたいと思うのですが、そのためにはもう少し加盟店を増やして、利便性を高めていきたいと思っております。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） それでは、②に移ります。提案めいたことで質問させていただきたいと思えます。他市の取組を参考に、k a m i c aの利活用について。

福岡県みやま市は、早くから地域活性化などを目的に、再生可能エネルギーの利用に着手していた自治体の一つです。エネルギーの地産地消の理念からスタートし、自治体電力の取組を起点として、地域課題の解決に発展させています。既に、高齢者の見守りサービスや、市内のお店の商品を利用者に届ける宅配サービスなどの事業を展開しています。また、人の集まる場所をつくり出し、雇用やイノベーションを生み出す仕掛けとして、情報発信基地「さくらテラス」を開業させております。そんな自治体電力事業者「みやまスマートエネルギー」の新しい最新の取組が、自治体電力利用者に「みやまん・コイン」を発行する事業です。資料もお付けしております。こういった取組を始めたということでもあります。家庭用低圧電灯を契約している方の電気使用量に応じたポイントを「みやまん・コイン」として発行し、そのコインが市内のお店で使える仕組みをつくっております。

k a m i c a を生かすために参考となる取組ではないでしょうか、お聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

みやま市の事例を参考に、地域のを地域で購入することに対しポイントを付与することで、地域内での経済循環をさらに進めていきたいと思っております。

なお、香美市におきましては、現在、空き缶・ペットボトルの回収に対してポイントを付与する、リサイクル事業の実証実験をしておりますので、そういったリサイクル事業を通じた循環型の経済を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） こういったこともあるという参考にさせていただきたいと思えます。

③です。

お店と利用者のコミュニケーションツールとしての機能を持たす工夫も、良い取組ではないかと思えます。これはスマホアプリを使う場合になるんですけども、何かのメッセージのやり取り、伝言板機能を付けて、お店もキャンペーンをPRしたり、お店の配送サービスと連動させて、利用者が買い物したものを届けてもらうといった、買い物支援等に利用してもらってはどうかと思えます。そのほか、全住民が持つカードとしての強みを発揮してもらいたいのですが、今後の取組をお聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

加盟店からの情報発信機能としましては、k a m i c a アプリ上で加盟店が動画広告を掲載できるよう、現在システムを改修しております。

今後の取組としましては、市内の農産物の生産者と購入者をk a m i c a でつなぐ、マッチング事業の実証実験を行う予定となっております。ただ、事業化に向けて、運営

者・配送管理・チャージ手段の拡充など、クリアすべき課題は多いと思っております。
以上です。

○議長（山本芳男君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 新しい取組もされるということで、まずはいろいろなトラブルがたくさん出ないように、小さくでもスタートさせていただければと思います。

そのことを申し上げまして、以上で私の質問を終わりたいと思います。

○議長（山本芳男君） 森田雄介君の質問が終わりました。

次に、9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 9番、公明党の舟谷千幸です。議長に許可をいただきましたので、一問一答方式にて一般質問をさせていただきます。

初めに、通告文の文字の訂正をお願いいたします。質問の大きな3点目、健康センターセネ利用料金の①のところに、プール、「トレーニングジム」とありますけれども、「トレーニングルーム」に訂正をお願いいたします。

それでは、初めに1点目、手話言語条例制定をです。

聾の方は外見では分かりません。聞こえないことはどんなことなのか、私は、手話奉仕員養成講座で学ぶ中で少しずつ分かってきました。私たちは、朝起きるのに目覚まし時計の音で起きますけれども、聾の方はその音が聞こえません。今はスマホのバイブレーター機能で起きているようですけれども、一昔前のスマホがない時代は、目覚ましのために扇風機のタイマーを使っていたという話もお聞きしました。特に、災害時には本当に困るということをお聞きしております。

聞こえない方にとって、手話は命です。手話は音声を使わず、手指や体の動き、表情を使って、視覚的に表現する言語です。国際的には、2006年に国連総会で障害者権利条約が採択され、言語には音声言語と手話言語があることが認められ、我が国も2014年に批准しています。また、日本においては、2011年に改正障害者基本法で「言語（手話を含む）」と明記されました。手話に対する認識の普及や聾者に対する理解を社会全体に広げていくために、本市でも手話言語条例の制定をすべきではないかと思うところです。

そこで、①の質問です。本市の聴覚障害者手帳を持つ方の人数と、このうち言語を手話のみで生活している方の人数を、お伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） お答えします。

聴覚の障害で身体障害者手帳をお持ちの方は、香美市内で現在71人いらっしゃいます。その中で、言語を手話のみで生活されている方の人数について、福祉事務所のほうでは把握しておりません。

以上です。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○ 9 番（舟谷千幸君） 香美市内 7 1 人の聴覚障害者の中で言語が手話のみの方は把握できていないということでした。

②の質問です。

本市では、意思疎通支援事業として、聴覚、言語機能、音声機能、その他の障害のため、手話通訳者、要約筆記者、失語症者向け意思疎通支援者を派遣する事業が行われています。その中で、手話通訳者派遣事業の利用状況を、お伺いいたします。

○ 議長（山本芳男君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○ 福祉事務所長（野邑裕永君） 手話通訳者派遣事業の利用状況についてですが、平成 30 年度 27 件、令和元年度 40 件、令和 2 年度 42 件の利用実績がございました。しかし、令和 3 年度以降は現在まで利用がない状況となっております。

以上です。

○ 議長（山本芳男君） 9 番、舟谷千幸さん。

○ 9 番（舟谷千幸君） 言語が手話のみの方の把握はされていないということですが、こういった派遣事業が利用されていることが分かりました。

令和 3 年度からない理由については、コロナの関係でしょうか。分かっている範囲で、お願いいたします。

○ 議長（山本芳男君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○ 福祉事務所長（野邑裕永君） 令和 3 年度以降の利用がない状況につきましては、利用を主にされていた方が、令和 3 年度以降に香美市外へ転出した関係で、ほとんどの利用実績の件数については、その方の利用でしたので、それ以降は利用がない状況となっております。

以上です。

○ 議長（山本芳男君） 9 番、舟谷千幸さん。

○ 9 番（舟谷千幸君） 1 人の方ということが分かりました。

この派遣事業は、無料で利用できて回数の制限がないということなので、本当に助かるんじゃないかと思います。その派遣内容がお分かりでしたら、通院とか、行政の手続とかあるかと思うんですけれども、お分かりの範囲でよろしく申し上げます。

○ 議長（山本芳男君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○ 福祉事務所長（野邑裕永君） お答えします。

手話通訳者派遣事業実施要綱の中で、聴覚、言語障害、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者に、手話通訳の方法により、障害者とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的として実施しておる事業として、派遣内容としましては、原則個人からの依頼で、市町村が派遣を認めた場合ということですので、特に内容としてはうたっていないんですけれども、以前使われていた方は、通院のときに通訳として使われていたということです。

一般社団法人高知県聴覚障害者協会から派遣されるということで、こちらのほうに直接派遣される場合と、市町村に派遣していただく場合とありまして、それぞれ申請書を出していただいているという流れになります。

以上です。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 派遣のことをごさいますけれども、今回、手話言語条例ということで、南国市とか安芸市などでは、今、手話通訳の資格を持った方を市役所内に配置しているということをごさいます、本市においても、ぜひこういったことを検討していただければと思います。

③の質問です。

手話通訳者の資格には三つあります。

一つは手話奉仕員で、市町村が養成して講座終了後、登録希望のある方は、市長に申請することになっておりまして、現在、本市と香南市との共催講座で、私も学ばせていただいております。そして、二つ目の手話通訳者は、都道府県の研修後、試験に合格した方となっております。そして、三つ目は手話通訳士ということで、厚生労働省令に基づいた手話通訳技能認定試験の合格者で、高知県には現在20人の方が登録されているということですが、合格率は20%となかなかの難関でございます。

本市には、こういった手話奉仕員、手話通訳者、手話通訳士の登録者は、どれくらいかおられるのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） お答えします。

現在、市に登録しています手話奉仕員はおりません。高知県に登録している手話通訳者は118人でして、そのうち香美市内の方が3人となっております。また、社会福祉法人聴力障害者文化センターに登録している手話通訳士は、先ほど議員がおっしゃられたように、高知県内で20人いらっしゃいまして、そのうち1人が香美市の方となっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 手話奉仕員の登録がゼロということは、今自分も奉仕員として学んでいるところですので、考えないかなと思いました。

令和3年の厚生労働省の報告に、手話通訳者、また手話奉仕員の講座に参加する方に、若い受講者が少ないといった課題が載ってございましたけれども、現在、私が週1回行っている講座は、大体、私が一番年がいておりまして、あとの方は30代40代とお若い方が来ております。ただちょっと気になったのは、募集人数が30人という枠だったんですけども、私も名簿を全部見たわけではないですが、毎週講座に来ている方は30人もいない、その半分以下というか、やはり手話の講座に参加している方が少ないの

ではないかなと感じているところです。

④です。

本市において、手話の普及や市民の理解促進についての取組を、お聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） お答えします。

今議員からおっしゃっていただいたように、香南市と合同で手話奉仕員養成研修事業を今年度行っておりまして、今年度は養成講座の入門課程を開催しております。この入門課程の次に、来年度には基礎課程を実施して、その修了者が手話奉仕員に登録していただける方になります。

平成29年度と平成30年度に、一回同じ研修を行っておりまして、令和元年度には一回やったので希望者が少ないだろうということで間を空けておったところ、コロナ禍のため自粛という形になりました。令和4年度は手話教室を、これも香南市と合同で開催しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） やはり人数が少ない状況が読み取れるんですけども、大体少ない状況なのかどうか、教えていただけますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） お答えします。

定員30人のところ、香美市で受講を希望されている方が当初7人いらっしゃったんですけども、1人キャンセルがありまして、今、香美市での受講者は6人ということで、残りは香南市の受講者になっています。

広報等で周知はしているつもりなんですけれども、やはり足りないところがあったかとも思います。少ない人数であるとは感じています。

以上です。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） ⑤の質問です。

児童・生徒が手話に触れる機会の提供について、お伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） お答えいたします。

香美市立図書館では、今年9月に開催しました「読書バリアフリーフェスタ」において、手話サークルと連携した手話のおはなし会を開催いたしました。未就学児及び小学生、そしてその保護者などの参加がありまして、実際に手話に触れていただける機会を設けました。手話のおはなし会だけではなくて、手話による挨拶なども手話サークルの方から教えていただきました。

また、小学校5年、6年生、中学生を対象といたしました「子ども司書養成講座」を

毎年開催しております、その講座の中で、読書におけるバリアフリーを学ぶために、高知声と点字の図書館に毎年訪問して、手話のみならず、点字体験なども行い、幅広くバリアフリーに関する学びを深める機会を設けております。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 図書館で「読書バリアフリフェスタ」を9月に開催されたとお聞きしていますけれども、読書サークルの方とか手話サークルの方が関わってやってくださっていると聞きまして、本当にもっともっと学校にも広めていったら良いなと感じます。

⑥の質問です。

私がまだ議員ではないときですけれども、2014年香美市議会におきまして、全議員の賛同を得て、手話言語法制定を求める意見書を国に提出した経過があります。その2年後の2016年には全都道府県・市町村議会で100%の採択がされております。本当にこういったことは珍しいことでございますけれども、この手話言語法は法律でございますので、まだまだ今の段階では制定されておりましたが、聴覚障害者団体では、これを求めているような活動をされております。

このような中で、手話言語条例の制定が全国で広がっております。昨年11月10日現在で、全国1,718市町村のうち506市町村で制定されております。高知県では、県知事が本年9月定例会の答弁で、本年度内に制定に向けた検討に入りたいと制定の方向で聞いております。県内で現在制定されていますのは、34市町村のうち10市町村であります。高知市が一番早く2016年、佐川町2017年、土佐市2018年、四万十市2020年、土佐清水市と安芸市が2021年、お隣、南国市は2022年に制定されております。そして、田野町、奈半利町、北川村が本年4月に制定されております。

本市の手話言語条例制定についてのお考えを、お伺いたします。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 先日、手話サークル団体の方から、条例制定の御要望もいただいております。香美市におきましても、県条例の検討内容や、当事者の方たちの御意見を踏まえて、手話言語条例制定の準備を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 香美市においても条例の準備をしていこうということで、本当にうれしいことでございますけれども、今後、どのような手順で、大体いつ頃をめぐりに制定をお考えなのか、現在分かっている範囲で結構ですので、お願いいたします。

○議長（山本芳男君） 福祉事務所長、野邑裕永さん。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 具体的には、まだこれからのことになりますので、はっきり決まっておりますけれども、まず、聴覚障害のある当事者の方たちの御意見

を聞きたいと考えております。制定に向けては、令和6年度中にできたらいいのではないかと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 令和6年度中と所長からお聞きしましたので、ぜひ当事者の意見を踏まえつつ、香美市においても、そういった本当に現実に見合った条例をつくっていただきたいと思います。

手話言語条例についての市長の思いをお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 先ほど、福祉事務所長から御答弁させていただきましたとおり、令和6年度中につくりたいと思っておりますが、条例をつくる意味につきましても、ちょっと遅れてできるような形になりますので、しっかり対応していきたいと思えます。

これまでの養成講座でありますとか、また先ほどありました「読書バリアフリーフェスタ」であるとか、いろいろと機運も盛り上がってきていると思っております。ただ、本市におきます手話のみで生活されている方の人数であるとかが把握できていない部分もありますので、しっかり準備し、そして、条例をつくったからにはしっかりと香美市が生活しやすいまちになるような形で制定したいと考えております。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 手話サークルの方の思い、そして時期がやってきたなというのを感じております。昨年制定された南国市に勤めていらっしゃる手話通訳士の方に、条例制定後の変化をお聞きしますと、南国市の条例の中には、学校等における手話の普及等ということで、学校のことを条例に盛り込んであったそうです。今年は、聾者と共に10校の小学校で手話の授業を行って、子供たちが聾者への理解とか、また手話を知る機会になっていると、お聞きしました。そしてまた、手話の入門講座には、市民の方とか市の職員が多数参加されたということでしたけれども、今までよりもっと手話が広がっていると感じると、お聞きいたしました。

本市においても、聾者の方々の人権を守り、社会参加をさらに進め、手話に対する認識の普及や聾者の方々に対する理解を社会全体に広げていくために、市が手話言語条例を来年度制定されることを、すごく楽しみにしております。

では、次の2点目の質問に移らせていただきます。学校図書館の充実をについてです。

国は、学校図書館を計画的に整備するため、1993年度から学校図書館図書整備等5か年計画を策定し、必要な予算を地方交付税交付金として自治体に配分しています。2022年度から第6次計画をスタートさせ、2026年度までに全小・中学校での学校図書館図書標準達成を目指すとともに、計画的な図書の更新、学校図書への新聞配備と、学校司書の配置拡充を図ることを目標に掲げております。

そこで、①の質問です。

学校図書館図書標準は、公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書冊数の標準を、学級数に応じて定めたもので、2019年の全国の達成状況は、小学校が71.2%、中学校が61.1%です。

本市の達成率を、お伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 小学校は、全ての学校で100%以上の達成率となっており、中学校につきましては、鏡野中学校が約75%、そのほかの中学校は100%以上となっております。鏡野中学校の75%の理由として考えられますことは、何年か前に、古い本が残っている状況があったため、その処分を一気にしたことによるものではないかと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 先ほど申しました全国の比率から言っても、小学校が100%、鏡野中学校は古い図書を処分したということですのであれですけれども、全国レベルから言っても、学校図書の達成率が高いと感じます。

②の質問です。

学校図書館の充実のためには、図書や新聞の蔵書と人材、双方の充実が必要となっております。学校図書の新たな購入や、古い図書館資料の廃棄・更新の状況を、お伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 図書の購入につきましては、図書を早く見つけやすくするために仲間分けをした決まりである日本十進分類法があり、それに基づき、バランスよく学校図書館に配架できるよう、毎年新しい書籍を購入しております。また、廃棄につきましては、学校図書館図書廃棄基準に基づき、毎年度廃棄を行っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 図書廃棄基準に基づいて廃棄されているとお聞きしました。全国的には、なかなかこの基準ができていない学校が多いと、この文部省科学省の資料にもありますけれども、それから言ったら、すごく香美市の学校図書は充実していることが分かりました。次の質問に移らせていただく前に、やはり国が定める蔵書を下回るために、なかなか廃棄処分をされない学校が多いような状況があるので、そこを香美市は、新しい基準に基づいて、新しい図書で本当に子供たちのために、そういった図書館を充実させていっていることがすごく分かって驚きました。

③の質問です。

片地小学校の通信「桜」の地域版No.7に、こういった記事が載っておりました。

「毎週月曜日の読書は新聞を読むことにしました。理由は、日常生活の話し言葉で、使わない語彙を豊かにしたいと考えたからです。」とありました。新聞を活用されていることがすごく分かりましたけれども、片地小学校以外の新聞の配備状況を、お伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 本市では、各小・中学校におきまして、最低でも2紙、一番多い学校につきましては6紙の新聞を購読できるように配備しております。以上です。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 学校の新聞活用、全校ともに学校の図書に配備されて、活用されていることが分かりました。

④の質問です。

学校図書館の司書の配置状況を、お伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 本市では、図書支援員を会計年度任用職員として雇用しております。その内訳としましては、香長小学校・舟入小学校に1人、山田小学校に1人、楠目小学校・片地小学校に1人、鏡野中学校に1人、大宮小学校・香北中学校1人、大栃小学校・大栃中学校に1人の配置となっております。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 司書ではなくて、支援員ということなんですか。この中には司書の方もおられるんでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 司書の資格を持っている方もいらっしゃいます。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） ⑤の質問です。

国は、学校図書館を計画的に整備するため、2021年度図書購入費として地方交付税交付金を措置したけれども、全国の自治体で図書購入に使われたのは57%にとどまったと、少し古いですが、6月の報道にございました。

資料の①、②を御覧ください。資料①の読売新聞1面に、学校図書の購入費が57%と掲載されておきまして、資料②では、学校図書購入費として地方交付税交付金を自治体がどれぐらい使ったのか。交付金の使い方はもう自治体に任されているということで、資料②を見ていただきますと分かりますように、2012年度からずっと下がってきて、57%に下がっている状況なんです。

本市の地方交付税交付金で、図書に使われている割合はどれくらいなのでしょう。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 令和4年度普通交付税における本市の学校図書館

図書の算定額は、小学校272万6,900円、中学校151万4,400円です。これに対しまして、予算額は、小学校600万2,000円で対算定額比が220.1%、中学校は213万円で対算定額比が140.6%となっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） そうしましたら、使われた率としましては100%近いのでしょうか。この図書購入費に充てられた額、今おっしゃっていただきましたけれども、100%近いということなんでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 予算額では、220.1%の算定比となって、これが小学校です。中学校が140.6%の算定比となっております。執行率、実際使った額としましては、この予算に対しまして小学校99.82%、中学校のほうは95.49%となっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 驚きました。小学校が99.82%、そして中学校は95.49%ということで、資料で示しましたパーセンテージから言いますと、もう香美市はぐっとそのまま子供たちの図書購入に充ててくださっていることがよく分かりました。

それでは、⑥の質問ですけれども、ここに書きましたように、図書購入費率が低くなった理由について質問をしております。これに関してはもう低くありませんので、取り下げたいと思います。香美市の学校図書は、規定の下に更新されて、そして廃棄基準も設けられて、図書に交付金が使われていることがよく分かりました。

文部科学省の資料の中に、読書活動は学力の向上に良い影響がある、また、子供の頃、小学校高学年とか中学校、高校のときに読書量が多い人は、そうでない人よりも、意識・非認知能力と認知機能が高い傾向があるとあります。子供たちが本と出会える最も身近な学校図書館の役割は、とても大きいと思います。

香美市の学校図書館の充実が、本当に全国にも誇れるんじゃないかと、びっくりしました。香美市の未来ある子供たちのために、引き続いて、ぜひとも学校図書の充実を続けていただきたい。子供たちの未来はすごく楽しみだと感じました。

最後に、教育長から、この学校図書についての思いをお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） お答えいたします。

香美市は、実は昭和30年代から、学校図書館の活用により子供を育てる教育を積極的に推進してきた町でございます。そういった歴史がございまして、皆様の御理解をいただいた中で、先ほど課長から答弁させていただいた状況が継続しておると、思いを新たにしたいところでございます。

学校図書館は、本との出会いをきっかけに、子供たちの豊かな情操を育み、また探究学習の助けとなる機能を持つ場でございます。学校教育において欠くことのできない場所、設備でございます。今後も子供たちがわくわくしながら利活用できるよう、かみーるとも連携しながら、充実・発展に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 暫時時間を延長します。

9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） それでは、3点目の質問、健康センターセレネ利用料金についてです。

まず、①です。

直近5年間の利用状況を、お伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 健康推進課健康づくり班長、西村昭彦君。

○健康推進課健康づくり班長（西村昭彦君） お答えいたします。

別紙の資料を御覧ください。それぞれの年度月別の総数と、トレーニングルームの利用者数になります。なお、プール単独利用者数の集計はしておりません。

以上です。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 資料をありがとうございました。これを見ますと、コロナの影響もあって少なくなっているのかなと思います。当時から言ったら徐々に利用者が増えてきている状況、そしてまた、やはり7月、8月はプール利用者が多いためか、かなりの人がおいでになっているなど感じますけれども、課長のほうで何か、このデータを見て感じられることがございますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 健康推進課健康づくり班長、西村昭彦君。

○健康推進課健康づくり班長（西村昭彦君） お答えいたします。

令和元年度3月から、コロナによりましてゼロとなっております。令和2年度の途中からプール、またトレーニングルームも再開しております。令和元年度は約1万9,000人で、令和2年度1万2,000人と徐々に増えております。今年度につきましても、昨年度よりは利用者数は多くなると想定しております。また、「あんぱん」が始まりましたら、利用者数はさらに伸びるのではないかと考えておりますので、今後も利用者数の増加につきましても、努力していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） ②の質問です。

施設は、建設されて31年となり老朽化が心配されますが、私は、この質問をするに当たりまして、まずは見てこなければならないと思い、十数年ぶりに施設を利用させていただきました。天井に一部小さいコンクリートのはがれとか、また壁に一部亀裂も見

られましたけれども、施設管理の状況をお伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 健康推進課健康づくり班長、西村昭彦君。

○健康推進課健康づくり班長（西村昭彦君） お答えいたします。

健康センターセレネにつきましては、平成4年3月に開設しております。31年が経過いたしております、施設の老朽化は、やはり進んでいる状況にあります。平成29年度から平成30年度にかけては、台風29号、台風21号の災害によります大規模改修など、今までにも老朽化や台風災害などによる設備改修は実施しておりますが、近年では、特に、プール関係設備の不具合が多くなっている傾向にあります。中でも、多数ありますポンプ設備につきましては、配管やろ過器などを含めまして、毎年のように修繕工事を実施している傾向にあります。

地域の健康づくりの施設として利用していただくために、今後も適切な管理を実施する必要があると考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 老朽化で、毎年のように修理にお金が必要であるということなので、次に質問する利用料金については、すごく気になるところでございます。

③の質問です。

市民より、今年の夏は特に暑く、県外からのお客さんをプールに連れて行くのにも、近隣の南国市や高知市の2か所の民間プールは営業が中止され、本市の安価で利用できていた、香北B&G海洋センターも利用できない状況である。唯一、プールを備えた健康センターセレネの利用料金を、燃料が高騰する中ではあるけれども、何とか夏だけでも安くできないかという声がございました。

こういった声に対してのお考えを、お聞かせください。

○議長（山本芳男君） 健康推進課健康づくり班長、西村昭彦君。

○健康推進課健康づくり班長（西村昭彦君） お答えいたします。

健康センターセレネにつきましては、利用料金を指定管理者の収入として運営しております。近年の光熱費などの燃料代や人件費の上昇などによりまして、夏期の利用者が増加する時期に利用料金を安くすることにつきましては、コロナによる利用者の減少も完全には回復していないため、運営を圧迫することとなる可能性がありますので、現状では困難であると考えております。先ほどの表を御覧いただきますと、夏場が他の月に比べましてほぼ倍以上ということもありますので、なかなか厳しいと判断しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） なかなか厳しい状況でございます。

④の質問です。

条例に、香美市健康センターセレネは、住民の休養と健康増進を図り、併せて地域の

活性化に寄与することを目的とするとあります。こういった健康増進、そして地域の活性化のために、ぜひともこの健康センターセレネを盛り上げていかなければならないと思います。

私も利用しまして、広いところは温水プールでもやはり冬は寒いなと思ったところですけれども、別のジャグジーバスが36℃あり、またサウナとかミストも完備されておりますので、温めながら冬でも利用でき、ぜひ皆さんに御利用していただきたいなと思いました。私も体がほぐれ、この健康センターセレネを使わないわけではないなと感じた次第ですけれども、利用料金に関してですが、このお一人の方の訴えに対して、何とかならないかということで、割引のところを見ますと、現在、健康パスポートで中学生以上は割引があるということです。今、市外の方は利用料金が1,010円、香美市内の方は710円で利用できますが、この健康パスポートをお持ちになりますと、510円と半額ぐらいになるということで、私も510円で利用させていただきました。ほかにも、今回の「あんぱん」にも関係しますけれども、健康センターセレネの利用で、やなせたかし記念館・詩とメルヘン絵本館の割引券もあるということです。こういった利用をどんどん促進して、割引券も使っていただきたいと思うところです。

ただ、1点だけ私が提案したいのは、香美市民に割引があるわけですので、健康センターセレネを香美市民が市外の方と、例えば、御親戚の方と一緒に連れてきたときには、せめてこの御親戚の方も香美市民の料金に割引できないかなと考えるわけでありまして、こういったことに関してのお考えを、お伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 健康推進課健康づくり班長、西村昭彦君。

○健康推進課健康づくり班長（西村昭彦君） お答えいたします。

市外の方の割引につきましても、健康センターセレネは香美市が設置しています施設であること、また、先ほどもお話いたしました、施設運営の収入源となりますことから、現状での実施予定はございません。今後につきましては、また利用状況などによりまして、検討することも考えられると思います。

以上です。

○議長（山本芳男君） 9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 今後、「あんぱん」で利用客も増えてくるとおられます。おもてなし料金としての検討をお願いしまして、以上で私の全ての質問を終わります。

○議長（山本芳男君） 舟谷千幸さんの質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会とすることに決定しました。

次の会議は12月14日午前9時から開会します。

本日の会議はこれで延会します。
(午後 4時09分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和5年香美市議会定例会

12月定例会議会議録（第4号）

令和5年12月14日 木曜日

令和5年香美市議会定例会12月定例会議会議録(第4号)

招集年月日 令和5年12月1日(金曜日)

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月14日木曜日(審議期間第14日) 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	有光収三	10番	比与森光俊
2番	公文直樹	11番	山崎晃子
3番	中平麻衣	12番	笹岡優
4番	西村剛治	13番	濱田百合子
5番	西山潤	14番	山崎龍太郎
6番	森田雄介	15番	利根健二
7番	山崎眞幹	16番	小松紀夫
8番	小松孝	17番	村田珠美
9番	舟谷千幸	18番	山本芳男

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	依光晃一郎	建設課長	野村文紀
副市長	村上真祥	農林課長	川島進
総務課長	竹崎澄人	商工観光課長	石元幸司
企画財政課長	佐竹教人	環境課長	依光伸枝
高齢介護課長	中山繁美	管財課長	三谷恵司
健康推進課親子すこやか班長	川渕美香		

【教育委員会部局】

教育長	白川景子	教育振興課長	一圓まどか
教育次長兼学校給食センター所長	中山泰仁	生涯学習振興課長	黍原美貴子

【消防部局】

なし

【その他の部局】

なし

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	一圓幹生	議会事務局書記	今井沙織
議会事務局書記	横田恵子		

市長提出議案の題目

なし

議員提出議案の題目

なし

議事日程

令和5年香美市議会定例会12月定例会議事日程

(審議期間第14日目 日程第4号)

令和5年12月14日(木) 午前9時開議

日程第1 一般質問

- ① 5番 西山 潤
- ② 11番 山崎 晃子
- ③ 14番 山崎 龍太郎
- ④ 1番 有光 収三

会議録署名議員

11番、山崎晃子君、12番、笹岡 優君(審議期間第1日目に審議期間を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長(山本芳男君) おはようございます。ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程はお手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして、順次質問を許可します。

5番、西山 潤君。

○5番(西山 潤君) みんなの願いを届けたい、日本共産党の西山 潤です。議長の許しを得ましたので、通告に従い、一問一答方式で質問させていただきます。

大きな1番、よりよい教育のための条件整備についてです。

この質問は、昨年10月、初当選後の最初の質問としても取り上げさせていただきました。そのときには、本市の取組を白川教育長より丁寧に回答していただきました。ただ、1年後の変化を問うという意味もありますので、再度の質問をさせていただきます。

私は、教職員の時代からずっと、教育科学研究会という全国組織に所属し「教育」という機関誌を毎月取っているわけです(資料を示しながら説明)。本年11月号は、ちょうど「学校の働き方改革クライシスからぬけ出す道へ」という特集でした。その中に特に心を打たれた言葉がありましたので、最初に紹介します。ボードを何枚作るかと私に聞いてきた人もおりまして、楽しみにしている人がおると思ったので、また頑張ってボードに書いてきました。「真に理性的な社会では、我々の中で最も優秀な者が教師になり、それ以外の者はほかの仕事で我慢せざるを得ないだろう」これは誰の言葉か、もちろん私の言葉ではありません。これは、リー・アイアコッカ、この方はアメリカ自動車業界の伝説的経営者だそうです。知る人ぞ知る有名人なんだそうです。私はあまりこの方のことは知りませんが、ただ、この言葉には大変共感するものです。また、学校や教育に直接関係のない方なのに、本当によく分かっているんじゃないでしょうか。ここまで自分の思いを述べて質問に戻ります。

教育振興課にいただいた資料によりますと、市内10校教職員の1か月当たり時間外在校平均時間は、令和3年度が44時間38分、令和4年度が42時間27分、令和5年度が39時間33分と、着実に減ってきております。この数字は、本当に素晴らしいと思います。特に、昨年度と今年度を比べてみますと、約3時間も減少しています。

そこで、①の質問です。

これまで、どのような手だてや工夫で時間外勤務が減ってきたと考えていますか。

○議長(山本芳男君) 教育長、白川景子さん。

○教育長(白川景子君) おはようございます。西山議員の御質問にお答えいたしま

す。

超勤時間減に対する手だてや工夫につきましては、これも喫緊の課題として重点的に取り組んでおるところでございます。勤務45時間を超える学校への業務支援員の配置、夏季・冬季休業における日直を置かない日の設定、定時退校日の設定、学校預かり金の口座引き落とし、これによりまして学級担任が現金を扱う業務はもう一切なくなりました。留守番電話の運用、平日午後6時以降は教育委員会で電話等を受ける仕組みにいたしまして、学校等は留守番電話で対応させていただいております。保護者向け連絡ツールアプリ「すぐる」の活用、出退勤を記録し個人の勤務時間を明確にすることで、教職員の意識向上につながるとともに、学校長が勤務時間を把握し、必要に応じて面接を行い、注意喚起を行うという取組、そして、組織の見直しや行事・研修などの精選、今年度も思い切って、インクルーシブ教育は残しましたけれども、それ以外に県でも研修を行っているものにつきましては、市の研修はもうほとんどカットをいたしており、校内研修を充実させていただく方向に転換いたしました。ICTの活用により、クラウド上などでの情報共有や伝達で会議を縮小するなど、多様な改善策により取り組んでおるところでございます。けれども、学校現場の校長先生を初め、先生方が工夫して一緒にチームでこのことに取り組んでくださっていなければ、こういうふうに数字には出てこないと思いますので、学校がしっかり頑張ってくれていると認識しております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 5番、西山 潤君。

○5番（西山 潤君） 確かに、口座引き落としなどによって、集金業務とか、本来の教師の仕事を考えたときに軽減、また削減できるものを減らしていただいていると、非常に重要な点だと思っております。

そこで、もう一つ、教育振興課から、働き方改革アンケート、令和4年度6月実施との比較という資料をいただきましたので、それを基に幾つかの質問を私がピックアップした表がこれです（資料を示しながら説明）。昨年6月と今年6月に市内全校の教職員にアンケート調査をしたものです。これによりますと、勤務時間を意識している方が、昨年の80%から今年は85%、業務を組織的に改善を図っているが、83%から86%、手助けを気兼ねなく頼めるが、84%から92%、働き方改革が進んでいるが、69%から72%と、どの項目も非常にこの1年間の変化を感じられます。特に、3番目の手助けを気兼ねなく頼めることは、非常にいいことだと私は思っております。また、勤務時間を意識するという最初の質問も、私自身、恥ずかしいですけれども、いい意味でも悪い意味でも、ちょっと勤務時間を余り意識せずに学校へ行っていたということがありますので、これも非常に改善されていると受け取ったわけです。

ところが、先ほどのボードには書きませんでした。もう一つ質問がありまして、忙しさを感じるかという質問に対しては、昨年の97%から今年の94%と、少し減っていますけれども、まだまだ94%の方が忙しさを感じているということでございます。

ぜひ努力と改善を続けていただきたいと思います。

②の質問です。

具体的には、何が時間外勤務時間を多くしている要因とお考えですか。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） お答えいたします。

働き方改革は、教員の意識改革ともいえる側面があるように、私自身の経験や西山議員が今おっしゃった経験上の中からも、思うところがございます。ところが、学校の現状は、時代の変化とともに、学校で取り組むべき課題や学習内容が多様化してきております。メリ張りのある取組方法やチームで役割を担うこと、情報をいかに活用して合理的に取り組むかといった、働き方の質的な転換が求められている、今が大きな転換期、過渡期とも言える状況にあるのではないかと認識しています。また、生徒指導上の課題も多様化してきておりまして、このことも一つの要因として考えられます。

こういったことにつきまして、一つ一つ実態を詳細に把握し、先生方の働き方にしっかりと、学校は充実して楽しいと思ってくださっている先生方は、たくさんおいでであると思っておりますけれども、先生方や学校の実態に合った支援があるはずでございますので、これからも精いっぱいそこを探して取組を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 5番、西山 潤君。

○5番（西山 潤君） ③に移ります。

①、②とも関係しますが、さらなる勤務条件改善に向けての具体的手だてとして、どのようなことを考えておられますか。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） お答えいたします。

ここに来ては、やはり物理的にしっかりと変えていくことが今大切ではないかということで、教育委員会といたしましては、資料としてお示しさせていただきましたが、早出遅出勤務の本格導入、今年度はちょっと試験的に導入させていただきましたが、これを活用すると働き方改革につながるという実績も、若干いただいたところもございますので、本格導入を教育委員会にも諮りまして、取り入れていく所存でございます。併せて、夏休みの終了時期につきましても検討を始めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 5番、西山 潤君。

○5番（西山 潤君） ぜひそのような具体的手だてをとっていただきたいと思いますと思っております。

④に移ります。

市内教職員の産育休・病休取得者への代替補充状況を、お聞きします。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） お答えいたします。

現状では、教員の補充はできております。

○議長（山本芳男君） 5番、西山 潤君。

○5番（西山 潤君） 分かりました。安心しました。

⑤です。

各校ごとの支援員配置状況と、その種類をお聞きします。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） お答えいたします。

市費で配置しております支援員の職種は、図書支援員、教育支援員、ICT支援員、学力向上支援員、教員業務支援員でございます。教育支援員は全ての学校に、教員業務支援員は8校の配置となっております。また、1人で複数校を兼務する職種もございます。各校の状況に応じて配置しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 5番、西山 潤君。

○5番（西山 潤君） ぜひ支援員も配置して、しっかりとサポートしていただきたいと思っております。

大きな2番に移ります。子供の遊び場確保と整備についての質問です。

市長は、常に子育て支援に取り組むと発言しており、心強く思っています。そして、子供の健全育成のためには、時間・空間・仲間の3つの「間」が必要と考えます。

昨日、同僚議員の授業時数に関する質問で、校長会では6時間授業を5時間授業にできる日はしていこうと、やり始めた学校もあるとお聞きしました。大変うれしい思いが私はしたわけですが、子供たちにとっても遊べる時間が増えたという喜びにつながるんじゃないかなと思いました。

そして、空間としての遊び場の充実、これも必要不可欠だと思います。少なくとも私が子供の頃には、遊び場というか広場ですね、ただの広場が結構あったのではないのでしょうか。私は西本町に住んでいましたが、同僚議員とその広場で遊んでいた記憶がございます。整備はされていなかったのが危険なところもありました。また、遊具やアスレチックなどはありませんでしたが、ただの広場で結構仲間と遊んでいたように思います。ところが、前定例会議では、旭町児童遊園の廃止が決定されました。また、11月20日に開かれたこども議会では、大栃中学校の生徒より公園整備の要望が出されました。自然に囲まれた本市ですが、子供たちが安全に遊べる広場は意外に少ないように思います。

そこで、①です。

現在、香美市都市公園条例によると7か所の公園があると思っておりますが、いずれも子供たちが安全に遊べる状況でしょうか。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

香美市都市公園条例で定められております7つの公園は、都市計画区域内にあります、土佐山田中央公園、物部川緑地公園、宝町緑地、黒土公園、旭町公園、宝町公園、泰山公園の7つになります。

子供だけではありません、地域の皆様も安心して御利用いただけますように、委託業者や職員によりまして、日々、管理を行っておるところでございます。また、遊具につきましては、毎月1回、職員による点検を行っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 5番、西山 潤君。

○5番（西山 潤君） ②の質問に移ります。

本市には15の社会体育施設がありますが、利用頻度の少ない施設は、子供の遊び場、または市民の広場として開放できないでしょうか。

少し具体的に言いますと、これが15施設のうちの土佐山田グラウンドです（以降、モニターを示しながら説明）。宝町にあります、この写真にありますように、平日はがっちり門が閉ざされたような形で全く中へ入れません。土日は少年野球等で利用されているようですが、平日は全くといっていいほど利用されていないと。もう少し柔軟に考えていただいて、開放して気軽に入れる場所にしていただけないでしょうかということです。それから、もう一つ、これは泰山公園の横といいますか、土佐山田スタジアムの横にありますゲートボール場です。ススキが生えて、撮った時間も夕方だったんですけど、寂しそうな雰囲気になっております。全く使われている形跡がありません。また、泰山公園の子どもの広場のすぐ近くですので、景観としてもよくないし、防犯上も好ましくないとおられます。ここについても何らかの検討をされたのでしょうか。そのところも含めてお聞きします。

○議長（山本芳男君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 本市の社会体育施設は、使用料を徴収した上で広く市民の皆様にご利用いただいております。利用頻度の少ない施設もございますが、現在、施設予約システムを導入しておりまして、リアルタイムで施設の空き状況を確認し、予約することができるようになっております。

そういうことで、スポーツを行う機会を守るという観点からは、施設の開放は難しいと考えております。いろんな施設は友達同士や家族でも借りることができますので、利用頻度の少ない施設が多くの方に使用していただけるよう、PRしていきたいと考えております。

先ほどの写真にありました土佐山田グラウンドにつきましては、やはり野球をする子供たちのために今主に使っておりますけれども、こちらを利用したい、遊びのためだけの利用にも、予約をしていただいたら活用することはできますので、そのようにして使っていただきたい。

あと、ゲートボール場に関しましては、私がこの職に就く前からゲートボール場を利用していた団体がなくなっておりますので、活用方法を検討しないといけないことは認識しております。体育施設等検討委員会の皆様にもこの現状を見ていただいて、御意見をいただいたりしております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 5番、西山 潤君。

○5番（西山 潤君） ぜひ検討をお願いします。

③に移ります。

この写真が、旧山田保育園跡地です（モニターを示しながら説明）。同僚議員が使用道について前に質問しておりましたが、現在もこのようにロープを張られた状態で、そのまま残っています。使用目的が定まるまで、子供の遊び場として開放してはどうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 現状、子供の遊び場として開放することは考えておりません。

○議長（山本芳男君） 5番、西山 潤君。

○5番（西山 潤君） もし可能でしたら、今後どういう方向にこの跡地がなっていくのか、見通しを教えてくださいたいのですが。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 香美市庁舎とも隣接する土地でございますので、今後のいろいろな計画の中で検討していきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 5番、西山 潤君。

○5番（西山 潤君） ぜひよい方向で検討していただきたいと思います。土佐山田町のここら辺が中心部という形で言いますと、秦山公園はかなり北になります。そして、鏡野公園になるとかなり東ですね。子供の数から言うと、多いのは土佐山田町の中心部ということで、気軽に遊べる広場が少ないように思いますので、私としては、この山田保育園跡地が絶好の場所と考えたわけでございます。結構、耕作放棄地とか、広い庭のある空き家などがありますけれども、そのままにしておけば草木が伸びて大変な状態になることは御存じのとおりです。そこが整備された広場公園になり、子供たちがいつでも安心して遊べる、また、子供たちだけでなく、地域の方、高齢者の方も気兼ねなく集まれる場所が至るところにあれば、これは朝ドラ「あんぱん」も始まる香美市の大きな魅力になると思いますが、市長、そこをもう一回お願いします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 子供たちが遊べる場所をつくることは非常に重要であると思っておりますし、いろいろな方法で子供たちがいろんな体験をできることを考えていきたいと思っております。

また、自然環境も非常によいところでありますので、いろいろな香美市の自然にも触れていただける、子供たちの楽しめる香美市でありたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 5番、西山 潤君。

○5番（西山 潤君） 大きな3番に移ります。加齢性難聴者への補聴器購入補助制度についてです。

昨年10月、私の質問に対して、市長はヘレン・ケラーの言葉を引用されて、聞こえの大切さについて答弁してくれました。私は大変感動いたしました。また、昨日は、同僚議員より手話言語条例の制定を求める質問がありました。バリアフリー社会へ向けての重要な一步であると思い、聞きました。私のこの質問も、誰にでも起こる加齢性難聴に対して、バリアフリーな社会への一步となる重要な質問と考えますので、よろしくお願い致します。

そこで、この本ですが、かみーるで借りました。「学研、まんがでよくわかるシリーズ121、耳と補聴器のひみつ」です。児童向けに書かれた本ですが、大人に対しても非常によく分かる内容になっていますので、紹介します。

まず、「聞こえの程度はどうやって表すの？」というページです（モニターを示しながら説明）。音の大きさや耳の聞こえの程度、いわゆる聴力は、デシベルという単位で表します。最も小さい音をゼロデシベルとし、そこから数値が大きくなるほど聴力が低下していることを表します。資料の真ん中の絵で表されていますように、25デシベルを超えると軽度難聴、ささやき声が聞き取れないというレベルです。40デシベルから中等度難聴、ゆっくり大きな声で話すと聞き取れる。そして、70デシベルを超えると高度難聴、耳元で大きな声で叫ばんといかんレベルです。さらに、90デシベル以上は重度難聴です。両耳の聴力レベルが70デシベル以上、または、片耳90デシベル以上でもう片耳が50デシベル以上という方は、障害者認定を受けて身体障害者手帳が交付され、様々な福祉サービスを受けることができます。

ここでいう加齢性難聴は、70デシベル未満の方への補助制度を想定しております。

資料の下に、聞こえにくさが出始める身近な音の大きさがあるて分かりやすいのですが、その中で2番目に、新聞をゆっくりめくる音が30デシベルとなっております。つまり、新聞をゆっくりめくる音が聞こえにくい方は、もう既に難聴になり始めていると思われる。

そこで、次の資料ですが、この漫画にありますように、加齢性難聴は、個人差はありますが、30代から聴力の低下が始まっています。下の年齢別による聴力変化のグラフを見てください。「（男性）」と書いてありますが、実際、男性のほうが女性より聴力低下が早いそうです。そのため男性のグラフを示していると思われる。見てもらったら分かりますように、50歳、60歳、70歳とどんどん高い音が聞こえにくくなるわけです。身近な音で言いますと、蚊がブーンと飛んでくる羽音、こういうのが高い音ですね。若い人はよく聞こえるので蚊をやっつけられるけれども、この音が聞こえにくく

なったら知らん間に血を吸われているという事態になるわけでございます。

そこで、補聴器の出番となるわけでございますが、次の資料にありますように、補聴器には、耳あな型、耳かけ型、ポケット型の3種類があり、現在最も多く使われているのは、耳かけ型で60%、次に耳あな型が35%、ポケット型は一番少なくても5%となっています。最近、新聞に折り込まれていたこのチラシによりますと（資料を示しながら説明）、主流となっている耳かけ型は、両耳買いますと14万円から45万円、耳あな型は両耳で15万円から48万円、非常に高価な物になっております。

そのため、このボードを御覧ください。これは、日本補聴器工業会の2022年調査による、難聴者人口における補聴器所有率の各国変化の棒グラフです。見てもらったらもう一目瞭然、デンマーク、イギリス、フランス、ドイツなどが半分近くの方が持つおのに対して、日本は難聴であるにもかかわらず15%の人しか補聴器を使っていないわけです。

そこで、この間、大きな変化が起きていることを紹介したいと思います。

本年度より、いの町、四万十町、土佐清水市、仁淀川町で、補聴器購入補助制度がスタートしました。現時点で私の知り得た情報によりますと、いの町は3万円の補助で対象は65歳以上のどなたでもいいと、仁淀川町は2万円の補助で65歳以上のどなたでもいい、四万十町と土佐清水市は5万円と金額は高いですが非課税世帯の方に限るということで、それぞれ申請数と助成数が出ているわけでございます。どなたでもいいとしたいの町なんかは、申請30人で30人全員に助成されて、もうこの12月でいっぱいになったので打ち切りとなったそうでございます。仁淀川町も10人で全員。四万十町は29人に対する19人、土佐清水市は16人に対する12人ということで、非課税世帯対象ですので、非課税世帯ではない方からの申込みがはねられたということがあるようでございます。

私は、金額が少なくてもいいですので、とにかくきっかけづくりという意味で、全世帯を対象にした制度にしてもらいたいなと思っているわけでございます。

さらに、土佐町は来年度4月からスタートすることを決めています。高知市も、11月の市民団体の要請に対して、健康福祉部高齢者支援課は、令和6年度からの制度創設に向けて予算要望を進めていくと回答しました。ところが、正直に申しますと、その後、高知市は財政当局よりストップがかかり、制度創設にはならないようです。

本市でも、9月19日に市民団体が制度創設を求める署名761筆を、市長に届けました。そのとき市長からは、来年度予算に反映できるか、担当課に指示しているとの回答があったそうです。補聴器のさらなる普及は、高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制につながるものと考えられます。

①です。

市民の健康寿命を延ばす政策的効果は極めて高いと考えますが、本市で導入する考え

はないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） 西山議員の御質問にお答えいたします。

本市で加齢性難聴者への補聴器購入補助制度を導入することは、現在考えておりませんが、聞こえないために交流の場から遠ざかる方がいることは事実ですし、介護予防の観点からも聞こえは大きな要素であると思います。ただし、補聴器を購入すれば完全に聞こえるというのではなく、正しく使用できるようになるためには努力も時間も必要だと聞いております。

本市で昨年12月に実施いたしました介護予防日常生活圏域ニーズ調査におきまして、補聴器を使用していない理由を聞いたところ、使用しなくても何とか生活できているからという回答が8割程度となっております。聞こえについては、専門医の受診や補聴器使用についての正しい知識の普及啓発等が必要であると思いますので、今後、加齢性難聴と補聴器をテーマにした、介護予防講座などを検討したいと考えております。また、補聴器の説明相談会は、12月7日にも土佐山田町で民間企業が行ってございましたので、そちらのほうも活用いただければと思います。

補聴器購入補助制度につきましては、市長会におきまして、国としての制度創設要望も行っておりますので、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 5番、西山潤君。

○5番（西山潤君） 確かに、補聴器がどういう物で、どんなふうに音を捉えるかということについては、身近なもので言いますと、眼鏡は皆さんよく御存じなんですけれども、補聴器についてはあまりにもなじみが薄いということがあると思います。

私は地域に秦山老人会がありますが、そこへも参加しておりまして、最年少の会員だと言われておりますが、その場で補聴器について聞きますと、ああ、あのテレビショッピングでやっているやつねと、テレビショッピングで女優の誰々さんも御愛用とかいう非常に安価な物、あれは集音器と言うそうですが、あれと勘違いしておられる方がおります。補聴器はあくまでも医療機器になるわけでごさいます、ただ買うだけではなくて、調整して耳に慣らせる、そしてもちろん専門医の受診が必要でございます。

②に行きます。

先ほど課長から言われたように、気軽に聴力検査のできる場を設定できませんでしょうか。

○議長（山本芳男君） 高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

聴力検査の実施には、外部の音が遮断できる静かな環境や、専門機器とそれを扱える専門職が必要であるため、医療機関などで検査することが望ましく、市主催の聴力検査等の実施は考えておりません。目が見えづらくなれば眼科を受診したり、眼鏡をかける

のと同じく、耳の聞こえづらさを感じたら医療機関に相談や受診をするように、啓発を行っていきたいと考えております。加齢性難聴につきまして啓発を行うことは、高齢者が自らの聴力について正確な認識を持ち、加齢性難聴に対する理解を深め、その後の適切な対応やケアにもつながります。啓発を通じて周囲の人々も理解を示し、配慮を行うことが期待できます。目や歯の不調と違って聞こえづらさを初期に自覚しにくかったり、補聴器の使用に抵抗感がある方もいらっしゃると思いますので、今後の啓発により、加齢性難聴や補聴器についての正しい知識の普及に努めてまいります。

また、民間主催により無料の聴力検査を実施する場合につきましては、中央公民館とか、基幹集落センター、奥物部ふれあいプラザなども利用できますので、問合せがあれば御紹介していただければと思います。

以上です。

○議長（山本芳男君） 5番、西山 潤君。

○5番（西山 潤君） 民間主催により、中央公民館、基幹集落センター、奥物部ふれあいプラザなどで聴力検査ができるということで、大変うれしく思っております。

ぜひ、市長のお考えも聞かせてください。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 議員からお話がありましたように、この加齢性難聴への対応は、市としてこれまでも検討してきましたし、私自身も勉強させていただきました。議員御紹介のとおり、15万円から50万円近くかかる高価な機器でございますので、やはりメンテナンス等、買ったなら終わりということではなくて、非常に手間もかかるということも分かってまいりました。

そういう意味では、課長からも御答弁させていただきましたが、まずは補聴器を広く知っていただく必要があると考えておまして、加齢性難聴と補聴器をテーマにした介護予防講座をまずスタートして、そして私自身としましては、やはり国の支援がなければなかなか高知県内で最大でも5万円補助で、10万円から何十万円かは自己負担が要りますので、そういったことも含めまして、国で補助できないかということで、しっかりと要望もしていきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 5番、西山 潤君。

○5番（西山 潤君） 確かに、国の支援というものはもう大前提として私も必要と思っておりますので、その上で、先ほど介護予防講座のお話がありました。ぜひこれからの耳に対する具体的な取組で、香美市が介護予防先進地となることを願ひまして、以上で私の全ての質問を終わります。

○議長（山本芳男君） 西山 潤君の質問が終わりました。

次に、11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 11番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は、住民の皆さんの声を大切に、その思いを真っすぐ届けられるよう、丁寧な質問に努力い

たします。率直で誠実な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い質問いたします。

本日の質問は、大柘中学校の山村留学について、給食費の無償化について、産後ケア事業について、森林資源を生かす取組についての、4項目をお伺いいたします。

初めに、1番目、大柘中学校の山村留学について、お伺いいたします。

①です。

大柘中学校の現在の生徒数は22人で、1年生が5人、2年生が8人、3年生が9人となっています。2年生、3年生が卒業するときになると、生徒数は激減してしまいます。大柘小学校の全校児童は16人であり、現在は1・2・3年生、4・5・6年生が複式授業になっています。児童・生徒数の減少が続いており、状況は大変厳しくなっています。

こうした状況の中、大柘保育園及び小学校、中学校等活性化検討委員会より答申が出され、本年度から特認校制度がスタートしました。また、来年度からは大柘中学校の山村留学の受入れがスタートします。11月5日にはオープンスクールが開催され、授業参観、学校説明、寄宿舎見学が行われ、ホームページには山村留学の案内や、学校の紹介、取組などが掲載されています。募集要項では、11月までに提出書類による審査を実施し、12月中に面接による選考になると聞いていますが、これまでの問合せや応募状況などがどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 現在のところ1人の応募がっております。11月5日に大柘中学校で山村留学のオープンスクールを行いまして、2組の御家族の参加がありました。1組の方はその応募のあった1人の方ですが、現在中学1年生で来年度からの山村留学を希望されております。もう1組の方は現在小学5年生で、再来年度に山村留学をしたいということでの参加と聞いております。

電話等での問合せにつきましては、4件程度の問合せが教育委員会にっております。以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 1人の方が申込みされたということで、ちょっと私も心配をしておりましたけれども、最初ですので徐々に増えていけばいいと思うんですけれども、主に募集に関してはホームページによる案内かと思うんですけれども、今後については、募集の情報発信について、何か考えていることがあればお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 議員のおっしゃるとおり、ホームページに掲載しております。また、大柘中学校のホームページでも上げておりますし、あと、いなかみのホームページ上でも、山村留学の検索ができる形になっております。

パンフレットも作成いたしましたので、四国内の高松市であるとか、松山市、徳島市

の教育委員会に出向きまして、パンフレットを各学校に送っていただくようなことも行っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） いろんな機会を通じて情報発信していただきたいと思えます。空き家相談会など、また、市長が出張されたときなどにもお話ししていただければと思えます。

それでは、②の質問に移ります。

来年4月からの山村留学に向けて、教員住宅を改修して寄宿舍が完成しました。私も中を見学させていただいたんですけれども、個室で家庭的な雰囲気のあるお部屋でした。大変快適に過ごせるんじゃないかと思えましたし、寄宿舍が「どちっこハウス」と言っていて、本当に親しみやすいネーミングになっていまして、いいなというふう感じたわけなんですけれども。

留学生が安心して学校生活を送れるよう、山村留学全般にわたって生徒の受入れ体制についてお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 寄宿舍につきましては、指導員2人、寮母1人、調理員2人の体制で運営していくように考えております。また、大栃中学校に寄宿舍の舎監の先生が配置される予定です。

なお、事務局としましては、物部支所の物部分室に置くことができると考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そうしたら、今言われた調理の方とかは、これから募集をかけてということになるかと思えます。また、物部分室に事務局ということも言われたんですけれども、体制的には可能な状態でしょうか。ちょっと心配なところもあるんですけれども、その点をお聞きします。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 現在、香北分室の室長が兼務で物部分室の室長も行っております。分室の職員は正職員が1人、会計年度任用職員が1人という形にはなっております。このままの状態ではちょっと難しいかもしれないと思えますので、増員要望はまた人事とも相談していきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 課長からもお話がありましたので、物部分室職員の増員も検討していただきたいと思えます。

地域の受入れについては、どういった体制になっていますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 地域学校協働本部や学校運営協議会が行われる際には出席をしており、山村留学の進捗状況を随時報告しております。その場での委員からは、自分たちでできることは協力していきたいというお話はいただいております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 4月からに向けて、徐々に体制を整えていただいているということで分かりました。

学校では、親元を離れての山村留学になるんですけれども、ホームシックになったりとか、それからあといろいろな友達関係とか、学校のこととかで悩んだりも出てくるんじゃないかと思うんですけれども、そんなときにお話を聞いたりとか、一緒に解決していく悩みを相談できる体制も重要になってくるかと思うんですけれども、そういったことも含めて、十分な体制で臨んでほしいと思いますが、教育長の見解をお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） お答えいたします。

山村留学で入ってこられる子供は、県外からこの高知県香美市物部町に入学していただくこととなります。山崎議員が言われたように、寂しい思いや悩みがあったときに誰かに相談できる体制につきましては、これからはもしっかり整えてまいりたいと思います。まず、個別のことにはなりますけれども、当該校の管理職には専門性の高い職員を現在配置しております。それから、生徒は、多く子供たちに来ていただくことを大変心待ちにしております。子供たちが助け合う力というのが、私は最も大きいと思っております。「どっこハウス」という寮の名前も、大栃中学校の子供たちがみんなで話し合って決めた名前でございます。そういったことなどからも、子供たちが話し合いをしながら受入れ体制を整えておる状況でございます。

教育委員会も、それから地域の皆様方も、大変支援していただいておりますので、みんなで力を合わせてよりよい学校をつくっていきたいと思っております。どうぞまたよろしく願いいたします。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 「どっこハウス」が早くいっぱいになって、そして、子供たちに楽しく大栃中学校で学んでほしいと思いますので、どうぞ引き続いてよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、2番目の質問に移ります。給食費の無償化についてです。

公立の小・中学校で給食費を無償にする動きが広がっています。給食は、明治時代、貧困家庭の子供の栄養を改善するため、福祉的な視点で推奨されました。そして、1954年には学校給食法が制定されましたが、給食の提供は努力義務であり、食材費は保護者の負担と規定され、これを根拠に給食費を徴収してきたものだと思います。

文部科学省の調査では、2021年度の年間給食費は、公立小学校で約4万9,000円、公立中学校で約5万6,000円となっており、保護者にとっては負担が重く、しかも削ることができません。ほかにも、教材や修学旅行などにかかる家庭の支出は、公立小学校で約6万6,000円、公立中学校で約13万2,000円になるそうです。このように、保護者が負担をしながら全体像が見えにくい教育支出を、隠れ教育費と呼んでいるそうですが、給食や教材以外に調理実習の食材や制服、ノートなどにかかる費用など多岐にわたり、子育てにかかる負担は重いものがあります。

本市の給食費は、現在、小学校は月4,726円で、中学校は月5,168円となっています。できるだけ地元で採れた食材を利用するなどして、質のよい給食を提供していると認識しています。現場では、食材費などの高騰に対して質を落とさないよう、やりくりを苦慮してきたのではないかと思います。今定例会議では食材費の追加予算が計上され、市長は、子供たちにはしっかりと質のよい給食を提供したいと述べられ、大変心強く思いました。しかし、無償化は今のところ考えていないということでした。政府が今年6月に公表した「こども未来戦略方針」には、無償化に向け自治体の実態調査実施が盛り込まれました。今後も、成長期にある子供たちに質のよい給食の継続を求めるとともに、国の動向に対する認識を、お伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 教育次長兼学校給食センター所長、中山泰仁君。

○教育次長兼学校給食センター所長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

学校給食法第2条第1号から第7号では、学校給食を実施するに当たって達成されるよう努めなければならない、7項目の目標を定めております。第1号の適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ることを達成するためには、良質な給食の提供を継続することが欠かせないものと考えます。

政府は、6月に閣議決定した「こども未来戦略方針」で、学校給食費の無償化に向けて、学校給食の無償化を実施する自治体における取組実態や成果、課題の調査、全国ベースでの学校給食の実態調査を速やかに行い、1年以内にその結果を公表するとしております。その上で、小・中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め、課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討すると述べております。12月11日、第8回こども未来戦略会議でまとめられた「こども未来戦略」の素案でも、この記述が踏襲されております。政府はこの素案をもとに、年内にも「こども未来戦略」を閣議決定するとのことでありまして、引き続き動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 国の動向を見てということになってくると思うんですけども、この給食費は、子育て支援の一環とか、今回の食材高騰もあって、無償化にしているところも出てきているわけです。憲法第26条で、全て国民は等しく教育を受ける権利を有する。そして、義務教育はこれを無償とするということで明確にうたわられてい

ます。これは基本的人権の中でとても大事な権利になっていますけれども、生育期における学校給食は、栄養摂取、健康保持はもちろん、食事のマナーや食材、調理への理解など、食文化を身につける体験でもあり、調理員への感謝も含め、食育として位置づけられているところだと思います。そういうことを考えますと、今家庭での孤食とか、朝食を食べてこない児童もおいでるようですので、学校での給食の役割は今とても大事になってきているんじゃないかと思います。財源もありますけれども、本来は憲法の理念、子供の生存権として保障されるべきものではないかと思うところです。質を保つということが非常に大事なことだと思うんですけれども、そのことについての認識を、お伺いしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 大丈夫ですか。

教育次長兼学校給食センター所長、中山泰仁君。

○教育次長兼学校給食センター所長（中山泰仁君） お答え申し上げます。

義務教育諸学校における学校給食費を保護者負担とすることと、憲法第26条に規定する義務教育無償の原則との関係につきましては、義務教育無償の規定の意義及び学校給食費の性格から見て、学校給食費を保護者等の負担としてこれを徴収することは違憲とはならないと解されておることが、これは昭和39年の最高裁判決で出ておることを申し上げまして、お答えとしたいと思います。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 違憲ではないですけれども、国会でもそういった論戦があって、全額補助を自治体が行うことについては法的に問題はないというような、文部科学大臣の答弁もあつたりしています。国で協議をしていくということですので、その動向を私も待ちたいと思います。引き続き、質のよい給食をお願いしたいと思います。

それでは、3番目の質問に移ります。産後ケア事業について、お伺いいたします。

産後ケア事業は、産後間もない母子に対して、心身のケアや育児のサポートを行う事業です。産後ケア事業には、宿泊・通所・訪問などのサービスがあります。産後ケア事業を利用すると、助産師や保健師などの専門職から適切な助言を受けることができます。また、赤ちゃんと一緒に過ごしたり、休息を取ったりすることもできます。産後1年間を対象と限定し、宿泊の場合の利用期間は原則7日以内とされていますが、市区町村が必要と認めた場合は延長することができます。利用料は自己負担が必要になるようですが、自治体により異なっています。育児不安や心身に不調がある場合だけでなく、支援を必要とする人は誰でも受けられます。

私は、先日、同僚議員と一緒に、10月20日付の地元紙に掲載されていました産後ケア施設「はぐあす」にお伺いいたしました。「はぐあす」は、昨年8月に高知市朝倉にオープンしました。通所利用は午前10時から午後4時で昼食つきです。2階には5つの個室やバスルームがあり、母親は子供を預けた後、部屋でくつろいだり、助産師に

育児相談をしたり、希望した過ごし方ができるようになっています。この施設は、高知市、南国市、土佐市、大豊町など11市町と契約し、サービスを提供しているということですが、昨年8月から今年3月までの利用実人数は125人で、通所は延べ338件、宿泊が延べ62件と聞きました。また、今年4月から8月の5か月間の利用者は、通所375人、宿泊67人、訪問80人と、いずれも前年度の年間数を大きく上回っているそうです。高知市では、昨年7月以降、「はぐあす」のような専門施設のほかに、産婦人科や助産院も院内に開設しており、このような施設は高知市内で現在8か所になっています。宿泊事業は、南国市の施設と合わせ、高知市民は4か所で利用できるそうです。

そこで、①の質問に移ります。

本市の乳児を育てる親も、このような施設が利用できると安心して子育てができるのではないかと思います。このような施設が本市にも必要ではないかと強く感じたところです。見解をお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 健康推進課親子すこやか班長、川渕美香さん。

○健康推進課親子すこやか班長（川渕美香君） お答えいたします。

核家族化、少子化などの環境変化や、出産可能施設の減少による産後の入院日数短縮化により、体調の回復や育児技術、母乳育児のスキルを十分に得る前に退院となるなど、出産・育児を取り巻く状況は変化しています。支援者の不足、赤ちゃんが泣くことへの対応、産後の睡眠不足などから心身の不調を来す場合もあり、産後早期から、体力の回復と心身ともに安心して育児が行えるサポートとして、産後ケアの必要性は高まっていると考えています。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 新聞報道にもありましたし、この「はぐあす」でもお聞きしましたけれども、こういう施設があることによって、そこを利用し、リフレッシュして、また子供と接することができるということで、本当にこういう施設ができたことは大変いいことだと思います。必要性も十分分かっていただいているということです。

それで、②の質問に移ります。

産後、安心して子育てができる支援体制を確保することは大変重要ですが、本市の現状はどのようになっているのでしょうか、併せて、自己負担額についてもお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 健康推進課親子すこやか班長、川渕美香さん。

○健康推進課親子すこやか班長（川渕美香君） お答えいたします。

香美市では、令和元年11月から訪問型産後ケアを、令和2年7月から宿泊型産後ケアを実施しています。訪問型産後ケアは、在宅の助産師をその都度雇用しており、利用実績としましては、令和元年度に3人、令和2年度に2人、令和3年度に3人、令和4年度はゼロ人でしたが、令和5年度は11月までで5人が御利用になっています。宿泊

型産後ケアにつきましては、J A高知病院、アニタ助産院と委託契約を結んでおりましたが、本年11月から新たに浅井産婦人科とも委託契約を結びましたので、現在3施設が利用できます。利用実績としましては、令和2年度、令和3年度は利用の方はおいでませんでしたけれども、令和4年度に4人、令和5年度は現在のところお一人が利用されています。

自己負担額につきましては、訪問型産後ケアの場合は、課税世帯が1回500円、非課税世帯・生活保護世帯は無料となっています。宿泊型産後ケアの場合、1泊目が課税世帯で5,000円、非課税世帯で2,500円、生活保護世帯で1,200円、2泊目以降は、課税世帯で1泊4,000円、非課税世帯で2,000円、生活保護世帯で1,000円となっております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 11月から浅井産婦人科とも契約したということですが、宿泊の利用が令和5年は5人とちょっと増えているのかな。十分情報提供はされているのかということと、それから、浅井産婦人科は訪問と宿泊で通所がないわけですが、この点について、浅井産婦人科は通所もしていると思うんですが、契約として通所もするのかどうか、その点をお聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 健康推進課親子すこやか班長、川渕美香さん。

○健康推進課親子すこやか班長（川渕美香君） お答えいたします。

通所型の委託契約については、現在検討しているところです。なお、高知県内で宿泊型を実施されている施設は4か所です。また、「はぐあす」との委託契約についても検討を行っているところです。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） よかったです。いろんな選択肢があつていいと思いますし、通所もぜひしていただきたいと思います。自己負担は自治体によって異なるようですので、この負担が重くならないようお願いしたいと思います。

そうしたら、4番目の質問に移ります。最後の質問になりますけれども、森林資源を生かす取組について、お伺いいたします。

本市の森林率は87%になっており、うち71%が人工林となっています。国の政策で昭和30年代に植えた木は利用期を迎えましたが、林業従事者の高齢化や木材の自由化などにより、山の手入れが行われなくなり、山への関心も薄くなりました。人の手が行き届かなくなった山林は荒廃し、近年の集中豪雨などによる災害へとつながっています。森林には、私たちの生きる命の源である水源として重要な働きがあり、ほかにも地球温暖化防止の点でも重要なCO₂の吸収など、多面的な働きがあります。荒廃した状態をそのまま放置すれば、将来、命の水を得ることが難しくなるという事態にもなりか

ねないと考えると、川の上流に暮らす者の一人として大変心配しています。山の現状についての認識と、本市の林業政策について、市長の見解をお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 香美市にとりまして森林資源は財産であり、次世代にしっかりと残していかなければなりません。国・県とも情報交換をして、今後とも森林資源を守っていく努力を続けてまいります。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 市長からは、しっかりと引き継いでいくというお言葉をいただいたんですけども、山の現状についてはどういうふうに、今、捉えておられるでしょうか。

○議長（山本芳男君） 暫時休憩します。

（午前10時19分 休憩）

（午前10時20分 再開）

○議長（山本芳男君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

反問を許可します。

市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 山の認識について、どういった観点からなのか。川上、川中、川下とありますし、また、自然環境のことなのか、林業の業としてのことなのか、どういった視点かを、まず教えていただければと思います。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 今の山の状態ですね、自然環境の状態をどういうふうに捉えられておられるのか。その山の現状ですね。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 自然環境ということございまして、当然、今、森林整備が行き届いていないところがございます。そういう意味では、間伐であるとか、しっかりと山の状況をよくしていくことが重要であると思っております。例えば、森林が荒廃してまいりますと、大雨が降ったときに土砂の流出もございます。そういったことが、永瀬ダムであつたら堆積土砂が増えることにもつながってまいります。

また、環境の中で、例えば鳥獣対策、鹿の対策もございます。鹿が増えることによって下草をどんどん食べていくと、やはり土砂がそのままになりますので、そういった意味では鳥獣対策も重要であると思っております。

さらに、カーボンオフセット、CO₂の課題も重要でありまして、そういう意味では、山をしっかりと維持していくこと、そして、CO₂の吸収源としての山も、世界的に重要とされているところであります。

森林環境税という税も日本においては導入されますので、香美市としましても、そう

いった森林環境税も生かしながら山を守っていく努力を続けてまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 山の現状でお聞きいたしました。やはり水の問題が大きく、もう非常に私も気になるところでしたので、ちょっと詳しくお話を聞かせていただきました。

それでは、②の質問に移ります。

私たち産業建設常任委員会では、10月26日、27日の2日間、行政視察に行ってきました。

視察先の一つは岡山県西粟倉村です。私は、地域を訪問する中で、いつも山の荒廃が気にかかるとともに、この森林を何とか活用できるようにならないかと思っています。しかし、山の木を切って出そうとしても、手元にお金が入るところか、お金を出さんといかん。苦勞して植えたのに何にもならんという山主の声を聞きます。何か方法はないかと考えてみても、これといった対策が思い浮かばないのが現状です。そこで、森林を生かした取組をしている西粟倉村を知り、視察に行ったものです。

ここで、西粟倉村の取組を少し紹介させていただきます。

西粟倉村は、住民アンケートの結果を受けて町村合併をせず、自主自立をすることを決断し、93%の森林を生かした村づくりを進めています。「約50年生にまで育った森林の管理をここで諦めず、村ぐるみであと50年頑張ろう。そして美しい百年の森林に囲まれた上質な田舎を実現していこう」を目標に「百年の森林」構想を着想しました。国の補助事業などを活用し、村が主体となって森林整備を進める仕組みを構築しています。村内の持続可能な森林活用を目指すために、村は計画的な森林整備を行い、民間は住宅への活用や、木製品の作成・販売、間伐材や木質バイオマスの活用などを行っています。これにより都市部から人材を呼び込み、100人以上の雇用が生まれています。

後ろの方に資料をつけております。ちょっと番号は振っていないですけども、1枚目です。百年の森林事業全体概要図を載せてます。西粟倉村は森林所有者と契約を結んで森林整備をしていくというところで、実際は、株式会社百森に再委託をして、いろいろな事業を展開している。村のすること、それから民間のすることをすみ分けた仕組みを構築しています。株式会社百森では、地域おこし協力隊の方に来てもらって、役場で1年間、林業・百森事業について学んで、その方が独立してここの運営をしています。そして、この仕組みをつくって100人以上の雇用が生まれ、また関連企業の総売上高は1億円から13億円にまでなったというお話もお聞きしたところです。

西粟倉村は人口1,354人で面積は57.97平方キロメートル、9割が森林で、そのうち8割が人工林と聞きました。人口は物部町と同程度ですが、面積や山の形状などに違いがあっても、森林資源を生かす取組は本市でも参考にできるのではないのでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えいたします。

議員も紹介されましたように、岡山県西栗倉村では「百年の森林」構想に取り組みられておりました。その中で、村ぐるみの森林資源を生かした村内での林業関係の雇用創出は、定住人口の促進にもつながり、本市でも参考にできるのではないかと感じました。また、当初は森林所有者から森林を預かり、村が行っていた森林の集約、管理事業を民営化したことなどは、森林管理の一つの方法として大変参考になりました。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 本市でそっくりにとはいかないと思いますけれども、仕組みをつくって森林資源を何とか生かそうというこの取組は、非常に私も勉強になったところですよ。いいところは本市の林業政策に生かしていただきたいと思います。

それでは、③の質問に移ります。

西栗倉村では、1円でも高く所有者に返していくことを念頭に、整備をしていると聞きました。搬出間伐においては赤字分を村が補填しているとのことでしたが、それ以上の効果があると聞きました。

これについても、資料を2枚目につけております。搬出・販売と収益の分配で、村内で回るようにしていきまして、村が赤字を補填してもこの仕組みで取り組んでいるということですよ。

私は、間伐材が山で切り捨てられている状況を危惧しています。集中豪雨などの災害時に、切り捨てられた間伐材が堰となったり、生活道に落ちて危険な実態を何度も目にしてきました。放置された間伐材を活用する取組について、お聞かせください。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

市では、搬出間伐だけではなく、切り捨て間伐においても県補助のかさ上げや市単独での補助を行っておりますが、木材の搬出には経費がかかるため、道が遠い、架線が張れないなど、木が出せる条件にない立地条件によっては、補助を受けても採算が合わないから切り捨てせざるを得ない森林もあり、現時点では放置された間伐材の活用は考えておりません。

なお、搬出された木材につきましては、枝葉や根元部分の材は全て木質バイオマス資源として活用されております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 搬出された分については、全て活用されているということで、私が見かけるのは、恐らく搬出が難しいところだと思うんです。なかなかそれに対してということ是非常に難しいとは思いますが、可能な限り、できるだけ間伐

材も活用していただきたいと。そのままになっているとどうしても災害へも結びついてきますので、そのあたりで何かいい方法とか、国補助のようなものがあればまた活用しながら、何とか搬出できるような形で活用できたらと思います。またよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、④の質問に移ります。

本市は、香美市の森林を次世代へ引き継ぐため、森林の適正な整備と地域の特性に応じた林業振興を図るため、未来の森づくり委員会を設置して事業に取り組んでいます。取組の状況について、お聞かせください。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えいたします。

今年度は、来年度から取り組む予定であります、林業経営が成り立ちにくい森林の木材生産を目的としない森林整備において、森林所有者にとっても関心がわくような取組名の検討と、意向調査の結果、市に経営管理を委ねられた林業経営が成り立ちにくい森林の管理方法を検討しています。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 管理方法の前に言ったのは、ちょっと具体的にどういふことなのか、もう一度分かりやすくお願いします。最初に言った林業経営が成り立たないというところの、ちょっと文言が分かりにくかったので。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） 令和2年に、森林の林業経営が成り立つところと林業経営が成り立たないところをゾーニングしておりまして、来年度からは、林業経営が成り立たないところの施業も進めていくために、山の所有者にとっても親しみやすいといひますか、関心がわくような取組名の検討をしております。

それと、経営が成り立ちにくい森林の管理方法ですけれども、広葉樹林化するとか、基本的に伐採・集約は行わないとか、自然に推移させるとかいうところの検討を行うことにしています。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 分かりました。取組名ということですね、ちょっとそこが妙に分らなかつたので。ゾーニングした結果、成り立たないところに対しての取組をしていくということですね。これは徐々にだと思ひますけど、内容は分かりました。

それでは、⑤の質問に移ります。

物部町は、御存じのように、急峻な地形に山の頂上まで植林を行っています。長引く木材価格の低迷で山への関心は薄れ、多くはそのまま放置されているのが現状です。しかし、せっかく植えた木を何とか活用できないものかという声や、今後この山はどうな

るんだらうという不安の声を聞きます。物部町のような急峻な地形の地域では、どのような方法がとれるのでしょうか。推進方策をお聞かせください。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

現在、森林整備に関しましては、皆伐後の再造林から、下刈り、間伐、開伐における集材の補助まで、網羅的に支援を行っています。また、担い手不足の課題解決のために、森林組合が行う新規就業者の確保や育成に対する支援も行っておりますが、森林整備を推進する打開策は見つかっておりません。今後の検討課題であると考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 私も、こんなふうにしたらという提案とかはないわけですが、物部町は本当に急峻な地形の山のでっぺんまで植えているので、この木を切ったら災害につながるというようなところもあつたりします。この山をどうしていくのかというのは、非常に大きな課題であり、推進方策もこれといったものがないのが現状だとは思いますが、何かいい方法がないかと思うわけです。ちょっと副市長に、何かいい取組をしているような事例等があればお聞きしたいがですけれども、どうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） ここで、こんな事例がありますと、きれいに紹介できればそれに越したことはないのですが、私も残念ながら妙案はございません。いろいろ勉強しながら考えていきたいと思いますが、やはり切り出しにかかるコストが売上げで賄えないというのが、最大の問題であると思います。なるべくコストを下げた切り出しをする、なるべく高く売るということに尽きるかなと思っております。また、再造林に関しましても、その後もう一回その木が育って、あるいは育てていって採算が取れる場所なのかと、非常にその切り出しが困難なところに再造林をするのかといったところもあるかと思っております。

令和2年度にゾーニングをした上で、現在経済的に成り立たないところの対応方針をまさに考えているところでありますので、引き続きどんなことができるのか、模索しながら進めていきたいと思っております。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 突然の質問に対して御答弁いただきまして、ありがとうございます。

それでは、⑥の質問に移ります。

木材を搬出してきても、製材業者においてそれを使えるように製材や加工をしなければなりません。本市の製材所の現状と今後について、お聞かせください。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

現在、市内の製材所は3社ございますが、1社は今月で閉鎖するとお聞きしております。2年前に1社閉鎖し、市内製材所は3年前の4社から半減することとなり、市事業も影響を受けております。

しかしながら、地域の木材流通においては、民間の動きが原動力として必要と考えるため、民間で再建についての動きがあれば、県等、関係機関と連携を図りまして、必要な支援を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そうしますと、民間でそういった動きがあればですので、なければそのままになるかと思うんですけども、やはり市にも影響があると言われていたので、何とかその事業を引き継いでいってくれる人を公募というんでしょうか、全国に募集をかけていくことも必要になってくるんじゃないかと思うんですが、もうそのあたりは民間任せという形になるんでしょうか。何か支援をしていただければとも思うわけですが、その点をお聞きいたします。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） 製材所の後継者については、未来の森づくり委員会でも協議するかという話も出たことがあります。各製材とも自分の代で終わりとの思いがあったりしまして、後継者支援について具体的な話にはなってございません。

ただ、担い手を見つけてきて施設を貸すとかいった研究は、できるのではないかと感じております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 今の代で終わりということであれば、そこを使ってしてくださる方を見つけていくのは一番いいと思うんです。せっかくある施設を利用していくということですので、その点については、ぜひ研究を深めていただいて、そこで終わりじゃなくて続けていける、継続して製材ができる取組になるように、続けて研究していただきたいと思っております。

私は、森林資源について、十分に山のことを分かってということではないがですけども、やはり地域を回る中で、非常に荒廃した森林が、もう今後どうなっていくのかがいつも気になっていまして、50年前に人工林を推奨したのは国策ですので、責任を持って、山の再生、森林持続に取り組むべきやと考えております。林業行政は、結果が出るのにすごく長い期間が必要となりますので、国・県と連携して、荒廃した山が宝の山になるような取組を進めていっていただきたいと申し上げまして、私の全ての質問を終わります。

○議長（山本芳男君） 山崎晃子さんの質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

(午前10時44分 休憩)

(午前10時59分 再開)

○議長(山本芳男君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を行います。

14番、山崎龍太郎君。

○14番(山崎龍太郎君) 14番、山崎龍太郎です。通告に従い、順次質問いたします。一問一答であります。

最初に、ものべ旅クーポン事業について、お尋ねします。

事業主体は物部川DMO協議会であり、事業概要書によりますと、事業目的としまして、物部川エリア(香美市、香南市及び南国市)内の滞在型観光の促進及び観光消費額の拡大を図り、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた社会経済活動の正常化及び観光需要の回復の効果のさらなる波及並びにエネルギー価格及び物価高騰の影響を受けた事業者の支援に資することを目的とし、誘客促進キャンペーンを実施するということがあります。

方法としまして、物部川エリア3市の指定宿泊施設に宿泊した方に、3市内の観光施設・飲食店・土産物店等で使用できるクーポンを配布することで、エリア内の消費及び周遊が促進され、観光消費額を向上させるというものです。

事業の流れとしまして、クーポン券対象宿泊施設で配布していただくクーポンを、クーポン加盟店で利用していただく。加盟店はオンラインのポイントシステムを用いて支払いを受け、精算は月末締めで請求をしていただくということです。

事業財源としましては、事業費6,000万円のうち4,000万円を高知県の補助金、残りの2,000万円を物部川エリア3市からの補助金を財源とするということです。

キャンペーン期間は、クーポン配布・利用期間としまして、令和5年12月1日から令和6年1月31日までであります。

クーポンの配布枚数としまして、2,000円のクーポンを2万5,500枚配布するということです。

本市は、この9月定例会議におきまして、議案第66号により、広域周遊観光促進事業費補助金として、462万円が補正措置されたところであります。

そこでお尋ねします。①です。

本事業の財源内訳を、お尋ねします。

○議長(山本芳男君) 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長(石元幸司君) 財源内訳につきましては、全て補助金になっておりまして、高知県が4,000万円、南国市が882万円、香南市が656万円、香美市が462万円となっております。

○議長(山本芳男君) 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 均等というわけではないですけれども、本市が462万円となった積算について、お尋ねします。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

高知県観光コンベンション協会の負担金で、南国市、香南市、香美市の令和5年度負担額の合計から香美市の負担額を割り戻した、23.1%を適用しております。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 先ほど、私が2,000円のクーポン券を2万5,500枚配布すると申しました。積算しますと5,100万円、トータル事業費が6,000万円ということで、900万円が事務費になるのでしょうか。6,000万円のうちの900万円、約15%ですわね、ちょっと高いかなという気がしたんですが、そこをお願いします。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） 実際の配布は2万5,500枚しますが、多分全てのクーポンが使われることはないということで、一応クーポン事業での事業費は6,000万円のうち5,000万円、2万5,000枚分と考えております。残りの事務費が1,000万円になりまして、事務費の内訳としましては、カードシステムやカード作成などの費用がトータル250万円、ウェブプロモーション、ウェブサイト構築、広告、ポスター・チラシの印刷代などの情報発信費が670万円、人件費が50万円、消耗品費等が30万円となっております。

情報発信費670万円は少し高額にはなっておりますが、この中の435万5,000円が、じゃらんや楽天、ヤフーへのウェブプロモーション委託費となっております。やはり県外発信するための効果的な施策として、大手オンライントラベルエージェントに依頼するというので、こちらにつきましては高知県の「観光トク割キャンペーン」や「はた旅クーポン」、あと今行われていますが「ひがしこうちでGO!GO!!おでかけクーポン」といったイベントでの活用実績があり、事例や費用について参考にした上での選定となっているということです。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 内訳を聞いてよく分かりましたけど、私どもからすると、やっぱりどうしてもウェブ関係費用がすごく高止まりかなと思います。期間的に12月1日から1月末までという2か月のイベントで、今後、こういう取組をするのに、15%以上ぐらいのやっぱり事務費関係が、特にウェブを使うときにはかかるという部分で、商工観光課は携わることが多いと思いますが、そこら辺はいかがでしょうか、それぐらいはかかるのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

直接自分たちがこういったウェブでやることはあまりないですが、やはりいろんな事業を見て、どうしてもこういう全国的な発信力のあるところに頼むとなると、ちょっと高額になる傾向あるのかなと認識しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） ②です。

本市宿泊施設の公募した数、また配布されたクーポンの数について、お尋ねします。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

香美市内宿泊施設の参加数は9施設となっております。配布されたクーポン枚数につきましては、総配布枚数2万5,000枚のうち香美市の配布枚数は3,340枚となっており、こちらの根拠につきましては、令和4年度の宿泊実績を参考に算出したと伺っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 462万円を単純に2,000万円で割ったら、率的には23%と。それで積算したら5,890枚が配られていいのかなと思うけど、枚数的には3,340枚、これ以上増えるという可能性はあるんですか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） あくまでも事前にお配りした枚数でございまして、今後、予約状況は随時システムで確認できますので、足りない部分につきましては、また配布を調整することはあり得ると思っております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） まだ配布完了ではないということですね。

③です。

クーポンを利用できる加盟店の条件として、観光関連商品を扱っていることとし、観光、飲食、土産物販売、交通等を業種としております。本市の加盟店数を業種別にお示しください。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） 香美市内でクーポンが利用できる加盟店は、観光施設が2店舗、飲食店4店舗、土産物店8店舗、温泉施設4店舗、ガソリンスタンド1店舗、宿泊施設3店舗の合計22店舗となっております。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 聞くと、何か少ないような感じがするんです。今後を見

据えたときには、もっと増やさんといかんじやないろうかと思うのですが、ほかの2市と比較してどうなんでしょうか、南国市、香南市と比較して。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） ほかの2市と比べますと、南国市、香南市とも20店舗参加でほぼ同数となっております。香美市に比べ2市は飲食店の参加が多く、香美市は逆に2市に比べ温泉施設と土産物店の参加が多いような傾向になっております。やはり飲食店の参加が少なく、あと小売りはいろいろk a m i c a（カミカ）の場合とかにもあるのですが、今回土産物を扱っているところという限定があつて、そういう土産物店に絞ったがために、ちょっと参加数が少なくなっているような感じはありますが、もう少し飲食店の参加があつてもよかつたのではないかと感じておりますので、またその辺は物部川DMO協議会にいろいろ指導をさせていただきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 宿泊施設を利用されても使うところがない、3市とも20店舗ずつぐらいということで、土産物を買うにしてもなかなかうちはクーポン利用できませんというのは、使う側から言うたらちょっとつまらんと思われまので、ぜひそこら辺を物部川DMO協議会のほうにも。片一方ではウェブを使って情報発信しているというレベルがあるのに、こちらの部分でそのクーポンが使えるところがないというのは、非常に寂しいと思ひますので、それはぜひ課長からもお伝えいただきたいと思います。

④です。

本事業の検証は、k a m i c a等に取り組んでいる本市、また、「あんぱん」を全市的に取り組んでいこうとする中、手続的な側面や参加事業者のニーズ、様々な部分で分析も必要と考えますが、見解を求めます。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） 3市を範囲としたクーポン事業は、今回、初めての試みとなっております。今後の施策に反映できるよう、参加した宿泊施設や加盟店の意見、あと、クーポン利用状況の確認など、事業検証を行っていきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） ぜひその点をよろしくお願ひしたいと思ひます。k a m i c aの関係でも百二十何業者かおったりもします。確かに今回は土産物店等に限定されたといえども、飲食店なんかももっと増えていいのかなと。交通の関係も、やっぱり今後を見据えたときには、もうちょっと参加事業者がおつてもえいものと。そこら辺で、物部川DMO協議会が市内業者に対して、3市ともですが、どういうふうなアプローチをしたのかはお分かりでしょうか。

○議長（山本芳男君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） やはり各事業所につきまして、公募もそうなんです、

それぞれ説明に行かせていただいたと聞いておりますが、ちょっとどういうふうな手段で説明されたとかは、また確認したいと思っております。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 確かに書類は私ちょっと刃物関係のところに入れて、今回の質問になっているんですけど、説明を受けたという認識がなくて、これは加盟店サイドですけど、書類を送ってきたなりじゃないかなと。後のアプローチがあったかなという部分でいうたら、やっぱりちょっと取組自体が弱いんじゃないかということをし添えておきます。

2番目に移ります。断熱改修について、お尋ねします。

（1）です。

県は、脱炭素社会を目指し、国制度のもと、本年度より市町村と協力して、既存戸建て住宅の断熱改修に対して補助金の交付を行っております。現状、制度導入市町村は、安芸市、津野町、日高村の3市町村であります。県としては、2030年度までに3,400戸の改修を計画しているとのことであります。補助額は対象経費の3分の1で、限度額は120万円であります。まだ詳細はありますが、そこは割愛しておきます。

本市においても、6月定例会議におきまして、市長から、2050年、二酸化炭素排出実質ゼロを目指し、そして、この目標を実現させるべく取り組むとの決意の表明がありました。片や、昨日の課長答弁では、現在の取組の困難さも語っておられました。

地球温暖化対策を急がねばならない点は衆目の一致するところであり、断熱改修に対して本市の今後の取組を伺うものであります。

①です。

県は、技術的な支援も含め、担当者の説明会を行うとのことでありましたが、現状はいかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 環境課長、依光伸枝さん。

○環境課長（依光伸枝君） お答えいたします。

高知県が今年度新たに創設した高知県住宅断熱改修費補助金は、脱炭素社会の実現に向けて、住宅の省エネルギー化を促進するために、既存戸建て住宅の断熱改修を行う消費者等を対象に、市町村が行う補助事業に対して補助金を交付するものです。

県住宅課では、4月に市町村の住宅関係課を集め、説明会を行っております。また、本事業を推進するため、県が各市町村を個別に訪問する中では、本市におきましても8月に環境課が事業説明を受けております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 4月に全体を集めた説明会で、個別訪問が8月にあったという、その2回以降の進展はないですか。

○議長（山本芳男君） 環境課長、依光伸枝さん。

- 環境課長（依光伸枝君） その後のアプローチは特にございません。
- 議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。
- 14番（山崎龍太郎君） 会とか個別訪問をされて説明を聞いたときの、さあ、できるかなというレベルで、感想めいたものがあれば、お願いします。
- 議長（山本芳男君） 環境課長、依光伸枝さん。
- 環境課長（依光伸枝君） 8月の個別訪問を受けまして、県の事業説明をお聞きしたのですが、実施に至るには課題があると感じております。
- 以上です。
- 議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。
- 14番（山崎龍太郎君） 課題があるということでありまして。
- ②です。
- 他自治体の交付要綱を見てもみますと、補助対象事業の要件や断熱材の熱抵抗基準等と、なかなか素人には理解しづらい側面がございました。また、せっきくの制度ですので、市内業者に施工してもらえば、地域経済にも少なからず貢献するかなとも考えますが、本制度を導入する場合の課題について、お尋ねします。
- 議長（山本芳男君） 副市長、村上真祥君。
- 副市長（村上真祥君） 元県の住宅課長でございます。
- 御質問いただきましたとおり、断熱改修は技術的になかなか難しいものでありまして、効果的に改修するためには、幾つものチェックしなければいけないポイントがあると考えております。
- 先ほど課長からの答弁で、実施に当たって課題があると申しましたのは、まさにこういった事業の効果をきちんとチェックできる目があるかどうかには尽きるかなと思います。
- 現状の本市の体制でこの事業を導入するに当たりましては、県からも一定御支援がいただけるということで、技術的に理解している県職員を派遣してもらおう仕組みがあるようなんですが、これは全く技術職が配置されていない市町村向けの支援でありまして、本市でいつまでも継続的な支援を受けるといふわけにはいかないのではないかと考えております。
- また、県におきましては、制度設計に当たって、計算があまり必要ないような、技術的な知識がいらぬような形で制度設計をしておられるのですが、実際にその事業を実施する場合に、例えば設計書が上がってきて、これはちゃんと設計されているのか、あるいは、施工中にきちんと検査できるのか、あるいは、完了時にチェックできるのかといったところで、市においても技術的な目線が必要であろうと、専門的な知識を有する職員がある程度担当する必要があるだろうと考えております。こうしたところをより検討していく必要があるなと考えております。
- 議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。
- 14番（山崎龍太郎君） 私もそのように感じました。こういう様々な数式があっ

て、それでも簡単なレベルに県は押さえようとしているということですが、その検査する目があるかなど。そういう検査ができるような職員体制は構築できるのでしょうか。当面は、県の支援、派遣も含めてしてもらって、検査とか設計書の確認とか、いろいろあると思いますが、そこら辺はどうなんでしょう。

○議長（山本芳男君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） 先ほど申し上げましたとおり、断熱性能のチェックは非常に技術的には難しいところです。単純に建築士の資格を持っているだけではなくて、様々な研修を受けた上で、実物、実際のその建築に当たる必要があるということと、今回は住宅のリフォームでありまして、既存の住宅を改修して断熱性能を発揮させるということですので、新築よりもより難しい。新築ですと、もうゼロから断熱性能が出るように設計・施工していくわけなんですけど、既存の住宅を改修することで、有効な断熱改修になり得るのかという点は、様々な研修なり、実物を見て勉強する必要があると考えておりまして、本市において、今この時点で建築の技術職員がそういった目を持っているかということ、まだちょっと制度を実施するには足りないかなと思いますので、県の技術的な支援も受けた上で、準備を整えていくといった必要があるんじゃないかと思いません。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） ただ、脱炭素社会を目指す上では、どうしても避けては通れないということで、職員の育成も踏まえて大切と感じますが、工務店サイドが、こういう仕事をするのに熱絶縁施工技能士の資格を持っているとかであれば、一定の信頼をおけると言うとおかしいんですけど、まず職員も勉強しながら、県にも指導いただきながらという手法もあるかとも思います。

実際、どれだけの地元業者がこういう仕事に参画できるのか、なかなか難しいところもあるし、これは県がやっているのでも市もやるんですけど、県全体の事業者にお願ひせんといかんこともあるかもしれませんが、実際、目指す方向からいったときには、やる必要性は十二分に感じていると思います。そこの技術職の育成という部分ではスピード感を持ってやってもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本芳男君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） まさに、研修とそれから実物に当たる、実際にその施工を見ながら勉強するというのが重要であろうと考えております。昨日の御答弁でも申し上げましたが、「あんぱん」の受入れに際して、空き家の活用といったことが出てくるかと思ひます。なかなか御自分の自宅を改修するに当たって、ゆっくりと研修の材料として見せていただきながらというわけにはまいらないと思ひますので、例えば、こうした空き家の活用での改修場面で、住宅の耐震改修、そして断熱改修といったプロセスを踏みながら、実物を見て研修していくことも考えられるかなと思ひますので、そうした機会を捉えて体制整備を進めていきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） ③です。

私は、市長が述べられた、2050年に二酸化炭素排出実質ゼロを目指すというふうなコンセプトからいっても、やっぱり早急に取り組んでもらいたい事業であると。県も推進していますので、これはやっぱりやってもらいたいですが、なかなか大変な側面もあるということは、副市長の発言からもよく分かりました。

ただ、やっぱり早期の導入を目指してもらいたいと思いますが、今後の予定について、お尋ねします。

○議長（山本芳男君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） 今の時点で、いつ頃から導入しますというのはまだなかなか申し上げにくいのですが、先ほど申し上げましたような、研修、実物に触る機会も含め、また、この事業を既に先行して実施している自治体もありますので、そうした自治体の動向などもお聞きしながら、体制整備、研修等を引き続き進めていきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 3市町村がさきにやっていますので、どれだけ技術者がおるのかという部分も踏まえて研修してもらいたいし、やっぱりどっちが先かという部分もあるんですよ。やってみて、逆に言うと、職員と事業施工業者との関係性からいろいろ学ぶ部分もあるし、県にも学ぶ。やっぱりそのチェック、出来上がってから本当に断熱の効果ができたのかとかいうのは、非常に難しいと思うんです。難しいけれども、やっぱり制度を始めてからどんどん成長していく側面もあろうかと思っておりますので、全部が完璧に出来上がらないと発進できないということではなくて、どっかの部分で立ち上げを求めたいですが、その点、再度お尋ねします。

○議長（山本芳男君） 副市長、村上真祥君。

○副市長（村上真祥君） 御指摘のように、完全にマスターしてから始めるとなれば何年も時間がかかりますので、なるべく早く進めていきたいと思っております。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） (2)です。

まず、学校の断熱化という点で、東京大学大学院前 真之准教授の断熱研究の話を見せていただきます。

公立小学校普通教室の冷房設置率は95.7%であります。しかし、酷暑の中、エアコンをフル稼働しても学校環境衛生基準の28度にはなかなかかなりにくい。断熱が施されていない天井、窓、壁は熱が出入り自由で、エアコンの電気代がかさむ一方であります。

さいたま市のある小学校の最上階教室での断熱工事例を紹介いたします。天井裏にグラスウールを詰め、壁は廊下側を含めて全て発泡スチロール製の断熱材を設置し、木の羽

目板で覆いました。窓は、アルミホイルを張った板で遮断するという工事で、快適な学習ができる空間となったそうであります。

学校、公共施設の再エネ設置や、高断熱化は急がねばなりません。国は必要な予算措置を行うべきという見解を述べられておりました。

県議会の答弁で、知事、県教育長は、庁舎や学校等の断熱化は、長寿命化改修と併せて順次実施していく。再エネも本年度5施設で導入したとのことでありました。2030年までに50%以上導入の目標を立てているということでもあります。県知事は、結構脱炭素の目標に対して進んでいるようなお話もされておりました。

そのような情勢の中、本市においても長寿命化計画に沿って断熱化が求められていると考えます。

①です。

西庁舎建設が計画で進行しております。そこにおける断熱化、再エネの推進について、お尋ねします。

○議長（山本芳男君） 管財課長、三谷恵司君。

○管財課長（三谷恵司君） まず、断熱化につきましてですが、断熱性能の高い外壁やガラスの採用によって、熱負荷が軽減されることで省エネルギー化が図られ、ランニングコストの削減につながることを期待できるものという認識がございます。

近年、ペアガラスの採用であったり、床、天井、壁等には一定の断熱効果を持たせることが一般的となっております。西庁舎の建設時におきましても、ある程度断熱化を想定はしております。一方、内容によりましては建築費用の増加にもつながることが懸念されるため、費用対効果も含めて総合的に検討していきたいと考えております。

次に、再エネについてですが、地球温暖化対策計画における2050年カーボンニュートラル実現に向け、国からは自治体の公共施設について、再生可能エネルギーの率先導入が示されております。今回の西庁舎建設を含め、今後の公共施設の取扱いに当たりましては、環境負荷低減のため、太陽光発電設備の設置を積極的に検討していきたいと考えます。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 西庁舎建設等における断熱化、そもそも現在の基準が断熱の確保を示しているということはあろうかと思いますが、常に一歩進めるというレベルでね、確かに費用部分もあると思いますが、そこら辺は議会も理解すると思いますので、実際そういう仕様書において、ちょっとでも一歩でも進めんと、庁舎等については、なかなか夏は暑過ぎるわ、冬は寒過ぎるわという市民の声をいただくわけにはいきませんので、そこら辺をよろしくお願ひしたいと思ひます。

太陽光発電のことも言われましたけど、当面、再エネの部分で検討されている施設はありますか。

○議長（山本芳男君） 管財課長、三谷恵司君。

○管財課長（三谷恵司君） 現時点におきましては、具体的にどういう施設にとは決まっておられません。ただ、今回の西庁舎建設におきましては、そちらも想定しているとお答えいたします。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） ②です。

学校施設や長寿命化計画にて改修予定の施設における断熱化について、お尋ねします。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 学校施設の長寿命化改修工事に活用できる文部科学省の学校施設環境改善交付金におきまして、長寿命化改修の際に施設の断熱化は原則実施が必要な要件となっているほか、空調機の効率的・効果的利用の観点からも、施設における断熱性の確保は必要なため、長寿命化改修の際には教室等の断熱化を行っていくように考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 近々そういう予定はございますか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） 今のところ、ちょっとまだ長寿命化計画までは至っていません。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 今後新しく建てられる美良布保育園、その中では、こういう断熱とかいう考えはあるんでしょうか。

○議長（山本芳男君） 教育振興課長、一圓まどかさん。

○教育振興課長（一圓まどか君） そちらにつきましては、十分考慮していきたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 実際、CO₂の実質排出ゼロを目指して、ロードマップを持ってやっぱりやらねばならず、なかなか大変な事業やなとも思うのですが、片一方で、県施策、国施策も踏まえて動いている中で、積極的に乗っかれるところは乗っかって、確かに、国・県の制度もあります。特に長寿命化の改修があるときには、十二分にそのことを考慮されてやられたらということを申し添えて、次の質問に移ります。

3番目、地区敬老会について、お尋ねします。

開催自治会は、準備から実施まで自治会役員の方々が町内会事業として敬老の意識のもと取り組まれ、大変敬意を表するところであります。また、本年度より要綱改正にて、基本額を400円から1,000円に引き上げ、加算額も変更されたところであります。行政連絡会でも、各自治会長からこの変更について質問もあり、市長の意図するところ

を伝えられておりました。

自治会におかれては、コロナが5類となりましたが、9月時期にはまだまだ感染も多く、開催を見送り、記念品配布にのみにとどまった例もあると伺っております。

そこで、お尋ねします。①です。

様々な形態にて敬老会が行われたと思いますが、詳細について、お尋ねします。

○議長（山本芳男君） 高齡介護課長、中山繁美さん。

○高齡介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

令和5年度の香美市地区敬老事業補助金を活用した町別実績について、別添の資料となっていますので、タブレットを御参照ください。

香美市内に183自治会がある中で、140自治会から申請がございました。土佐山田町では120自治会中97自治会、香北町では39自治会中28自治会、物部町では24自治会中15自治会となっております。

コロナ禍が落ち着いたことでもあります。要綱改正により、昨年度は103自治会からの申請、今年度は140自治会からの申請ということで、増加しております。敬老会への参加も、昨年度の257人から586人、記念品の配布数は、昨年度の3,261品から3,637品へと、増加傾向となっております。

また、開催内容といたしましては、香美はつらつ体操、餅まき、交通安全講座、振込み詐欺防止講座、ピアノや琴・オートハープの演奏、歌謡や舞踊、ゲームなどの健康増進や介護予防などで、高齢者に役立つ催しを自主的に開催していただいております。高齢者に大変好評であったと聞いております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 全体で実施率が76.5%。

ちょっと伺いますが、申請された140自治会は全て何らかの取組をしたと、却下とかはないとは思いますが、全て実施されたということでいいのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 高齡介護課長、中山繁美さん。

○高齡介護課長（中山繁美君） そのとおりでございます、実施しております。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） いただいた資料で見ますと、ちょっと粗計算ですが、全体で140自治会が申請して行われ、記念品配布が131自治体ということで、9自治会が敬老会の開催のみであったと読み取れるんです。そして、56自治会が敬老会を開催し、その9自治体を引きますと、47自治会が敬老会開催と記念品配布を行ったという計算になりましたが、ここら辺は間違いないでしょうか。

○議長（山本芳男君） 高齡介護課長、中山繁美さん。

○高齡介護課長（中山繁美君） そのとおりでございます。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君）　　こういう中で、自治会に加入していない、また、以前加入していたけれども現在やめられている高齢者の方々にも、自治会ごとに任されると思っ
ていますが、記念品を配布して、日頃の御苦勞に感謝するという例はあるのかなのか、
どうでしょうか。

○議長（山本芳男君）　　高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君）　　お答えいたします。

あくまで自治会が主催で開催しておりますので、自治会に加入していない方に配布す
るかどうかは、自治会それぞれで決定しています。全体的な把握はできておりませんが、
記念品代が400円から1人につき補助額1,000円となりましたので、75歳以上
全員、自治会に加入していない方にも全員に配布した自治会もあったと聞いております。
以上です。

○議長（山本芳男君）　　14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君）　　私は、そういうところがやっぱり大事であり、市長も行
政連絡会で答えられていたと思います。やっぱり感謝の意をね、自治会に加入されてい
た、今は高齢のためにやめているけど昔世話になったとか、そういう方々にサービスが
届くことが大事になってくると思います。

②です。

4分の3以上の自治会が、何らかの形で敬老会として実施されている点は、大変御苦
勞さまと言いたいし、行政も政策の効果が出ている点は評価するところであります。た
だ、残り43自治会にも何らかの取組を望みたいものですが、先ほど課長が言われたよ
うに、主体は自治会にあるもので、決定するのはもちろん自治会であります。しかし、
開催に至らないのは、何らかの困難さがあるのではとも考えます。

香美市に貢献された高齢者に、等しくサービスが行き届いてもらいたい。その点から、
行政として何らかの手だてが打てないか、お尋ねします。

○議長（山本芳男君）　　高齢介護課長、中山繁美さん。

○高齢介護課長（中山繁美君）　　お答えいたします。

各自治会等におきまして、自主的に実施した敬老事業に要する経費への補助事業であ
るため、敬老事業を行っていただくよう、市から自治会に対しての依頼はしておりませ
んが、敬老会の開催は準備や段取りが大変で開催できないが、記念品配布だけなら可能
な自治会も多くありましたし、また、単独では難しいが、共同開催で複数の自治会が開
催しておりましたので、今後も引き続き補助金の目的や補助対象などにおきまして、行
政連絡会や自治会の案内文書等で周知していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君）　　14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君）　　そういうアドバイスは、ぜひお願いしたいと思います。
申請や報告の事務が煩わしいので、なかなか開催に至らないとかいう例はないかと思

いますけれども、実際のところ、手続の難しさからなかなかようやらないとかいう例はないですか。

○議長（山本芳男君） 高齡介護課長、中山繁美さん。

○高齡介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

今年度から申請書と実績報告書などの様式も改正しております、記載方法については簡素化しております。記入例もつけて分かりやすくいたしました。また、実績報告時の参加者名簿も、以前はそれぞれ書いてきていただいておりますが、市が提供した名簿に、丸とかを直接記入できるよう簡素化もしております。また、窓口に来られたときには、本庁と各支所において丁寧な対応も心がけておりましたので、スムーズに申請等の手続ができておると考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） ③です。

私は、自治会加入の有無にかかわらず、行政として高齡の方々に感謝の意が形として伝わるのがベストと考えます。もちろん、自治会として補助金額が多いに越したことはございませんが、自治会役員も高齡化している中、開催100%に向けて地域支援を強める、スタッフが足りない自治会には、自治会加入者以外の方々への記念品配布を人的援助するなど、行政サービスの一環としてできないのか。そこら辺について、今後の方向性をお尋ねします。

○議長（山本芳男君） 高齡介護課長、中山繁美さん。

○高齡介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

要綱改正によりまして、敬老会への参加人数や記念品配布数が増加し、より多くの自治会で健康長寿のお祝いできたことは、高齡者の生きがいがづくり、また、地域コミュニティの推進につながっていることと思います。自治会が実施する敬老事業への補助制度でございますので、職員などの人的援助はなかなか難しいと考えておりますが、先ほど述べましたように、近隣の地区と共同開催をして、事務に係る手間を軽減させるなど、工夫をお願いしたいと思います。

今後も、高齡者の福祉向上、地域交流の推進に向けて、引き続き事業を継続していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 最後にちょっと関連して市長に伺いたいんですが、敬老会の関係で。

岩手県釜石市で、敬老イベントとして、節目の喜寿とか、米寿とか、卒寿とかに、市とか社会福祉協議会の主催で参加を募って、郷土芸能を見てもらったり、先ほどの地域で取り組んでいる様々な高齡者に対してためになるようなことをやるとか、そんな取組

をしています。

ある町内会長に聞きますと、もちろん今の制度もありがたいし、自治会は頑張ってやるけれども、市の全体を網羅した敬老イベントを、そういう節目節目に何かできないかなというアイデアを借りての質問がなんですけど、二本立てになると言ったらおかしいんですけど、前は市が単独で中央公民館に集まってもらってやっていたね、それから、自治会主導。自治会でやるのが今全国的にも主になっていますけれども、市が全体的に感謝する意味で、毎年全体を集めるわけにはいきませんで、そういう節目節目のどこかの機会に、対象者の方に来てもらうとかいうことは考えられないのか、市長に最後にお尋ねしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 議員から御紹介がありました、釜石市の事例につきましては存じ上げなかったわけですが、そういった節目節目にお祝いをしておる状況につきましては、調べてみたいと思います。

今、私がやっていると、百歳訪問という、国からの銀杯を伝達という形ではありますが、100歳の方のところは毎年行っております。全ての方というか、希望者のところですが、非常にお若くて、もうしっかりした方もいらっしゃいます。お出迎えをいただくような方もいらっしゃるぐらいです。

それで、節目節目の会となりますと、人数もかなり多くなりますし、一遍にということとはちょっと考えるのが難しいところはありますが、何らかの形で、そういった御意見もありましたので、検討してみたいと思います。

また、敬老会につきましても、行政連絡会でかなりいろいろな御意見もいただき、関心も高かった中で、それぞれの自治会の皆様方に御尽力いただき、本当に盛大に開催していただいたことに感謝申し上げたいと思います。絆づくりは私非常に重要だと思っておりますので、来年度予算に向けましても、今年度のいろいろな御意見も聞きながら、来年度もさらに開催していただけるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 以上で、私の質問を終わります。

○議長（山本芳男君） 山崎龍太郎君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

（午前 11時48分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（山本芳男君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

1番、有光収三君。

○1番（有光収三君） 1番、市民クラブの有光収三でございます。9月定例会議に引き続き、利根議員から始まり私で終わるといふ不思議な縁を感じております。皆様あと少しです。御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問いたします。

1つ目は、本市の農業振興についてです。

今年の夏の暑さは非常に厳しかったものの、無事に稲刈りも終わり、今はユズ、ショウガの収穫・出荷が最盛期です。収穫員として、香美市外からも多くの方が本市にいられています。また、お鍋が恋しいこの季節、需要が高まるニラも繁忙期を迎え、ニラ農家は朝早くから収穫・そぐり・出荷と目が回る忙しさです。額に汗して働く農家の方々に敬意を表したいと思っております。

さて、①の質問です。

本市の代表的品目である、ユズ、ヤッコネギ、ニラ、ショウガの作付面積及び収量の推移と、具体的な振興策について、お伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えいたします。

御質問の代表的な品目の年度別出荷量等につきましては、タブレットに掲載しておりますので、御確認ください。

振興策としましては、担い手を確保・育成するため、産地提案書により県内外から広く新規就農者の募集を行い営農定着まで支援し、また、農業基盤等の充実、第1次産業の多面的な振興を図るため、園芸用ハウス整備事業や新規就農研修支援事業の活用、水田活用の直接支払交付金による他品目より有利な助成により支援しています。

以上です。

○議長（山本芳男君） 1番、有光収三君。

○1番（有光収三君） どうも丁寧な調査をありがとうございました。現状を押さえる上でも非常に参考になります。

農業を取り巻く環境は非常に厳しい状況ではありますが、これを見ますと、基幹人口を減らさない施策をこれまでずっととらえてきたことがよく分かります。特に、土佐山田地区のニラ農家が増加したことについては、非常にうれしく感じるところでございます。産業建設常任委員会でも、農業振興について調査していくことになっていきますので、その基礎的な資料として活用させていただきます。本当にありがとうございました。

それでは、②の質問に移ります。

前述の代表的品目を出荷するに当たり、集出荷場等の整備は重要であり、農業経営の安定化にも必要不可欠です。本市が所有する集出荷場等はないと捉えておりますが、JA高知県が所有する集出荷場や米の乾燥施設などの共同利用施設について、施設や設備の状況などを、聞き取り等で把握している範囲で構いませんので教えてください。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えいたします。

本市2か所のライスセンター利用状況につきましては、こちらタブレットに掲載しておりますので、御確認をお願いいたします。

集出荷場につきましては、土佐山田町の第一集出荷場が昭和42年建設で、オクラ、シュンギク、シシトウが受け込まれております。第二集出荷場は令和4年建設、ニラ、ヤッコネギ、アオネギが受け込まれております。第二集出荷場のニラ包装機1台は、昨年度、農業クラスター等促進事業費補助金を活用して導入したところでございます。その他の機械は約20年から25年経過したものとなっております。

香北町の集出荷場は昭和48年建設、オオバ、ユリ、ニラ、ヤッコネギが受け込まれ、オオバ包装機が約30年経過したものとなっております。

物部町の集出荷場は平成3年建設、貯蔵庫が昭和51年の建設、ユズ、シシトウが受け込まれており、選果機で30年が経過するものがございます。

機械類については、どこも定期的に更新されておりますが、ユズ予冷库の広さが現状の出荷量に対応し切れていない、冬至ユズ選果時の作業員の駐車スペース、選果後の空きコンテナを置くスペースがないといった課題をお聞きしております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 1番、有光収三君。

○1番（有光収三君） こちらについても調査をありがとうございました。土佐山田町の第二集出荷場が一番新しい直近のものではあるんですが、ほかのところについては、やっぱりかなり施設の老朽化とかが進んでいると感じております。

そうしたら、③の質問です。

米は国内生産で賄える数少ない品目です。しかしながら、資材や燃料の高騰をすぐに価格に転嫁することはできず、生産者は厳しい状況に陥っています。特に、中山間地域での稲作は圃場の小ささもあり、大型機械の導入もままならず、細々と生産しているのが現状であります。私が住む地域では、この機械が故障して動かなくなったら、もう米をやめるといったような寂しい言葉も聞かれるほどです。国としても、米中心の農業政策を見直しているところではありますが、まだまだ先を見通すことができない状況でございます。

そこで、圃場整備が進んだ平場の農地と、中山間地域特有の小さな農地が混在する本市にとって、稲作の将来についてどのような展望をお持ちか、お伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えいたします。

中山間地域における稲作農家は、狭隘な農地、高齢化に伴う農地の荒廃や水路の維持管理問題、担い手不足に加え、有害鳥獣被害もあることから、稲作の継続は今以上に困難になることが予想されます。平たん部のように効率化しづらい機械作業を誰が担うの

か、機械作業以外の水路の維持管理や草刈りなども含め、集落でどうやって稲作を続けていくのか、地域や関係機関と一緒に考えていく必要があると思います。

以上です。

○議長（山本芳男君） 1番、有光収三君。

○1番（有光収三君） 稲作自体は、農地保全の観点から言いましても、すごい大きな役割を担っていると思います。先ほど御答弁いただいたように、厳しい現状はありますが、令和5年5月臨時会議の補正でも出されました、杉田地区土地改良区のポンプ故障に係る補助金支出など、生産者が生産意欲をそぐことがないよう、引き続きの支援をよろしく願いいたします。

一つ、ここで実はこれ先日、私の知人と話している中で出たことで、まだうわさの範囲を出ないところではあるんですが、今回調査していただく中で、JA高知県ともお話ししていただいたと思うのですが、香北町西川にあるライスセンターが、令和6年度には稼働しないといううわさがちょっと地区の中で出ていまして、私も昨年のJA高知県総代会の前、6月に実施されました香北支所での説明会の中では、非常にライスセンター自体の老朽化も進んで、機器更新も厳しい、修繕についても1,000万円からかかるような話は聞いたのですが、令和6年度から稼働しないという話を直接聞いたことはございません。ちょっとそのあたり、知っている範囲で構いませんので、お答えください。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） はっきりと決まっではないようです。経営状態があまりよくない香北ライスセンターでは、乾燥機が故障しても修繕のみの対応を行うも、新たな乾燥機の導入は行わない方針のようです。いつかはライスセンターとしての機能がなくなるものと思われませんが、いつであるというはっきりしたところは聞いておりません。

以上です。

○議長（山本芳男君） 1番、有光収三君。

○1番（有光収三君） ちょっとまとめていただいた表で見ると、香北ライスセンターの令和5年度で、早生・中生合わせて148件の方が利用して、収量も上がっていると。反収6俵として粗計算で割り込むと、60.9ヘクタールぐらい作付をしている方がこちらへ持ってきているというような、粗くはあるんですが、そういう数字になっております。これが全く使えないとなったときに、じゃあ、どこへ持っていくのかというような、非常に厳しい状況になってくると思います。

来年度、農業振興地域整備計画で目標地図を策定する中で、香美市全体の農地面積であったりとか、明らかになってくるところもあると思いますので、その中で60ヘクタールぐらい、正直先ほどお話しさせてもらったように、なかなか機械自体の更新が難しい状況はよく分かるんですが、いきなりライスセンターが稼働しなくなるとなったら、

西川に持っていくのをかなり当てにするといいですか、そこ自体が稼働することで米を作っている方はたくさんいますので、そのあたりは何とかそうならないようにしていきたいというところもあります。148件がどこへ持っていくのか、全く受け込みができなかったときの、非常に恐ろしいこと考えていますので、そこは何とかそうならないように、情報も共有しながらJA高知県と力を合わせていきたいと考えております。

それでは、④の質問です。

農林水産省は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるため、中長期的な観点から戦略的に取り組む政策方針として「みどりの食料システム戦略」を策定、本戦略が目指す姿の一つとして、有機農業の取組面積を増やすことを記載しております。私も生産者の一人として、その立ち位置から興味を持つところではありますが、有機農業に関する本市の考えを、お伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えいたします。

国の「みどりの食料システム戦略」では、2050年までに、耕地面積に占める有機農業の割合を25%に拡大することを目指す方向が示されております。有機農業は、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと、並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業と定義されており、その拡大に当たっては、生産性の向上や、増加する生産コストに見合った価格での販路の確保、病虫害の防除などの技術やノウハウの普及など、課題解決が必要となります。

現在、香美市におきましては、国の環境保全型農業直接支払交付金事業を活用し、有機農業に取り組んでおられる農業者に対して、支援を行っております。今後も、国・県と足並みをそろえ、有機農業の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 1番、有光収三君。

○1番（有光収三君） 有機農業の可能性はもちろんあると思いますし、今後、国としても何らかの補助金制度を新設することがあるかもしれませんので、今後の動きには注目していきたいと思っております。

これは私の意見になりますが、いきなり有機農業を実践するとなると、少々ハードルが高いと思いますので、そこまで、肩肘張ることなく、とにかく土に触れてみる気持ちを持ってもらうのが、まず第一かと思っております。実際に、先ほども述べましたように、生産する方が少なくなっている現状がありますので、この「みどりの食料システム戦略」をきっかけとして、農業に興味を持って、土や自然に触れる人が増えてくれたらいいなと思っております。農業は、生産する苦勞や喜び、また他者と協調する大切さを学ぶことができる側面も持っております。口の泡より額の汗、農業を通して香美市に優しい人が増えることを、切に願っております。

それでは、2つ目の質問に移ります。本市の道路整備について、お伺いいたします。

道路は、人と暮らしを支え、豊かな地域社会を形成する上で最も基本的な社会資本であり、特に、移動手段の大部分を自動車に頼らざるを得ない中山間地域にとって、道路整備は、日常生活の維持はもとより地域の発展を成し得るためにも、必要不可欠なものであります。

そこで、①の質問です。

自治会等から、市道の拡幅や改良工事の要望が多く寄せられていると思いますが、改良工事に至る基準や優先順位について、お伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

自治会から御要望のありました道路改良等につきましては、現地確認を行いました上で、危険度や交通量などによる評価基準により、優先順位を決めております。また、その改良等にかかる工事費でありますとか、交付金や起債の対象になるかどうかなども勘案しまして、予算計上、また、改良や修繕の工事を発注しております。

以上です。

○議長（山本芳男君） 1番、有光収三君。

○1番（有光収三君） 実は、この質問に至った経過として、ある自治体の方から相談をいただきまして、実際そこを調べていった結果、過去、既にその区間の市道改良に係る要望書が出されていたことがございました。正確な文言は忘れましたが、おおむね5年後をめどに検討していくというような回答であったと記憶しております。その回答が不誠実などとは全く思いませんが、市の担当者は異動がつきもの、自治会長も数年で交代という現状がありますので、うまく次の自治会長に引き継ぎがなされないケースもあるかと思われまます。こういったずれを少しでも防ぐ方法として、例えば、市として要望書に対する回答の管理、対応予定台帳といった、まあ、文言は分かりませんが、そういったものはございますでしょうか。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

まず、自治会から御要望があったときに、先ほどの答弁のように、現地確認をして、優先順位つけさせていただいております。その中で、課内で協議しまして、要望書処理一覧という名称のエクセルで作っておるものなんですけれども、そういった要望書の管理をしております。そちらには、要望書の受付日でありますとか、自治会名、要望の概要、また自治会へ回答した内容などを一覧としてまとめて、受付日順に管理しております。

先ほどの5年後をめどにということ、もうなかなか地元としては早くやってほしいところ、かなりお待たせしております。ちょっと見てみましたら、大体約年間50件前後の要望書が毎年出されております。その中で、同じように優先順位をつけて対応して

おりますけれども、やはり件数でありますとか、予算の範囲内で対応している関係、また、中には事業費が大きく、どうしても交付金を活用しないと、なかなか一般財源だけでは対応できないケースもございまして、なかなか提出された要望箇所全てにその年度で対応することは、できておらないのが現状でございます。

また、受付順に対応しているわけではございませんで、優先順位順でやっておりますので、後から出されたものであっても、危険度が高いとか、早くに対応せないかんというのは、先に対応することもあります。どうしても優先順位が低くなってしまうと、5年とか長いスパンでお待たせしておるところもございます。

以上です。

○議長（山本芳男君） 1番、有光収三君。

○1番（有光収三君） 一定、要望書一覧で、優先順位なんかもつけて管理されてるということですので、何とか抜け目がないように、自治会もうまいこと引き継ぎをするようにやっていけたらいいなと思っております。

また、緊急防災・減災事業債も年度の限りがあるみたいですので、ぜひ北岸のほうには非常に道が狭いところもありますので、そこなんかには積極的に活用していただきたいと思っております。

次に、②の質問に移ります。

県道久保大宮線、大井平から梅久保区間は幅員が狭く、屈曲の甚だしい箇所が多数あり、ところによっては退避場所も確保されておらず、対面通行にも支障を来しているのが現状であります。当該路線は、香美市の特産品である菌床シイタケ工場の香美きのこセンターや、観光スポットの大荒の滝に通ずる主要道路でございます。今年も、紅葉シーズンには香美市内外から多くの観光客が訪れましたが、幅員の狭さなどが災いして、地域住民や工場関係者との行き違いが困難な場面が多々見受けられ、渋滞や混雑する状況が数年来問題となっております。地域の安全・安心を確立するためにも、早期の改良工事が熱望されている区間ですが、高知県中央東土木事務所を初め、関係機関との協議など、進捗状況を教えてください。

○議長（山本芳男君） 建設課長、野村文紀君。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

県道久保大宮線の改良工事につきましては、地元からの要望を受けまして、高知県中央東土木事務所におきまして、現在、詳細設計を実施中とお伺いしております。詳細設計が終わりましたら、来年度以降に用地測量などが始まりまして、令和7年度の工事着手を目指し、地元にも説明をしながら順次進んでまいる予定であると、伺っております。

○議長（山本芳男君） 1番、有光収三君。

○1番（有光収三君） 今、タブレットで通知させていただいた写真は、梅久保の西の端、永野との境から東を向いて撮影したのですが、ここから柚ノ木台バス停までの区間で、非常に幅員の狭い箇所が2か所ございます。

市長も、県議会議員時代に相談を受けたことがあると思われませんが、就任後、当該区間の道路改良に向けて、何か行動に移された経過等がございましたら教えてください。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） まず、有光議員に、いろいろ御尽力いただいていることにつきまして、感謝申し上げたいと思います。

御紹介がありましたとおり、この路線につきましては非常に要望がありまして、私も県議会議員ときから土木事務所、また、県庁のほうにもお話をしているところです。

この道も、やっぱり産業の道であり、観光の道であると思っております。雇用の場として、先ほど菌床シイタケのお話もあったわけですがけれども、中山間地域で現金収入が得られる、また特に女性にとっての貴重な収入の場となっております。生産拡大であるとか、また、販売についても、しっかり支援していきたいと思っております。この道につきましても、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（山本芳男君） 1番、有光収三君。

○1番（有光収三君） ぜひまた積極的に働きかけをお願いしたいと思います。

それでは、最後の質問です。朝ドラ「あんぱん」について、お伺いします。

①から③につきましては、既に同僚議員の質問に答弁していただいておりますので、割愛をして、私としては、もう④のみとさせていただきます。これは、質問でなく提案になります。

「あんぱん」放送が決まったことにより香美市が注目を浴びる中、まず、私たちにできることは、口コミで多くの方にPRすることだと思います。しかしながら、やなせ先生に関する情報量については人により差があり、やなせ先生ってどんな方だったのと問われても、うまく紹介できない方もいるのではないのでしょうか。

そこで、やなせ先生の足跡や功績、人柄などをできる限り調べ、まとめたものを広報香美に掲載することはできないのでしょうか。イメージとしては、2021年3月号で吉井 勇の特集をしたような記事で（資料を示しながら説明）、1回だけじゃなくて2回でも、ちょっとやなせ先生は非常に功績が大きいので、1回にとどまらないかもしれないのですが、幹になるような、やなせ先生自体が立体的に分かるようなことを、広報香美に掲載できないか、お伺いいたします。

○議長（山本芳男君） 市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 広報香美は、本市が持つ全市民向けの媒体であり、毎号楽しみに読んでいただいている方がたくさんおります。御提案のやなせ先生の特集や、今後始まる撮影の状況、または市民の皆様からお寄せいただいたとおきの情報など、「あんぱん」を機会として関係する情報を集約し、市民の皆様にお届けするよう検討してまいりたいと思います。また、先ほど吉井 勇先生の特集を大事に取っていただいておりますが、やはり本当に保存もできるようなものであると思いますし、香美市民にとって永久保存版になるような、充実した紙面での広報香美特集については、しっかり検

討してまいりたいと思っております。

また、「あんぱん」というドラマにつきましては、やはり市民全体で盛り上げていきたいと思っておりますし、また、放送もできるだけ多くの方に見ていただきたいと思っております。広報香美だけではなく、インターネットであるとか、いろいろな企業とのタイアップであるとか、いろんな意味で香美市をPRできるよう取り組んでまいります。

○議長（山本芳男君） 1番、有光収三君。

○1番（有光収三君） 広報香美に載ったら、皆さんがうまく説明できなくても、広報香美で紹介していったり、説明していったりすることができると思います。

私も、個人的なことです。振り返ってみると、やなせ先生自体は、やなせうさぎの銅像の除幕式で、一番近くでお見かけした記憶があって、子供が泣き叫んでも全く動じずに歌を歌い続けたと、そんなこともあったり、みんなそれぞれの中でやなせ先生の記憶があると思いますが、やっぱり幹になるような、先生自体の功績を適切に記したものが一つあれば、それに皆さんのエッセンスがたくさん降りかかって、非常にいいものになるんじゃないかと思っております。

今回、やなせ先生に大きなプレゼントをいただいた形になろうかと思っておりますけど、少しでも先生に返せるようにしていけたらいいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（山本芳男君） 有光収三君の質問が終わりました。

以上で、一般質問を終わります。

本日の日程は全て終わりました。

本日はこれで終了します。

次の会議は12月15日午前9時から開会します。

（午後 1時27分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和5年香美市議会定例会

12月定例会議会議録（第5号）

令和5年12月15日 金曜日

令和5年香美市議会定例会12月定例会議会議録（第5号）

招集年月日 令和5年12月1日（金曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月15日金曜日（審議期間第15日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	有光収三	10番	比与森光俊
2番	公文直樹	11番	山崎晃子
3番	中平麻衣	12番	笹岡優
4番	西村剛治	13番	濱田百合子
5番	西山潤	14番	山崎龍太郎
6番	森田雄介	15番	利根健二
7番	山崎眞幹	16番	小松紀夫
8番	小松孝	17番	村田珠美
9番	舟谷千幸	18番	山本芳男

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	依光晃一郎	建設課長	野村文紀
副市長	村上真祥	農林課長	川島進
総務課長	竹崎澄人	商工観光課長	石元幸司
企画財政課長	佐竹教人	環境課長	依光伸枝
定住推進課長	小松伯聖	管財課長	三谷恵司
防災対策課長	中川英斉	ふれあい交流センター所長	植田佐智
税務収納課長	猪野高廣	会計管理者兼会計課長	明石清美
高齢介護課長	中山繁美	《香北支所》	
福祉事務所長	野邑裕永	支所長	前田哲夫
市民保険課長	萩野貴子	《物部支所》	
健康推進課親子すこやか班長	川渕美香	支所長	片岡亮

【教育委員会部局】

教育長	白川景子	教育振興課長	一圓まどか
教育次長	中山泰仁	生涯学習振興課長	黍原美貴子

【消防部局】

消防長	宮地義之
-----	------

【その他の部局】

農業委員会事務局長	和田雅充	上下水道局長	西村安史
-----------	------	--------	------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局書記 横 田 恵 子 議会事務局書記 今 井 沙 織

市長提出議案の題目

- 議案第 78号 令和5年度香美市一般会計補正予算（第9号）
- 議案第 80号 令和5年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）
- 議案第 82号 令和5年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）
- 議案第 85号 令和5年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第 86号 香美市人権尊重のまちづくり条例の制定について
- 議案第 87号 香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 90号 香美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 91号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 93号 香美市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 94号 香美市児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 95号 香美郡殖林組合の解散について
- 議案第 96号 香美郡殖林組合の解散に伴う財産処分及び事務承継について

議員提出議案の題目

な し

議事日程

令和5年香美市議会定例会12月定例会議議事日程

（審議期間第15日目 日程第5号）

令和5年12月15日（金） 午前9時00分開議

- 日程第1 議案第 78号 令和5年度香美市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第2 議案第 80号 令和5年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）
- 日程第3 議案第 82号 令和5年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）
- 日程第4 議案第 85号 令和5年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第 86号 香美市人権尊重のまちづくり条例の制定について
- 日程第6 議案第 87号 香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に

ついて

日程第7 議案第 90号 香美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第 91号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第 93号 香美市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第 94号 香美市児童クラブの指定管理者の指定について

日程第11 議案第 95号 香美郡殖林組合の解散について

日程第12 議案第 96号 香美郡殖林組合の解散に伴う財産処分及び事務承継について

会議録署名議員

11番、山崎晃子君、12番、笹岡 優君（審議期間第1日目に審議期間を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長(山本芳男君) ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、議案78号、令和5年度香美市一般会計補正予算(第9号)から、日程第4、議案第85号、令和5年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)まで、以上4件を一括議題とします。

これらの議案について、質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」という声あり

○議長(山本芳男君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第5、議案第86号、香美市人権尊重のまちづくり条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

15番、利根健二君。

○15番(利根健二君) 議案第86号について、お伺いいたします。

こういった条例では、多くの場合、第10条か第11条あたりに「組織」という項目があります。今回提出されている条例では、第11条のところに書かれております。こういった場所には、通常、一定の選考基準というか、つまり、関係団体とか、行政等、専門知識のある方と、一定記述しているのが多いです。今回のフルバージョンに当たりますは、全国の多くの例、そして、本市の他の審議会とか委員会条例の例に倣って、ここはそういった記述をしておくべきではなかったかと、私は思っております。

併せまして、この条例は自治法上の市の附属機関と認識しております。議会が香美市審議会等の公募に関する条例の制定に向けて調査を行ったとき、執行部から、この審議会は公募委員の参加が可能であるという返事をいただいております。香美市人権のまちづくり審議会条例では、公募委員の枠がなかったようですが、今回も公募委員の記述がございません。さきの質問と併せまして、ここは記述するべきと思いますが、見解をお伺いいたします。

○議長(山本芳男君) ふれあい交流センター所長、植田佐智さん。

○ふれあい交流センター所長(植田佐智君) 利根議員の御質問にお答えします。

この条例が可決されましたら、香美市人権尊重のまちづくり審議会規則を制定するよう準備しており、こちらで組織の構成員について規定する予定をしております。

また、公募委員についてですが、議員御指摘のとおり、現在の香美市人権のまちづくり審議会条例には審議会の組織規定がございません。したがって、新しく制定予定の審議会規則では、組織の条文に「公募による市民」を加えております。

○議長(山本芳男君) 15番、利根健二君。

○15番(利根健二君) 自分が質問したのは、大体の条例の場合、規則というよりは条例の段階で、ここの部分は重要なので書き込んでいる場合が多いです。その辺は指

摘しておきます。実際は規則で書かれるので、一定公募委員の参加が担保されることが確認できました。ありがとうございます。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第6、議案第87号、香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第7、議案第90号、香美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） ちょっと確認したいのですが、今回、会計年度任用職員の関係等が、従前の例ということですので、正職員等が遡求した場合でも会計年度任用職員は遡求しないという認識でいいのでしょうか。この「従前の事例」を含めて説明をお願いしたいのと、もう一つは、この会計年度任用職員等で特殊勤務手当条例の関係等に該当するような勤務があるのかも含めて、どうでしょうか。

○議長（山本芳男君） 総務課長、竹崎澄人君。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

御質問がございましたところにつきましては、正職員と違って、この遡求から除外するようになっております。一つは、第33条第2項第1号で取り決めてある、任期が3か月以内の方、短い方ですね。それと、第2号のパートタイム会計年度任用職員であって、1週間当たりの勤務時間が短い方、ここは時間で言いますと15時間30分未満になっています。それと、第33条第3項では、改正施行日の属する月の前月の末日、要は11月30日までに退職、または死亡した方という3つのパターンを、国の非常勤職員の取扱いに照らして改正しておりまして、この3つについては除外するとしたものです。

質問2つ目の特殊勤務手当は、具体的にひもづけされるものがあるか、今、具体例をここではよう申し上げませんが、国、それから、株式会社ぎょうせいとかで条例の改正案を勘案して、参考としながら作り込みをしたものです。

以上です。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第8、議案第91号、香美市税条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） これは全体として抜かってきたのか、もともと今回の提案になった経過も含めてお願いしたいのと、それから同時に、これを適用する場合はどういう形になるのか、今後の経過、方向も含めてお願いします。

○議長（山本芳男君） 税務収納課長、猪野高廣君。

○税務収納課長（猪野高廣君） 笹岡議員の御質問にお答えいたします。

条例改正の際に、議案細部説明書にも書いてありますけれども、前回どうして抜かったのか、経過は前課長等も退職されておりましたので、よく分かっておりません。ただ、香南市なんかこの部分がありませんでしたので、何か話合いがあったのか分かりませんが、この12月定例会議で一緒に上げましょうという話合いをして、このたび改正案を提出させていただきました。資料の新旧対照表を見ていただきますと、2行目に、第2号に掲げる寄附金または次に掲げる寄附金もしくは金銭を支出した場合ということで、「次に掲げる」という文言があるにもかかわらず掲げていなかったもので、改正させていただきました。

この第1号から第5号は、個人住民税の寄附金税制で、ふるさと納税以外の寄附金を団体等に対して行った場合に、個人住民税の税額控除が受けられるという制度でございます。その団体といいますのは、香美市内に主な事務所等があり事業をしておる団体というくりにしておりますので、県内ほかの制定しております市の条例を見ましても、その自治体で主な事業をして事務所があるところというくりをどこもしておりますので、文言についても同じように規定しております。

この条例に基づく寄附金の控除を受ける際には、自治体はその団体をまた別に指定しなければなりません。以前、香美市に高知工科大学の事務所があったときには、大学に対して研究等の目的で寄附した場合、香美市が指定しておれば税額控除を受けられる対象団体になるのですが、今、高知市永国寺町に事務所があり、香美市に主な事務所がないので、指定できる団体ではないです。なお、高知県では指定しておりますので、高知工科大学に寄附したいという方がおられましたら、寄附をしたという証拠があれば、それを確定申告等しまして、10%のうちの4%、県民税では税額控除を受けられることとなります。

何分、第1号から第5号を規定しておかないと、そういう団体が出てきた際に、住民の方が寄附をしたとしても、指定しておかないと税額控除が受けられないこととなりますので、遅れましたけれども、このたび提案させていただきました。

以上でございます。

○議長（山本芳男君） 12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） そうしたら、この条例に基づいて、対象の該当者を特定し

ていく作業がこれから始まるという認識でいいのでしょうか。

○議長（山本芳男君） 税務収納課長、猪野高廣君。

○税務収納課長（猪野高廣君） そのとおりでございます。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第9、議案第93号、香美市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） この条例の中身も含めて、どのような事例を想定しているのかなど。もし、事例として紹介できるものがあれば、お願いしたいと思います。

○議長（山本芳男君） 上下水道局長、西村安史君。

○上下水道局長（西村安史君） お答えいたします。

今回の条例改正は、土佐山田町の下水道と香北町の下水道の算定基準を同一にするためです。第2号につきましては、井戸水と水道水を併用して下水道を利用する場合を想定しています。第3号、第4号については、土佐山田町地域においても実際のところ事例はございません。

以上です。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第10、議案第94号、香美市児童クラブの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第11、議案第95号、香美郡殖林組合の解散について、本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第12、議案第96号、香美郡殖林組合の解散に伴う財産処分及び事務承継について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、日程第1、議案第78号から、日程第12、議案第96号までの質疑は全て終わりました。

各案件は、お手元にお配りしました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委

員会に付託します。

お諮りします。付託しました各案件は、12月21日までに審査を終えるよう、期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は、12月21日までに審査を終えるよう、期限をつけることに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終わりました。

次の本会議は、12月22日午前9時30分から開きます。

本日はこれで終了します。

（午前 9時17分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和5年香美市議会定例会

12月定例会議会議録（第6号）

令和5年12月22日 金曜日

令和5年香美市議会定例会12月定例会議会議録(第6号)

招集年月日 令和5年12月1日(金曜日)

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月22日金曜日(審議期間第22日) 午前 9時30分宣告

出席の議員

1番	有光収三	10番	比与森光俊
2番	公文直樹	11番	山崎晃子
3番	中平麻衣	12番	笹岡優
4番	西村剛治	13番	濱田百合子
5番	西山潤	14番	山崎龍太郎
6番	森田雄介	15番	利根健二
7番	山崎眞幹	16番	小松紀夫
8番	小松孝	17番	村田珠美
9番	舟谷千幸	18番	山本芳男

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	依光晃一郎	建設課長	野村文紀
副市長	村上真祥	農林課長	川島進
総務課長	竹崎澄人	商工観光課長	石元幸司
企画財政課長	佐竹教人	環境課長	依光伸枝
定住推進課長	小松伯聖	管財課長	三谷恵司
防災対策課長	中川英斉	ふれあい交流センター所長	植田佐智
税務収納課長	猪野高廣	会計管理者兼会計課長	明石清美
高齢介護課長	中山繁美	《香北支所》	
福祉事務所長	野邑裕永	支所長	前田哲夫
市民保険課長	萩野貴子	《物部支所》	
健康推進課健康づくり班長	西村昭彦	支所長	片岡亮

【教育委員会部局】

教育長	白川景子	教育振興課長	一圓まどか
教育次長	中山泰仁	生涯学習振興課長	黍原美貴子

【消防部局】

消防長 宮地義之

【その他の部局】

農業委員会事務局長 和田雅充 上下水道局長 西村安史

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 一 圓 幹 生 議会事務局書記 今 井 沙 織
議会事務局書記 横 田 恵 子

市長提出議案の題目

- 議案第 78号 令和5年度香美市一般会計補正予算（第9号）
議案第 80号 令和5年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）
議案第 82号 令和5年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）
議案第 85号 令和5年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第 86号 香美市人権尊重のまちづくり条例の制定について
議案第 87号 香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 90号 香美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 91号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 93号 香美市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 94号 香美市児童クラブの指定管理者の指定について
議案第 95号 香美郡殖林組合の解散について
議案第 96号 香美郡殖林組合の解散に伴う財産処分及び事務承継について
議案第 97号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議員提出議案の題目

- 意見書案第16号 基礎定数改善による正規教員増を求める意見書の提出について
意見書案第17号 現行健康保険証の廃止の延期を求める意見書の提出について
意見書案第18号 老齢基礎年金を物価上昇に見合った支給額に改善するよう求める意見書の提出について
意見書案第19号 子どものために保育士配置基準の引き上げを求める意見書の提出について

議事日程

令和5年香美市議会定例会12月定例会議議事日程

（審議期間第22日目 日程第6号）

令和5年12月22日（金） 午前9時30分開議

- 日程第1 議案第 78号 令和5年度香美市一般会計補正予算（第9号）
日程第2 議案第 80号 令和5年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）

- 日程第3 議案第 82号 令和5年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）
- 日程第4 議案第 85号 令和5年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第 86号 香美市人権尊重のまちづくり条例の制定について
- 日程第6 議案第 87号 香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第 90号 香美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第 91号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第 93号 香美市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 94号 香美市児童クラブの指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第 95号 香美郡殖林組合の解散について
- 日程第12 議案第 96号 香美郡殖林組合の解散に伴う財産処分及び事務承継について
- 日程第13 議案第 97号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 意見書案第16号 基礎定数改善による正規教員増を求める意見書の提出について
- 日程第15 意見書案第17号 現行健康保険証の廃止の延期を求める意見書の提出について
- 日程第16 意見書案第18号 老齢基礎年金を物価上昇に見合った支給額に改善するよう求める意見書の提出について
- 日程第17 意見書案第19号 子どものために保育士配置基準の引き上げを求める意見書の提出について
- 日程第18 閉会中の所管事務の調査について
- 日程第19 議員派遣の件

会議録署名議員

- 11番、山崎晃子君、12番、笹岡 優君（審議期間第1日目に審議期間を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時30分 開議)

○議長(山本芳男君) ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議の日程等につきましては、本日、議会運営委員会が開催されております。協議結果につきましては、議会運営委員会委員長、小松紀夫君より協議結果報告書が提出されていますので、御覧いただきたいと思っております。

議事日程はお手元に配付したとおりです。

日程第1、議案78号、令和5年度香美市一般会計補正予算(第9号)から、日程第12、議案第96号、香美郡殖林組合の解散に伴う財産処分及び事務承継についてまで、以上12件を一括議題とします。

初めに、12月15日に開催されました、予算決算・総務・教育厚生・産業建設常任委員会での審査結果につきましては、お手元に配付しました委員長報告書のとおりです。

これから、常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(山本芳男君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(山本芳男君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第1、議案第78号から、日程第12、議案第96号までの12件を一括して採決します。

以上、12議案に対する委員長の報告は可決であります。12件を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(山本芳男君) 全員起立であります。よって、日程第1、議案第78号から、日程第12、議案第96号の12件は、委員長報告のとおり可決されました。

お諮りします。日程第13、議案第97号、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第17、意見書案第19号、子どものために保育士配置基準の引き上げを求める意見書の提出についてまでの5件は、追加の案件であります。香美市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(山本芳男君) 異議なしと認めます。よって、日程第13、議案第97号から、日程第17、意見書案第19号までの5件の案件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、日程第13、議案第97号、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する

条例の制定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長（萩野貴子君） 提出議案について御説明いたします。

議案第97号、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

令和5年12月22日提出、香美市長 依光晃一郎

香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

香美市国民健康保険税条例（平成18年香美市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第21条に次の1項を加える。

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

（1）国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（2）国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

以下、第3号、第4号、第5号、第6号については、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の所得割額、並びに被保険者均等割額について、同様の内容でございます。

第22条の2の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第22条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

以下、第1号から第5号にそれぞれの事項を挙げております。

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

以下、第1号から第3号に書類を挙げております。

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができ

る場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

この条例による改正後の経過措置についての記載でございます。

続きまして、議案細部説明書(2)の1ページを御覧ください。

本案は、令和5年5月19日に「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が、また「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」が令和5年7月20日に公布され、国民健康保険税の改正部分については、令和6年1月1日から施行されることに伴う改正です。

国民健康保険加入世帯に出産予定の被保険者または出産した被保険者がいる場合においては、出産被保険者の出産予定月の前月(多胎妊娠の場合は3月前)から出産予定月(または出産月)の翌々月までの期間に係る所得割額・均等割額を減額するものです。

以上、提案説明でございます。御審議くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長(山本芳男君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

13番、濱田百合子さん、

○13番(濱田百合子君) 13番、濱田です。

丁寧な説明をしていただきましたが、例えば、12月生まれの方がいた場合は、どのような減額期間になるのか。また、来年1月に出産した場合の減額。そして、多胎妊娠の場合には3か月前ということですので、もし1月に多胎妊娠だった場合にはどのようなのか、少し具体的にお示してください。

○議長(山本芳男君) 市民保険課長、萩野貴子さん。

○市民保険課長(萩野貴子君) お答えいたします。

12月の場合ですが、対象になる者は、令和5年11月1日に出産した以降の方となります。これはどういう説明かといいますと、11月1日に出産された方は、産前1か月と産後3か月の減免期間となりますので、10月、11月、12月、1月が対象期間となりますが、施行日が1月1日ですので、4か月のうち1月分だけが対象月となります。12月の場合は、その分1か月ずれますので、産後2か月間が対象となります。

令和6年2月1日以降の出産の方につきましては、この経過措置からもずれてきますので、産前1か月が1月となり、1月、2月、3月、4月の4か月間が対象となります。ただ、多胎妊娠の方の場合には、前3か月ですので、2月1日に出産の場合でも、前3か月のうち1か月だけが対象となり、2か月分は減額とはなりません。多胎妊娠の方の場合には、4月1日以降になれば、産前3か月の1月、2月、3月と、産後3か月の4月、

5月、6月の計6か月分が減免対象となっておりま

す。

○議長（山本芳男君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第97号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山本芳男君） 全員起立であります。よって、議案第97号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、意見書案第16号、基礎定数改善による正規教員増を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提出者から趣旨説明を求めます。9番、舟谷千幸さん。

○9番（舟谷千幸君） 9番、舟谷千幸です。意見書案第16号、基礎定数改善による正規教員増を求める意見書の提出について、趣旨説明を行います。

教員不足は深刻化しています。文部科学省によれば、2021年度の始業時点に、公立学校全体で2,558人の教員不足が生じており、児童・生徒が自習を余儀なくされたり、管理職が担任をする事例が頻発しています。近年の定数改善は、若干の加配定数増が中心の小規模なものにとどまっています。教員不足と長時間過密労働を解消することと、子供の学習権を保障することは両立させなければなりません。そのためには、表記の基礎定数改善による正規教員を増やすことは効果的であり、国に求めるものです。

以上、意見書案の趣旨説明といたします。御審議どうぞよろしくお願いいたします。

【意見書案第16号 巻末に掲載】

○議長（山本芳男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（山本芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第16号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山本芳男君） 全員起立であります。よって、意見書第16号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、意見書案第17号、現行健康保険証の廃止の延期を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提出者から趣旨説明を求めます。13番、濱田百合子さん。

○13番（濱田百合子君） 13番、濱田百合子です。意見書案第17号、現行健康保険証の廃止の延期を求める意見書の提出について、趣旨説明を行います。

岸田首相は、12日、マイナンバーひもづけの誤りに関する総点検が終了したとして、健康保険証を予定どおり来年秋に廃止し、マイナンバーカードに一本化することを表明いたしました。

しかし、総点検の結果では、8,200万件余りのデータのうち、合わせて8,351件のひもづけミスが確認されています。また、総点検とは別に、厚生労働省がマイナ保険証を点検したところ、住民基本台帳の氏名や住所と一致しないものが約139万件あったということです。

各紙の世論調査では、マイナンバー制度の総点検を踏まえて、現在の健康保険証を予定どおり来年秋に廃止する政府の方針に対し、毎日新聞の調査では、反対が57%に、読売新聞の調査では、マイナンバーカードに対する不安が解消されるとは思わないが76%に上り、共同通信の調査では、保険証廃止を「延期するべきだ」と「撤回するべきだ」を合わせて73.1%となっています。

本市のマイナ保険証取得率は、国民健康保険証が10月時点で58.3%、後期高齢者医療被保険者証が9月末時点で52.9%です。このような状況のもと、国民の不信感が払拭されているとは到底言えないのではないのでしょうか。

来年秋の健康保険証の廃止は余りにも拙速です。保険証は、国民皆保険の根幹です。国民の命に直接関わるものであり、受療権を守るため、システムや制度は安全・確実なものとするのが求められます。

以上、趣旨説明といたします。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

【意見書案第17号 巻末に掲載】

○議長（山本芳男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

5番、西山 潤君。

○5番（西山 潤君） 5番、西山 潤です。私は、意見書案第17号、現行健康保

険証の廃止の延期を求める意見書に賛成の立場で討論いたします。

まず1点目の理由は、そもそも全ての健康保険組合員がマイナンバーカードを持っているわけではありません。マイナンバーカードの取得は、現在義務ではなく、あくまで申請によるものです。そのため、何らかの事情で申請できず、医療にかかれない方が出てくる可能性があります。全ての方が健康保険に入っていて、いつでも医療にかかる日本の保険制度の最もよい点が阻害されるおそれがあります。

2点目の理由は、こちらを御覧ください（資料を示しながら説明）。これは、私の持っている国民健康保険被保険者証を大きく書いてみました。色は勝手に私がつけたもので、実際には黄色や赤は使われておりません。ただ、マイナンバーカードとの違いを明確にするために作ってみました。マイナンバーカードには、保険者の情報が載っておりません。こちらの紙の保険証の場合は、黄色の枠をつけたところですね、高知県国民健康保険被保険者証とあり、あなたは国保に入ってるよということが、はっきり分かるわけでございます。そしてまた、上のほうには有効期限が令和6年7月31日と書かれております。保険者は高知県香美市だと、こちらは高知県香美市長と赤で書いてあります。自分は国保の仲間だよという仲間意識が生まれます。そのために、仲間意識に呼びかけるよう、香美市はいろいろな健康増進活動してきたわけです。そして、呼びかけられた被保険者は、ほかの組合員のためにも自分の健康を守っていこうと頑張ってきたわけです。これは、地方公務員共済とか、公立学校共済、協会けんぽなども一緒です。ところが、保険者名の書かれていないマイナ保険証では、その仲間意識が失われてしまい、結果的に保険財政をより圧迫する可能性もあります。

3点目は、こちらを御覧ください（資料を示しながら説明）。こちらは、保険証廃止後に使用される予定の証明書類が、次から次へと厚生労働省から出てきております。

1番の暗証番号なし顔認証マイナカードは、高齢者や障害を持っておられる方など、暗証番号の設定や管理に不安のある方を対象に交付されるものです。マイナカードから暗証番号を利用する機能を取り除き、顔認証にする設定です。これは各自治体が担います。また、申請は本人か代理人が市町村役場窓口で手続きをします。高齢者施設や障害者が生活している場所から、暗証番号の管理が事実上不可能だという声が出てきたため、設けられたものです。

2番、資格確認書。マイナカードの取得自体は初めに申しましたように任意ですので、カードを持っていない被保険者は健康保険証の代わりとして、資格確認書を保険組合に対して交付を求めることができます。混乱を避けるための措置として、当分の間、マイナ保険証を持っていない人と、保険組合が必要と認める方全員に資格確認書を交付できることとなります。

3番、資格情報のお知らせ。初めにも言いましたように、マイナカードには保険証のような情報が載っていません。そのため新規に被保険者資格を取得したり、70歳以上で負担割合が変わったりした場合には、この書類をマイナカードと一緒に提示すること

になります。

4番、被保険者資格申立書。マイナ保険証は持っていますが、転職などで新しい保険組合のデータ更新が遅れ、受診時にオンライン資格確認ができない場合、また、カードリーダーのトラブルでエラーになった場合、無保険扱いで全額自己負担とならないための書類が、この4番です。

実際、12月20日の全国保険医団体連合会の会見によると、資格が確認できず一旦10割請求となった事例が、既に510事例があったとされています。4番は、これを防ぐための書類です。

以上述べましたが、現行の紙の保険証を残せば、こうした複数の証明書類や煩雑な手続は必要ありません（資料を示しながら説明）。医療関係者の方々からも、何のための紙の保険証廃止かと疑問視する声が出ております。

この意見書は、少なくともこれらの体制がトラブルなくマイナカードでできるようになるまでは、こちらの紙の保険証をなくすことを延期してくれと（資料を示しながら説明）。最近、もう来年12月1日と岸田首相が公言したそうですけれども、明言する必要はなくて、ちゃんとトラブルがなくなるまで延期してくれと言っておるわけですので、ぜひ本意見書案に賛成してほしいと申し述べまして、賛成討論とします。

○議長（山本芳男君） ほかに討論はありませんか。

○議長（山本芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第17号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山本芳男君） 起立少数でございます。よって、意見書案第17号は、否決されました。

次に、日程第16、意見書案第18号、老齢基礎年金を物価上昇に見合った支給額に改善するよう求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提出者から趣旨説明を求めます。11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 11番、山崎晃子です。意見書案第18号、老齢基礎年金を物価上昇に見合った支給額に改善するよう求める意見書の提出について、趣旨説明をさせていただきます。

年金額は、68歳以上は物価の動き、67歳以下は賃金の動きに連動して、毎年度改定を行う仕組みになっています。2023年度は、2022年度の生鮮食品を含む消費者物価指数がプラス2.5%でしたが、抑制措置により、68歳以上の人の年金額は1.9%の引上げにとどまり、0.6%分は実質的に目減りすることになりました。

老齢基礎年金は、私たちの老後の自立した日常生活の基礎的な部分を支えて保障するものですが、消費税や医療・介護保険の負担増に加えて、物価高騰は生活の大きな不安となっています。老後を安心して暮らしていけるように、物価上昇に見合う老齢基礎年

金の支給額に改善することを求めるものです。

同僚議員の賛同をよろしくお願いいたします。

【意見書案第18号 巻末に掲載】

○議長（山本芳男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 6番、森田雄介です。私は意見書案第18号、老齢基礎年金を物価上昇に見合った支給額に改善するよう求める意見書案に賛成の立場で討論いたします。

公的年金の支給額は、物価や賃金の変化に応じて毎年度改定されます。本意見書案でも示されるように、昨今の物価高では、食料品、電気、ガス料金、また、ガソリン代と、生活に欠かせないものが次々と値上げになっています。12月定例会議の補正予算では、給食の食材費補填が計上されていました。当然、年金額もその物価上昇に見合うものが求められますが、2023年度は、マクロ経済スライドにより大幅な実質減になっております。来年度も物価上昇を反映し、2年連続でプラス改定となりそうですが、抑制措置も2年連続で発動される見通しです。物価ほどに年金が増えず、実質的には目減りすることになるようです。こういった事態に対して、参考になる措置が過去には取られております。2000年から2002年の改定では、高齢者の生活に配慮して物価スライド特例法をつくり、年金額を下げませんでした。今はこの時点以上に高齢者の生活は困窮しております。

また、国民年金法第4条には、この法律による年金の額は、国民の生活水準、その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応ずるため、速やかに改善の措置が講ぜられなければならないとの文言もあります。こういった根拠に照らして、来年度における物価上昇に見合う年金額引上げは、政府の当然の責任ではないでしょうか。

老齢基礎年金は、老後の自立した日常生活の基礎的な部分を支え、保障するものです。高齢者も若者も安心して老後を暮らせるように、物価上昇に見合う老齢基礎年金の支給額の改善を求め、本意見書案への賛成討論といたします。

○議長（山本芳男君） ほかに討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第18号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山本芳男君） 起立少数であります。よって、意見書案第18号は、否決されました。

次に、日程第17、意見書案第19号、子どものために保育士配置基準の引き上げを求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提出者から趣旨説明を求めます。12番、笹岡 優君。

○12番（笹岡 優君） 12番、笹岡 優です。意見書案第19号、子どものために保育士配置基準の引き上げを求める意見書の提出につきまして、趣旨説明をさせていただきます。

提案に至った理由として、こども家庭庁は、こども基本法に基づいて、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める、こども大綱を策定しました。このこども大綱を基に、こども政策推進会議が、毎年、こどもまんなか実行計画を策定することになりました。

その一連の議論と流れの中で、75年ぶりに保育士の配置基準が、1歳児の子供6人に対して保育士1人の基準を5人に1人に、4歳・5歳児の子供30人に対して保育士1人の基準を25人に1人に改善する、こども未来戦略方針が、今年の6月13日に閣議決定されました。これが実施されれば、香美市においても、地方交付税交付金の積算根拠となる基準財政需要額に反映され、公立・私立も含めて財政基盤を改善する方向につながるるとともに、保育士の過重労働を改善し、保育士不足を解消していくことにつながるの思いで提案させていただきました。

同僚議員の皆さんの賛同をお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

【意見書案第19号 巻末に掲載】

○議長（山本芳男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 11番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は、意

見書案第19号、子どものために保育士配置基準の引き上げを求める意見書案に賛成の立場で討論を行います。

急速な少子化が進む中、安心して子供を産み育てることができる社会の実現が、強く求められています。そのためには、子供の健やかな成長を支える質の高い保育サービスの提供と、保育の担い手確保が重要と考えます。この数年間のコロナ禍において、保育所の果たしている役割と重要性は、広く社会的に認識されるようになりました。特に、共働き世帯やシングルマザー・ファーザーが、毎日の仕事、暮らしを維持していくときに、安心して預けることのできる保育所の存在は、生活そのものであることをコロナ禍で実感したこの数年間でした。しかし、精神的にも厳しかった、この間の保育環境や重労働等で、体調を崩す保育士も増えており、担い手不足にもつながっています。そのような中で、感染対策を徹底しながら子供の発達を保障し、子育て家庭を支える役割を担ってきたことは、香美市としても大きな柱だと感じています。

小学校では全学年での少人数学級化が順次実現されていますが、一方で、小学生よりも幼い乳幼児が長時間生活する保育所等の保育士配置基準が、75年間も改善されていないことは、あまりにもひど過ぎると思います。

今年4月に、こども家庭庁が創設されました。このこども家庭庁の方向も踏まえて、積極的に後押しする本意見書案は、来年度予算編成にも大きく影響することを考慮し、今定例会議において上げるべきとの思いを表明し、討論といたします。

○議長（山本芳男君） ほかに討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第19号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（山本芳男君） 起立少数であります。よって、意見書案第19号は、否決されました。

日程第18、閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会及び朝ドラ「あんぱん」特別委員会の各委員長から、香美市議会会議規則第112条の規定によって、お手元に配付しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第19、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件について、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元に配付しましたとおり、派遣することに決定しました。

この際、お諮りします。ただいま決定しました議員派遣の内容につきまして、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任をお願いしたいと思えますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上で、今期定例会議に付された事件は全て終了しました。

これで、12月定例会議を終了します。

お諮りします。香美市議会会議規則第7条の規定により、本日をもって令和5年香美市議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（山本芳男君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

閉会に当たりまして、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。市長、依光晃一郎君。

○市長（依光晃一郎君） 令和5年香美市議会定例会12月定例会議の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今月1日に開会いたしました12月定例会議も、山本議長の円滑なる会議運営によりまして、本日閉会となりました。定例会議には多くの議案を提案いたしました。その全ての議案につきまして、慎重かつ適切に御審議、御決定を賜りまして、誠にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

本定例会議では、朝ドラ「あんぱん」に向けた御質問を多くいただきました。また、山田西町駅や奥物部ふるさと物産館などの拠点整備への御質問、教育振興基本計画や通学路の安全対策、手話言語条例制定についての御質問、そして、kamica（カミカ）の利便性向上や稲作の今後に向けた課題など、数多くの御意見や御提案をいただきました。御審議の過程でいただきました貴重な御意見や御提言を十分肝に銘じ、今後の香美市の運営に努めてまいります。引き続きの御指導、御鞭撻を何とぞよろしくお願いいたします。

年の瀬となりまして、何かと慌ただしくなり、また寒い日も増えてきましたが、議員の皆様方には御自愛いただければと思えます。

結びに、議員の皆様方のますますの御活躍を心より御祈念申し上げまして、閉会に当たりましての私の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（山本芳男君） ありがとうございました。

それでは、閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

12月1日に開会されました12月定例会議も、本日までの22日間、無事に終えることができました。

本定例議には、令和5年度香美市一般会計補正予算（第8号）を含む議案21件、報告1件、発議1件、決議2件、意見書案4件におきまして、議員各位の慎重な審査と審議により、提案されました全ての案件を議了することができました。これもひとえに議員各位の御協力による賜物と、深く感謝を申し上げますとともに、厚くお礼を申し上げます。一般質問では、15人の議員がそれぞれの立場で、市政全般にわたりまして真剣に質問が行われました。執行部におかれましては、しっかり審査されまして、市政運営に生かしていただくよう、お願い申し上げます。

さて、御案内のように、再来年の春から「あんぱん」が放送されます。香美市を全国に発信する大きなチャンスであります。執行部、議会、市民の皆様と一体となり、香美市の将来像を見据え取り組んでまいりましょう。

12月に入ってから、日中は穏やかな日が続いていましたが、山沿いでは雪がちらつくなど、大変厳しい寒さとなってまいりました。今後、水道管、路面の凍結などに気をつけていただきたいと思います。

今年もあとわずかとなってまいりました。皆様方におかれましては、健康には十分留意されまして、新しい年をお迎えくださいますよう、お願いを申し上げます。本年1年間大変お世話になりました。心から感謝を申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

以上をもちまして、令和5年香美市議会定例会を閉会いたします。

（午前10時18分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和5年香美市議会定例会

12月定例会議会議録

卷 末 掲 載 文 書

令和5年香美市議会定例会12月定例会議審議期間予定表

審議期間	月日(曜日)	会 議 等		
	11月24日(金)			再開要求通知・議案書発送
	25日(土)			
	26日(日)			
	27日(月)			
	28日(火)		AM9:30	議会運営委員会
	29日(水)			
	30日(木)			
第1日	12月1日(金)	本会議	AM9:00	審議期間の決定、会議録署名議員の指名、諸般の報告・議長の報告 市長の行政の報告及び議案提案・提案理由の説明
第2日	2日(土)	休 会		休日、議案精査のため
第3日	3日(日)	休 会		〃
第4日	4日(月)	休 会		【一般質問通告期限(原則午前9時)】 【抽選(午後1時)】 議案精査のため
第5日	5日(火)	休 会		議案精査のため
第6日	6日(水)	休 会		〃
第7日	7日(木)	休 会		〃
第8日	8日(金)	休 会		〃
第9日	9日(土)	休 会		休日、議案精査のため
第10日	10日(日)	休 会		〃
第11日	11日(月)	休 会		議案精査のため
第12日	12日(火)	本会議	AM9:00	一般質問①
第13日	13日(水)	本会議	AM9:00	一般質問②
第14日	14日(木)	本会議	AM9:00	一般質問③ 会派代表者会議
第15日	15日(金)	本会議	AM9:00	議案質疑・委員会付託・予算決算常任委員会・総務常任委員会 教育厚生常任委員会・産業建設常任委員会
第16日	16日(土)	休 会		休日、議案審査精査のため
第17日	17日(日)	休 会		〃
第18日	18日(月)	休 会		議案審査精査のため
第19日	19日(火)	休 会		〃
第20日	20日(水)	休 会		〃
第21日	21日(木)	休 会		〃
第22日	22日(金)		AM9:00	議会運営委員会
		本会議	AM9:30	議案採決(付託議案の報告～採決)

補正予算・議案審査

12月15日(金)	予算決算常任委員会		議案第78・80・82・85号
	総務常任委員会		議案第90・91・95・96号
	教育厚生常任委員会		議案第86・87・94号
	産業建設常任委員会		議案第93号

委員会審査結果一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
議案第78号	令和5年度香美市一般会計補正予算（第9号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第80号	令和5年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第82号	令和5年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第85号	令和5年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第86号	香美市人権尊重のまちづくり条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第87号	香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第90号	香美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第91号	香美市税条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第93号	香美市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第94号	香美市児童クラブの指定管理者の指定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第95号	香美郡殖林組合の解散について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第96号	香美郡殖林組合の解散に伴う財産処分及び事務承継について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成

発議第4号

香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり発議を提出します。

令和5年12月1日提出

香美市議会議長 山本芳男 殿

提出者 香美市議会議員 村田珠美

賛成者 " 利根健二

賛成者 " 小松紀夫

賛成者 " 笹岡 優

賛成者 " 比与森 光俊

賛成者 " 西村 剛治

香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成20年香美市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の150」を「100分の157.5」に改める。

第2条 香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の157.5」を「100分の153.75」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。

決議案第1号

ガザ地区における平和の実現を早期に求める決議について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり決議案を提出します。

令和5年12月1日 提出

香美市議会議長 山本芳男 殿

提出者 香美市議会議員 村田珠美

賛成者 香美市議会議員 利根健二 賛成者 香美市議会議員 小松孝

賛成者 〃 小松紀夫 賛成者 〃 中平麻衣

賛成者 〃 森田雄介 賛成者 〃 笹岡優

賛成者 〃 有光収三 賛成者 〃 西山潤

賛成者 〃 山崎真幹 賛成者 〃 山崎龍太郎

賛成者 〃 山崎晃子 賛成者 〃 比与森光俊

賛成者 〃 濱田百合子 賛成者 〃 公文直樹

賛成者 〃 舟谷千幸 賛成者 〃 西村剛治

ガザ地区における平和の実現を早期に求める決議

パレスチナガザ地区を支配するイスラム組織ハマスとイスラエル軍との戦闘が始まり、1か月以上が経過しました。双方の応酬はガザ地区等において、人命を深刻な危機的状況にさらすとともに、市街地にも甚大な被害をもたらしています。

本市議会としては、市民が強く願う恒久平和及び人権尊重の立場から、この度の紛争に対して、これ以上人道危機が悪化しないよう、全ての当事者が国際法に基づき、事態の鎮静化と人道上の改善を図ることを求めます。

以上、決議します。

令和5年12月1日

高知県香美市議会

決議案第2号

朝ドラ「あんぱん」特別委員会の設置に関する決議について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり決議案を提出します。

令和5年12月1日 提出

香美市議会議長 山本芳男 殿

提出者 香美市議会議員 小松紀夫

賛成者 香美市議会議員 山崎晃子

賛成者 " 利根健二

賛成者 " 森田雄介

賛成者 " 山崎真幹

賛成者 " 舟谷千幸

賛成者 " 小松孝

賛成者 " 笹岡優

朝ドラ「あんぱん」特別委員会の設置に関する決議

香美市議会は、香美市議会委員会条例第6条の規定により、下記のとおり朝ドラ「あんぱん」特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名 称 朝ドラ「あんぱん」特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第109条及び香美市議会委員会条例第6条
3. 設置の目的 NHKの2025年前期連続テレビ小説は、「アンパンマン」の作者であり本市出身のやなせたかし先生とパートナーの小松暢さんをモデルにした「あんぱん」に決定し、来年の秋から撮影が行われる予定で、再来年の春に放送が始まります。
この千載一遇の機会を真摯にとらえ「やなせたかし記念館のあるまち」としての環境整備を積極的に推進するとともに、「人生はよろこばせごっこ」がモットーでしたやなせ先生への感謝を込めて、予想される多くの観光客の皆さんに満足し、よろこんでいただけるよう、市民の皆さんの力も借りて出来る限りの体制整備を行わなければなりません。
また、朝ドラ効果による一過性の取組みにとどめないために、議会も執行部と一体となり調査・研究を行う目的をもって朝ドラ「あんぱん」特別委員会を設置します。
4. 委員の定数 8名以内
5. 会 議 委員会が必要に応じ委員長が招集します。
6. 設置の期間 本委員会の設置期間は、3に掲げる目的が達成される見込みが認められるまでの期間とし、通年の会期及び翌年以降の会期にわたり、継続して付議事件について調査・研究できるものとし、
7. 施行期日 令和5年12月1日

以上、決議します。

令和5年12月1日

高知県香美市議会

朝ドラ「あんぱん」特別委員会の委員名簿

【 朝ドラ「あんぱん」特別委員会 : 8人以内 】

議席番号	議員名	議席番号	議員名
3	中平麻衣	9	舟谷千幸
4	西村剛治	13	濱田百合子
6	森田雄介	15	利根健二
7	山崎眞幹	16	小松紀夫

意見書案第16号

基礎定数改善による正規教員増を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

令和5年12月22日 提出

香美市議会議長 山本芳男 殿

提出者 香美市議会議員 舟谷千幸

賛成者 " 山崎龍太郎

賛成者 " 山崎眞幹

基礎定数改善による正規教員増を求める意見書（案）

文科省によれば、2021年度始業時に公立学校全体で2,558人もの教員不足が発生していました。その後も、産・育休などの代替え教員が見つからず、児童生徒が自習を余儀なくされたり、管理職が担任したりする事例が頻発しています。欠員分の業務をカバーする教員の過重労働は病気休職や離職につながり、教員不足を深刻化させるという負の連鎖が止まりません。

教員不足と長時間過密労働を解消することと、子どもの学習権を保障することは両立させなければなりません。その為には正規教員を増やすことが不可欠です。「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（義務標準法）は、公立小学校の教員標準定数を基礎定数と加配定数の組み合わせにより算定していますが、近年の定数改善は若干の加配定数増が中心の小規模なものにとどまっています。

また学級規模においても、2021年は小学校全学年35人学級制が41年ぶりに実現しましたが、中学校は未だ40人学級のままだです。

正規教員増には、同法第7条1項1号の教員基礎定数の算定方法（標準学級数×乗ずる数）を改正（「乗ずる数」の増加）して学級担任外教員数を増やし、各教員の授業担当コマ数を減らすことが効果的です。

「乗ずる数」は1993年以来30年間改正されず、教育ニーズが増大する教育現場の実態に合わなくなっています。「乗ずる数」を25%増しに改善するだけで、教員の週平均授業担当コマ数を、小学校なら1日平均4コマに、中学校なら1日平均3コマに減少させることができます。そのために必要な予算は約9,800億円であり、現実的な政策です。

よって、国におかれては、教員基礎定数の算定方式を改善による正規教員増のため、以下のことを求めます。

記

1. 公立小中学校の学級編制標準を改正し、中学校35人学級を含め、少人数学級制をさらに拡充すること。
2. 「乗ずる数」の数値を改正し、教員の従業担当コマ数の軽減を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年12月22日

衆議院議長	額賀福志郎	殿
参議院議長	尾辻秀久	殿
内閣総理大臣	岸田文雄	殿
文部科学大臣	盛山正仁	殿
財務大臣	鈴木俊一	殿
総務大臣	松本剛明	殿
内閣官房長官	林芳正	殿

高知県香美市議会議長 山本芳男

意見書案第17号

現行健康保険証の廃止の延期を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

令和5年12月22日提出

香美市議会議長 山本芳男 殿

提出者 香美市議会議員 濱田百合子

賛成者 " 西山潤

賛成者 " 西村剛治

現行健康保険証の廃止の延期を求める意見書（案）

健康保険証と一体化したマイナンバーカード（マイナ保険証）で、保険資格を確認する利用率が、6か月連続で減少したことが厚生労働省の調査で分かりました。

ピークだった4月の6.3%から、10月は4.49%にまで落ち込んでいます。医療機関や薬局には、保険資格をオンラインで確認するシステムの導入が義務付けられています。しかしながら、10月の現行保険証の利用件数は、1億6,554万件でしたが、マイナ保険証の利用件数は779万件にすぎません。

医療機関等の窓口では、マイナ保険証で患者の保険情報が正しく確認できないトラブルが発生しています。およそ6割の保険医療機関が電子資格確認時に何らかのトラブルを経験しています。そのうち最も多いものが、被保険者の資格があるにもかかわらず「無効」や「該当なし」とされたもので、次に読み取り時の不具合で確認できなかったものです。このほかにマイナ保険証で確認した保険情報が他人のものであった事例もあり、投薬歴の誤認などで重大な事故につながる恐れも指摘されています。

これらのトラブルにより正しく保険診療が受けられないことは、国民皆保険制度の根幹にかかわる問題です。現在は資格確認のトラブルに際して医療機関で改めて健康保険証と照合して対処されていますが、健康保険証が廃止された場合はそれができなくなります。

医療保険制度は、国民の生命に直接かかわるものであり、受療権を守るためにシステムや制度は安全、確実なものとするのが求められます。

このような状況の中で、令和6年秋に健康保険証を廃止してマイナ保険証に一本化することはきわめて拙速です。

よって、国におかれては、現行健康保険証の廃止を延期することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年12月22日

衆議院議長	額賀福志郎	殿
参議院議長	尾辻秀久	殿
内閣総理大臣	岸田文雄	殿
総務大臣	松本剛明	殿
厚生労働大臣	武見敬三	殿
内閣官房長官	林芳正	殿
デジタル大臣	河野太郎	殿

高知県香美市議会議長

山本芳男

意見書案第18号

老齢基礎年金を物価上昇に見合った支給額に改善するよう求める意見書の提出
について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係
各大臣に対し下記の意見書を提出します。

令和5年12月22日提出

香美市議会議長 山本芳男 殿

提出者 香美市議会議員 山崎晃子

賛成者 " 西村剛治

賛成者 " 濱田百合子

老齢基礎年金を物価上昇に見合った支給額に改善するよう求める意見書（案）

厚生労働省は、年金支給額を平成25年10月から平成27年4月までの間に3.4%減額し、その後も毎年のように減額してきました。

令和2年度は、物価の伸びと比べて実質0.3%の減額で、令和3年度は名目手取り賃金変動率がマイナス0.1%となったことで、年金も前年度比0.1%減額となりました。さらに、令和4年度は賃金変動率がマイナス0.4%となり合わせて年金も0.4%減額されました。本年度はプラス改定となりましたが、抑制措置で0.6%分が実質的に減ることになり、来年度以降もマイナスになることが予想されます。

一方、物価は異常な高騰を見せています。昨年12月の消費者物価指数は食料品7%、電気料金21.3%、ガス料金23.3%の値上げになり、その後も諸物価の高騰が続いています。

老齢基礎年金は、老後の自立した日常生活の基礎的な部分を支えて保障するものと

して全国民共通に給付されています。また、老後の経済生活を支える主要な柱でもあり、そのほとんどが消費に回るため地域経済における安定した消費活動の下支えとして地方財政に与える影響は大きいものとなっています。

消費税増税や医療・介護保険料の負担増、原材料費の高騰による諸物価の上昇等も相まって、年金の削減はトリプルパンチとなっています。このことは、生きる糧としての食生活さえも切り詰めるを得ない深刻な状態となっています。

よって、国におかれては、老齢基礎年金を物価上昇に見合った支給額に改善するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年12月22日

衆議院議長	額賀福志郎	殿
参議院議長	尾辻秀久	殿
内閣総理大臣	岸田文雄	殿
財務大臣	鈴木俊一	殿
厚生労働大臣	武見敬三	殿
内閣官房長官	林	芳正 殿

高知県香美市議会議長 山本芳男

意見書案第19号

子どものために保育士配置基準の引き上げを求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

令和5年12月22日提出

香美市議会議長 山本芳男 殿

提出者 香美市議会議員 笹岡 優

賛成者 " 山崎 晃子

賛成者 " 西村 剛治

子どものために保育士配置基準の引き上げを求める意見書（案）

保育所は、子育て家庭をささえる施設であり、幼い子どもの発達を保障し、いのちを守るための不可欠な社会的資源になっています。

保育所の機能拡充がすすむ一方で、職員配置や施設基準の改善はすすまず、国際的にも低い水準のまま放置され、職員の負担が増大しています。

保育所での事故が増大している状況などを踏まえれば、現在の配置基準は不十分であり、子どもの命と安全を守るためにも保育士増員が急務となっています。

政府は、国の直面する最大の危機である少子化を反転させるとして「こども未来戦略方針」を2023年6月13日に閣議決定しました。その中で、「75年ぶりの配置基準改善」として、①1歳児の子ども6人に対し保育士1人の基準を5対1にする。②4・5歳児の基準を子ども30人に対し保育士1人の基準を25対1に改善することが盛り込まれました。

この内容を踏まえ、国におかれては、必要な財源を確保し、子どものために保育士配置基準の引き上げを求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年12月22日

衆議院議長	額賀福志郎	殿
参議院議長	尾辻秀久	殿
内閣総理大臣	岸田文雄	殿
総務大臣	松本剛明	殿
財務大臣	鈴木俊一	殿
文部科学大臣	盛山正仁	殿
内閣官房長官	林芳正	殿

高知県香美市議会議長 山本芳男

令和5年香美市議会定例会12月定例会議議決一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	議決結果	議決年月日
議案第77号	令和5年度香美市一般会計補正予算(第8号)	原案可決	5.12.1
議案第78号	令和5年度香美市一般会計補正予算(第9号)	原案可決	5.12.22
議案第79号	令和5年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)	原案可決	5.12.1
議案第80号	令和5年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)	原案可決	5.12.22
議案第81号	令和5年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3号)	原案可決	5.12.1
議案第82号	令和5年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第4号)	原案可決	5.12.22
議案第83号	令和5年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算(第2号)	原案可決	5.12.1
議案第84号	令和5年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	原案可決	5.12.1
議案第85号	令和5年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	原案可決	5.12.22
議案第86号	香美市人権尊重のまちづくり条例の制定について	原案可決	5.12.22
議案第87号	香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	5.12.22
議案第88号	香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	5.12.1
議案第89号	香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	5.12.1
議案第90号	香美市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	5.12.22
議案第91号	香美市税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	5.12.22
議案第92号	香美市香北町緑地等管理中央センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	5.12.1
議案第93号	香美市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	5.12.22

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
議案 第 94 号	香美市児童クラブの指定管理者の指定について	原案可決	5. 12. 22
議案 第 95 号	香美郡殖林組合の解散について	原案可決	5. 12. 22
議案 第 96 号	香美郡殖林組合の解散に伴う財産処分及び事務承継について	原案可決	5. 12. 22
議案 第 97 号	香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	5. 12. 22
諮問 第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について	原案適任	5. 12. 1
諮問 第 4 号	人権擁護委員候補者の推薦について	原案適任	5. 12. 1
諮問 第 5 号	人権擁護委員候補者の推薦について	原案適任	5. 12. 1
諮問 第 6 号	人権擁護委員候補者の推薦について	原案適任	5. 12. 1
発議 第 4 号	香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	5. 12. 1
決議 第 1 号	ガザ地区における平和の実現を早期に求める決議について	原案可決	5. 12. 1
決議 第 2 号	朝ドラ「あんぱん」特別委員会の設置に関する決議について	原案可決	5. 12. 1
意見書案 第 16 号	基礎定数改善による正規教員増を求める意見書の提出について	原案可決	5. 12. 22
意見書案 第 17 号	現行健康保険証の廃止の延期を求める意見書の提出について	原案否決	5. 12. 22
意見書案 第 18 号	高齢基礎年金を物価上昇に見合った支給額に改善するよう求める意見書の提出について	原案否決	5. 12. 22
意見書案 第 19 号	子どものために保育士配置基準の引き上げを求める意見書の提出について	原案否決	5. 12. 22